

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録

令和 5年 2月27日 開 議

令和 5年 3月22日 散 会

香 美 市 議 会

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第1号）

令和5年2月27日 月曜日

令和5年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和5年2月27日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月27日月曜日（審議期間第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	上下水道局長	西村安史
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	猪野高廣	ふれあい交流センター所長	植田佐智
市民保険課長	萩野貴子	会計管理者兼会計課長	明石清美
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課長	宗石こずゑ	支所長	前田哲夫
建設課参事	近藤浩伸	《物部支所》	
建設課長	井上雅之	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 藤 川 典 子
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 2号 令和5年度香美市一般会計予算
- 議案第 3号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 4号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 5号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 6号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7号 令和5年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 8号 令和5年度香美市簡易水道事業会計予算
- 議案第 9号 令和5年度香美市下水道事業会計予算
- 議案第 10号 令和4年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第 11号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 12号 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 議案第 13号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 14号 香美市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 15号 香美市個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 16号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 26号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 29号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 30号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 31号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 32号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和5年2月27日(月) 午前9時開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 繰越計算書の報告について

報告第2号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 2号 令和5年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 3号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

日程第6 議案第 4号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

日程第7 議案第 5号 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

日程第8 議案第 6号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第 7号 令和5年度香美市水道事業会計予算

日程第10 議案第 8号 令和5年度香美市簡易水道事業会計予算

日程第11	議案第	9号	令和5年度香美市下水道事業会計予算
日程第12	議案第	10号	令和4年度香美市一般会計補正予算（第11号）
日程第13	議案第	11号	令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第14	議案第	12号	令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
日程第15	議案第	13号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第	14号	香美市個人情報保護法施行条例の制定について
日程第17	議案第	15号	香美市個人情報保護審査会条例の制定について
日程第18	議案第	16号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	17号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	19号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	20号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	21号	香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	22号	香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	23号	香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	24号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	25号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	26号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	27号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	28号	香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第31	議案第	29号	市有財産の無償貸付けについて

- 日程第32 議案第 30号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第 31号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 32号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 33号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから令和5年香美市議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、1月は行く、2月は逃げると言われてますが、はや3月に入ろうとしております。年明けから、昼間は穏やかな日が続いておりましたが、去る1月23日から10年に一度の大寒波により、物部町は近年にない大雪となり、道路などの除雪作業に大変な御苦労があったと思います。道路の凍結によりスリップ事故を心配しておりましたが、大きな事故もなく安心したことでございました。また、市内全域で水道管の凍結や破損などがあり、生活に影響が及ぶこともあったと思います。三寒四温の気温により、梅の花、八重咲きの桜も咲き、春の気配を感じるようになってまいりました。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え公私ともに御多忙の折、3月定例会議に出席をいただき、誠にありがとうございます。

2月19日に、谷 秦山先生の61回目の墓前祭が行われ、来賓として中谷 元衆議院議員の妻美弥子さんをはじめ、多数の方の出席のもと厳粛に執り行われました。

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げを正式に決定されました。それにより、3月13日からのマスク着用も、屋内外を問わず個人の判断に委ねるとしております。感染拡大から4年目に入り、コロナ対策は大きな転換期を迎えることとなるでしょう。県も、新規感染者が減少傾向でステージを警戒から注意に引き下げましたが、今後とも収束に向け基本的な感染対策は必要であると思います。

さて、3月定例会議に市長から提出されています議案は、令和5年度香美市一般会計予算を含む33件、ほかに報告1件であります。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りたいとお願い申し上げます。また、議会の品位に重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、2月20日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

お諮りいたします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から3月22日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は、本日から3月22日までの24日間と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お配りした予定のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、11番、山崎晃子さん、12番、笹岡 優君を指名いたします。両名はよろしくお願ひいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第2号の繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告がありました。

また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄について報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりであります。

日程第3、報告第2号、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についてから、日程第36、議案第34号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてまで、以上34件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第2号から議案第34号までの提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和5年香美市議会定例会3月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

本議会では、令和5年度予算について御説明させていただきますが、私が市政運営において掲げている3つのビジョンを本格的に実現させるべく、御説明をさせていただきます。

改めまして、私が掲げる3つのビジョンとは、「人」づくり、人が輝く香美市、「絆」づくり、多様な人と地域がつながる香美市、「夢」づくり、新しい価値を創造する香美市であります。

この3つのビジョンのうち、来年度は特に「絆」づくりについて取り組みたいと思っております。といいますのも、新型コロナウイルス感染症について、5月には感染症法上の分類が5類に引き下げられることとなりました。そこで、これまでの日常を取り戻し、町を盛り上げることができないかと、新たな事業を創設したいと考えております。その事業とは、提案型市民主役事業費補助金（絆づくりイベント補助金）というもので、

200万円を計上させていただいております。この事業は、福井県鯖江市の事業を参考にしたもので、市民のやってみたいというチャレンジを市として応援することを目的とします。例を挙げると、市民から音楽イベントの企画、提案があった場合に、香美市役所内で事業の内容、波及効果など中身を審査した上で、必要に応じた金額を予算の範囲内で全額補助するという内容です。この事業によって、市民のやりたいという思いを市役所が応援し、香美市民同士の絆を深められればと思っております。

次に、夢づくりの取組についても御報告いたします。

今年度初めての取組として、香美市ものづくり大賞を開催いたしました。この事業は、香美市内でつくり出された優れた商品をたたえ、ものづくりに挑戦する人を応援する夢づくりの事業です。14作品の応募があり、審査の結果、グランプリには体に優しい白髪染め剤「オーガニックスパカラータデアイ」、優秀賞には冷凍食品「土佐寿司ゆずの山」が選ばれました。また、特別賞には「笛鳴子」、次世代賞には高知工科大生による「ウクライナ支援缶詰セット」が選ばれました。来月3月11日に香美市立図書館かみーるにて表彰式を行います。私としましては、受賞に至らなかった商品も含め、ふるさと納税の返礼品に御登録いただくこともお願いし、香美市が誇る商品としてしっかりと売り込んでいきます。また、企業や団体の新商品開発についても継続して応援してまいります。

次に、本日も私が掲げる5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについて、以下本日提案の議案にも触れながら御説明させていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いできればと考えております。

最初に、5つの基本政策の1つ目、経済の活性化についてであります。

先ほどもお話ししましたように、5月から感染症法上の分類が5類に引き下げられます。本格的な経済の回復を実現すべく、香美市としましても積極的な取組を進めたいと思っております。

まずは、観光振興です。高知県は、植物学者、牧野富太郎先生をモデルに、4月から放送予定のNHK連続テレビ小説「らんまん」に合わせて、観光キャンペーンを展開します。香美市においてもこの流れに乗るべく、香北の自然公園にて観光客の受け入れ準備を行っております。香北の自然公園は、香北町出身のテレビキャスター福留功男さんからの御寄附を基に、県立牧野植物園5代目園長で同じく香北町出身の、山脇哲臣さんが監修して造られました。現在、看板のリニューアル、遊歩道の改修工事を行っておりますが、4月からは香美市観光ガイドの会による、牧野博士ゆかりの香北の自然公園草花ガイドツアーが実施される予定で、多くの方に香美市を訪れていただきたいと思いますと思っております。

次に、龍河洞です。龍河洞もコロナ禍の中で苦戦が続いておりましたが、回復傾向にあります。来月3月22日に龍河洞情報館が落成することを契機に、さらなる利用者の増加を目指します。この情報館の内外には、フリーWi-Fiが整備され、龍河洞の魅

力や周辺の観光情報を観光客に伝え、龍河洞のみならず市内の他の観光施設への周遊も促していきます。また、多目的トイレや授乳室の設置により、乳幼児をお連れのお客様やハンディキャップをお持ちのお客様の利便性向上を図ります。

併せて、今年吉井 勇記念館が5月31日に20周年、誌とメルヘン絵本館が25周年という年でもあります。こういった節目の年を盛り上げ、多くのお客様に香美市に来ていただけるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、新たな雇用を生むための施設整備について御説明いたします。

今定例会議にシェアオフィス整備事業費を計上させていただいております。この予算は、私が以前からお話ししている、香美市に若者と女性の雇用をつくり出したいという公約を実現させるための予算であり、新たな時代を先取りする令和5年度の目玉事業の一つです。

市長就任以来、新たな施設にどういった機能を持たせるのか、また事業者をサポートする体制をどうやってつくるのかという観点から検討を進めてまいりました。企業誘致を進めていく上では、雇用を創出するという目的は大前提としてありますが、ただ企業が入るだけの箱となつてはいけないと考えております。人や企業とつながりがあり、そこから生まれる新たなビジネスやイノベーション、チャレンジできる環境が都市部企業の呼び水になると考えており、そうした機能を持たせるとともに今後急速に進んでいくDXなどを推進し、香美市が発展していくための拠点とすることを目指してまいります。そのための機能面といたしましては、シェアオフィスに加えてコワーキングスペースやコミュニティスペース、会議室を設け、香美市内外の企業や市民が交流できるように考えております。また、市内事業者のDX推進を図るビジネスサポートのために、香美市商工会の協力が不可欠であると考えており、香美市商工会に入居していただき、進出企業との連携、サポートをしっかりと支える体制をつくってまいります。議会の皆様の御理解をいただくことを前提に、令和7年度のオープンを目指し進めてまいります。御審議よろしくお願いたします。

併せて、市長就任後の企業誘致の取組について御報告いたします。

まず、現在南国市に本社工場を持つ株式会社スイーツが、高知テクノパークに総額10億円を投じて新工場建設することになり、1月18日に起工式が行われました。スイーツは、雪ヶ峰牧場のジャージー乳を使ったお菓子を作っており、香美市ともゆかりのある企業です。会社によりますと、20人の新規雇用を行って9月に操業開始する計画です。非常に人気のある商品群を持つ企業であり、雇用の面でも、香美市ふるさと納税の目玉商品としても期待しているところです。

また、株式会社OUTERという主に映像コンテンツ事業を行うベンチャー企業が、先月香美市にて創業いたしました。東京都渋谷区に本社を置く株式会社TAMARIBAを県と連携して誘致し、その子会社という形で設立されました。デジタルに強い企業が香美市で創業してくれたことは朗報で、後に続く企業が出てくよう、今後とも創業支

援のレベルアップに努めて、さらなる企業誘致に取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

香美市では、令和5年度から健康推進課と高齢介護課という2つの課が新たに誕生いたします。私としましては、これまでの健康介護支援課がただ単に2つに分かれたということではなく、それぞれの課が新たな取組にもチャレンジしながら、香美市に住んでよかったと思ってもらえるような事業を進めていきたいと考えております。健康推進課では、子育て家庭を支援するための伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体型実施事業の推進、糖尿病性腎症患者の重症化予防対策や、生活習慣保健指導などの予防プログラムに積極的に取り組んでまいります。また、高齢介護課では、高齢者福祉サービスについて市民が利用しやすくなるように、見直しを順次進めてまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

香美市の教育については、これまでの関係者の御努力によりまして全国的にも注目されていると、私自身うれしく思っております。2月3日に第18回全国小学校英語教育実践研究会高知大会が開催されましたが、公開授業の場として、大宮小学校、香北中学校が選ばれました。当日は、文部科学省から安彦大臣官房審議官、直山初等中等教育局視学官にお越しいただくなど、実質的にメイン会場として全国の先生方に授業風景を御覧いただきました。

また、2月6日には市議会の皆様方と香北中学校を視察させていただきました。令和5年度も国際バカロレア教育推進事業費として2,840万8,000円を計上させていただいております。私は、香美市において文部科学省の学習指導要領を土台に、国際バカロレア教育を実施するということに対して、高知県教育委員会の教員配置によって教育の質が左右されることがないように、香美市小・中学校の学校経営の軸を確立すべきであると思っております。また、国際バカロレア教育認定校である大宮小学校、香北中学校が移住者から人気があると聞きますが、英語教育をメインにして授業を行っているなどのイメージが独り歩きすると、親御さんの期待と違うなどというミスマッチが起こるのではないかと危惧もしております。国際バカロレア教育イコール英語教育であるという誤解を解き、当たり前の人材育成を行う公立学校なのだということも含め、さらにPRしなければなりません。

特に、これまでの日本の学校教育で意識されてこなかった、国際バカロレア教育が目指す人物像と奉仕活動という2つの概念について、地域や保護者との共通理解が必要であると思っております。伝統ある日本文化が外国から入ってきたものを吸収し、独自のものに発展させていった歴史に倣い、国際バカロレア教育という外国で生まれた教育システムを、香美市立という公立学校において、そのエッセンスを根づかせ発展させていく使命が、香美市にはあるのだと思っております。そもそも国際バカロレア教育が目指す人物像とは、日本の教育の中でも語られていた人物像とほぼ同じであり、奉仕という概念も日本の地域コミュニティーに根差したものでもあって、人類普遍の教育システムを

探求するという視点で研究を進め、香美市の教育全体に波及させていきたいと考えております。

次に、香美市を学園都市として磨き上げていくということについて、お話しいたします。

香美市は、保育園、幼稚園から小・中学校、山田高校、山田特別支援学校、高知工科大学と、教育機関が充実した学園都市です。私としましては、香美市の中学校を卒業した生徒が山田高校に進学し、さらに高知工科大学に進むというルートを、しっかりと確立させたいと思っております。現状はというと、山田高校に進学する中学生の割合は低下しており、山田高校の魅力化アップに力を入れていきたいと思っております。今月18日には、山田高校にて「よってたかって生涯学習フォーラム」が開催され、保育園、幼稚園から大学までの児童・生徒・大学生が一堂に会してイベントを開催いたしました。全国的にも珍しい取組であると自信を持っています。このフォーラムのネットワークをさらに発展させ、学園都市としてのレベルを上げていきます。そのために、探求の取組と地域貢献活動をさらに活性化させるべく、令和5年度に教育委員会に新たに推進官という役職を設け、経験豊富な職員を採用したいと考えております。香美市を探求の町、学園都市とすべく、今後とも取り組んでまいります。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策です。

先月1月28日に震災対応合同訓練、今月2月8日に安否確認訓練を香美市役所にて行いました。震災対応合同訓練は、南海トラフ地震の発生を想定し、防災対策課、総務課、管財課、企画財政課、会計課、健康介護支援課、建設課、上下水道局、教育振興課、消防本部、香北支所、物部支所の参加でございました。特色としては、ブラインド訓練と言って、時間の経過とともに被災状況などの事象をそれぞれの課に伝達し、その場で対応を考えてもらうというもので、各課はどういったことが起こるのか事前には知らされておらず、その場で判断し行動するという実践的な訓練です。私自身初めての参加でしたが、いろいろな課題が発見できたよい訓練だったと評価しております。災害対策本部にとって最も重要な役割は、災害に関する情報の収集であり、被災状況、避難所の状況、医療救護所の状況、道路状況などを把握しなければなりません。避難所にどれだけの人が避難しているのか、足りない物資はあるのか、負傷者を搬送するための前提となる道路は被災していないかなど、災害対策本部として把握すべき情報の収集と共有の機能強化について、令和5年度もしっかりと取り組んでまいります。また、今月、防災対策課、福祉事務所、健康介護支援課、消防本部、香北支所、物部支所の参加で行われた安否確認訓練についても、避難行動要支援者を安全に避難させられるよう取り組んでまいります。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

いよいよ令和5年度に都市計画道路新町西町線が供用されます。平成25年からスタートしたこの事業は、総事業費11億円、11年の工事期間を費やしました。この道路

は、国道195号山田バイパスと国道195号を結ぶ幹線道路であり、JR土讃線を挟んだ南北市街地を連絡する非常に重要な路線です。香美市民にとって非常に便利になることから、地域の活性化を期待しているところです。

また、新美良布保育園建設事業、林道押谷線開設事業、市道中後入稲葉線改良事業、市道の橋梁についての長寿命化修繕など、市民生活に不可欠なインフラ整備にもしっかりと取り組んでまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。国を挙げての行政デジタル化の流れに、香美市としても乗り遅れないよう、令和5年度も積極的に取り組んでまいります。

令和5年度が目玉事業がプッシュ型情報発信である香美市公式LINEアカウントです。この取組は、高知工科大学と進めている香美市ICT化プロジェクトの一つで、香美市のごみの分別や子育て支援などについての住民の質問に対して、AIが自動的に回答するAIチャットボットや、イベント情報やごみの回収日について住民へ通知が届くなどの仕組みです。多くの市民に利用いただけるように、PRにも努めてまいります。

また、香美市役所の窓口業務をもっと便利にすべく、行政手続のオンライン化に向けた検討も進めております。キーワードは「来させない、書かせない、待たせない」というもので、市民が市役所まで来なくても手続できるようなオンライン手続の導入、市役所で手続をする際には、できるだけ香美市役所が持っている情報を紙に打ち出して、市民に氏名や住所など同じ内容の情報を何度も書かせないようにする、そして、待ち時間をできるだけ減らして待たせないということを目指しています。このことの実現には新たなシステム導入が必要ですが、県内自治体と共同で導入することも念頭に、できるだけ導入コストが減らせるよう、またより使いやすいシステムの導入となるよう検討していきます。香美市民に変化を感じてもらえるよう、デジタル化にも取り組んでまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。中山間対策について、令和5年度は物部町について特に力を入れて取り組んでまいります。大柝保育園、大柝小学校、大柝中学校は、児童・生徒数が激減しており、将来的な存続も危ぶまれる状況です。このことに対して、物部支所の体制を強化し、あらゆるチャレンジを検討してまいります。まずは令和5年度より、香美市が空き家を借り上げて改修し、移住者に貸し出すという中間管理住宅事業を始めます。予算としては2軒分ですが、ニーズを掘り起こして、補正予算を組んでさらに増やすことも念頭に積極的に取り組みます。そして、物部地区集落活動センターも令和5年度中の建ち上げを目指します。併せて、先日、市議会の皆様にも御視察いただいた奥物部ふるさと物産館については、多くのお客様に物部町に来ていただき、地域経済を支える中核施設を目指します。そして、その方法について検討してまいります。

3つ目は、子供施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

現在開会中の国会において、首相は、児童手当の拡充など子供政策の強化に向けた具体策を3月末までにまとめるよう、小倉将信こども政策担当大臣に指示したと報道されているところです。国が目指す異次元の少子化対策については、香美市としてしっかりと注視し、予算獲得を目指して取り組むたいと考えております。今月7日に上京した際に、小倉こども政策担当大臣の国会事務所を訪問したところ、御本人とお会いすることができて、少しお話もさせていただきました。この人脈を生かし、担当大臣に政策提案もさせていただきましたながら、子供施策について取り組んでまいります。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

今年は、やなせたかし先生の没後10年の年です。私としましては、やなせ先生の業績やお人柄を次世代に受け継いでいくべく、やなせ先生とゆかりのあった方に御協力をお願いし、やなせ先生についての文章やインタビュー映像などの御提供をいただきたいと考えております。公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団からは、将来やなせ先生の業績やお人柄などを伝えるべく、展示館を建設したい旨のお話をお聞きしております。併せて、詩とメルヘン絵本館25周年の年でもありますので、4月以降に振興財団、フレーベル館などと協議し、私自身が先頭に立って取組を進めてまいりたいと思います。

次に、スポーツの振興についてです。最近、うれしいことに、香美市在住の小・中学生が全国レベルの活躍をして、市役所を訪問してくれる事例があります。昨年は、ペタングにおいてタイで開催されたアジア選手権大会に出場した、山田小学校6年、和田一嘉君。第19回全日本中学生女子相撲大会超軽量級で準優勝の、鏡野中学校3年、山下さくら子さん。今年になって、ライフル射撃競技で優秀な成績を収めた、高知大学教育学部附属中学校3年の西岡七夏さんが市長室に訪れてくれました。第8回全日本小中学生ライフル射撃競技大会にて、エアピストルの部で優勝、ビームピストルの部で準優勝しました。そして、昨年末の全国高校駅伝で11位となった山田高校女子陸上部の活躍も、本当にうれしく思っております。そこで、学生や一般市民の方で世界大会や全国大会に出場される選手たちを、香美市としてもしっかりと応援すべく、令和5年度よりスポーツ大会選手派遣費補助金として100万円を計上させていただきました。この補助金によって、多くの選手に全国や世界に羽ばたいていただき、香美市民を勇気づけていただきたいと願っているところです。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

定住推進課からは、社会増減数の実績について、高知県清流保全パートナーズ協定による寄附について、ふるさと納税についての3件。健康介護支援課からは、新型コロナウイルスワクチン接種についての1件。農林課からは、鳥獣対策事業について、木材住宅支援事業についての2件。農業委員会からは、農地法等による申請についての1件。

建設課からは、工事関係について、治水対策についての2件。上下水道局からは、神戸ノ木地区下水道污水管布設工事についての1件。教育振興課からは、香美市立香北中学校の国際バカロレア教育の認定について、全国小学校英語教育実践研究会高知大会の開催についての2件。生涯学習課からは、成人式についての1件。消防課からは、令和4年の火災、救急及び救助出動件数についての1件。詳細につきましては、お手元の説明書を御参照ください。

次に、令和5年度一般会計予算の規模について御説明いたします。

令和5年度の歳入歳出予算総額は189億2,600万円で、前年度予算総額195億9,800万円と比べて、6億7,200万円、3.4%の減となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比0.6%減、固定資産税が前年度比0.4%増、軽自動車税が前年度比0.1%増、たばこ税が前年度比6.1%増、入湯税が前年度比41.5%増などにより、総額で26億7,465万5,000円、前年度比794万1,000円、0.3%増、地方譲与税は前年度比0.9%の減、利子割交付金は前年度比41.3%の減、配当割交付金は前年度比22.4%の減、株式等譲渡所得割交付金は前年度比34.8%の減、法人事業税交付金は前年度比3.1%の増、地方消費税交付金は前年度比8.9%の増、ゴルフ場利用税交付金は前年度比5.4%の増、環境性能割交付金は前年度比5.3%の減、地方特例交付金は前年度比51.5%の増となっています。

また、普通交付税は個別算定経費等の伸びなどを考慮し、62億円、前年度比5,000万円、0.8%増を計上しています。

繰入金については、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金13億4,551万円、前年度比1,739万9,000円、1.3%減を計上し、基金繰入金の総額が14億6,551万5,000円、前年度比4,054万5,000円、2.7%減となっています。

市債については、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が5,135万4,000円、前年度比7,824万5,000円、60.4%減となっており、庁舎改修事業や義務教育施設整備事業に伴う旧合併特例事業債8,880万円、林道整備事業、道路新設改良事業や義務教育施設整備事業等に伴う過疎対策事業債8億2,520万円、過疎対策事業債（ソフト分）1億3,220万円、公共土木施設災害復旧事業に伴う過年発生補助災害復旧事業債1億1,980万円等により、総額で14億7,815万4,000円、前年度比8億824万5,000円、35.4%減となっています。

歳出では、性質別に大別すると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が82億7,227万5,000円、前年度比2,628万2,000円、0.3%増、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）が24億9,090万2,000円、前年度比5億9,237万8,000円、19.2%減、その他の経費81億6,282万3,000円、前年度比1億590万4,000円、1.3%減となっています。また、総予算に占める割合は、義務的経費が43.6%、投資的経費が13.2%、その他経費が43.2%と

なっています。

以上、令和5年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、本会議に提案します議案について説明いたします。

報告第2号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についてです。

議案第2号は、令和5年度香美市一般会計予算です。

議案第3号は、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第4号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第5号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第6号は、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第7号は、令和5年度香美市水道事業会計予算です。

議案第8号は、令和5年度香美市簡易水道事業会計予算です。

議案第9号は、令和5年度香美市下水道事業会計予算です。

議案第10号は、令和4年度香美市一般会計補正予算（第11号）です。

議案第11号は、令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第12号は、令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）です。

議案第13号は、令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

議案第14号は、香美市個人情報保護法施行条例の制定についてです。

議案第15号は、香美市個人情報保護審査会条例の制定についてです。

議案第16号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第17号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第18号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第19号は、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第20号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第21号は、香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第22号は、香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第23号は、香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第24号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてです。

議案第25号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第26号は、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第27号は、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第28号は、香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第29号は、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第30号は、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第31号は、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定についてです。

議案第32号は、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定についてです。

議案第33号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第34号は、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定についてです。

以上、令和5年度香美市一般会計予算など、報告1件、議案33件の提案となります。議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本芳男君）　　これで市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第2号の繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　説明が、これは地震、津波対策等の事業をやっていたと思うんですけども、どういう事業で日数が必要になったのか、その具体的な説明をお願いしたいと思います。どれぐらいの日数が要るのかも含めて。

○議長（山本芳男君）　　上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君）　　こちらの繰り越しは、浦戸湾高須浄化センターの建設負担金となります。工事内容は、受変電設備、監視制御設備改築と水処理施設耐震調査設計、焼却補機棟実施設計の3点となっていて、この中の水処理については3.3%、汚泥処理については1.4%の負担率となっております。合計884万2,010円の負担金となる予定です。

日数は、繰り越して1年間かけてやっているものです。

以上です。

○議長（山本芳男君）　　ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告に対する質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会協議結果報告書のとおり、議案第25号につきましては、本日他の案件と分離し、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第27、議案第25号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。物部支所長、竹崎澄人君。

○物部支所長（竹崎澄人君） おはようございます。1点補足して、本日、議会初日で提案をさせていただく理由を説明させていただきます。

指定管理業務に関する基本協定書の中で、指定管理者は新たに料金を適用する最初の日までに、2か月以上の周知期間を設けなければならないと定めております。今回の改定後の料金適用につきましては、指定管理者より本年5月の連休前から運用したいとの要望がございまして、周知期間を勘案し、議会初日で議決をいただきたいというものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） お聞きします。

改定幅がかなり大きく、ファンヒーター350円が550円、エアコン350円が550円ということですが、もし今後また落ちつきを見せて、電気料金等が下がることになったときには、再度引き下げの改定なんかも、指定管理者との協議の上で行える可能性はどうなんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、竹崎澄人君。

○物部支所長（竹崎澄人君） お答えいたします。

ファンヒーターとエアコンにつきましては上昇幅が大きいのに見えますが、実際その設備の仕様と直近の燃料代を基に試算をして、ファンヒーターは550円、エアコン550円とさせていただいております。

それから、この金額につきましては上限となっておりますので、また先々で上がる場合、逆に下がる場合につきましては、その上限額の中で承認いただければ調整できることになっております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 5月の連休をめぐりに改定するため、2か月以前のということで今回ですが、先ほど上制限と言われたけれども、その目指す改定は、次の価格改定で550円になるということによろしいでしょうか。上限設定がこれやけれども、そこまではもっていかないのか、現実はどうでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 物部支所長、竹崎澄人君。
- 物部支所長（竹崎澄人君） お答えいたします。
実際のところは、この上限額が承認という形になろうかと考えております。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） こういう料金改定に当たって、支所長は詳細に打ち合わせてやられたけれども、出された資料に基づいて全体をやっぱり勘案して、トータルの指定管理料も含めて、現実これが妥当かという部分に対して、どこかにチェックしてもらおうとかいう部分はございますか。実際、致し方ないろうと、ここまで上げなくてもいけるんじゃないかというレベルのチェック機関はあるのかどうなのか、その点を確認します。
- 議長（山本芳男君） 物部支所長、竹崎澄人君。
- 物部支所長（竹崎澄人君） お答えいたします。
現実的には、指定管理者からの要望をいただいて、内部で調整したということになっておりまして、チェック的なところはやってはございません。
ただ、チェックインからチェックアウトまで最大18時間という時間帯もありまして、そういったところを加味して今の価格で言いますと、燃料代もそれから電気代についてもそれ以上かかってきそうと。一定ちょっと下げたところで設定しております。
以上です。
- 議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。
12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） ちょっと確認なんですけれども、先ほど協定の中で周知期間が要ることをうたっていると。今回はライダーズインなんですけど、また別の件で幾つが値上げがあるんです、日ノ御子河川公園も含めて。市として全体的に、そういう協定に周知期間がある場合は、他の施設等もその連休の関係で影響を受けますよね、その辺はちょっとチェックしているのかなという。幾つかあるんです、今回の値上げの中でも燃料の高騰や電気代の高騰も含めて。そこら辺をちょっと統一性見解を持っておかないと、そうやった場合は、今回もこの初日に採決等まで持っていかないとまずいんじゃないですか。その辺の協議はしたんでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘がありましたとおり、いろいろな施設で香美市も指定管理をしておりまして、その中で調整できておるのかというお話であります

が、ちょっと私のところまで入っておらない状況ではありますが、利用者の方に御迷惑をかけないような形で周知していきたいと思っておりますし、協定のルール上で周知期間を設けることがあるかどうかということも含めまして、しっかりと利用者さんに御理解いただき、また非常に指定管理者の経営も厳しいことも聞いておりますので、スムーズに値上げということも致し方ないと思っております。そちらもサポートしていきたいと考えております。

議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 議案第24号の日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理の関係も、高騰による値上げなわけです。それから同時に、議案第26号の別府森林総合利用施設も高騰等による値上げです。私が言っているのは、同じ高騰による値上げの場合に、5月の連休ということが、先ほど言ったライダーズインについての初日採決の根拠になっているわけですので、同じようなことになるんじゃないですかと。それやったら、やっぱりそれらも同じような対応をせんとまずいんじゃないですかという話なわけです。周知期間をそんなに長くうたっていない場合は構いませんが、その辺はちゃんとチェックする必要があるんじゃないでしょうかという話ですけれども。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 個々の指定管理協定内容について統一的なものというのは、フォーマットとしてはありますけれども、現状ではその都度実態に合わせた協定内容となっておりますので、料金改定の際に何らか期間を設けるような対応については、後に各課の状況を確認してチェックしていきたいと思っておりますけれども、状況に応じて協定書というのは本来あるべきであって、市長からも先ほど申し上げたとおり、十分その利用者に対して説明を尽くした後に料金改定をするということには変わりないと考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月7日午前9時に開きます。

本日はこれで終了いたします。
(午前 9時59分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第2号）

令和5年3月7日 火曜日

令和5年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和5年3月7日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月7日火曜日（審議期間第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康介護支援課長	宗石こずゑ
総務課長	川田学	建設課長	井上雅之
企画財政課長	佐竹教人	農林課長	川島進
定住推進課長	中山繁美	商工観光課長	石元幸司
防災対策課長	日和佐干城	《物部支所》	
市民保険課長	萩野貴子	物部支所長	竹崎澄人
福祉事務所長	中山泰仁		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長兼少年成育センター所長	黍原美貴子

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	藤川典子
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第9日目 日程第2号)

令和5年3月7日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 11番 山崎 晃子
- ② 10番 比与森 光俊
- ③ 7番 山崎 眞幹
- ④ 12番 笹岡 優
- ⑤ 4番 西村 剛治
- ⑥ 14番 山崎 龍太郎
- ⑦ 15番 利根 健二
- ⑧ 8番 小松 孝
- ⑨ 3番 中平 麻衣
- ⑩ 6番 森田 雄介
- ⑪ 5番 西山 潤
- ⑫ 1番 有光 収三
- ⑬ 17番 村田 珠美
- ⑭ 9番 舟谷 千幸
- ⑮ 13番 濱田 百合子
- ⑯ 2番 公文 直樹

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので許可します。商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） おはようございます。議案細部説明書に2か所数字の誤りがございますので、訂正をお願いします。

1か所目が81ページ、一番下の行の香美市サテライトオフィス等設置促進事業費補助金「7,400,000円」と記載がありますのを「7,450,000円」に、2か所目が84ページの下から2行目の川上様夏祭り事業補助金「950,000円」と記載があるものを「800,000円」に訂正をお願いいたします。

なお、タブレットには訂正後の資料を掲載しておりますので、御確認をお願いします。確認不足により誤った数字を掲載し、大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） ただいま商工観光課長、石元幸司君から議案細部説明書の訂正の申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、商工観光課長、石元幸司君からの訂正を許可することに決定しました。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） おはようございます。11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。

私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険制度について、新型コロナウイルス感染症について、JAの事業撤退に関して、職員提案制度に関して、物部町の振興策についての5項目をお伺いいたします。

初めに、1、介護保険制度についてお伺いいたします。

①です。

介護保険制度は、3年ごとの見直しで、負担増とサービスの削減が行われてきました。昨年は、介護保険制度の2024年度に向けた第9期改定案について、厚生労働省社会

保障審議会でも検討されました。今回の見直しで議論が行われている内容は、利用料2割負担の対象拡大、多床室の有料化、一定所得のある65歳以上の人の保険料引上げなどです。第10期計画期間の開始までに結論を得る内容としては、ケアマネジメントの利用者負担の導入、要介護1・2の生活援助サービスを地域支援事業に移行、補助つえなどの福祉用具の貸与から購入への変更などです。また、現役並み所得の判断基準や補足給付に関する給付の在り方、被保険者・受給者の範囲については、引き続き検討することになっており、今後も負担増と給付削減の提案が続いています。

私は、このような負担増と給付削減が続くことは、市民に与える影響が計り知れないものだと考えておりますが、市としてはどのような見解なのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） おはようございます。少し長くなるかもしれませんが、お答えいたします。

一定以上所得（2割負担）の方の判断基準の見直し、介護老人保健施設・介護医療院の多床室の室料負担の導入及び1号保険料負担の見直しについては、次期計画である第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けて、今年の夏頃には結論が出ると思われま

す。一定以上所得の判断基準の見直しについては、既に2割負担となっている方もおります。多床室の室料負担の導入は、特別養護老人ホームの多床室の室料負担を求めていることも鑑み、在宅と施設、施設種別間の利用者負担の公平性の観点から、一定の負担は必要ではないかと考えますが、本市の見解としましては、いずれも高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行ってほしいと考えます。また、1号保険料の見直しについては、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇の抑制と負担能力に応じた負担が必要であると考え、本市の第9期となりますけれども、介護保険事業計画策定の際に、介護保険料については現在の9段階から多段階化の検討を予定しております。

ケアマネジメントに関する給付につきましては、サービスの利用抑制や質が高く適切なケアマネジメントの利用機会を確保する観点、障害者総合支援法における計画相談支援との整合性の観点、介護支援専門員が本来業務であるケアマネジメントに付随して各種の生活支援等を行っているほか、公正・中立性が重視されている点などを踏まえると、現行を維持すべきではという社会保障審議会介護保険部会における見直しに慎重な意見に、賛同したいと考えております。軽度者への生活援助サービス等の見直しについては、軽度者とされる要介護1・2は認知症の方も大勢いること、要介護1・2の人たちに対する重度化防止の取組については、特に専門的な知識やスキルを持った専門職の関わりが不可欠であり、地域支援事業への移行は、現場から考えると無理があるのではないかと考えます。

いずれも第10期計画期間の開始までに結論を出すことが適当であるとされているた

め、国においてもさらなる議論がされる場所と想像しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 具体的に示していただきました。先ほども言われましたように、ケアマネジメントの見直しというのは、非常にこの介護保険制度の要になっていきますので、ここが見直されると大変厳しいものがあると思います。その辺りはぜひ声も出していただきたいと思ひますし、それから、要介護1・2の方の生活援助サービスの移行に関しても、本当に重度化ということも見据えて、やはりこれも移行していくことは大変厳しいと私も感じておりますので、そういったことはぜひ何かを通じて、国のほうにも意見を上げていただきたいと思ひます。

私は、この介護保険制度がスタートしてもう23年ぐらいになるかと思うんですけども、この間、やはり介護保険制度の維持可能性の維持というところで、ずっと給付抑制と利用者負担の増加が繰り返されてきたように想像しております。物価も高騰している昨今、また、年金が引き下げられているという状況において、これ以上利用料が増えれば、サービスを減らしたりやめたりする利用控えが増えてくると思ひております。その結果、重度化が進んで、家族の介護負担増を招くことになるのではないのでしょうか。

この介護保険制度というのは、介護の社会化ということで、社会全体で介護を支えるという理念からできたわけですが、こうした制度の理念からは、もうどんどん遠ざかっているように想像しております。ある自治体では、ケアマネジャーが不足したところも出ておまして、この制度が行き詰まっているのではないかと感じておるんですけども、その辺りはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 既に23年を経過した制度でございますけれども、まだまだ課題も多くあると思ひます。ただ、やはり続けていくとなれば、みんなで支え合うということになると、低所得者への支援を充実していただきたいし、やっぱり負担能力に応じた負担は必要であるとならなければ、一律にみんなが安くてよいサービスをとすることに本当はしたいところですが、持続可能な制度として生き残るためには、低所得者への負担軽減が肝であるし、再度になります負担能力に応じた負担はしていただかないと、なかなか立ち行かないのではないかと考えます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 低所得者への支援も非常に大事なことになっておりますが、介護保険財政はもう行き詰まったような状態になっておりますので、それを解決するためにも、私は国の負担割合を引き上げることが必要じゃないかと思うんです。こうしたことを含めて、市長に御見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のとおり、国の負担を増やしていくことも必要

であると思いますが、現状の国会におきましては、なかなか厳しいというようなことを私自身は感じております。

これから高齢化が進み、また子供の数も、かなり出生数が減っていると出ていました。今後将来に向かって、世代間の格差であるとか、そのサービス、そして負担の在り方については、国において決めるのではないかと考えております。私自身も、香美市の現状を国にお伝えしていく決意であります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） またぜひ香美市の現状も伝えていただきたいと思います。誰もが安心して利用できる介護保険制度であってほしいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、②の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患のある方が感染すると重症化しやすい傾向にあります。そのため、高齢者施設などでは、クラスター発生が連日のように報道されています。利用者が感染予防のために利用を控えたり、あるいは事業者側が受入れをストップすることもあると聞きます。また、最近の食材費や光熱費などの物価高騰によって、介護事業者はさらに経営難の状況になっているのではないかと危惧しています。市内事業所の実態を把握するための調査などは行われているのでしょうか、状況をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護事業所に対して、個々の経営状態についての調査は実施しておりません。

新型コロナウイルス感染症のクラスター発生による事業所の対応では、職員の皆さんには御苦勞をおかけし、献身的な対応には本当に感謝したいと思います。そのコロナウイルス感染症の影響による事業所休止や利用控えの影響については、第9期介護保険事業評価に向けた評価データがあるんですけれども、令和2年4月から令和4年9月までの香美市の介護保険サービス受給者数の推移を見てみました。緊急事態宣言中、まん延防止重点措置中による受給者数について、大きな影響はデータとしてはありませんでした。

また、物価高騰への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、香美市内の介護保険施設31事業所に対して総額350万円の支援金を交付し、事業所負担の軽減を図らせていただきました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 他の自治体では事業所を休止したり、やめられたところもあると、都会だと思えるんですけれども聞きますので、今後も十分事業所のお話を聞くな

どして連携を取っていただき、支援できる場所があればまた市のほうでも考えていただくようお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、介護受給はさらに大きくなりますが、介護人材は慢性的な不足が続いています。高齢者人口がピークになる2040年度には、全国で介護職員が69万人不足するとも指摘されています。

厚生労働省の推計で、県内では2025年度に約1万5,700人の介護職員が必要とされ、2019年度比で約1,450人の不足が見込まれると聞きました。ケアマネジャーやホームヘルパーが慢性的に不足している実態があり、特に訪問介護では人材確保ができず、サービスの提供を断らざるを得ないケースもあると聞きました。本市の介護事業所も介護人材を確保することが大きな課題となっています。

そこで昨年、ヘルパー資格職取得のための研修費助成を創設しております。この助成が介護人材の育成・確保に少しでも役立てばと期待しているところです。これまでの実績と今後の見通しをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

令和4年7月1日に施行した介護人材確保支援事業助成金について、現時点では1事業所2人に対し交付を決定しております。来年度につきましては、事前調査にて3事業所3人が申請を希望しており、一定の効果が期待できると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よかったです。そういう助成を利用して、少しでもヘルパーとして活動していただければと思いますけれども、来年度の予算は15万円組んでいたかと思うんですけれども、申請が新たに多数出てきた場合には、補正で対応するというところでよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 現状を見て判断したいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） どんどん出てきてほしいと私は思っています。

今勤めている事業所の中での希望ということになるかと思うんですけれども、やはりこれから若い人に介護の仕事に関心を持って携わってもらうことも大事かと思うんです。介護人材の育成という点から、何かほかに取組等があれば、お聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 健康介護支援課のほうでもその点につきまし

ては検討しております、若い人にヘルパーはすばらしい仕事であることを知っていただく機会としまして、お試しではありましたが、大栃中学校で今年度、高齢者生活福祉センターこづみさんの御協力をいただきまして、ヘルパーの仕事であるとか介護の現場をリモートでつなげていただいて、実際にお話を聞く機会を設けさせていただきました。

やっぱり若いときにそういうことに触れておかないと、大人になってから仕事を選ぶというのもあると思うんですけども、若い人によく知っていただきたいということで、また来年度以降も学校のほうがお構いない時間がありましたら、こちらとしては事業所にも御協力いただいて、ヘルパーの生の仕事場面とかデイサービスの状況とか、皆さんが本当に親切にお仕事としてお年寄りに尽くしていただいているところを見ていただけたらと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 大変いい取組だと思います。若いときから介護の仕事、やりがいのある仕事というものを知っていただくことはいいと思いますので、ぜひ広げていってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。④です。

2017年に開かれたアルツハイマー国際会議では、難聴を放置することは認知症の危険因子の一つに挙げられています。この難聴というのは、先天性難聴や一側性難聴などはこの中に入りません、聴力低下ということです。聞き取りが悪くなると人の中に出るのがおっくうになり、閉じ籠もりがちになって、認知機能の低下が見られることはよくあります。こうしたことを予防し、高齢期を元気に過ごすことは大変重要なことです。本市では、昨年、同僚議員の補聴器購入補助制度の創設を求める質問に対して、実態把握に努め加齢性難聴への対策を検討していくとの答弁がありました。今回実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査では、耳の聴こえの状態についての設問もありました。

先進的な取組事例を少し紹介させていただきたいと思います。

東京都豊島区は、2021年度から定期的に会場を設け、ヒアリングフレイルチェック（聞き取る能力の衰え）を開催しているそうですが、この取組を参考にした山形市の聴こえくつきり事業の取組を、資料として掲載させていただきました。資料を御覧いただきたいと思います。

山形市は昨年12月、高齢者のヒアリングフレイルを早期に予防しようと、山形大学や山形市医師会、山形県言語聴覚士会、民間企業と連携し、事業を始めたそうです。早期発見から補聴器購入補助、効果の分析までをつなぐ取組となっています。順にフローチャートが出ておりますが、65歳以上の山形市民を対象に2か所の公民館で、民間企業の語音聴力チェックアプリを使って簡易検査を行うというものです。仮名1文字音声を取り、正解率60%未満の人は言語聴覚士と面談し、今回の事業で医療機関において補聴器が必要とされ、認定店舗で購入すると、住民税非課税の人には最大4万円ま

での購入費を補助する内容になっています。参加者全員にアンケートを実施し、山形大学とともに補聴器使用後の活動意欲や行動の変化を調査、分析していくという流れになっています。

早期の改善で社会的な孤立を防ぎ、認知症予防につながる先進的な取組だと思います。本市も東京都豊島区や山形市の取組を参考に、定期的に会場を設けて、ヒアリングフレイルチェックを開催してはどうでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 御提案ありがとうございます。ヒアリングフレイルチェックは、アプリを使えば、ゲーム感覚で聴こえの問題をチェックすることができるため、関心を持っていただく手法の一つとして有効かと考えます。令和5年度は第9期介護保険事業計画策定の年でありますので、今後研究していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 結構高い補聴器を購入しても、なかなかうるさくて役に立たんとか言ってすぐに外してしまい、そのままどこかに置いたというような方もおいでますので、購入後のフォローもすごく大事になってきます。これは私も大変いい取組だと思いますので紹介させていただきました。ぜひ研究をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2、新型コロナウイルスについて、お伺いいたします。

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日以降、2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを決めました。移行に伴い医療費の自己負担分に対する公費支援や医療体制を見直し、3月上旬をめどに具体的な方針を示すとしています。

このことに関して、市民の方々の間には戸惑いや不安の声が上がっています。5類への引下げで保健所の業務は減らせるかもしれませんが、患者自ら病院を探すことになり、高齢者の負担は大きくなるのではないかと危惧しています。専門家からは、1年に3回も全国流行を起し医療が逼迫している。依然としてウイルスの感染力は強く、1日に数百人の死者が出ている状況は非常に深刻であり、季節性インフルエンザと同じ5類とするのは拙速であると懸念されています。WHOのテドロス事務局長は、新型コロナについて、健康や医療体制に大きな被害をもたらす危険な感染症とし、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を継続すると表明しています。

このことを申し述べまして、数点お伺いいたします。①です。

政府は、5類に移行したら患者を診る医療機関が増えると言っていますが、5類への引下げによって財政支援は縮小されますので、病床の確保や医療機関のコロナ患者敬遠などが懸念されますが、受入体制が困難になることはないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

市としましても、市民が安心して医療を受けられる体制の確保が重要だと考えております。5類になれば、一般の医療機関でも入院や診察ができることになる反面、新たに患者を受け入れる医療機関には院内感染リスクを減らす対応が求められ、感染対策が不十分な場合、実際に受け入れることができない医療機関も出てくるという心配があります。

3月2日の高知新聞にも出ておりましたが、国は、病床確保、医療機関の受入体制について、見直し案を10日にも発表するようです。4月中には都道府県で移行計画を作成することになっているようで、平時の医療体制への転換を加速させるとなっております。県にも問合せをしましたが、安心して医療を受けられる体制の確保が重要との認識です。医療機関への感染防御対策に必要な支援や診療報酬加算などの一定期間の継続、入院調整のシステム構築などを全国知事会を通じて要請したとお聞きしております。市としましては、今後も国、県の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 県のほうも要請をしたということはお聞きいたしました。

5類になったら一般病院とか診療所でも対応できることになりましたけれども、先ほど課長も言われたように、院内感染とか、それから専門医が不在だったりということで、今まで診察してこなかったという点がありますので、これが広がって一般病院でも診てもらえるようになるのかというところは非常に気になります。5類になっても新型コロナの性質が変わるわけではないですので、簡単に外来で診られるようになるかというところは、非常に危惧しています。またその点は県とも連携しながら、市民の皆さんが困ることのないように、お願いしたいと思います。

今まで保健所が調整をしていたところを、今度は患者自らがそれをしていくこととなりますので、特に高齢者の方々にとっては大変不安なことだと思います。ぜひその辺りも含めて声を上げていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。②の質問です。

5類への引下げで、全て国費であった治療費等が自己負担になると、受診控えや国保会計の高騰など影響が大きいと考えますが、どのような見解かお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

5類へ引き下げるということは、インフルエンザと同等とみなされることになるので、自己負担が発生するようになるのは致し方ないと思われま。5類への引下げ後、療養に関する費用や財政支援については、価格の高い治療薬は当面无料、入院費が高額の場合、高額療養費を月最大2万円軽減する等の検討がされています。検査を受けたい人や受診したい人が安心して医療にかかれることは重要と考えますので、国のほうでも自己負担等については現状を把握しながら進めてほしいと考えます。また、移行期であるか

らこそ、基本的な感染症の予防については引き続き注意が必要だと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 10日に見直し案が出されるということですが、私は一番この受診控えを非常に心配していて、自己負担がかかってくるのと、おいそれと病院にも行けない状況にもなってこようかと思っておりますけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 受診控えにつきましては、無症状とか軽度な方は、今までも病院に行っていない方がいるのではないかと思います。特にお年寄りの場合で、お金がないので受診を控える、すごく具合が悪いのに受診を控えることは、あってはならないと思いますので、その辺りにつきましては、また住民の方にも啓発とかお知らせをしていきたいと思っております。やはりいろんな病気もそうですけれども、高齢者の方が我慢し過ぎて具合が悪くなるということは考えられますので、そこについては私も注意が必要だと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 受診遅れはまた重症化につながっていきますので、その辺りはぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

国保会計の高騰に関してもちよっとお聞きしたわけですが、もし御答弁いただけるようであれば、お願ひいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

公費負担分が自己負担となった場合について、直接的な国保会計への影響というのはないと考えておりますが、受診控えにより、例えば治療が長引くことで医療費が増大し、国保会計への公費負担が増加するということは当然考えられますので、やはり先ほどの答弁にありましたように、受診を控えることがないように周知、そして皆さんが安心して医療を受けられるような体制が重要になってくると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、直接的な影響はないだろうということですね、分かりました。状況を見ながらということになるかと思っておりますので。

それでは、③の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症が発症、流行し3年余りになりました。この間のコロナ対策について医療体制の脆弱性が指摘されています。本市の高齢者施設でコロナ陽性者となった高齢者の病院搬送ができず、施設内で対応したケースがあったと聞いています。実際に私も、陽性になっても病院で受入れができない、また、コロナの治療薬で高額な

お薬は本人の承諾が得られないと使えないというようなことも聞きまして、大変心配したことがありました。こういうこともありながら、なお療養病床の再編計画なども進められております。果たしてこの医療体制は大丈夫なのかということをご心配しますが、どのような見解か、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

市としましても、新型コロナウイルス感染症にかかった患者が急増したときには、実際に搬送先がなかなか見つからなかったり、在宅往診に行ってください医療機関も限られ、一部の医療機関に負担が集中したこともありましたので、大変危惧しております。また、私のほうからも、保健所をはじめ県にも直接現状をお伝えさせていただいております。医療体制につきましては、先ほども申し上げたような医療機関も、住民の方が安心して受けられるような体制整備が望まれますので、国、県また医師会等との協議を十分に行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 新型コロナが終息したわけではないですので、今後こういう状況がある、あるいはまた違う感染症が流行してということもありますので、この医療体制がしっかりしていないと、間に合わなくて亡くなるとか、重症化することにもつながってきますので、その辺りはぜひ国とか県にも状況をお伝えして、しっかりとこの医療体制が取れるように、声も出していただきたいと考えます。

この医療体制に関して、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず医療体制ということに関しましては、やはりお医者さんの負担がこれまでも大きかったということでもあります。そのことに関しまして、香美郡医師会の先生方、たまたまなんですけれども、日曜日に医師会会長とお会いすることがありまして、いろいろと情報交換もさせていただいたところでもあります。

受け入れる側のお医者さんが安心して患者さんを受け入れられる体制という観点からも、しっかり私自身も努力してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 家族が希望しても本人が希望しても病院搬送できないというようなことにならないように、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、④に移ります。

5類への引下げは5月8日からとなっておりますが、3月13日からはマスク着用が個人判断となります。本市が実施する様々な行事などの対応について、これまでと比較して基本的にどのように変わっていくのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君）　　これまで市では、県の対応方針に基づきまして、感染拡大を抑止する観点から規模縮小や中止という対応を取ってまいりました。しかし5月8日の5類引下げ以降は、香美市主催の行事に関しまして、基本的にはコロナ禍前のやり方に戻したいと思っております。また、消毒等の感染対策をどの程度まで行うかなどについては、高知県の感染状況などを把握しながら、関係機関と調整の上、適切に判断していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君）　　11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君）　　そしたら、5月8日以降はコロナ前の、行事にかかわらず全てと言ったらあれですけども、日常のことは前に戻るということでよろしいでしょうか、分かりました。

そこで1つ気になるんですけども、高齢化率が高い地域、物部町などでもそうですけれども、やはり感染予防の徹底、先ほども感染の状況を見て消毒などは判断していくと言われたんですけども、こういった高齢化率が高い地域での感染予防というのはすごく重要だと思うんです。その辺りの対策は後退しないように対応しなければいけないと思うんですが、その辺りではどのようなお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君）　　市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君）　　感染を完全に予防することはなかなか難しく、お医者さんによってもどういった感染対策が効果的かということでは、今のところは換気する、また消毒するというようなことが中心になると思います。

私自身は、これまでコロナ禍によっていろいろな行事が中止になり、また人と人との交流も失われてたような3年間であったと思っています。先ほど高齢化のところ、介護予防の閉じ籠りというような話もありました。そういった意味では、やはりいろいろな日々の活力も取り戻していくことが、香美市には必要であると思っております。換気でありますとか消毒を徹底しながら、それぞれの主催者によって適切に行事を行っていただきたいと思っておりますし、香美市の行事に関しましては、先ほどお話ししたように、コロナ禍前に戻していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君）　　11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君）　　分かりました。その時々に応じて感染予防をしていくということで、3月の広報と一緒にこういった回覧が（資料を示しながら説明）、新型コロナウイルス感染症対策として「マスク着用は個人の判断が基本となります」ということで回ってきました。前のように戻ってということになるかと思いますが、感染予防に関してはまだまだ注意が必要だと思います。

それでは、次の質問に移ります。⑤です。

報道によりますと、高知県教育委員会は、国の方針に基づき、卒業式でマスクをしないことを基本とするという方針を、市町村の教育委員会や県立学校に通知したとのことでした。小・中学校や高校での卒業式でのマスク着用について、文部科学省は2月10

日、式典全体を通じてマスクをしないことを基本とする方針を示しています。これを受けて、県教委は15日、市町村の教育委員会や県立学校に対し、国の方針に沿って対応するよう求める通知を出しました。具体的には、児童・生徒や教職員は、入退場や卒業証書授与の場面など、式典全体を通じてマスクをしないことを基本としますが、校歌の斉唱や複数の児童・生徒による、いわゆる呼びかけなどは、マスク着用などの感染対策を取ることを求めています。また様々な事情で感染への不安を抱くなど、着用を希望する子供もいることから、学校側がマスクの着脱を強制することがないように求めています。卒業式でのマスクについては、個人の判断を尊重することが大切で、子供たちの間で差別や偏見がないように各学校は指導してほしいとしています。本市の学校での生活、卒業式や入学式などの行事についてはどのような対応になるのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） 卒業式でのマスクの取扱いにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。なお、資料といたしまして、国から出されています、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてを添付しております。また、卒業式以外の本年度中の学校教育活動におけるマスクの着用は、従来どおり、文部科学省が作成した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等に照らし合わせて判断し、着用を推奨するよう確認しております。そして、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方については、国から改めて出されるお知らせに基づき判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この通知のとおりしていくということをお聞きしました。

この中で、やはり児童・生徒の間で、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うことは、すごく大事なことになるかと思えます。こうしたことの実行とか、丁寧な保護者への説明とかいうこともあろうかと思えますが、この辺りはどのように子供たちに指導しているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） 今までもマスクをしなくてもいい状況、登下校中とか運動場ではマスクをしなくてもよいとか、マスクをしない方向での体育授業とかもありますが、マスクの着用については個々の自由となっておりますので、これからは個人の判断でと指導していくことになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） こういう差別とか偏見とかがないように、今までも取り組んできたということで理解いたしました。

そしたら、次の大きな3番になります、JA高知県の事業撤退についてお伺いいたし

ます。

①です。

私は昨年6月定例会議において、車を運転しない高齢者にとって、移動販売は命を守る欠かせない存在になっていること、JA高知県の移動販売終了に対して不安の声をあ
ることをお伝えしました。そのときの課長答弁では、JA高知県の販売ルートを引き継
いでもらうよう販売事業者と相談したいということでした。その後、同僚議員の質問に
対し、規模の大きい販売事業者から増便やルート変更を検討中と前向きな回答をいただ
いているとの答弁でした。また、Aコープかほくは、後継事業者募集や事業者への打診
を行っているとのことでした。移動販売は3月10日で終了、香北の店舗は3月17日
で閉店すると聞いておりますが、引継ぎはどのようになったのでしょうか、これまでの
経過について詳細をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

Aコープかほく閉店に伴いまして、移動販売車両につきましては県内量販店が運行ル
ートを引き継いでいただける方向で協議を進めております。現在、具体的な運行ルート
引継ぎのための下見を行ったり、事業として持続可能なものとするために詳細な検討を
行っている段階となっております。また、店舗につきましては後継事業者の募集を行っ
ておりましたが、現時点では具体的に量販店事業としての応募はない状態でございます。
この事業引継ぎ後、移動販売車両がAコープかほく西側の良心市駐車場を販売拠点の一
つとして、移動販売を行っていただける方向で検討を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 移動販売を利用されている方が困らないような形にしてい
っているということですが、この車両は引き継ぐということでしたか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えします。

車両につきましても、県内量販店のほうが引き継ぐような形で検討しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、車両は使っていただいとということになります
ね。

この移動販売ルートにお住まいの方は、通院等でまちに出ていっても移動販売が来る
からと買い物もしないで帰ってくるとお聞きします。山間地は人口減が激しく、販売業
者が採算を取れずに撤退するのではないかと、いつも不安な思いをしているともお聞き
します。今後も移動販売事業者とは定期的に意見交換等を行い、状況把握に努めていた
だきたいことは、以前にもお伝えしたところです。そしてまた、今後、市として支援を

検討する必要があるのではないかとも思うんですけども、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

状況把握につきましては、現在もJ A高知県とも電話や意見交換をしておりますし、次に引き継いでいただける移動販売事業者とも一緒に、三者で顔を合わせていろいろと状況把握、また今後のことについて検討もしております。今後また困ったこととかがあれば、また支援も検討してきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今はJ A高知県とその業者ということになろうかと思いますが、ほかの事業者とも定期的に意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

J A高知県香北支所はAコープ事業を撤退し、物部支所は昨年3月末に購買で食料品や日用品などの販売が閉店となりました。来年度は金融共済部門も閉店になる予定と聞きました。県統一になりJ Aが遠くなった、地域から職員が少なくなり関わりも少なくなった、支所としての機能はどうなるのかと心配する声を多く聞いています。また、今後も事業縮小などが行われるのではないかと危惧するところです。

物部町では多くの農家が日本一のユズを生産していますが、支所統合などの改革が与える影響は、こうした農家や地域住民にとっても大きいものではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のとおり、J A高知県香北支所、物部支所では事業の撤退が続いておまして、私自身も農家や地域住民への影響を最小限に抑えたいと、Aコープや移動販売の後継企業を探すなど、市として努力しているところです。また、今年になって報道されたJ A高知県の支所・出張所の統廃合については、廃止とされた梶原町長や三原村村長がJ A高知県に要望活動を行いました。

私としましても、これ以上の事業縮小は地域への影響が大きい旨をお伝えし、事業の継続をお願いしているところであります。今後ともJ A高知県と情報交換をさせていただき、市としてもできる限りの対応を行ってまいります。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今物部町のほうは、まだ肥料とかの販売部門は残っていますので、農家とかに直接大きな困難があるということにはなっていないかと思うんですが、これからどんどん縮小、それから人もいなくなってくることも出てくると思いますので、ぜひこの状況を見ながら、市として対応できることは御支援をお願いしたいと思います。

それでは、次の大きな4番、職員提案制度について、お伺いいたします。

私は、このことについて10年ほど前に質問させていただきました。そのときには、市民の方から、職員は研修会等に参加しているようだが、先進地のよい取組を参考に、市の施策に反映できるようなことを提案しているだろうかと聞かれたことをお伝えし、答弁を求めました。

香美市職員提案制度は、広く職員の提案を求めることによって、職員の建設的な提案を促進し、職員の創意と意欲の高揚に資するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とし、職員は全て提案者となることができ、単独または共同で提案することができます。提案の内容は職員の創意によるもので、その要件として、①事務事業の能率が向上するもの、②市民サービスが向上するもの、③経費の節減または収入増加が期待できるもの、④新しい施策または事業の発想に関するもの、⑤職員の能力の開発が期待できるもの、⑥その他公益上有益であることと6項目の要件を設定し、このうち1つ以上を備えていなければならないとしています。このことに関し、お伺いいたします。

①です。

平成25年3月時点では、広報香美への懸賞品つきクイズ問題の掲載についてと、施設管理に関することの2件の提案があり、広報香美への懸賞品つきクイズ問題の掲載が採用されたとお聞きしました。その後、提案は増えているのでしょうか、提案件数と内容等をお聞かせいただきたいと思います。併せて、それらの提案の中から採用された提案件数と内容等をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

提案につきましては、子育て世代をターゲットにしたシティセールス、香美市職員接遇力向上、地域産材利用推進連絡会議の設置の3件がありました。そのうち採用となったのは、香美市職員接遇力向上と地域産材利用推進連絡会議の設置の2件です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 最初の2件と今回の3件で5件ということですかね、この16年余りの中で。私はもうちょっと増えているのかなと思ったんですけども、担当課として、この数字についての率直な感想をお願いします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） こういった制度がありますので、たくさんの提案があれば一番いいだろうと考えています。ただ、こういった制度があることを職員が知らないケースも多々あるのではないかと思いますので、この辺りを改善できればと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 私も平成25年3月に1回質問したんですけれども、やはりこれは大変いい制度なので、ぜひ知ってもらってどんどん提案を増やしていただきたいという思いで、質問させていただきました。

知らないケースもあるとお聞きいたしましたので、②の質問に移ります。

日々の業務に追われ、それどころではないという方もおられるかもしれませんが、職員の方々の創意と意欲を引き出すことで職場の雰囲気も明るくなり、モチベーションも違ってくるのではないかと思います。若い人は頭も柔らかいので、いろいろな面で優れた発想があると思います。また、中には自分だけにしかできないという得意分野を持っている職員もいると思います。このすばらしい制度を積極的に活用していただきたいと思います。

この職員提案制度は、職員の間でどのように受け止められているのでしょうか、その現状と今後の取組などについて、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

職員にどのように受け止められているかは、調査しておりませんので分かりかねますが、平成29年度を最後に提案がございません。先ほど議員もおっしゃられたように、制度自体を知っていても、日常業務が多忙でなかなか提案に至らないというようなケースもあるかとも思いますし、先ほど申し上げましたように、制度自体を知らない職員が多数いることも考えられますので、今後は制度の周知を行っていきたいと思います。

提案については、内容があまり大きくなってちゅうちょされる方もいらっしゃると思います。どんなことでも構いませんので、できるだけ提案していただけるような形になればと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 香美市職員提案制度に関する規定第15条に、課長等は、職員提案の意義を十分認識し、提案しやすい職場の環境を醸成するとともに、当該所属職員に対して指導助言及び提案の奨励に努めなければならないと、これは前回質問したときの答弁で当時の総務課長がおっしゃられていたんですけれども、やはり提案できる職場の環境づくりを今後はしていかなければならないと。せっかく制度があるのに生きていないということになります。

この制度を生かすためには、そうした提案しやすい職場の環境をつくっていくことも大事だろうし、あるいは職員採用後に服務規程とかの説明をすることがあるんじゃないかと思うんですけれども、そういった場でも、こういうのがありますよ、皆さん積極的に提案してくださいとか言うことも、必要ではないかと思うんです。その点についてどのような御見解か、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

新採用の研修といいますか、採用されたときに研修をするわけですがけれども、服務規程だけでもなかなか時間が大きく取れませんので、ほかの職員も含めて全体に周知していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ積極的に提案できて、いい方向に進んでいただければと考えます。

市長も、積極的に視察に行ったりして勉強してきてほしいという思いがあると思いますので、この制度を生かすことが大事ではないかと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長から答弁させていただいたとおりではありますけれども、いろんなことに目を向けて、こうしたい、ああしたいという思いを持ってもらえるような、そういった気づきを職員には持ってもらいたいと思っております。

議会の冒頭でもいろいろな形で政治姿勢についてお話もさせていただいておりますが、市としての方向性をしっかり職員には認識した上で、自分に何ができるだろうということを考えてもらうこと、また、職員同士、例えば年齢の近い職員と一緒に、部局を横断した形で考えてもらうことも望むところであります。そういった意味でも、私自身も職員とさまざまな情報交換をしながら、そういった提案も受けられるような形でお伝えもしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひそのような方向でお願いしたいと思っております。

それでは最後の質問に移ります。5、物部町の振興策について、お伺いいたします。

香美市物部町保育園及び小・中学校等活性化検討委員会は、令和元年から協議を開始して令和3年3月に中間提言が行われました。その提言を受けて、教育委員会では、保小中一貫教育の構築や特認校制度、山村留学に向けての取組などを行ってきたことは聞いています。そして、今年2月には最終提言が行われ、物部の魅力づくりと情報の発信については、地域との連携はもちろんのこと、物部のよさの全国発信、移住に向けての取組の強化など、全庁的な取組により推進強化されることが望まれる。今後は物部町保育園、小・中学校の活性化という教育の現場だけにとどまらず、物部町全体の活性化策に向けて、香美市を挙げて取り組む必要があると提言されました。これまで協議してきた活性化検討委員会の市全体の問題として対策の充実・強化を求める切実な提言ではないでしょうか。

今定例会議において市長から、中山間対策の充実・強化については、令和5年度は物部町について特に力を入れて取り組んでいくとの報告がありました。大栃保育園、小・中学校は児童・生徒数が激減して大変厳しい状況にあり、残された時間はありません。

また、物部地域は、過疎高齢化での人口減少、集落の維持も困難な地域が増えています。それでも残った方々は住み慣れた地域に愛着があり、できるだけ住み続けたい、何とか活性できないかなどの思いを持っています。充実・強化に向けどのように取り組んでいくお考えか、市長の構想をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって、令和元年からずっと議論していただきました検討委員会のメンバーの皆様方には、本当に感謝を申し上げたいと思います。最終提言をいただきまして、私自身もしっかりとやらなければと、決意を新たにしたところがあります。

最終提言の中で、先ほど御紹介もありましたとおり、魅力づくりでありますとか情報の発信は必ずやらなければならないと思っております。また、やはり人口を維持していく、そして増やしていくことが重要であると思っておりますので、子育て世代の出身者を呼び込んでいくUターン、地域外の方を呼び込むIターン、そして出身者のお孫さんを対象とする孫ターンなど、いろいろなパターンを想定して、それぞれに戦略を立てていきたいと思っております。先ほども述べましたとおり、学校や地域の魅力を伝えていくこと、空き家を改修して移住者用の住宅にすることなど、あらゆることに取り組んでいきたいと思っております。

構想という御質問ではありましたが、私としましてはいろんなことをしっかりやっていくということでありまして、成果を出せるように令和5年度は取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長が今おっしゃられたことは、それぞれ課をまたいだ取組ということになっていきますし、物部支所の体制強化も言われていたかと思うんですけども、この進め方、あるいは活性化検討委員会に代わる何かのプロジェクトチームとかをつくってやっていくのか、その辺りもお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、体制強化というところで、今プロジェクトチームというお話もありました。現在は来年度の人事ということで、体制をどのようにするか、どういった人に担っていただくかも考えておりまして、自分が思っているのは、物部支所にはいろんなことをやっていただきたいと思っておりますが、まずは既存の住民サービスをしっかり維持した上で、新しいことにもチャレンジしていかなければならないと考えております。

今ここで、構想であるとか、どういったプロジェクトチームにしていくのかということはまだお答えできませんが、一つ一つのことをしっかり取り組んでいける体制をつくりたいと思っております。今言える範囲でいいますと、やはり空き家の中間管理が始まりますので、空き家を貸してくださる方を探すこと、そして交渉し、工事をしていかな

ければならない。そういったことは、来年度に必ずやっていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そういたしますと、物部支所を中心に、いろんな課も連携しながらということになると受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） いろいろなことをやるに当たって、主管課をどこにするかというのはなかなか難しいところがありまして、例えば、定住推進課がやる部分の公共交通であるとか移動販売とかも担っております。また、商工観光課が担っている産業振興のところといろいろありまして、私が申し上げた物部支所を中心にするという意味は、やはり優先順位になったときに、例えば商工観光課の部門であると、龍河洞があり、アンパンマンミュージアムがあり、また香北の自然公園がありというようなことで、後回しになってはいけないとも思っておりますので、横串を通していく中で、やっぱり物部支所も一定進捗管理をせんといかんだろうと思っております。

ただ、先ほどお話ししましたようにあらゆる業務が今でも、例えばマイナンバーカードであるとか、いろいろな住民サービスもありますので、そういったことも含めまして、大柵の商店街活性化、べふ峡温泉あるいはユズの振興といろいろなテーマがありますので、一つ一つをしっかりと進めていきたいと思っております。

物部支所には、ある程度のことを担っていただきながら、進捗管理もお願いしたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 物部支所にもいろいろやってほしいということです。支所長がせっかくおいでいただいておりますので、支所はやはり一番地域住民の身近にあり、この充実・強化に取り組むというところでは一番身近な機関になりますので、支所長の御見解、思いをお聞きしたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 支所長には通告していないでしょう、答えられますか。

物部支所長、竹崎澄人君。

○物部支所長（竹崎澄人君） 物部支所としてお答えいたします。

中山間地域の物部地区でございますので、様々な課題がございます。その中で、香美市役所各課の業務全般を担う総合的な窓口として対応していくのが支所の役割と考えております。限られた人員でもございますので、様々な課題解決は支所だけではできませんが、少しでも解決に向けて進んでいけるように、また地域の方々や来客される方に寄り添っていけるように、職員一丸となって頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これから進めていく段階かと思うんですけども、令和5年度は物部町に重点を置いてということですが、市長の中では大体どれぐらいかけて。

今年度は中間管理住宅をすることははっきり言われたわけですが、それ以外のこともたくさんあるわけですね、先ほど市長も言われましたが、物部地域にはべふ峡温泉とか、大栃高校とか、奥物部ふるさと物産館とか、そういったところもありますので、今ある施設を生かしながらどうやって活性化させていくかということもあります。それから、体制としては地域おこし協力隊などの活用などもまた考えられるんじゃないかとも思いますし、また、移住に関しては仕事のことも考えていかなければいけないと思うんです。せっかく情報通信、光ファイバーも入ったので、そういったことも活用できるような仕事、そういう情報通信を生かした仕事をしている方の移住と、本当に様々に考えていかなければいけないので、もう大変大きな内容になってこようかと思えます。そしてまた、これを進めるに当たって、ある程度の期間は人・物・金といったものを集中させて、政策的に誘導させていくことが重要になってこようかと思えますけれども、その辺りをどのように、どれぐらいかけてやっていくのかということも含めて、もう一度市長にお伺いしたいと思えます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 予算に関しましても期間に関しましても、こういった形ということではありますが、目的は、しっかりと物部町を残していく、人口も目標がありますので、そこをしっかりと達成していくということになろうと思えます。そういう意味では、やはり人であるとか予算であるとか、現場が疲弊してしまっただけではいけないので、私自身が旗を振って、また、市役所だけでやるものでもないと思ってますので、いろいろな活力と一緒にやっていきたい、また、いろいろな活力を呼び起こすような形で、来年度から提案型事業もスタートさせます。そういう意味では、こういったところを担える、やらせてほしいという民間組織がありましたら、そことも一緒にやりたいと思っております。

今の時点で、これくらいの予算で、これくらいの期間で、こういったことをやるということではなくて、いろんなことをやりながら、いろんな出会いとか、移住であるとか、企業誘致もそうなんですけれども、タイミングもありますので、臨機応変にその場、その場でしっかりと対応していきたいと思えます。現状で、大きな構想、人、お金、いろいろな期間とかを設けてということは考えておりません。ただ、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今回の段階ではちょっと具体的なものが、私自身、市長の思いは分かりましたけれども、具体的なものはこれからということだろうと思えます。こうして市長が、せっかく今年度は物部町を取り組んでいきますよということをおっしゃられたわけです。私は本当にうれしかったです。物部に住む者としては、こうして市長が取り組んでいきたい、令和5年度は物部町について特に力を入れて取り組んでいくということをお聞きして、本当にうれしかったです。それは本当の気持ちです。それを形にしていた

だきたいと切に希望しておりますので、また時々市長のお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

1項目、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、お尋ねいたします。

コミュニティ・スクール設置推進につきましては、8年前の平成27年6月、平成28年6月、そして平成29年3月と、これまで3度、市内全ての小・中学校へのコミュニティ・スクール導入を求め質問させていただきました。当時の時久前教育長からは、「できるだけ早く、このコミュニティ・スクールはとてもいい中身ですので、早く全校が取り組めるようになればいいと思っています。香美市の教育は、よってたかって地域が育てる教育ということで今進めています。コミュニティ・スクールはまさに学校と地域が協働で子供を育てる仕組みです。学校運営協議会を中心に、どのような子供をどう育てるかを一緒に協議し、共に子供たちを育てていきたいと思っています」との答弁をいただきました。

①です。

白川教育長は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に対し、どのような価値観をお持ちでどのように評価されているのか、制度についての認識、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） よろしくお願ひいたします。比与森議員の御質問にお答えいたします。

急速な時代の変化に伴いまして、学校と地域の在り方が変化し続けておるところでございます。児童・生徒数の減少、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった教育環境を取り巻く状況、少子高齢化、地域社会のつながりや支え合いの希薄化といった社会の動向だけではなく、社会に開かれた教育課程の実現といった教育改革の動き、そして、学校を核とした地域の活性化といった地方創生の動きが背景にあり、今後も一層、学校と地域の連携・協働の必要性がさらに高まってまいります。

そうした中で、学校運営協議会制度は学校運営に地域の皆様の声を積極的に生かし、

地域の方々と力を合わせた課題改善や地域の強みを生かした特色ある学校づくりなどによって、郷土を愛し未来をつくる子供たちをしっかりと育てていくという学校運営に取り組むことが可能になる、有力で効果的な仕組みであると、とても重要に捉えております。

議員御指摘のとおり、香美市はよってたかって教育で、香美市の市民がみんなによってたかって関わり合って、共に高め合いながら香美市を元気にする教育活動を進めておるところでございます。先般の生涯学習フォーラムにおきましても、そういった地域の底力と申しましょか、そういうものを再発見、再確認したところでございます。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、まさによってたかって教育そのものでございます。保護者や地域の方々に学校の運営に積極的に参画していただき、学校を核とした協働活動が行われることに伴って、児童・生徒の学力や、何よりも学習意欲の向上、暮らしに対する子供たちの意欲の向上、そして、生徒指導上の課題の解決、教員の働き方改革など、学校にとってプラスになることだけではなく、地域の教育力向上や地域の活性化などの成果にもつながることを大いに期待しております、これまでと同様、今後ともぜひ御支援、御尽力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） よく分かりました。

去る2月7日の地元新聞におきまして、「学校運営住民参加広がる」との見出しで記事が掲載されました。記事では「既存組織衣替えに懸念も」とか「住民が学校運営に口出し」など制度を否定するような記述もあり、今回質問のきっかけとなりました。実に情けない思いをした次第でございます。駆け込みの取組では不十分であることは明白であり、時間をかけコミュニティ・スクールに取り組まれた本市教育委員会、そして地域住民の努力を知る者として、本当に残念な記事でございます。

本市にあつては、時間をかけて地域の方々との意見交換も進められ、初めてコミュニティ・スクール設置推進の取組を質問した8年前の平成27年10月には、当時の教育長の推薦もあり、先進地でありました京都市立京都御池中学校と御所南小学校を教育厚生常任委員会で視察させていただきました。

以前の一般質問に対してもう一度触れますと、時久前教育長は、「学校の子供たちが本当に主体的にいろいろなことができるように伸びてきましたし、地域がそれを応援する、どういう子供を育てたいかということがしっかりと分かって応援をしていますので、地域も1つになって子供を応援する大変元気な活動と変わってきました。ますますいい活動になってくると思います。子供をどう育てていくのかといったことや、地域としてどう関わっていくのか等も話し合われました。学校としての悩みも出され、それに対する支援も得られるなど、これまで以上に学校と地域がよってたかって子供たちを育てていくための協議となりました」との答弁もいただきました。

もう一度確認させていただきます。教育長の認識の中に、コミュニティ・スクールが「既存組織の衣替え」とか「住民が学校運営に口出し」といったものはないとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

議員が今おっしゃっているような懸念は、香美市におきましては全くございません。そのように認識してございます。私も高知県教育委員会事務局に在籍しておりましたこともございまして、その期間におきましても、コミュニティ・スクール設置につきましては課内でも様々議論をしまして、これは高知県として積極的に進めていくべきであると。様々なデメリット、初めて取りかかることについての学校や住民の方々は、今まさに比与森議員がおっしゃったような点で不安があるだろうと。しかし、それを払拭していけるだけの準備を教育委員会としてもしていかななくてはならないという議論をしたことを、今思い出したところでございます。

香美市におきましては、幸い地域の方々にはしっかり支えられ、校長先生方も、学校の課題や悩んでいることを、コミュニティ・スクールの中にそのまま御相談させていただいております。そういたしますと、それならここまではできるから後のここは学校がやりますかとか、その逆もあります。それから、子供たちを楽しく元気にしていく活動・取組はどういう方向で今年はやっていくのかということ、積極的に、それなら自分たちがこういうところでこういうものを設けるので、もう先生らは来なくていいから、ここに子供だけ来させてもらった自分らでできるとか、私が着任してそういうコミュニティ・スクールの協議の中に入れていただいで、本当に驚いたというのが実感でございまして、ここまで進んでいるのかと。学校と地域が協働で学校運営を進めていると、まさに実感いたしました。

議員が地元紙の記事を読まれて、少し情けない思いをされたという御心情は、私もよく理解できます。香美市において決してそういうことはございませんし、これからはないうように、教育委員会としても学校や運営協議会の皆様とともにこれをずっと継続して、子供たちが主体的に動き、自分で思いや願いを持って、その夢をかなえるためにしっかり成長していけるよりよい土台づくりに向けて、尽力していかなければならないと考えております。

コミュニティ・スクールにつきまして、香美市におきましては平成26年度から片地小学校を皮切りにスタートいたしまして、本当にじっくり取り組んできたという経緯がございまして。その間、地域の方々ですとか、学校ももちろんですけども、市議会の皆様方に御尽力、御理解、御支援をいただきまして、令和元年度に全10校がコミュニティ・スクールとなった次第でございまして。学校によって歴史がそれぞれ違いますので、平成26年度から始めているコミュニティ・スクールというのは、本当に独り歩きをしてしっかりやられていると。ですけども、令和元年度はすぐコロナに入ってしまった、

そこが非常に悩ましかったかなというところがございます。しかし、そういった中でも地域の方々と学校の強みと弱みを共有して、それぞれの教育活動に邁進しておるところでございます。

この間の御協力には、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

課題につきましては次の質問であろうかと思っておりますので、またお答えいたします。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 分かりました。大体この質問はもうこれで全て終わったような気がしますけれど、②です。

先ほども述べましたように、本市にあっては、時間をかけて地域の方々と協議を重ね、コミュニティ・スクールに取り組まれたわけですが、小・中学校それぞれ課題は様々あると思われ、教育委員会にも課題はあると思っております。教育委員会としての課題をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールは、学校や地域が抱える様々な課題に対応していく必要がございます。これまでの学校と地域の関係、これは平成26年度以前という意味でございますけれども、そうした関係を今後はお互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって対等な立場の下で、いわゆるパートナーとして相互に連携・協働していくことが重要になってきます。先ほど、コミュニティ・スクールは学校にとってプラスになるだけではなく、地域の教育力の向上や地域の活性化などの成果にもつながっているということにも少し触れましたけれども、そういった点で、現状は学校のために地域の方からお力をお借りしていると。学校のためにあれもやってあげる、これもやってあげるということで、たくさん御支援をいただいているという状況は非常にありがたいですし、学校も子供たちも、おかげさまで楽しく学校活動を過ごしているわけでございますけれども、そういう助けます、支えますということからもう一步進めて、パートナーとして一緒にやっていきたいと思いますところへ、少し取組を進めていく必要があるのではないかと、これが課題と考えております。地域の活性化や地域の教育力の向上というところにまで、まだまだ十分教育委員会としても至っていない、そこへの支援ができていないということを感じております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 分かりました。学校と地域が支え合うパートナーという立場で、今後ますます取り組んでいただきたいと思います。

③です。

今3月定例会議の初日、市長の報告で語られた教育関連の話も、コミュニティ・スクールの充実と無縁ではないと思います。今後、教育委員会はどのようなコミュニティ・スクールを目指すのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現在、香美市教育委員会では、学校運営協議会の開催日に担当は必ず参加させていただいておまして、進捗状況でございますとか、それぞれの学校のコミュニティ・スクールの課題に対して、例えば予算的な措置ですとか、あるいは人的な配慮・支援も含めまして、困り感があることについて支援できることはないかといったことで、会に参加させていただいております。そういう機会を通して、指導主事、主任によります定期的なアドバイスを行う。それから、学校運営協議会の委員研修を実施しまして、国全体の動きですとか、全国の中でも先進的な事例を実践しておられる地域の代表の方において研修を実施する。また、10校ありますので、それぞれ本当に特色ある取組が行われておりますから、それぞれの運営協議会の情報提供といったようなことで取り組んでおります。

今後は、1点目として、地域住民の方と目標やビジョンを共有し、地域と一体になって子供を育む、地域とともにある学校へのますますの転換。これも進んできてはおりますけれども、やはりその誕生時期に少し時差がございますので、そういったところでもまだまだ支援が必要であると考えております。

2点目は、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく、子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築。具体的には、例えば先般行われました生涯学習フォーラムの場などが考えられようかと思いますが、そういった教育体制を構築するのと併せて、内容についても充実していきたい。本当にそれぞれの学校の子供たちが主体的に探究をして、香美市の今後を力強く受け継いでくれる子供たちが育っているなど実感いたしました。ぜひそういうところの体制構築をしていきたいと思っております。

3点目でございます。学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤構築を図る、学校を核とした地域づくりを推進してまいります。以上の3点を目指す姿として進めてまいります。

各学校の運営に保護者や地域住民の方々が参画することを通じて、実情を踏まえた上で、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが、地域の教育力の向上や地域の活性化につながり、元気な香美市を実現することにつながるのではないかと考えております。保護者の方々も非常にお忙しいことは重々分かっておりますけれども、何とかその親御さんのもう一つ上の世代の方々にもお力添えをいただいで、多忙な親御さんたちができないことを、じゃあ地域で子供たちを支えていく仕組

みは何だろうかといったようなことも考えていければいいかなと思っております。

大人になって公民館など地域の活動に熱心に取り組む層には、共通して15歳までの地域活動の分厚い体験があるということが、東京大学牧野研究室と飯田市公民館が共同研究を行った結果として出ておまして、実感しておられる皆様も多いのではないかと思います。ますますこういったところに重点を置いて、次世代を育むためにも、積極的に御参加していただいたり、参画くださる方が増えることを願いながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の項目、2、地域の身近な相談員について質問いたします。

広報香美2月号の特集で、「地域の身近な相談役民生委員・児童委員」という見出しの記事が掲載されました。委員の紹介では、それぞれの受持ち区域も紹介されていたわけですが、以前から気がかりな点もあり、お尋ねいたします。受持ち区域を拝見しまして、土佐山田町西本町では、私の区域である西本町1丁目商店街から北と、西本町5丁目にしか委員がいません。西本町1丁目南から4丁目までは不在となっております。

①です。

民生委員・児童委員の受持ち区域にあって、欠員の区域をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

本年2月末現在における民生委員・児童委員の欠員区域は、土佐山田町で9区域、香北町で2区域の合計11区域となっております。区域別に申し上げます。土佐山田町の欠員区域は、西本町2丁目・1丁目の南区域、西本町3・4丁目区域、宝町1丁目区域、宝町3・4・5丁目区域、宮前町区域、北本町2・3丁目区域、北本町1丁目・前山区域、平田・中村1・2区域、逆川区域でございます。香北町につきましては、萩野区域、有川・有瀬・西峯・河野・川ノ内を合わせた区域でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） お聞きしました欠員区域の、訪問対象者数というのが正しい表現かどうかは分かりませんが、それぞれ欠員の区域の対象者数は何人でしょうか。委員の存在有無には関係ないわけですが、委員不在区域にあって、本年高齢の方が自宅で倒れ、数時間後に知人に発見され救急入院されたと聞きました。このような事例は、今後も起こり得るのではないかと危惧するところであります。それぞれの欠員区域での訪問対象者数をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 訪問対象者の定義でございますけれども、手元にあ

る高齢者数でお答えさせていただきたいと思います。

民生委員・児童委員の欠員区域における65歳以上の高齢者数は、2月1日現在で合計1,213人でございます。高齢化率に直しますと35.4%ということになります。このうち最も多いのは、土佐山田町北本町1丁目・前山区域で226人です。逆に最も少ないのは香北町萩野区域の18人でございます。

区域別にそれぞれ申し上げます。土佐山田町西本町2丁目・1丁目の南区域が78人でございます。西本町3・4丁目区域が154人でございます。宝町1丁目区域が68人、宝町3・4・5丁目区域が146人でございます。宮前町区域が93人、北本町2・3丁目区域が98人、北本町1丁目・前山区域につきましては先ほど申し上げました226人でございます。平田・中村1・2区域は194人、逆川区域が97人でございます。香北町の萩野区域は18人、有川・有瀬・西峯・河野・川ノ内区域は41人でございます。

高齢者数で申し上げましたので、これに生活保護の被保護世帯の方、それからまた障害者手帳をお持ちの方、認知症を患っておられる方、もろもろを考えますと、これ以上の人数になることは明確でございますので申し添えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ②です。

委員欠員区域への対応は、かなりの対象者人数をお聞きしたわけですけど、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

欠員が生じている区域における民生委員・児童委員の活動につきましては、民生委員児童委員協議会が代行しております。協議会事務局である香美市社会福祉協議会に御連絡をいただければ、相談活動、情報提供活動、生活支援活動など、地域福祉の低下につながることはないよう、協議会として組織的な対応を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 社会福祉協議会ということですが、そしたら民生委員が空白のところへ、代わりに行ってるということはないわけですか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

実際に活動されるのは、この民生委員児童委員協議会の役員の方が現地に出向かれると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ③です。

民生委員・児童委員は、本当に重い職責を遂行されていると思います。各委員がそれぞれの課題に直面しているのではないかと推測する次第です。民生委員・児童委員との協議の場もあると思いますが、市に対して支援要望もあるのではないかと思います。どのような要望が出されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

昨年9月、第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たり実施した、民生委員・児童委員117人を対象としたアンケート調査で、活動に際しどのような悩みや苦勞を感じているかを尋ねたところ、地域の情報・個人情報入手できないと回答した割合が52.9%で最も多くなりました。個人情報保護法によって個人情報の外部提供が制限されている中で、活動に必要な情報を共有できる仕組みを検討したいと考えます。同調査では、今後活動を充実させていくために何が必要かについても尋ねております。最も多かったのは、支援方法、支援先等、活動について学ぶ機会、割合は51.8%でした。こうした要望にも応えられるよう支援してまいりたいと考えます。また、自由記述の回答では、民生委員・児童委員が何をやっているのか、市民に対し掘り下げて、分かりやすく広報してほしいとの御意見も寄せられましたので、早速今年2月の広報香美に特集記事を掲載したところでございます。

今後も創意工夫に努め委員活動の支援を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 民生委員の声ということでお聞きしたわけですけど、私のところにも別所帯で高齢の母親がおります。2年前に民生委員が替わりましたけど、以前の方も現在の方も本当に気をつけて訪問していただいているということを申し添えて、④の質問に移ります。

地域全体の人口減少や高齢化が急速に進むことは間違いありません。現在の民生委員・児童委員の担当区域見直しを検討すべき時期ではないでしょうか。担当区域見直しに対する見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

高知県民生委員定数条例に定められた本市の委員定数127人のうち、6人が原則区域を担当しない主任児童委員でありますので、121人の民生委員が市内各区域を担当することとなります。

民生委員法第13条では、市町村の範囲内で、個々の民生委員の担当する区域を定めることが規定され、同法第24条で、民生委員協議会がその区域を定めることになっております。これは、協議会の運営と職務の遂行を、民生委員が中心となって自主的に行

うことを規定したものでございます。担当区域に関しましては、必ずしも1人1区域であることを要しませんが、委員定数とも密接に関係することから、民生委員児童委員協議会と十分に協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 確認で、先ほど言いました区域の見直しは、不可能ではないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

確認可能な記録では、平成30年度に物部町で日ノ地区域と押谷区域を合区しておりますので可能でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 現在の担当区域にあって、物部町、香北町、土佐山田町で最も多い受持ち人数の区域と、そして最も少ない人数の区域が分かれば、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

民生委員・児童委員が担当する区域内の人口につきまして、土佐山田町、香北町、物部町それぞれの最多、最小区域をお示しいたします。いずれも2月1日現在のものがございます。まず、土佐山田町の人口最多区域は秦山町1・2丁目区域で753人でございます。最小区域は檜谷区域の18人でございます。次に、香北町の人口最多区域は葦生野区域で534人でございます。最小区域は大谷区域の3人でございます。最後に、物部町の人口最多区域は大柵北区域で269人です。最小区域は笹区域の8人でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） よく分かりました。担当区域の検討が不可能ではないということで、お伺いします。

見直しを考える場合、今お聞きしましても人数に大きな差がある。人数だけの判断でも当然いかないことは、今の地域をお聞きして理解するところです。担当区域の広さや委員の人選に尽力してくださります各自治会長の理解も欠かすことはできないと思いますが、その辺はどのように判断されるのか。なかなか難しいかも分かりませんが、お願いします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

民生委員・児童委員の人選につきましては、やはり地元選出といったことが原則になっておりますので、自治会との情報交換は不可欠なものであると考えております。先ほど議員がおっしゃられたとおり、区域の制定に当たりましては人数だけではなくて、やはりその区域の広さ、それから構成する人口の割合、そういったものを複合的に考えまして設定していかなければならないと思います。

今後、この担当区域の見直しにつきましては、民生委員児童委員協議会が主となって考えることはもちろんでございますけれども、行政といたしましてもこのあたりは十分に意見交換をいたしまして、適切な区域設定に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ぜひこれからの人口減少、そして高齢化を考えたときに今の人数をお聞きしましても、どこか行き詰まりの出てくる区域があるのではないかとというような気もするわけです。ぜひできるところから、お聞きする中でなかなか高いハードルであることは理解しますが、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げまして、次の項目に移ります。

3、不審者情報対策について、お尋ねいたします。

私は山田小学校の情報発信サービスに加入し、不審者情報に限らず、保護者の方々と山田小学校から発信されるメールを共有させていただいています。不審者情報では、本年度も何度かメールが発信されてきました。今年になって1月だけで3回の不審者情報発信メールがありました。驚きましたのは、1月19日に受信した脅迫メールのお知らせです。翌20日には、県教育委員会事務局学校安全対策課から注意喚起の連絡があったとのメールも入りました。

以上を述べまして、①です。

香美市内の複数の学校に脅迫メールが届いたようですが、どのような内容でどのように対応されたのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 比与森議員の御質問にお答えいたします。

県教育委員会事務局学校安全対策課からの情報によります脅迫メールの内容は、1月16日には全国どこかの小学生の同時多発的な殺害予告など、1月19日には同様の内容で中学生の殺害予告などの情報提供があり、1月20日には2023年1月23日月曜日午前11時31分に、役所、保育施設、小学校、中学校、高等学校等の爆破予告などの情報提供がありました。1月20日につきましては市役所にも同様のメールが届いております。

対策としましては、その都度、保護者へのメール配信や文書による注意喚起、児童・生徒への注意喚起を行っております。警察の巡回はもちろんのこと、香美市少年育成センターによる巡回強化、学校等周辺施設の安全点検、見守り等も行ったところです。1

月20日に届いた日時指定の爆破予告への対応としましては、当日の施設点検、予告時刻に児童・生徒の安全確保も行ったところです。また、公立保育園では、1月20日の脅迫メールにつきまして、保護者への文書による注意喚起、当日の施設点検、予告時刻に園児の安全確保等を行いました。なお、市内の私立保育園、幼稚園等、関係施設にも情報提供し、注意喚起を行いました。今後とも園児・児童・生徒等の安全には細心の注意を払っていくとともに、必要に応じて保護者の皆様への情報提供も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 今の答弁で、児童・生徒の安全には尽力されていると十分理解しますが、内容によって恐怖心を抱く児童・生徒もいるのではないかと思います。その辺は各学校で児童・生徒に対して直接何か注意でもないですが、指導はあったわけでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

注意喚起等は必要に応じてしていますけれども、あまり怖がり過ぎないというところに対しては、学校のほうも配慮しながら注意喚起を行っていただいています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ②です。

令和3年度と本年度の小・中学校別不審者情報件数をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和3年度は、小学校が4件、中学校が3件の合わせて7件になっております。今年度2月末現在で、小学校が7件、中学校が8件の合わせて15件となっております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 3年ほど前ですか、この件について質問したきっかけは、当時の山田小学校6年生の女子児童3人が宝町児童遊園地で遊んでいて、不審者がつきまとい・声かけで離れてくれないと言って、私のところに飛び込んできた事例があったこととございます。そのときに質問させていただいて以来ですけど、先ほどお聞きしたその不審者は、声かけが多いのか、つきまといが多いのか。また、舟入小学校区だったか、児童・生徒もその不審者に対して面識があるようなお話も聞いたわけですけど、声かけ・つきまといはどのような内容か、分かればお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 令和3年度は、声かけ・つきまといが6件で、刃物所持の疑いというのが1件ございました。疑いなので、

刃物のように見えたということで、実際に刃物を持って追いかけたとかいうことではなくて、何かポケットに持っているような気がしたという情報でございます。

令和4年度は、声かけ・つきまといが5件、小学生への窃盗未遂というのが1件ございまして、自転車の籠にお財布を入れておいたのを取られそうになったということです。あともう1つ、盗撮というのがございまして、先ほどお話に出ておりました宝町児童遊園地での盗撮の疑いですが、写真を撮られているような気がしたということです。また、中学生への声かけ・つきまといが8件起こっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 本当にもう腹立たしい思いをするところです。

③です。

各家庭との連携、そして保護者との情報共有が非常に重要であることは認識しています。スピード感のある各校の情報発信サービスは、その方法として非常に大切だと思っています。各学校の現在の情報発信サービス加入率をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

メール配信システムの加入率につきましては、令和5年3月1日現在、小学校で95.1%、中学校で84.1%となっております。学校によつての加入率は多少のばらつきがございます。

今回の集計は、1人の児童・生徒に対して保護者等の登録が複数ある場合、1とカウントして、児童・生徒との関係性が分かる登録のみを集計して算出した加入率でございます。登録の仕方によっては、児童・生徒との関係性が把握できないものもございます。その分は登録数に含んでおりませんので、今回お示しさせていただきました加入率は、実際の加入率より低い数値となっている場合がございますことを御了承願います。なお、各学校学年ごとの登録者数は全ての児童・生徒数を上回っており、登録率は100%となっております。ただ、重複したり前の分が残っていたりということもあるかと思っておりますので、今回は児童・生徒1人に対して1とカウントさせていただきました。

議員のおっしゃいますとおり、保護者との情報共有・連携は大変重要なことであると思っておりますので、今後ともメール配信システムへの登録のお願いは続けていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 課長の言われたとおり、保護者との素早い情報の共有、そして地域による児童・生徒たちの見守りも大事だと思います。その加入促進は、地域が児童・生徒を見守ることにもつながるように思います。各校のコミュニティ・スクールのメンバーは、このことを知っているのか、また加入しているのか、その辺が分かれ

ばお願いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

メールの登録につきましては、児童・生徒とか、どういう役割の方かでグループ分けしておりますので、そういう別のところで登録していただいている方もいらっしゃると思います。認識しておりますが、まだまだ不十分なところもあると思いますので、またコミュニティ・スクール等で情報提供させていただいていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） そういう不審者に対して、地域で児童・生徒を見守るという観点で、例えば自分は商店街にいますので、山田小学校からの不審者情報が入ったときでも、あけぼの街道の辺ということになると、すぐにはその辺まで散歩にも行けませんので、その地域、地域で見守りのできる方。私事ですけど、あけぼの街道で不審者情報が出ると、孫が通学で使うまではそんなに思わなかったけど、1年生になって通学しているので、やはり非常に気になる場所もあります。ぜひコミュニティ・スクール、また各議員、議員の中でも知らない方はおいでだと思いますので、それぞれの校区情報ぐらいは、これは希望者になると思っておりますけど、ぜひ普及して、児童・生徒の安全・見守りに尽力していただきたいと思っております。

④です。

不審者情報が出された場合、最大限に対応されていると思っておりますが、警察との連携も含めどのような対応をされているのか。また、スクールサポーターとして警察OBの方が香美警察庁舎においでだと思いますけど、その方との連携なども含めて、現在の対応、これからの対応も含めて、お願いします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 被害を受けた児童・生徒が通う学校等から情報を受けた少年育成センターは、不審者情報の内容を整理して、市内の各学校や南国警察署を含む関係機関にメールやファクス等で一斉に情報を伝達いたします。少年育成センターから連絡を受けた各学校は、児童への周知をして、メールや文書などで保護者に通知いたします。緊急対応が必要な際は、少年育成センターと南国警察署がそれぞれすべき対応を話し合いまして、巡回強化をしたり、香美市こども見守り活動連絡協議会の代表の方に連絡したり、補導委員に情報提供しまして、地域の見守りをお願いしております。また、スクールサポーターとも少年育成センターは連携させていただいておりますので、今後も連携強化をしながら子供の安全を見守りたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 比与森光俊君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午前 11 時 36 分 休憩）

（午前 11 時 37 分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 7番、山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問を行いたいと思います。

まず1点目、予算についてです。

令和5年度の当初予算は、市長が編成する初めてのものとなります。歳入歳出予算総額の189億2,600万円は、骨格予算であった前年度から3.4%減でありまして、最終だと思われる一般会計補正予算（第11号）の歳出総額から見れば約15%減になっております。

市長は、1月開会会議での挨拶の中で、令和5年度の当初予算編成の市長査定に臨むに当たっては、厳しい財政運営を踏まえた上で、今後の香美市にとって必要である事業については、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますと、また、将来の税収増につながるような産業振興策、人口増につながるまちづくり、教育・子育て施策には、しっかりと予算措置を行いますと言われておりました。

どの分野でも多くの行政政策ニーズがある中で、就任直後の6月定例会議で言われているように、県政の動向をにらみながら、一定補正対応というようなことだと思っておりますけれども、私が見て慎重というか少し控え目な感じを受けます。

そこで、①の質問です。

今定例会議開会日の挨拶の中では、本年度は特に絆づくりについて取り組みたいと思っておりますと言われておりました。主立った事業等については説明いただきましたが、今回の予算編成に際してどのような方針で臨んだのか、また重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

当初予算の編成方針につきましては、財務規則に基づき令和5年度予算編成方針を作成しまして各課に周知しております。令和5年度の編成方針としては、国の経済状況や地方への支援方針及び物件費や公債費の増額が見込まれる市の財政状況を踏まえ、選択と集中、事務事業の見直しの徹底、受益者負担の見直しなどを基本方針としております。また、本年度におきましては、特に委託料の削減についても基本方針に盛り込んでおります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 査定前に市長が言われた、厳しい状況の中でということだと思います。一定その方針は分かりますが、市長としてどのような方針で臨んだのか。3つのビジョン等の3・5・4のシステムについて、それぞれに幾つかの主な事業は言われていましたけれども、それを選んだことに当たってどのような方針であったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 鋭い御指摘でありまして、ちょっと答えにくいところもあるんですが、やりたいことは正直たくさんありまして、定例会議冒頭でもお話ししたところでありまして。ただ、人員の部分を含めなければ、予算をつけてもしっかり執行できないということも想定しまして、議員も御指摘のとおり、ちょっと慎重な面もあるかとは思っています。準備段階というか、県の予算も私のほうで情報収集しておりますし、補正対応で一定戦っていけるような形で攻めていきたいと思っております。今、来年度の人事につきまして検討しているところでありまして、しっかり予算を執行できる人員体制もつくってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 様々な事業を御挨拶の中で紹介もされておりますので、そういう予算編成しましたと。実際に、こういう予算ですよということはあるわけですがけれども。

②です。

令和4年度の予算に関連しては、まずは香美市の取組を市民の皆様にお伝えしたいと考え、この冊子を作らせていただきましたと、令和4年度香美市主要事業バージョン1、バージョン1.1というのを作られておりますけれども、令和5年度もこれと同じような取組をされるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 昨年作りました香美市主要事業につきましては、現在、令和5年度版を作成中でありまして、4月中旬にもホームページにて公表させていただきます。

また、行政連絡会では印刷して自治会長の皆様にお持ち帰りいただけるよう、準備を進めているところであります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） すごくいい取組だと思いますので、ぜひいいものが出来上がることを期待しております。

③です。

この冊子の「はじめに」というところでは、「この冊子を使い、自らが出向いて、直接お話をさせていただく機会をどんどんつくりたいと思っております」と書かれておりま

したけれども、そのような機会を令和4年度には十分に持つことができたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 冊子を用いて住民の皆さんに香美市政について御説明するという機会は、残念ながら今年度はつくることができませんでした。令和5年度は三水会という香美市の企業・団体で組織された会で御説明することをスタートとしまして、住民や団体に出前説明会のことをお伝えして、企画いただくような形で進めていきたいと思っております。

なお、住民の皆さんとの意見交換の場は、例えば猟友会であったりとか土地改良区の皆さんなどと、個別のテーマでは開催しております。できる限り香美市政全般について御理解していただけるような機会を、令和5年度はつくっていきたくて考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） やっぱり市民の皆さんは、どういう思いを市長が持たれているかということについて、すごく関心のあることだと思います。ちょっと会派の中で話をしたときも、市民の方から、市長が今どういうことをしようとしているのか知りたいという要望もあったようなこともお聞きしました。ぜひよろしくお願ひします。

④です。

令和5年度の予算と施策全般について、その冊子のことなんですけれども、もう作り始めているのでちょっと後追いかなどは思いますが、提案というか、これすごくいいんですけど、いいようで分かりづらいみたいなどころがあるんです。私自身が見てもちょっと分かりづらいかなということもあって、あえてこの④で質問したわけなんですけれども、3つのビジョンと5つの基本政策、4つの横断的な政策と、市長がずっと就任以来言われてるものがありますよね、それに沿った形で市民への周知を行うと。その際には、先ほど行政連絡会で自治会長にもお持ち帰りいただくというようなお話でしたけれども、私は概要版を全戸配布するような形がよいのではないかと考えています。

というのは、平成27年8月に総務常任委員会で、市民協働のまちづくりについての視察研修でお邪魔しました京丹後市では、後でお持ちしますが、分かりやすい今年の予算というこのような小冊子を作りまして（資料を示しながら説明）、現在市長の作られた令和4年度のやつは68ページという膨大な数ですが、こちらはちょっと少なめの39ページで、振興計画に沿った形になっています。それぞれの主立った予算、事業については、その額も入っているというようなものです。京丹後市では全戸配布しています。平成27年9月議会では、当時の執行部にも紹介させていただきました。そのように、市長の施政方針に沿った形で分かりやすく編成をし直して、全戸配布したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その点について見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員のほうから、京丹後市が振興計画に基づいてというこ

とでのお話がありました。

まず前提としまして、香美市の施策を総合的にまとめたものが、京丹後市と同じように香美市の振興計画でありまして、議員お手元の当初予算の議案細部説明書一番下の欄には、香美市振興計画のどの基本方針、政策、施策について実現させるための予算であるかを明記させていただいております。私の掲げる3つのビジョンは、私が選挙のときから使っているもので、政治姿勢を表したものと御理解いただきたいと思います。また、5つの基本政策と4つの横断的な政策については、香美市振興計画を私の言葉で整理し直したものと御理解いただければと思いますし、これ自体は濱田知事の県政策、これは尾崎前知事から続いているものですが、県の予算を使うといったことでも分かりやすいかなと思って、ある意味県議会ですずっとやってきた経験をベースに使っています。

それと、概要版の全戸配布という御提案がありました。これにつきましては、市民の皆様には香美市政の取組を御理解いただく方法として、非常によい取組にはなると思いますので、今後検討していきたいと思います。全体版については、ホームページでダウンロードいただくような形を今考えておりますので、このことにつきましても広報で周知しまして、できるだけ見やすいような形でやっていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 議案細部説明書のお話もいただきました。今の議案細部説明書に至るまでは、今総務課長であられる川田課長が随分汗を流したというか、議会と話しながらこの形になったと思います。

市長が言われるように、これは県の施策に沿って分かりやすいように編成しているとは思いますが、住民の方がぱっと見て知りたい情報というか、分かりやすい、政策的なところを一覧できるような概要版があればいいと思いますので、ぜひ検討して全戸配布に至りますように希望しておきます。

○議長（山本芳男君） 暫時、昼食のため休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それでは昼休みを挟みましたが、引き続き質問を続けていきたいと思います。

次に2点目、将来の税収増につながる産業振興策を推進・担保するための条例であります、香美市産業振興条例に関連してお尋ねしていきたいと思います。

香美市産業振興条例は、本市の全ての事業者・関係団体・市民及び行政が一体となり、経済の地域内循環を基本とした産業振興を総合的かつ恒常的に推進し、本市の健全な発

展と市民福祉の向上に資するために制定されまして、本市の産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的としております。

この条例は、議会が初めて策定した執行部の条例です。当時の産業建設常任委員会が制定に取り組みまして、業界団体と協議を重ね、パブリックコメントを経て、平成28年4月1日から施行されています。

条例では産業振興計画等の策定がうたわれていませんので、全体を一望して俯瞰できませんけれども、産業振興推進委員会の資料によれば、基本的な施策に関連して、このようなものですが（資料を示しながら説明）、農業分野、観光分野、商工分野について、それぞれ香美市産業振興の主な取組としてロードマップが示され、委員会で協議等が行われております。

そこで、まず（1）です。

第4条の基本的な施策に挙げられている事業者の経営基盤強化の支援及び経営の健全化に関することに関連してお尋ねいたします。

①です。

株式会社スイーツが高知テクノパークに新しい工場を建設中でございます。操業時期や新規雇用を予定している人数は20人とされており、商品の概要、雪ヶ峰牧場のジャージー乳を使ったお菓子類については、市長挨拶の中で一定の説明をいただきましたが、企業の投じる金額が10億円ということでしたから結構大きくて、この条例の趣旨に従えば、本市も相応の支援を行う必要があった、また今後においてあるのではないかと考えます。そこで、株式会社スイーツに行ったこれまでの補助金等の支援の全体像と、操業後に予定される補助金等の全体像をお尋ねいたします。

担当課のほうから資料を示していただいておりますので、これについての説明ということになるかと思っておりますけれども、皆さん資料を御覧になってください。よろしくお願いたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

株式会社スイーツへの支援としましては、香美市企業立地促進条例により、排水処理施設整備奨励金、雇用奨励金、操業奨励金を交付します。排水処理施設整備奨励金としましては、令和5年度に940万円を交付予定で、雇用奨励金は操業開始した翌年度から起算して3年間交付し、操業奨励金は操業開始後初めて固定資産税が課される年度から起算して5年間交付します。なお、雇用奨励金、操業奨励金については、今後の雇用状況であったり固定資産税額によりますので金額がまだ未定でございます。また決まり次第予算計上させていただくようになります。詳細につきましては、タブレット掲載の資料を御確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 詳しい資料をありがとうございました。

確認ですけれども、これは取りあえず今考えられる支援の在り方で、何か不測の事態とか今後何か状況が変わった場合には、その都度新たに協議するという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現在考えられる支援はこちらだけになっておりますが、香美市に立地していただいた経緯がございますので、どういった支援ができるかを今ここで言うことはできませんが、できる限り何らかの検討は県と一緒にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 本当によくあそこに来ていただきましたということ以外にないですけど、これはもともとはいわゆる橋本県政の3大プロジェクトです。高知工科大学と林業試験場との関連で、そこにテクノパークをやるということで始まったと理解しております。そのためにあそこに工業用水をつくって、随分長い間維持だけして、最後には廃止したということもありますので、ぜひ実際に営業している方については、今後不測の事態等がありましたら、しっかりと支えていただきたいと思いますと思っております。

②です。

本市では、移住定住やシティセールスに関わる方々の多方面での取組や口コミ情報などによって、外からの好感度がアップしております。自営・創業・起業等を目指す移住者が増加いたしましたして、物部川流域は特に交流人口の増加が大いに期待される地域となってきたと、私は考えております。

交流人口増の核の一つになるであろうと思われる地ビール醸造施設建設に際しては、事前に関係者とともにも私も前市長に対して公共水道設備設置の要望を行いましたけれども、費用対効果等の面で、当時の執行部にはそれをやるというお話はいただけませんでした。実現できなかったということでございます。事業者は、物部川が見える場所での操業と販売を希望していたことから、使用可能であった井戸水で操業しています。しかし、醸造業は大量の水を必要といたします。地ビール施設というのは話題性もあり、他の観光施設等からのアクセスもよい立地であることから、今後の増産に向けた不安要因である水の安定的な確保は、事業者にとって死活問題となります。そこで、事業者の経営基盤強化の支援及び経営の健全化と、これに向けて今後考えられる支援等につきまして、何かあるようでしたらお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

当該施設への公共水道設置につきましては、水道管布設区間が長距離になり工事費用が膨大になることが見込まれ、また井戸水の活用といった手段があったことから、設置は見送ったというお話をお聞きしております。

今後、事業の拡大や施設周辺の整備状況により、新たな水の確保が必要となった場合には、どのような支援ができるか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そういう場合には、ちゃんと協議・検討していただけるという御答弁であったと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③です。

定例会議初日に市長の挨拶で創業が告知されました株式会社OUTERです。3月17日に事業内容やビジョンについての説明会を開催していただけたことですが、OUTERについても創業に当たって行った支援等があればその概要と、今後の考えられる支援等についてお尋ねしたいと思います。資料を用意していただいておりますので、皆さんもタブレットで御覧ください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

株式会社OUTERへの支援としましては、香美市サテライトオフィス等設置促進事業費補助金により補助金を交付いたします。令和4年度に307万5,000円を交付予定で、トータルしまして、見込みの数字ではございますが、令和9年度までに3,502万5,000円を補助する予定となっております。詳細につきましては、タブレット掲載の資料を御確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 説明を受けて初めて、どういう事業なのかということが分かるか分からないか、少しその端緒が見えると思いますけれども、ぜひこの計画にあるような推移で、香美市にとって新たな産業とか雇用の種になることを希望しております。それでは、（2）の質問に移ります。

この条例のパブリックコメントなんですが、議会が策定を目指していたことから、執行部から幾つかのパブリックコメントが寄せられました。

条例案の成案までには執行部とのやり取りもありましたけれども、それでもなおやっぱり最後の最後まで、担当課としてこれは大丈夫かなという心配な点があって、それについてのコメントがパブリックコメントとして寄せられたと、当時議会の一員として理解しておりました。あくまで私見なんですけど、執行部とのやり取りの中で、議会側にも何か執行部に対する遠慮とか、ちょっと付度とまではいきませんが、そういう気持ちが生まれた結果、施策の実現に向けた計画の策定が書き込まれなかったのではな

いかと思っております。当時、産業建設常任委員会委員長であった方には、やっぱり条例をつくったからには、その推進に向けた計画がいるんじゃないですかと、個人的にですけども、お話ししたことがあると覚えております。そんなことで書き込まれなかったのかなと考えています。

しかし、時代はコロナもあり様々なものが今動いております。新しい局面を迎えて、地方分権の推進が図られ始めたのが2000年ですから、もう二十何年がたちました。その中で、やはり自治体間の競争というものは、好むと好まざるとにかかわらず、現実として避けて通ることができないと思いますし、今後においても幅広い分野で、新たな起業とか創業を積極的に支援することがやはり必要であると。そういう競争に、ある意味住民の皆さんの福祉の増進を目指して勝ち抜くと言うと何か嫌な感じですけども、でもやっぱり最後は香美市に住んでいる方がみんな幸せに暮らしていけるように、そういう政策を当然市長もやっているわけで、続ける必要があると思います。本市の産業振興について俯瞰的に捉えるためにも、また支援等に対する統一的なフローを整えるためにも、産業振興計画等の策定を望むものですけども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

香美市産業振興条例第4条に掲げられた基本的な産業振興施策9項目につきましては、第2次香美市振興計画に反映され、第2次香美市振興計画に定められた施策を、計画的・効率的に進めるための具体的な主要施策を示した実施計画を策定し、実施計画に沿って事業を展開しております。また、各施策の進捗状況を評価・検証し、事業内容や成果、評価や今後の課題について、ホームページ等で公表しております。そのほか、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略や高知県産業振興計画アクションプランにおいても、目標値を設定、PDCAサイクルでの進捗管理により、取組状況を点検・検証し、その事業を適正に進めております。

以上のことから、第2次香美市振興計画や総合戦略などにより産業振興施策は進められているものと認識しており、現時点では産業振興計画等の策定は考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 今課長から説明いただいた計画でも5つか6つぐらいありました、関連するところがばらばらと。委員会の中で委員の皆さんに示された資料は、あくまでもホームページ上で得られる資料なんですけれども、こんなにぺらぺらとした計画が示されて（資料を示しながら説明）、それによって協議されているということですよ。内側に対していろんなところで細かくやることも大事だと思いますけど、やはり協働で、いろんなところで市民の皆さんの知恵もいただきながら、自治体経営・運営を行っていくという視点からすれば、質問で言ったように全体的に俯瞰できる、この計画もこの計画もといろんなものがあって、最終的には実施計画、振興計画の中でやってい

て、それもばらばらしてるわけです。だから、そこのところをちょっと整理して、今後、私が考えると、いろんな方がここに越してこられて、またここで創業・起業を考える方がいる場合に、それが情報として1か所で得られるわけです。そうすると、こんなに香美市はいろいろ応援してくれているし、やっているんだということが外から見えるということなんです。

やっぱり計画をつくるって大変だけど、一定の意義はあるんじゃないかなと思います。だから、説明を受けた4つも5つもある計画のところ、何かまとめるようなものができたらいいのかなと思うわけです。大体計画としては、この基本的な施策に向けて、その1本に何があるというのが普通だと思います。今計画の予定はないということでしたけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

確かに振興計画等においてはK P I の設定もなく、実施状況や自己評価につきましても、明確な数字での評価はしにくいところもあります。また、産業振興推進委員会をやった際にも、実際の産業振興条例にうたわれた9項目にそぐうであろう各総合戦略であったり、県のアクションプランの数値を用いて目標値としておりますので、少し資料としてずれるところがあるのも事実でございます。

ただ、先ほど山崎議員がおっしゃったとおり、計画を立てるとなるとやはりかなりの労力が必要になってきますので、近い自治体でいいますと香南市が大分大きな産業振興計画を立てて、分科会等を開いて推進委員会に臨んでいるという事例もございますので、ちょっとそういったところも見ながら、今後、産業振興計画を策定するとなった場合の労力であったり、その計画を軸にした委員会の進め方について、また勉強等もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） これは大事な条例だと思うんです。その条例の進捗を管理する産業振興推進委員会があるわけですがけれども、大体毎年度の会議資料が主な取組についてということで、先ほど示した4分野のことが書かれて、第2号議案が現状について意見交換、そして、その他で終わりという、ちょっとそれは推進に向けての話を市民の方からいただけるのかなというところがどうしても気になるわけです。名簿上は11人の委員さんがおられるわけですがけれども、おまけに年1回しか会をしてないという、何かこれってやっぱり議会が出した条例だからなのかなとか、いろいろ考えながら、やっぱりもう少し市民の方の意見もいただきながら、協働でみんなで築くまちづくりというところで、市長も言われる3つのビジョンの中にも、絆づくり、人づくり、夢づくりとありますよね。そういうところへ何とか結びつけていただいで、もうちょっと広い意味で情報公開をしながら進めていく産業振興条例、産業振興推進委員会であってほ

しいと思いますので、今後また検討をよろしくお願いします。

続きまして、次へ行きます。3点目、行政改革です。

私の行政改革との付き合いはすごく古くて、実は平成13年からなんです。その当時は住民の公募制がなかったんですけど、平成6年から保育所改革検討委員会というのがありまして、そこで委員をさせていただいていました。そんなこともあって多分民間人として、民間人とは変な言い方ですが、個人として初めて委嘱されたという経過があります。そのときからいうと、かれこれ22年になりますけれども、行革といったら、やっぱり一般的には、経費節減とか費用対効果というようなイメージが持たれやすいと思いますけれども、私自身は、やはり市役所の組織や運営を社会情勢等の変化に適応したものに変わることは、過不足なくまとまっていて、この定義はすごくいいなと思っています。

そこで、そういう意味での質問なんですけれども、まず、①です。

第4次香美市行政改革大綱案及び第4次香美市行政改革実施計画案がパブリックコメントにかけられておりました。私も微力でどういう返事がいただけるか、まだ返事をいただけてないから分からないですけれども、参画させていただいて、パブコメを送らせていただきました。どのような意見が何件寄せられたのか、まずもってお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

第4次香美市行政改革大綱及び同実施計画のパブリックコメントにつきましては、令和5年2月6日から3月3日にかけて実施いたしました。御存じの1人の方からの御意見のみでございまして、内容は主に協働のまちづくり条例や、現在策定中の協働推進計画との整合に関するものでございました。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 何か残念というか、ある意味思ったとおりにみたいな話なんですけど、実はもう1個、今、協働推進計画案がやっとできまして、パブリックコメントをかけられていたんですけれども、関係ないですけど、これについてのパブリックコメントも多分1件だと思います。そういう状況なんです。やっぱりパブコメをやって、市民の皆さんの意見をいただくといっても、現実がそういうことなんで、これは何とかしたほうがいいなと思っております。

ちょっとずれました。それでは、②に移ります。

実施計画の定員管理の適正化においては、令和5年度の職員数は400人とされております。また、市長はずっとこの間、職員の人事に関しては折に触れて言及されて、外部からの人材招聘等の検討についてもお聞きしましたが、やっぱり一方で、外部からもいいですけど、将来の香美市を担う者、内部の育成の継続も、その必要性も、もちろん言うまでもないと私自身は考えています。

今日の午前中の答弁でも、予算をつけても職員不足で、ひょっとしてできるかできないか分からないみたいなお話も一端あったと、自分は聞きました。そんなこともあり、現状の職員不足に対して、この間、令和4年度の職員採用資格試験の合格者発表が、十何人だったと思いますけれども、されております。

本当に多様な行政ニーズに対応するためには、相応の職員数は必ず必要であると思いますので、現在予測されている令和5年度の職員数について、一旦お伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

403人を予定しております。行政改革実施計画の定員管理の適正化におきましては、400人としておりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種業務の継続や、業務量の増加等を考慮した人数となっております。

なお、職員定数条例での職員定数は400人となっておりますが、定数外とすることができる職員がおりますので、条例上の問題はございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ということは、取りあえず予定の人数は何とか大丈夫と、後は割り振ると言えば失礼ですけれども、そういうことが大事になるということですよ。

この403人のうち、新採の人数とか、それから今年度退職される方もいますよね、またその予定とか、通告していませんけど、もし分かるようでしたら一定お知らせいただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 正確な数字を持っておりませんので、ちょっと今お答えすることはできません。申し訳ございません。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 通告しておりませんので、またそのうち分かると思います。

それでは③の質問に移ります。

この行政改革の中で、自主財源の確保ということがあります。自主財源の確保におけるふるさと納税の数値目標が、全て同額となっていると通告してしまいましたけれども、よくよく小さい字を目を凝らして見るとそうじゃなくて、毎年度500万円ずつ増額されていまして。大変失礼いたしました。

このふるさと納税については、同僚議員が後に詳しくお尋ねする予定だと思いますので、私は露払い、前の掃除をするという感じでお聞きしたいと思います。

数値目標を修正されたのは、この会の中で修正されていたんです。この議事録はありますか、令和5年1月25日の行政改革検討委員会の議事録で、ふるさと納税の目標数値修正というようなことが入っています。そうじゃないかな、分からないけど。それは

それとして、香美市ものづくり大賞をはじめ様々な種の発芽を見越して、また協働のまちづくりに向けた意気込みをぐっと示すためにも、より大きな目標数値を入れてはどうかと思いますけれども、担当課の見解を一旦お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員の御質問にお答えいたします。

現在、寄附金額が伸び悩んでおりまして、大幅増の目標値は難しいですが、毎年度、協力事業者、返礼品数も増えておりますので、徐々に寄附額が伸び始めれば目標値もまた上げていきたいと考えております。

委託事業につきましては、さとふるに加えて今年度からJTBに委託しておりまして、ふるさと納税の各サイトへの商品掲載や、ブラッシュアップ、受発注、商品開発、写真企画、定期便コース作成などを強化いたしました。また、そのほか、第1回ものづくり大賞で受賞された優れた作品を返礼品として今後登録をお願いし、また市民との協働によりふるさと納税の寄附額アップを目指していきたいと考えております。

そのほか、令和5年度は企業誘致によりまして、先ほどもお話がありましたが、菓子製造会社、株式会社スイーツの新工場建設が予定されております。現在、ふるさと納税で人気の、雪ヶ峰ロールくちどけショコラのロールケーキ、アイスブリュレを返礼品として出品していただいております、また新商品などにも大変期待しております。

このように、魅力ある返礼品を増やし、寄附金額アップにつなげて、安定した自主財源確保につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そういう前向きな取組があるんですから、もうちょっと、やっぱり見間違えたのは、令和5年度まで全部頭に「2億」とついているんです。だから、これを見た途端に、これは多分毎年度全然上げていないなとつい思ってしまいました。あまりに字が小さかったのも、ちゃんと見えなかったということですが、ただ、一番今までで納税額が多かったのは、令和元年度の2億5,937万5,652円であったと思うんです。だからここはもう既に達成してて、奈半利町みたいになったらいいんですけど、そうじゃなくてやっぱり気持ちとして、それだけこんなこともあんなこともあると言うのであるならば、目標値を上げていきませんか、最終的にはやっぱり年度の一番最後の5年後には3億5,000万円ぐらいとか、そういうのをやったらどうですかというお尋ねです。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

お気持ちは分かりますが、なかなか寄附金額が伸び悩んでおりまして、今年度も1億4,000万円前後になろうかと思っております。今後また寄附金額がぐんぐんと伸び始めれば、目標金額も上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それってまるで、子ども何とか施策倍増の話じゃないですか。伸び始めればじゃなくて、そこに向かっていきましょうよというKPIですよ。事情がついてきたら上げていくみたいな話じゃなくて、もう次は答弁を求めませんが、よろしくをお願いします。書き換えられていることを希望します。

それでは、④です。

先ほど、自分が平成13年から行革に関わったというお話をさせていただきました。その平成13年に委員で検討されたのが、平成8年に策定された第2次土佐山田町行政改革大綱でした。その中で、まず税収納に関係しましては、「税収の確保と培養」という言い回しがあって、自分はこれはすごくいい言い方だなと、培養というのがすごくいいなと思っていました。ただ、先ほども言いましたように、お歴々それぞれの団体の代表とか、議員3人ぐらい、教育厚生常任委員会から2人、産業建設常任委員会から1人参加されて、新参者の私としては、それはいいから残しませんかという話を多分したと思いますけど、通らなかったんだと思います。第3次のときには、今回と同様の自主財源の確保という形になりました。ふるさと納税の培養という考え方は新たな種まきです。種をまいて大切に育てていくというイメージもすごく広がると思っています。

ふるさと納税の使い道につきましては、協働のまちづくりを推進する上でもとても有効なツールであると考えています。協働のまちづくりの一層の推進という意味からも、また、より多くの公募委員の参画を目指す意味からも、第5次まちづくり委員会のミッションの一つとして、今般言われています、提案型事業補助金のような使い道の検討等を加えてはどうかと考えますけれども、見解を一旦お伺いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 提案型の事業費補助金につきましては、その形態からも協働のまちづくりにふさわしいものと考えております。現在、関係課で事業要綱等を作成中でございますので、次期まちづくり委員会の取組として設定するかどうかは、御意見も踏まえて、関係課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） まちづくり委員会の1期目の委員は30人いたんです。そのうちの15人か16人が公募委員でした。それが、会を重ねるごとに公募に手を挙げる方が少なくなってきたんです。それにはやっぱり理由があって、それは課長もある程度は御存じだと思っています。その当時のミッションが、いわゆるまちづくりという言葉にそれぞれが解釈して、まちづくりに関われるんだ、まちづくりについて意見を言わせていただけるんだという思いで来られた方にとっては、なかなかその会にいて、果たして自分はこの場にいていいのだろうか、自分は香美市にとって役に立ってるのだろうかという感じじゃなかったかなと思います。

自分も、3期、4期目の委員長として、条例にあります推進計画を何とか生み出さなければいけないということで、微力ながら協力させていただきました。でも、やっぱり本来のまちづくり、いろんな市民の方がたくさん集って、いろんな思いを反映できるような意味でのまちづくりをある程度実現することについて、このふるさと納税のお金はすごくぴったりだと思うんです。

例えば、昨日の新聞ですけど、須崎市がデジタルアーカイブの事業を、ふるさと納税寄附金を120万円使って事業化してやったと、これは非常に評判がいいという記事も出ていました。一方で、我が香美市は、振興計画の基本方針5、政策22、施策57の(1)で、伝統文化のデジタルアーカイブ化ということをして1期目からずっと言っているんです。第1次の振興計画からこれは言っているんですけど、私が知らないだけかもしれませんが、これは多分一切進んでいないんじゃないかなという気がします。だから、やっぱりお金は生きたお金のしなきゃいけないと思うんです。

基金の残高を見ても、12月時点で3億4,154万7,117円というお金が残っています。これはある種の真水という言い方がどうか、ふるさと納税で例えば3億円あっても、そのためにいろんなところへ1億5,000万円以上を使うわけですから、残っていく金額というのはそこまではないんですよ、表立った金額ほどはない。でも、せっかくそうやって集めたお金は、やっぱり市民のために有効に使って、市民が自ら使い道を考えることができるという、やっぱりそういうのもあっていいのかなと思います。この意見を聞いた上で、もう一回課長には答弁を求めます。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） まちづくり委員会委員が1期から比べて随分少なくなったというお話の中には、議員がおっしゃるとおり、まちづくりに直接関わる実践的な取組に何らかに関与できるのではないかという期待が、多くの委員にあったと考えていまして、実際は、様々な計画の審議とかに終始したわけです。

ただし一方で、今回は山崎議員も会長として御審議いただき、ほぼ策定の運びとなった協働推進計画については、実践を標榜しつつも、やはり公共性を担うということの大切さ、重要さということは十分、非常に悩んだりはありましたけど、今回の委員にもお分かりいただき、我々も逆に、一般市民に対して、公共的な事業というのをいかなるスタンスで見ていくべきかと、なかなか御理解いただけない難しさというのを感じつつ、双方が歩み寄る感じで今回の計画がやっとできたと考えております。それは一つ大きな成果であったと考えていまして、今後この成果を踏まえて、次は新たな実践のステップに行ければと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ちょっと違う答弁だったような気もしますが、ふるさと納税のお金について、まちづくり委員会なんかでも使い道を検討するようなミッションを加えてはどうでしょうかということでしたけれども、この件について市長はどう思いま

すか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどからお話があるとおり、私自身もみんなでまちづくりということをおもっております。そういったときに、基金も使いたいと思っておりますし、今回目玉の一つとして提案させていただいた提案型の補助金につきましては、このふるさと納税を原資とした基金を使うようにしております。

私としては、市民がこういったことをやりたいというところは、しっかり応援できるような形で予算もつくっていきたいと思っておりますし、また、今回はイベント補助金みたいなイメージで御提案もさせていただいたんですが、例えば、香美市の絆づくりとして音楽イベントをやるという市民が現れて、実際にやってくれと、そしてそれをまた次のチャレンジにつなげていただくとか、事業化していただくとか、そういった事業者支援にもなればなとも思っておりますし、私自身も、基金として積んでいくことはあまりよくないのではないかなと思っておりますので、御寄附いただいた分はしっかりまちづくりとして活用していきたいと思っておりますし、協働のまちづくりの視点も持ちたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） すみません、今相対でしっかりしばらく見つめ合いをしていました。

先ほど市長が言われたように、提案型のまちづくりについても、そのアルゴリズムという話をしたら、ちょっと分からないと前々回にしましたけど、それを調べたらどうですかということで、協働推進計画についても、少しこれから検討していきますというような一文も、担当課の協力もありまして、やっとそこにねじ込んでいけたと私自身は思っておりますので、ぜひそこはまた検討をよろしくお願いします。

ついでの話ですけど、まちづくり推進計画のパブリックコメントも、今は議員を辞められましたけど、ちょうど自治基本条例とかと一緒にずっと研究・検討してました方がいまして、その方に、できたのでぜひ一回見て意見をくださいと言って、意見していただいたという経過があります。感謝しています。

それでは、⑤に移ります。

今般、社会情勢等の変化により追加されたと思われる、デジタル化推進による行政サービスの充実に関連しては、2月17日に「自治体を取り巻く状況とDX推進について」と題して、高知県総務部デジタル政策課による研修を受け、国・県の動向につき一定の説明を受け、意見交換も行いました。

行政手続オンライン化、高知県電子申請システム、書かない窓口、AIチャットボット、RPA、標準システムの導入という6つの取組内容については、それぞれに対してタイムラインが計画の中に示されています。これらの取組についての姿勢と優先順位について、重ねてお伺いしたいと思います。

- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 自治体DX推進計画第2版にあります、6つの重点取組項目につきましては、全ての項目について既に取り組を進めておりまして、タイムラインが示されているものについては、予定どおり進捗しているものと認識しております。
- 優先順位は特に設定しておりませんが、基本となる自治体の情報システムの標準化・共通化につきましては、令和3年度にプロポーザルを実施し、標準準拠システムへ移行するための業者を決定するなど、必要に応じ所管課が連携して進めております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） これは国が基本的に音頭を取ってやっている事業でして、国からは自治体DX推進手順書概要が出ていまして、これに沿って基本的にはやられているという理解でいいですか。
- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） DX推進計画自体は、国の技術的助言ということではありますけれども、ほぼこれに従って各自治体が動いているものと考えております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） 次に、⑥に移ります。
- 今回の一般質問でも、同僚議員がデジタル・ディバイドに関連してお尋ねしています。やっぱり仕組みが幾ら整っても、使い方が分からない、これはどうやったらいいんやということになったら、ただ混乱を招くだけと思います。
- デジタル化による行政サービスの推進に当たっては、教育のほうで、推進官と市長はおっしゃっていますけれども、そこまではいかなくても例えば地域ごとに推進委員を置いて、積極的な告知・啓発・指導なんかを行ってはどうかとも考えます。そうしないとやっぱりなかなか浸透しないんじゃないかなという気もするので、その点について一旦見解をお伺いしたいと思います。
- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 令和5年度は、デジタル・ディバイド対策といたしまして、スマホ教室の開催などを検討しております。
- 他の自治体では地域おこし協力隊や集落支援員などが、高知県スマートフォン活用サポーター養成事業委託業務のスマホ講座などを受講いたしまして、地域でスマホ教室などを開催している事例がございますので、こうした事業も参考に検討を進めるよう、所管課に促していきたいと考えております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） スマホももちろん当然必要だと思いますけど、市長が一旦言われた、書かない窓口みたいな話もあったり、実際にそこに行って、じゃあこういう場合、その窓口に行って混乱するよりは、その手前でDX、いわゆるデジタル・トランスフォーメーション推進の段階に合わせて、それぞれに少しずつ説明に入るといえるか、

自治会でもいいし、老人会があれば老人会でもいいし、何かそういうところでちょっと市民との接点をつくっていく、より市民に近い自治体として積極的に。すごく大きな変わり目じゃないですか、変わり目ということはチャンスだと思うんです。そういうことも少し考えられたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 公民館事業として、旧来はパソコン教室というようなものを行っておりまして、今般はパソコンよりもスマートフォンの利用者が多いこともありまして、1か月に2回とかいう話だったか、ちょっと記憶が違っていたらすみませんが、そうしたペースでやると聞いています。

香北町とか物部町につきましては、あったかふれあいセンター事業を社会福祉協議会でやっております、その中で、スマホの使い方とかの御相談に乗ったりということは、引き続き行っていると聞いております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ぜひ市民と接点のあるところで、いろんな抽出をするというか、イメージしながら、DXの推進について積極的に啓発、そして使い方、意義とかいうものも進めていただければと思います。よろしくお願いします。

⑦に移ります。

集中改革プランというものは、多分地方分権が始まった頃から、いわゆる費用対効果・自己責任・自己決定みたいな話の中で出てきたと、私は認識していますけれども、これもやはりもう10年、20年と継続的に実施されておりました、毎年度の修正・追加等は、今回みたいにDXが新しく入るとかがない限り多くないということや、コロナの影響等があったとしても、ホームページ上に掲載されている情報を見る限り、このパブコメを出すに当たって今回をやったのかということなんですが、令和4年度は第1回の会議が令和5年1月25日ということで合ってますよね、まだ1回しかやってないんですよ。1回で、おまけにやっている時間は1時間。それで、案について説明して、意見をもらい、パブコメという流れはさすがに、いろんな事情があったにしても、私はもうちょっと時間をかけるべきじゃなかったのかなと思います。委員数も上限が確か12人でしたか、それで9人しかいないんです。おまけに3人欠席ですから、6人の委員しか出席していないんです。そこで成案となった案について説明して、意見をいただいといる流れなんですよ、それでパブコメと。

もうちょっと、検討委員会ですから委員にも活躍の場をしっかりと、まあ、活躍の場を与えるというのはすごく難しい。課長もよく分かってる、僕もよく分かってる、変な言い方ですけど。準備をしっかりと、本当にその場でいろんなことがちゃんと伝わって、例えば大体会は2時間ぐらいですから、その間にちゃんと判断いただけるような資料を事前にお配りする作業は必須だと思っています。なかなかそうはいかない場合が多いですけどもね。

ちょっとコロナが落ち着いてきて、この次以降はどのようにお考えか、このような状況はちょっと非常に残念過ぎると思っていますので、見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） まず、この検討委員会の会の進め方についてですけれども、議員がおっしゃるとおり、割と形式的に見ると拙速であるように見えますけれども、実はコロナの関係で様々予定していた日程が消化できずに、ついに今年に至ったというような経緯もございます。以降はそういうことがないように、十分に御審議いただける日程を確保していきたいなと思っております。従前、資料は整えておりましたので、当日見ながらということではなくて、あらかじめしっかり確認していただいた上での議論であったかと思えます。また、今月もう1回検討委員会を行う予定になっております。

さて、質問の件ですけれども、集中改革プラン（実施計画）におきましては、継続項目も多く目新しいものは少ないですが、改革プランを提示し不断に行政改革を進めることも重要と考えております。一方で、組織を内外の変化に適用したものに変わるため、時流に応じた取組も必要であることから、今回は「デジタル化推進による行政サービスの充実」といった項目を追加しております。今後も行政改革検討委員会で実施計画の進捗状況を確認し、御意見をいただきながら改革を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 本当にコロナは大変でした。これは収まってほしいと思っております。まちづくり委員会も本当に大変で、でも行政改革検討委員会よりはちょっと回数を多く何とかさせていただきました。やっぱり皆さんで協議することが大事なことだと思いますので、ぜひ今後に向けてもそのような点に留意しながら、鋭意よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の項目に移ります。4点目、窓口対応です。

親切で丁寧な窓口対応は住民の幸せ感につながりまして、初めての訪庁で分かりやすくにこやかに対応されましたら、その人の香美市への好感度は爆上がりすると私自身は考えています。

その点について、ちょっと前に言ったかな。かつての香美市庁舎では、職員全員が時間を分けて窓口対応をされていて、今日少しお話しさせていただきました京丹後市へ行ったときに、丹後ちりめんを着た、ちょっとこういう言い方は悪いかもしれませんが、若くてかわいらしい受付の方が「いらっしやいませ」と言われたときには、おおと思いました。もうそれで京丹後市に対する好感度が爆上がりしました。

そんなこともあって、やっぱり執行部の皆さんが、業務の傍らにある程度時間を拘束されながらの窓口対応は、ちょっとやめたらどうかということで、今の総合案内ができた経過があります。本当は、にこにことして、いらっしやいませと言っていたら、爆上がりするとは思っていますけれども、言っているのかもしれませんが、そこま

ではなかなか、少なくとも私はあまり見たことがないのですが、それはそれとして、転入者が窓口において受ける説明とか配布資料等について、どのようなものがあるかをお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 転入手続の際には、転入届をいただいた後、以下を窓口でお渡ししています。1、自治会への加入案内、2、民生委員・児童委員名簿、3、図書館の利用案内、4、ごみ分別の手引きなどごみの出し方についてのお知らせ、5、くらしのガイドブック、6、香美市ハザードマップ、7、新型コロナワクチン接種のお知らせです。詳しい説明を求められる場合は、担当者につないでいます。また、必要な手続、例えば子供の学校関係の手続などがある場合には、転入者が分かりやすいよう、手続内容と窓口を記載したものをお渡ししています。

今後とも親切で丁寧な窓口対応を心がけ、笑顔で、そして議員御指摘のG k H、幸せ感を感じてもらえるよう取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 窓口は一番下の窓口で、対応される方というのは、その係員の方が交代で、そのとき手がすいてる方が対応という感じですか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 転入の手続は市民保健課で行いますので、その際、係の者が対応しております。空いている者になります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 萩野課長、そのときです。対応する方に、まずはにこにこしていらっしゃるよというように、もしかしたら指導してるのかと、指導という言い方は分からないけれども、何かその対応マニュアルみたいなものがありますか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 対応マニュアルといいますか、このような手続をするという業務マニュアルは当然ございます。ただ、先ほどおっしゃっていただいたみたいに、まず一番最初ににことした笑顔でお客様をお迎えするというところまでの記載はないかもしれません。業務の中で、やはり窓口においでたお客様に対して、まず話しかけやすい、話をしてもらいやすい、そして分かりやすい説明をとすることは、日頃より係の者にも、当然、私自身も心がけてやるようにはしております。

何かちょっと今日は笑顔がなかったなどお気づきのときには、またお声がけいただいたら特に注意してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ぜひ、よろしく願いします。

②に移ります。

その初期に手渡すものの中で、私が質問するのに一つ関連するものはくらしのガイドブックでありますので、それはそれでよかったかなと思います。

自分がここで例に挙げたものは、かつての土佐山田町で配布され、その中には、ごみの収集日とか、健診・相談日とかが書き込まれた、これはもう課長には事前に一度お目通しいただいていますけれども（資料を示しながら説明）、くらしのカレンダーというのがありまして、このようなものがあれば好感度が一段とアップするのではないかと考えます。

初期的にお渡ししている中で、ひょっと聞き抜かったかもしれませんが、ごみ捨てのルールみたいなものはありますか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） まとめてお渡しさせていただいているものの中に、ごみ分別の手引きなど一式そろったものが入っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 結構厚い冊子のやつですか、厚いというか20ページぐらいある全体のやつですよ、はい分かりました。

それでは、質問に戻ります。

くらしのガイドブックがどんなものか、ちょっと自分も分からないんですけど、この見ていただいたようなものを配布したらどうかという件についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

以前、土佐山田町時代に、先ほど山崎議員が言われましたくらしのカレンダーを配布していたようですが、これは4月から翌年3月までの1年間のカレンダーに年間の行事予定を掲載したもののようです。その後、お知らせ広報というA3版両面刷りの表面はお知らせ、裏面はカレンダーに行事予定を載せたものに変更しまして、その後、現在それに代わるものとして、くらしのガイドブックや、一月分の行事などを掲載しました、A4版両面刷りの市民カレンダーを、広報と一緒に配布するようになってきたと考えております。

以前のくらしのカレンダーのようなものを作成するには、新たに労力と経費がかかりますし、内容については現行のもので十分掲載できておりますので、作成することは現在考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） もちろん言われることは分かります。ただ、さっきの商工観光課長とのやり取りであったように、いろんな情報がばらばらとあったり、それからあり過ぎたりすると見ないんです。市民の方も、そこまでは見ないと思います。これは一つの提案ですから、お金の話と手間がかかる。もちろん手間はかかります。でも、5つ

も6つも刷っていたものが、まとめれば1つで終わるという可能性もあります。それでお金の面はふるさと納税を有効に使いましょうよ、そういうこともありますので、ぜひ検討というか考えていったらどうかと。それは行革にもつながるんじゃないかなと、いろんなつなげ方ですけど、そう思います。再度見解を聞きます。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 言われることは十分分かりますが、例えば年度当初に年間の事業予定を載せるとなると、なかなかその確認も難しくなってきますし、一月ごとのほうが正確な事業予定をお知らせできると思っております。年度当初に年間スケジュールで大まかなものを載せたとしても、大きく変わるケースもありますので、結局はその都度お知らせする必要が出てくると考えております。ちょっと慎重な検討が必要かなと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 全部載せようとするればそうなるわけで、必要なものを精査していけばそうはならないと思います。でも言ってることは理解しますので、なお慎重に検討していただければと思います。

それでは、最後の③に移ります。

先ほど、ハザードマップも一緒に配られているということでした。それに関連ですけれども、本市では様々な情報を、それも情報がいっぱいあるんですよ、そのハザードマップを配布していますけれども、それぞれの住民にとってより役立つのは、その居住地周辺の防災・減災のハザードマップだと思います。そこで、よりメッシュの細かいハザードマップの地区版を製作して、配布物と一緒にお渡しできれば、好感度がもう一段上がるのではないかと考えますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

現行の香美市ハザードマップは、令和3年度に作成し、令和4年5月に広報配布に合わせて全戸配布を行っております。また、先ほどもありましたけれども、市民保険課の御協力も得まして、窓口で転入者への配付も行っております。

今回作成しましたハザードマップの冊子版ですけれども、字や集落単位をベースに図郭割りしたもので、見開きでA3サイズになっております。縮尺につきましては、更新前のものは2万5,000分の1でしたけれども、今回は約2倍の1万3,000分の1となっております。面積でいいますと、約4倍の大きさに拡大しております。折り目となります見開きの中央部分への表示などは避け、見やすいように工夫したものとなっております。

また、ハザードの確認だけではなく、防災教育や訓練等での活用方法等も検討した上で、汎用性の高いものとなっております。現行の冊子版を作成したばかりでありますの

で、別途に新しいものを作成することは今のところ考えておりません。

なお、香美市ハザードマップは香美市ホームページの防災関連の中でも御覧いただけます、ハザードの地図は冊子版の見開きページごとに表示でき、また印刷もできるようになっております。ほかにも、国土地理院のハザードマップポータルサイトがありまして、その中に重ねるハザードマップというものもありますので、併せて御活用いただけたらいいかなと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 今回、私がここでテーマにしたのは、親切で丁寧な窓口対応という点でお尋ねしております。ここまで行けばこんな情報があるというのは、決して親切ではないと思います。

やっぱり越してきたばかりの住民の方は、そんな全体の情報なんてすぐに要らないです。直近で自分の住んでいる地域のハザードマップがあれば、よかったなと感じられると思うから提案しているのであって、確かにそれがいろんな場面で使えますよと、防災の教育であったり、それは当然分かります。でも、それが果たして全員に必要なのかというのは、またちょっと違う議論かなと思ったりもします。

やっぱり汎用性を考えていろんな情報を盛り過ぎると、なかなかその情報の海の中に本当に必要なものが埋もれてしまって見つけにくい。それを見つかるまでに諦めてしまう、もういいやということにも多分なるんじゃないかと。自分にそういう傾向も当然ありますから、あるんじゃないかなということなんかも含めて、やっぱり越してきたばかりの方には、あまり詳しいことじゃなくて、とにかくここに暮らす最低限というか、最低限よりもちょっとプラスした情報で、取りあえずはいいんじゃないかなと思います。そういう視点でなもう一回考えていただければ。

もちろん課長が言われることは分かるんですけども、あくまでも自分が言っているのは、やっぱりここへ越してきて、こういうものをもらえて、大体明日から買い物にも行けて、ちゃんとある意味安心に暮らせるという、近所の情報みたいなものがどうしたって必要じゃないかなと思うので、提案させていただいています。

お金については、三億何ぼの基金がありますので、笑っていますけど、これは使わなきゃ、生きたお金にしましょうよ。やっぱり死に金を積んでも意味がない、それは多分市長も同じ意見だと思いますけれども、ここまでの窓口対応を親切で丁寧なという議論については、どのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） G k Hのお話がありまして、私自身も、市役所に来ていただいたら、本当によかったなと思って帰ってもらいたいと思います。そのためには、必要な情報を過不足なく提供することだと思っております。その際に、業務の中で欲しい

情報をうまく聞き出して、そして必要な情報を正確に届けるためには、一定のスキルも必要という意味では、市役所職員の研修というか申合せといったことで確認してまいりたいと思います。

それと、1つ期待しておるところでいきますと、チャットボットというのがあります。最近使うようになったんですけれども、香美市は4月1日から始めます。ごみにつきましては、地区ごとに今日は何々のごみの日ですよというのがLINEで届くといった形のもの、それと最近話題のチャットGPTという、欲しいところを打ち込むと欲しい情報だけが返ってくるというような技術革新もあるので、ある意味でスマートフォンを活用しながら、市民サービスを向上していく方向性もつくっていきたいと思います。紙ベースでどれだけ必要な情報をお届けできるかということも、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ぜひ市民の皆さんの幸せ向上のために、引き続き努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時16分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、日本共産党の笹岡 優です。

最初に、ここに全国町村議長会がまとめた議員必携があります。その議員必携にこう書いています。「長も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たすのであるが、その根底には、ともに住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果については、双方ともに直接住民に責任を負う制度となっている」この内容にあるとおり、福祉はウェルフェアという言葉で言われていますが、福祉の福は幸せ、祉は豊かという意味になる言葉ですが、結局、福祉とはよりよく生きていくという意味とされています。それを増進していく。

最初にそのことを確認して、まず1番目ですが、物部川の治水・利水、濁水・冠水問題についての質問を行います。

現在、国土交通省・県及び関係機関などが中心となって、物部川流域治水プロジェクト及び物部川濁水対策検討会などにおいて方向性が定まり、今後、物部川流域3市として協力し、進んでいかなければならないと思います。

利水・治水・環境において様々な問題を抱えており、山から海まで、その抜本的な対策が大変重要になっていると思います。特に、永瀬・吉野・杉田の3つのダムの改善や運用の方法など、見直しが重要となっています。

そこで、①です。

最初に聞きますが、市長より諸般の報告で、この2月に物部川改修期成同盟会会員流域3市の本年度3回目の要望を、地元選出国會議員及び国土交通省に行ったとのことでしたが、どのような内容をメインとして要望したのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国土交通省の組織体制の充実・強化や、中長期的に継続した予算確保なども要望していますが、流域3市にて治水・利水・環境において、山から海までの抜本的な対策などを進めるために、物部川水系河川整備基本方針及び河川整備計画の早期変更などについて要望を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 治水・利水・環境において、抜本的な対策とはどういう対策になるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 流域治水検討会や濁水対策検討会の中で、やはり山から海までをどのような対応で物部川を守っていくのか、議論を進めています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） お手元のタブレットに入れていますが、物部川水系における気候変動による外力増大への対応するために「流域治水」への転換という資料①がありますけど、聞きたいのは、国も県も含めて全ての認識が、この20%増を基本に、流域治水として物部川水系河川整備基本方針及び河川整備計画の早期見直しを進める立場に立っているという認識でいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 20%上がると危なくなるということに対しまして、今までみたいな河川整備、ハード整備だけでは追いつかない。ただし、できる限りその間隔を縮めていくという形の中で、ハード整備も含め物部川流域3市で進んでいかなければならない。事業を進めていくには、やっぱり整備計画などの変更が出てくるということで、要望を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 確認なんですけど、20%を流域全体でどうするかという議

論をしていくという認識でいいでしょうか。

そこでちょっと、深淵の目標値も確認されているんでしょうか、これまでの基本計画に対して新たな基本方針では。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現況、整備計画の中での流量がそればあがるのかという数値までの検討はしていません。今は20%という値になっていますので、その分がどのように反映されて数値として表れるかは、今後の検討課題だと認識しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ということは、山の整備というか、流域全体の整備や、それから後から出てきますが、ダムの改良も含めた全体の中で、最終的な基本方針、深淵の流量が決まってくるという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後の議論、検討課題という形で、流量が決まってくるものと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

物部川水系河川整備基本方針及び河川整備計画の作成は、国土交通省及び高知県にて、民意合意プロセスなどの法の手続が必要だと思います。

今後、本市の関係部局も含めた体制はどうなるのでしょうか。この民意合意に向けてどのような予定・工程で進めていくのか、基本的な方向・方策をお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まだスタートラインに立ったばかりなので、今後の詳細な予定を回答することは困難です。ただし永瀬・吉野・杉田の3つのダムを含む、物部川全体の治水・利水・環境に関する対策の技術的な検討が必要となり、併せ、議員も言われたとおり民意同意のプロセスも絶対必要になることから、かなりの時間がかかるものと思われま。

本市におきましては、現在、国土交通省高知河川国道事務所に、職員を研修目的ではありますが派遣しています。職員の派遣に限らず、今後、国土交通省及び高知県の検討に対する必要な支援など、連携を密とし、進めていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） お手元のタブレットの資料②は、その検討会に提出されています農林課サイドの資料と思うんですが、これが香美市の山等のゾーニングといいま

すか、森林整備計画の中身なわけです。ですから、これも含めて、山から海までの流域治水という考え方に立った場合は、縦割り行政の弊害を乗り越えて、農林サイドや防災サイドも含めた、本市の推進体制が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 河川整備計画基本方針におきましても、やはり各省庁との連携は絶対必要なものと思っています。併せまして、香美市におきましても、関係各機関がそれに向けて同じ方向、同じベクトルで進むような形で、当然していかなければならないものと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 民意合意には時間がかかるということで、ちょっと参考にお聞きしたいのですが、期間や予算はどれぐらいか。認識としては、河川整備基本方針が決まって、それから河川整備計画という形になっていくと思うんですが、予算や大体何年計画か、そして着工、完成ということで、どういうスパンになるのかなど。その辺を、私見で構いませんが課長が答えられるのであれば、お願いします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども言いましたが、まだスタートラインに立ったばかりです。今後の検討でどんなになるのか、ちょっとまだ読めないような状況です。私見を述べよと言われても、私見を述べたら長くなりますので、ここでは避けたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 森林整備の関係で、資料に書いていますように、赤色が人工林の成長がよくて境界も確認されているところで、下の青色が天然林が多くて環境問題も含めて整備しなければならないというゾーニングになっていますので、これも含めてやる必要があるわけですが、その上流地域の対策には、森林整備も含めて県の積極的な支援が必要ではないかと思うんです、この物部川問題は。その辺をぜひ市長も含めて声を上げていただきたいなど。森林面積が高知県の中でも高い香美市ですので、物部川流域治水の問題を考える場合、市長の見解があれば、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のとおり、当然、建設サイドだけではなくて林業分野も関わっていかなければならないと思っております、東京事務所への要望のときには、県の担当も土木に合わせて林業のところもしっかり伝えていただけるということで、要望段階から横串を、林業の部分も含めた形でさせていただいておりますので、その辺はしっかり取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） グリーンのところは国有林なんですが、管理者も参加しているという認識でいいんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 流域治水プロジェクト、また濁水の関係の中で、委員としまして会の中には森林管理局や県の林政サイドも参加してくれています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 九州の球磨川の災害は、山の皆伐が大きな一つの原因にもなっているということも言われていますので、今後はこの山の整備問題も含めて、全部を切っていく皆伐がまた新たな災害をという問題もあるわけですので、ぜひそこは話を詰めていただきたいと思います。

③です。

市民の民意合意へのプロセス等の法手続には、時間がかかるのではないのでしょうか。しかし、気候変動などによる災害リスクは、私たちの考えの及ばないスピードで高まっています。洪水流量は今後約20年間で、先ほどの資料①にもありますが、20%増になることから、早期の変更が絶対に必要です。早期に対応すべきではないのでしょうか。まず、その変更を求めていく交渉や要望も含めて、見通しはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国土交通省によれば、先ほど議員も言われていましたが、気候変動により気温が2度上昇した場合、全国の平均的な試算結果として、河川流量は現在と比較して約20%増加する、20%危なくなるという形です。このため、治水計画などの早期変更が絶対必要であり、引き続き国土交通省及び高知県に要望していきたいと考えています。

また、計画さえ変更すれば直ちに対策が進むわけでもなく、予算や体制の確保も必要です。予算や体制が確保されても、ハード対策が完了するまでには一定時間がかかると認識しています。対策の完了まで時間がかかること、現在の物部川の処理能力を上回る洪水がいつ発生してもおかしくないということを念頭に、流域自治体において流域治水の考え方にに基づき、氾濫域における安全に逃げるなどのソフト対策も進め、流域全体で治水安全度の向上に取り組むべきと考えています。

物部川の治水対策は、新たなページへと進めなければなりません。何としても地域の誇り、物部川「命の水」を守っていきたいと考えますので、皆様よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 新たなステージですね、本当に。ちょっと確認なんですが、深淵の流量が確定しないと河川整備基本方針は変えられないという認識でいいですか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） これからの検討課題となりますが、深淵だけに集中した議論ではなく、全体域で考えていくべきものと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 国土交通省との議論の中で、それは言ってるということですね。これまでの基本的な考え方が、深淵の流量をベースにして河川整備計画をやっていくやり方、国土交通省はそういうやり方でやってきたわけですが、そうじゃなくて流域全体ということですので、ぜひお願いします。

④です。

河口より9キロメートル地点での堤防決壊による氾濫を防ぐため、現段階での計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

12月定例会議でも答弁していますが、河口より9キロメートル及び9.6キロメートル付近の右岸堤防拡幅及び8キロメートル付近から9キロメートル付近の河道掘削についても、洪水処理能力向上のための対策として、現在の河川整備計画にも位置づけられており、今後も引き続き整備していく予定となっております。早期完成に向けて、市として、流域自治体として、要望もしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 9キロメートル地点も含めて具体的に、私もちょっと調べたんですが、町田堰の上流を含めた右岸側に水が寄りにくいような工事も幾つか検討している。これがもともとの計画です（資料を示しながら説明）。こういう計画があってやってきたわけですが、その浸食、浸透、パイピング対策、漏水の問題も含めてやっているわけですが、もうちょっと具体的に。なぜかといえば、今年また大雨が降るかも分からないと、後でも触れますけど、そういうことも含めて、どういう対策が現時点での河川整備計画の中で可能かどうかという、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国土交通省に確認を取っております。一応、現時点でもある程度の整備自体はしていかなければならないと聞いております。ただし、2級河川で県管理河川の片地川の流入及び河道がドッグレッグとありますが曲がっている関係があり、30災のときにつかっただ加茂下の圃場整備区域ら辺も併せ、また、河道域の掘削となれば環境的な検討も行いながらの実施と聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そしたら、来年度について何か言えることがありますか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国土交通省に確認を取りましたが、一応、実施計画的なところで、環境的なことを今調べており、来年度も多分その作業が残っていくであろうということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ということは、加茂地域を含めた環境問題が中心になるということですか。

⑤に移ります。

杉田ダムの利水から治水への改善が打ち出されました。下流域への土砂供給と濁水の改善の視点からも、撤去も視野に議論が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国土交通省から、土砂供給や濁水対策という環境の視点からは、ダムを撤去することも一つの方法であるという形が示されました。ただし、治水の視点から安全面を考慮すれば、ダムは必要であるとも聞いております。

いずれにしても、物部川濁水対策検討会において、3つのダム、永瀬・吉野・杉田の改造や運用方法、土砂運搬などの対策について、適切に検討していくものと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 9キロメートル地点の状況を見た場合、右岸側が土砂の供給がないために洗掘されています。ダムがなければ、その堤防右岸側の洗掘防止にも役立つと同時に、濁水対策から考えても大きなメリットが、撤去という問題にはあるんじゃないかと思うんです。その辺も含めて、国土交通省が提案したということでもいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 全体的な話の中で、こういう方法もありますよという提案ですので、今後の課題、議題という形になろうかと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 治水問題については治水ダムに改造するという話が出たんですが、現在でも大雨警報時には計画放流、事前放流をしているわけです。ですから、治水ダムに改造してためたとしても大きな治水対策になるのかなど、よくここは研究しなければならないと思います。ぜひ今後研究して、香美市としても意見を上げていただきたいなど。今そうでしょう、事前放流していますよね、一定逃がして後はためて。だから治水対策はやっているんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地形的な問題、河川勾配等も加味し、やはり治水を防ぐダム的なもの、ダムとは限らないかもしれませんが、それはやはり民家に近いところで処理をすれば一番いいという形があるみたいですね。国土交通省はそういう考えを持っているため、今後どのような形にするのかを検討すると聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 次に、⑥に移ります。

農業用水として利用している各改良区との話し合いはどうなるのでしょうか。今、杉田ダムからポンプアップして2つ回していますよね、ダムからの取水口も低くなりますし、今でも取水における電気代高騰に悲鳴が上がっています。水路等の老朽化も考慮して、今後の在り方も含めて議論する必要性を感じますが、どのように進めるお考えなのか、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） どのような形でダムを改造するか、撤去や新しく造る等あるかと思いますが、併せ運用方法をどのように見直すかが決まっているわけではありませんので、農業用水などにどのような影響があるのか、現時点では分かりません。仮に何らかの影響が生じる場合には、原因者にて適切に対応するものと考えています。本市としても、適正に対応していきたいと思っております。

また、取水における電気代の高騰や水路等の老朽化に対しては、ダム改造などと切り離し、改良区などの利用者にて計画を立てた上、市としてどのような対策が取れるかを検討していくべきと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この関係者との話し合いによって、この間に市長も土地改良区との話し合いもあったという話ですが、維持管理の高騰と用水路の老朽化についても、かなり相談を受けているんじゃないかと思うんです。ちょっとまちづくりの観点からも、もともと杉田から佐岡を通って、雪ヶ峰のところから談議所の北の山を通り、鏡野中学校までこれを持ってきて明治地域まで運ぶというような用水路が、現時点でも必要なかどうか。それから、片地のほうはずっと片地から佐古藪も含めてサイホンで行って、最後は加茂、町田まで運んでいると。非農家が増えた中で、この用水路、土地改良区の在り方も含めて、やっぱりコンパクトにその地域、地域に水源を確保していくというようなことも含めた議論を、今しなければいけないときに来ているのではないかなと。今回の杉田ダムの問題も含めて、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 農業の在り方につきましては、今後、農業経営をどうして

いくのか意向調査もかけながら、農地として利用するところには当然水も配っていかんといかんですし、そうでない場合には、必要性も含めて検討していかなければならないと思っております。

土地改良区との意見交換のときにも、やはり電気代の高騰というお話はありました。また、維持管理の難しさというところでは、水路が地下にある場合においては、どこを通っているのかもだんだん分からなくなっているというようなお話も聞いて、なかなか難しい課題であるなど認識しております。このことにつきましても問題意識は持っておりますので、何らかの形で取り組んでいかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これは細かい議論が必要だと思いますので、お願いします。

⑦です。

今年の雨期に向けて、立ち退き避難地域が提案されてますが、対応策はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

今年の雨季に向けての立ち退き避難地域につきましては、今のところ特別な対応は予定しておりません。

災害対応時には、気象庁の発表する気象情報や警報・注意報、キキクルの情報、水位や雨量の情報等を積極的に収集し、内閣府が公表しております避難情報に関するガイドラインに基づいて作成しております、香美市避難情報の判断・伝達マニュアルの判断基準に照らし合わせまして、早期に避難情報等を発信していきたいと考えております。

また、防災知識の普及啓発も積極的に行いたいと考えておまして、3月号の広報香美では、南海トラフ地震の特集も掲載しました。今後は、風水害につきましても掲載をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 物部川問題はちょっと載っていましたが、ありがとうございます。

そこで、国に対しての要望書の中に、「安全に逃げる」ための避難場所・避難路の確保や「備えて住む」ための建物の複数階下の推奨などの対策は、高知県及び自治体等が中心となり推進していく」と書いてるんです。

ですから、今後、関係4市、南国市、香南市、高知市も含めての協議と計画づくりが必要じゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘があった点は、香南市、南国市が中心になりまして、

津波被害も合わせた形で対応していたのではないかなど、要望活動の点ではそうであったと思います。

県が事前防災というような形で計画を令和5年度予算でつくる検討があるように聞いておりますので、流域3市プラス高知市も含めた形で、今後のことも市長として取り組んで、協議も重ねていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ハード面でも提案されていまして、物部川における流域治水対策の考え方（現時点での方向性）ということで、被害を減らすための手だてもありますので、ぜひそれも検討いただきたいと思います。流域治水対策の概要とかいう形で国土交通省が示されていますので（資料を示しながら説明）、こういうのもぜひ検討いただきたいと思います。

それでは、大きな2番目の質問に移りたいと思います。食の安全、健康づくりをまちの核に据えてはという思いで質問します。

今、人生50年時代から100年時代となりました。そこで考えなくてはならないのは、これまで想像もしなかった50歳代から100歳までどう生きるのか、100歳までぴんぴんして生きていく、そのノウハウはまだ未確定であります。この視点を本市のまちづくりに据えるときではないでしょうか。3年以上に及ぶコロナ禍の教訓からどう学ぶのか、今問われています。人類にとって最大の脅威はウイルス、感染です。本当にこの食の問題も含めて考えるときに来ていると思います。

そこで、（1）市民の健康づくりに関しての①です。

人間の腸には1,000兆個の腸内細菌がいると言われております。腸は、免疫細胞の70%がある最大の免疫器官です。このことに視点を置いて、人間としての免疫力、自然治癒力（自律神経、ホルモン、免疫）の向上としても、腸内細菌に着目するときではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

良好な腸内細菌のバランスを保つためには、主食、主菜、副菜のそろった食事をよくかんで食べる、朝食を取る、十分な睡眠や休養、適度な運動などが影響すると認識しております。それらの生活習慣については、香美市健康増進計画・食育推進計画等の取組でも推進していくこととなっております。

議員がおっしゃられている腸内細菌の観点からも、今後もこれまでどおり、よりよい生活習慣を普及啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 食卓の変化、体の質の変化や日々の食そのものの質が、血液の変化につながる。食べることで体内に吸収し、消化分解、各機能の働きを助け構成

成分を作りますが、化学物質、細胞自体を変異させる物質、また分解できないものが、体内の生理作用そのものを変えて、取り続けると蓄積されて体内バランスを崩す。やっぱり、生命なき食は生命の糧とならず。これはそういう言葉なんですね。人間は自然の動物ですので、やっぱり自然から生命をつなぐものとは、生きているものが「食物」であって「食品」ではないと言ってるわけです。加工されたものではないということで、これはすごい格言で、ぜひ研究が必要ではないでしょうか。やっぱり食と健康という問題、今日の食と食品、この辺を含めた研究はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

私たちの考えとしましては、やはりバランスが一番大事だと思っております。この食品のこれがいいとかいうテレビの宣伝とかもありますけれども、やはり全てはバランスで成り立っていると思いますので、またいろいろな研究も検証していきたいと思いますが、やはりバランスをまず大事に考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 私もこの質問を考えるのにちょっと調べて、健康と医療福祉のための栄養学という本の中で（資料を示しながら説明）、香美市出身の方も書かれているんです。香美市物部町の出身の方ですが、高知医療センターで管理栄養士の責任者をやっていた方で、今は大学の教授をされています。この本には、妊娠・授乳期の栄養管理から、幼児のとき、それから思春期、高齢者とずっと細かく書いてくれています。この方は民間の病院にいたんですが、そのノウハウから高知医療センターのほうへ呼ばれまして、結局、がん患者にはどういう食べ物か、それから免疫力、そういうことを研究した方です。本市出身ですので、こういうノウハウを生かしていくことが、今後の健康づくりというか、香美市の政策に反映できればと思いますので、紹介しておきます。

その方は、食と医療という本で（資料を示しながら説明）、がんと栄養についても書いています。高知医療センターでがんの方々に対する食事をずっとやってきた研究を書いていますので、ぜひ生かしていただきたいと思っております。

②に移ります。

腸内で免疫防御を担っているミクログリアが活性化すると、脳が炎症を起こし、善玉菌が減少するなど、深い関係があると言われております。腸の異変が脳に影響を与え、発達障害やアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎などが増え、肥満や認知症、精子の減少などが懸念されています。腸と脳の重要な関係についての認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 腸は昔から第2の脳とも言われているほど重要な臓器であり、脳とも神経でつながっています。腸内細菌のバランスが体に及ぼす影響は、様々な研究により諸説あることは認識しております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 厚生労働省の2016年（平成28年）人口動態統計では、がんで死亡した人が37万2,986人、そのうち男性が21万9,785人、女性が15万3,201人。そのうち大腸がんの死亡順位は、女性が第1位で男性が第3位なんです。

先ほど言ったこの食と医療にも書いていますが、これと同時にこちらの健康と医療福祉のための栄養学のほうにも書いてます（資料を示しながら説明）。特に高齢者のところに注目する内容がありまして、ちょっと紹介します。小腸・大腸の関係で書いているのが、結局は抗生物質などの薬剤投与による腸内細菌その変化を指摘しているんです。それと同時に、腸の運動で便を出していく機能が低下して、便秘になるということを含めて書いています。

そこで言われたとおり、腸が正常な目安というのは快便です。特に便の色が黒っぽいのは陽性と言われてますし、黄色から茶色が中庸というバランスの取れた状態、そして黄土色から緑が陰性、白くなったら極陰性で病的という形です。愛媛県今治市の学校は、ちょっとうちの模型を作って食事等の教育をやっているらしいです。ですから、そういう意味で腸は消化器、口から肛門までをつなぐ1本の管で、これを正常な状態にする、脳との関係も含めて考えていく視点が、今特別に重要となっています。

そこで、ぜひこの視点でのまちづくりということで議論を、健康推進課として4月から独立しますので、市長の見解はどうでしょうか、こういう科学的な議論をすることが要るんじゃないかと思うんですが。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘のあった点ですが、今治市が先進的な取組をやっているということなので、それも研究していきたいと思います。

やはりいろいろな健康調査の中で、伝統的な食事、バランスのいい食事をされてる方が、やはり健康であるというデータがあるとも聞いておりますし、また、香美市においても伝統的な食事について、今地域の方々がいろいろなところで発表、研究もしていただいております。いろんな形で、健康づくりというのは、市民を挙げてのまちづくりの中でも非常に重要な観点であると考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 本市も先進的な取組を進めてますが、ただ、この間、私たちが心配しているのは、健康寿命で香美市は女性が短いんです、県平均にしても。それを含めてすごく気になっているところだったので、ぜひ研究いただきたいと思います。人間の生命体は飢餓に対応する機能は持っていますが、カロリー過多、取り過ぎを調整する機能は持っていません。食は命の源ですので、ぜひ研究いただきたいと思います。

次に、（2）です。

まちづくりに関して、お手元の資料③に食料自給率を書いています、これを見てい

ただいたら分かります、種と飼料の海外依存度も考慮した日本の実質的な食料自給率は本当に低いです。米でも10%、野菜等は8%とかいう状況です。そして、資料④で国際的な状況を見ていただければ37%と、ちょっと数字がカロリーベースですので今38%ですが、本当に異常なぐらい低いのが日本の状況です。

①です。

日本の異常な食料自給率の低さと、世界的な食料危機の認識をお聞きします。また一方で、肥料や資材等の高騰も相まって、頑張ってきた方々が限界にきています。このまま対策も取らずに放置すれば、耕作放棄地が増えるという認識はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

農林水産省の発表によりますと、令和3年度の日本の食料自給率は38%となっており、諸外国と比較した場合、低い水準にあります。

食料危機につきましては、世界的な人口の増加による食料需要の増大、気候変動に伴う異常気象による農産物の被害や生産量の減少、ロシアによるウクライナ侵攻など、様々な要因が世界の食料供給に影響を及ぼす可能性は否定できないと考えております。

また、近年の米価下落傾向に加えて、肥料、燃油、資材等の高騰によって、農業経営を維持できずやむなく離農することとなり、耕作放棄地が増大する可能性も想定されます。

市としましても、肥料や燃油の高騰対策として、国・県と歩調を合わせて支援施策を準備しておりますので、これらの施策も御活用いただき、農家の皆様の農業経営安定化に少しでもお役に立てればと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先日、地域で頑張ってきた中心の方から、もう困っていると、もう子供たちが家も要らない、農地も要らないから、この4月から名義を全部変更していかんといかん。法律改正で3年かかるから、こういう中で起こる可能性があります。町内会へのアンケート調査や、耕作放棄地、食料危機の問題等、食と農に対する実態調査をする考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

今後、市としまして食料自給率の向上や食料危機に対する具体策などを策定することになれば、アンケート調査の実施も検討する必要があると考えますが、現状では町内会長などへのアンケート調査実施は予定しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

市民の命をつなぐ食料確保は、まちづくりの根幹ではないでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

食料は人間の生命を維持するだけでなく、健康で充実した社会的な生活を営む基礎として重要なものとなります。国は、食料・農業・農村基本法において、国内の農業生産の増大を図ることを基本として、輸入及び備蓄を適正に適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしています。このため、不測の事態に備え、具体的な対応手順の整備等を進めておくことが重要となり、こうした取組を通じて総合的な食料安全保障の確立を図ることとしております。

本市におきましても、市民の命をつなぐ食料の安全保障の確立は、まちづくりの根幹であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そのとおりだと思います。高知県そして香美市というのは末端の地域です。物流というのはずっと下ろされてきますが、全体的に足りなかったら食料が届かない末端なわけです、流通はトラック輸送が中心ですので。そういうところですので、この影響を受けやすい地域なわけです。

今の自由競争、自由主義的なやり方では、もう農業は打開できないところに来ています。ですからこの認識で、本市としても地域から食料を確保する戦略を持つ必要があると思うんですが、先ほど根幹と言われていましたが、戦略を持つことも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

国によります政府備蓄米のような制度とは別に、市の責任におきまして、災害時や不測の事態に備えて地域から食料を確保する取組や、食料戦略を策定することができれば理想的であるとは思いますが、そのような取組を市単独で実施することは、現状では少し困難であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先日、国立社会保障・人口問題研究所が予想したより11年前倒しで、生まれた子供が80万人を切りました。逆ピラミッドに今どんどんなってきたるわけです。ですから、本当に農業の再生ということにマンパワーを入れる手だてを打てなかったら、これも本当に難しい。先ほど同僚議員から医療・介護の問題でも出ていましたが、極端に下が小さくなっていく時代になってきますので、都市部の人口が偏在してる方々も含めて、やっぱりこの香美市にそういうマンパワーを入れる手だてを

打たなければ間に合わないと思いますので、この食料戦略をまちづくりの根幹として。そこでぜひ考えていただきたいのは、危機に対する認識、例えば災害時の備蓄戦略も含めて食料戦略を持つ、具体策を講じることで公的な責任が果たせます。戦国時代を例に挙げるわけではないですが、歴史的に見ても政治の一番の役割は、自分が納める地域の食料確保は絶対必要という観点に立った、起こることに対しての先取りした手だてが必要だと思います。その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

市民の皆様の食料の安全保障に対する関心は高まっていると感じております。そういったこともありまして、市民が行政に求める公的な責任は高まっているものと認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 市長にお聞きしますが、地域から食料自給率を高める具体的な手だてがないといけない、今やらなければならない時代になったという認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長から答弁させていただいたとおり、市町村ごとに自給率を高めることを考えるときに、食料自給率というところでいくと、国であれば輸出・輸入、輸入が止まることを想定すると思います。そういう意味では、高知県の中でも一定食料を動かすということはあるので、香美市だけではなくて、例えば高知県内で南海地震によって物流が止まるといったときに、今どれだけ持ちこたえられるかといった形での検討はあるのかなと思います。香美市だけで食料自給率を高めるための目標をつくるというのは、ちょっと現実的ではないのかなと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 香美市で全体の食料を確保せよという話じゃなしに、先ほど農地の維持が困難になっている、農地がどんどん荒れていってる、そして再生ができなくなってくる中で、まず香美市で自給率を高めてやれるものがあればやっておかないと、やっぱり高知県の農業の最大の弱点になってきているのは、産地づくりをやってきました。ニラとかヤッコネギとか、大量に作って小品目で県外に売るというやり方をやってきたわけです。ところが県民の食べるものについては、やっぱり米も含めて県外から買っている状況ですので、先ほどの食の安全問題も含めて、これは本当に議論する必要があると思います。

そこで、③です。

食と農、そして森の視点から本市のまちづくりを考えたときに、医療や介護問題克服

の鍵にもなりますが、食が腸内環境に大きく影響することに着目して、何を食べるのか、何を食べないのかを深める必要性がありますので、その点で提案します。

アグロエコロジーという考え方の視点です。これは、現在の工業型農業とは本質的に違い、化石燃料を僅かしか使わず、化学投入資材にも依存せず、生物多様性を強化し、循環を促進して、生態学的な機能を最大限に発揮させる。また、病害虫を抑制し、自然と調和しながら食料生産をするという考え方です。面積当たりの収益も多く、雇用も創出できるメリットと気候変動への適応力を高め、生物多様性の維持や湿地を含めた多様な景観保全や、野生動物の生息地が生まれ、共生ができると。炭素貯留機能、観光資源、汚染を減らし新たな病気のリスクを減らせるなど、この考え方は、日本の伝統的な農業である土づくりに据えて、山の資源をも生かして、健全な微生物、細菌を含む生態系が生きている腐食の多い土壌で作物を作るという考え方。日本は鎖国政策をやってきました、外国に依存してなかったんです。培ってきた日本の伝統的な農業というのが、結局やっぱり正しい方向じゃないかと思うわけです。

資料⑤にあります、グリホサート規制の動きがずっと強まっています。日本は野放しになってきていますので、先ほどの食と脳の関係も含めての影響について、アグロエコロジーの考え方を議論の一つのたたき台にしてはと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

アグロエコロジーとは、明確な定義があるわけではありませんが、農業のアグリカルチャーと生態学のエコロジーを合わせた造語であり、生態系や生物多様性に考慮した農業や農法とも言われております。

このようなSDGsや環境を重視する国内外の動きに合わせて、農林水産省では食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を技術革新で実現する、みどりの食料システム戦略を策定し、その実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されております。

本市におきましても、国の方針に基づき、将来にわたって安心して暮らせる環境と調和した農林水産業と、地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 例えば、雪ヶ峰の牛ふんと山にある落ち葉等を使って、地域循環型の堆肥化も含めて、できることはあります。そして、農薬や除草剤の影響も含めて、食の安全を確保することが今は必要だと思います。先ほど健康づくりの問題でも言いましたが、やっぱり流通等をやった場合、どういう添加物が入っているか分かりません。食品加工物のナノ粒子の関係等が、やっぱり腸内に影響を与えているということも言われていますので、ぜひ。

④です。

温室効果ガス排出の3分の1を占めるのはフードシステムです。工業型の食料生産は気候変動からしても持続可能ではありません。生物多様性を減らし、大気や水質にも悪影響を与え、食料格差、加工食品の消費過剰は健康的にも深刻になっています。現代社会が直面する多くの課題は、加工や流通を含めて、過剰な食料の生産・消費に関係しているのではないのでしょうか。環境・経済・社会の各要素が相互に絡み合う複雑な課題も、食にポイントを絞ることによって方向性が見えてくると思います。環境、食料が生産される地域社会が維持できるのは、基礎となる生態系がしっかりしているからだだと思います。現在の食は、天然資源を枯渇させ、生態系にダメージを与えているのではないのでしょうか。化学肥料の原料となる化学燃料やリン鉱石も長期的には枯渇します。そこで国連が指摘したのが生物多様性、土壌の在り方の中で肥沃度が高まる、気候変動に伴う干ばつや洪水などの環境状況に耐え得る生物の資質である耐性も高まる、地球に取り返しがつかないダメージをもたらすことなく世界人口を養うには、小規模の有機農業しかないということを国連レポートで提案しています。

地域経済に7倍もの見返りもあるこのやり方を、ぜひ研究いただきたいわけですが、子供の未来にとっても、環境、食の安全、健康、持続可能な循環型経済の視点からも、さきの定例会議でも紹介した有機農業を、物部川流域で小規模で推進し、将来は学校給食、介護・医療施設から、スーパー、レストラン等に広げていくような必要性について、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

有機農業を物部川流域で推進していくことにつきましては、国によるみどりの食料システム戦略の方向性とも一致し、香美市として有機農業を推進していくことの必要性は感じております。

現状では、香美市内で有機農業に取り組まれている販売農家の方は少数となっておりますが、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業を含む環境負荷低減に取り組む農業者に対して、国による各種支援施策も準備されておりますので、有機農業の拡大に向けた取組を推進していければと考えております。

また、こうした有機農業を拡大する取組が、地域資源を生かした地域経済循環を生み出し、学校給食や介護・医療施設などでの有機野菜の消費拡大につながっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） キーワードは微生物です。有機肥料、有機食料という方向にやっぱり未来があると思いますので、国・県の動向も含めて具体的な支援策を講じていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

持続可能な食料システムの構築に向けて、国ではみどりの食料システム戦略を策定し、その実現に向けて各種の支援施策を講じております。

高知県も独自の支援策、高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金を策定しており、環境保全型農業や有機農業への実践支援や脱炭素への取組に支援を行っております。

本市では独自の支援策は準備できておりませんが、近隣市町村や関係機関と連携を図り、必要に応じて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 市長の答弁にもありましたけど、隣接する市ともこの問題を協議、意見交換をして、方向性、お互いに得意な分野を支え合っていく仕組みをつくらたいと思います。

大きな3番目の質問に移ります。市民の安全保障についてです。

昨年末のテレビ朝日系の「徹子の部屋」で、ゲストとして登場したタレントのタモリ氏が「来年はどんな年になりますか」と聞かれ、「何ていうか、新しい戦前になるんじゃないですかね」と答えました。

国民・市民の中に日本の進路に大きな不安が広がっています。政治の一番の役割は争いを戦争にさせないことです。お手元に日本国憲法前文を資料⑥に入れてあります。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」というのが、この憲法前文の一番最初に書かれている中身なわけです。

そこで、最高法規である日本国憲法前文の立場から、①です。

国から独立した地方自治、地方分権の首長として、反撃能力（敵基地攻撃能力）など、軍事強化、増税の方向に対してどのような見解をお持ちなのでしょうか、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず前提としまして、国防に関しましては、国民の生命と財産を守るために、国会においてしっかりと議論していただきたいと思っております。その上で私の見解をお話しするのであれば、敵のミサイル発射基地をたたく反撃能力の保有は、専守防衛の考え方の中で今後は必要であると考えております。日本の脅威と言われる国は、ロシア、北朝鮮、中国の3国ですが、ミサイルの技術力は格段に向上し、かつ同時に複数の弾頭を搭載できる能力があります。万が一、日本にミサイルが同時に複数撃ち込まれた場合、そのミサイルを100%打ち落とすことは不可能で、そういった事態が起こった場合には、発射基地をたたかねば日本を守れないと私は考えております。外交努力により戦争は回避すべきものということを前提にしながらも、一定の抑止力を日本においてしっかりと持つことが必要であると思っております。

また、大增税ということに関しては、国において必要な装備品などを精査して、できる限り国民負担を減らす努力をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） タブレットの資料⑦にあります。今回、沖縄南西諸島から1,000キロメートル、そして富士山周辺から2,000キロメートル、そして北海道から3,000キロメートルのミサイルを配備する計画です。

地図の円型を見ていただいたら、こういう配備が専守防衛になるのでしょうか。中国の奥深くまでマッハ5以上で届くようなミサイルを持とうとしており、これは憲法の本質とは相入れない危険な方向ではないでしょうか。専守防衛から先制攻撃になりかねません。相手国もこの動きを最大の根拠に、新たな軍事増強、宇宙を含む核軍拡へと進むのではないのでしょうか。

中国の今年の軍事予算は27兆円で日本の5倍です、日本の国家予算は100兆円です。アメリカの軍事費は101兆円です。習近平政権はアメリカに追いつくと言っており、激しい核軍拡競争になる危険性を持っています。軍事力で平和を築いた国はありません。コスタリカに学ぶことが必要じゃないのでしょうか。

先日のNHKスペシャルで、南海トラフ巨大地震の被害について放送されていました。日本列島は地震国で火山国です。日本の備えるべき方向は軍事力ではないのではないのでしょうか。先ほども言いましたが、専守防衛に徹する。外国に胃袋を握られている状態の国は不幸な運命をたどる。食料自給率がこんなに低い国では、輸入船が止まったら終わりじゃないのでしょうか。その点を含めてぜひもう一度考えていただきたいと思います。

②に移ります。

先ほども言いましたが、お手元のタブレットの資料⑧にあるように原発もあるわけですので、ロシアのウクライナ侵攻では、原発施設、インフラまで攻撃の対象になっています。そのことを考えたときに、憲法の本質に立つことが必要ではないのでしょうか。資料⑥の憲法前文の下のほうを見てください。「いずれの国家も、自国のことのみならず専断して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目標を達成することを誓う」と、これが日本国憲法の前文の大変すばらしいところで、まさに日本自身が外交努力をすることを求めているんじゃないのでしょうか。この憲法の本質に立つことが必要です。

隣国とは経済がつながっています。今日の新聞の読者の声の中にもありましたが、中国も含めての経済のつながり、話し合い、外交努力をやってこそ人類の希望があるんじゃないのでしょうか。もう戦国時代じゃないんです。本当にそのことを考える必要がありますので、この点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のように、外交努力で戦争を起こさないようにすることが一番であると、私も思っております。一方で、話合いで解決できればよいのですが、ウクライナに侵攻したロシアのように、独裁的な政治体制の国とは、ときに話合いで解決ができないことも前提にしなければならない事態となってしまったのだとも感じております。ウクライナとロシアの戦争をどうやって終わらせるのか、そしてこの戦争において日本がどう関わるべきなのか、私もしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今は大変危険な方向に、マスコミの報道も含めてなっています。戦前の西側、東側軍事ブロックの対立という形に、ずっと報道もそうですがあおっています。しかし問題は、あの本当につらい世界大戦の教訓から国連をつくった、争いを絶対に戦争にさせない国連憲章をつくったわけです。国連憲章に基づく行動を世界に求めた常任理事国が侵略戦争をしたということです。常任理事国の在り方、国連の中でのロシアの在り方に対してやっていく。だから、まずは休戦させることが必要なわけです。その努力をしないと、一方でウクライナに軍事力を渡していくとどんどん拡大していく、これが今、西側、東側の軍事力の争いという方向に発展しようとしています。

戦前、日本には地方分権、地方主権といいますか、地方自治権が認められていませんでした。しかし、今は対等・平等の地方自治権が認められていますので、ぜひ地方の首長として、しっかり声を上げていただきたいと思っております。その中で、平和を希求する日本国憲法の前文は指針であり、羅針盤になると思っております。この崇高な決意に応えることが必要と思っておりますので、ぜひその立場で頑張ってくださいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどお話があったように、ロシアとウクライナの戦争について国連が機能してないということでありまして、このことによりまして、本当に先行きがどうなるのかということではあります。

ウクライナの歴史を振り返ると、ソ連の一部であったということでありまして、独立した際、ウクライナにはかなりの軍事力があつたと。そして、ある意味で軍事力をだんだんなくしていったというようなことがあつて、ウクライナ建国当時、独立当時には核兵器も持つておつたと。それで、今言われておるのが、ロシア侵攻の際にウクライナにしっかりとした軍事力があつたとしたら、攻め込まれなかったのではないかというような議論もあつて、そういったことも含めて考えたときに、専守防衛の考え方に基づいた反撃能力というのが一定はないと、何もなし丸裸の状態を日本に置いておくことが、本当に国民の生命と財産を守ることになるのかと、私は考えております。

特に、隣国のロシア、北朝鮮、中国は核を持つ国でもあり、軍事バランスもかなり変

わってきております。そういった中で、日本をどうやって守り抜くのかということは、やはり考えていかなければならないと思っております。前提としましては、国会で議論していただくことになろうかと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の広がりや世界が苦しんでいるときに、また、地球が温暖化で悲鳴を上げているときに、人類は核軍拡から戦争などの愚かなことは本当にやめなければなりません。

東アジア全体の国を巻き込む、中国の排除とかではなく、全ての国が参加する形の安全保障の枠組みをつくる。これが唯一の被爆国日本がすべき方向だと思います。そうしなければ、今のままでいけば西側、東側の軍事ブロックの対立に拡大していく可能性を指摘して、次の質問に移ります。

4番目です。

電気料金の高騰に皆が悲鳴を上げています。お手元の資料⑨を見てください。四国電力は、燃料費調整制度の上限が定められている特定小売料金（規定料金）における現行料金での収入不足を賄うために、4月から28%近い値上げを申請しています。この間も制度上の値上げで市民は悲鳴を上げています。資料にありますように、基準燃料価格に対して、1.5倍まで上げることが自動的にできる仕組みになっているんです。だから今、ここに書いています3万9,000円に上がっているわけです。それで悲鳴を上げているのに、それをまた28%上げる、ここにあります黄色い部分の上まで、8万3000円まで上げるといって申請をしているんです。値上げすれば、地域経済、また市民生活が瓦解するんじゃないでしょうか。高知県は四国電力の大株主です。

①です。

さらなる値上げを撤回するよう、県を通じて行動する考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 四国電力による電気料金の値上げに関しましては、四国電力高知支店の幹部からも直接御説明を受けています。この値上げは、海外に依存しているエネルギー価格が増大していることが理由です。四国電力として経費削減などの企業努力をした上での値上げでもあり、私としては致し方ないと考えております。値上げの撤回を求めることは考えてはおりません。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この間、伊方原発のテロ対策も含めて、2,000億円近いお金を四国電力に入れてきました。それにかかった費用も、総括原価主義ですので電気料金に反映されます。そして御存じのとおり、高知県は稲村ダムから大橋ダムで揚水発電をやっています。高知県全体に必要な電気量は、100万キロワットです。揚水発電

電だけで60万キロワットを生産していますので、ここにちょっと持ってきましたが（資料を示しながら説明）、これが四国外に売っている送電網なんです。問題は、会社の経営で値上げ等をやる場合は、経営全体の中身をチェックしないと、燃料代だけを根拠にして上げていくやり方は、本当に正しいやり方でしょうか、再生可能エネルギーもあるしね。関西電力、中国電力へ売電目的に過剰な設備投資や、株主配当金と役員報酬、減価償却費の在り方も含めて、経営全体を把握する必要が県にはあるんじゃないでしょうか。それからこれを言わないと駄目だと思いますので、ぜひこれは県も含めて研究していただきたいと思います。それはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどは私自身のお話をさせていただきましたが、当然、県議会においてももしっかり議論がなされるものと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先日も報道されていましたが、大手電力会社が新電力会社等も含めて異常な閲覧をしておったということもあって、本当に電力会社の在り方が今問われています。資料を見ていただいたら、私が書いていますが、結局8万300円ということ国が認めてしまったら、その1.5倍、12万450円まで自動的に上げていけることを四国電力に委ねることになりますので、そのことをぜひ考えていただきたいと思います。

②です。

そこで、市として何か支援策を講じる考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 昨年、物価高騰対策としまして、カミカを通じまして市民に5,000円のポイントを付与する事業を行いました。国の交付金を活用したのですが、こういった国の支援が今後もあれば、カミカを活用する形で実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 提案なんですけど、節電の取組をした方にカミカポイントをとく、節電用のアイテムを購入することも含めて、それにちょっと支援策をやるとかいう。もう絶対的こういう公共性の高い電力をやっぱり考えたときに、本当に電力の節電ということも含めて、そこはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 環境課のほうでも、節電につながる取組を今やろうとしております。また、エネルギーの自給率を高めていくというようなことで、燃料を使わず薪ストーブを活用したりとか、いろいろなやり方でやっていると思いますので、いろい

ろな知恵を出して、環境に優しい形のものに対して補助、カミカポイントといったことは、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 大きな5番目の質問に移ります。

行政の在り方に関して、（1）会計年度任用職員制度についてお聞きします。

公務員の任期については、職員の任用を無制限のものとするのが法の建前であると解すべきであると、最高裁で1963年4月2日に判決が出ています。

これまで非常勤として長く働いてきた人も、会計年度任用職員として1年契約が原則とされ、雇用が継続されるのか不安、結婚や出産など先の見通しが立たない、電気・ガス代等やあらゆる食品の物価高騰の中で、フルタイムで働いても最高18万円、共済保険や厚生年金、所得税等を引かれたら月15万円もないなど、会計年度任用職員から悲鳴の声が上がっています。

そこで、①で聞きます。

現在の会計年度任用職員の職種別上限給与額と部署別の人数をお願いします。資料をつけてもらっていますが、これを見て、なぜこうなったのかというのがよく分かりませんが、学芸員やスクールソーシャルワーカー等の号数が下がっているというのは、何かあるんでしょうか。それも含めて、答弁をお願いします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

職種別上限給与と各部署の人数は、タブレットに一覧表を掲載しているとおりなんですが、各職種については、会計年度任用職員制度が導入する前の特別資格や非常勤としての給料額をまずはベースに考えつつ、各課との協議の下、決定しておりますので、どうしてこういう違いが出てきたかというのは、なかなかちょっとお答えづらい状況です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 会計年度任用職員制度を導入した平成30年の通達によりますと、この会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度を踏まえ、相当の期間任用される職員を就けるべき業務以外の業務に従事する職員と。だから、本来なら先ほど言った判決では、そういう仕事に就くときは、公務員というのは基本的に正規職員が当たり前というのが普通なわけで、そうですね認識は。ところが、この会計年度任用職員をつくったときの定義の中で、先ほど紹介したとおり、本来職務の内容や責任の程度を踏まえて、正規職員しか就けないもの以外に従事するという関係で、ちょっと聞きますが、この定義についてはどういう認識を持っているんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

基本的には正職員で対応するのがベストということなんでしょうけれども、職によっては、業務の増に対応するために一時的に雇っていく必要があるとか、職員が休職した場合に対応する職員が必要といったことで、基本的には会計年度任用職員は1年間雇用という制度ができたんだと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 正規職員を充てなければならない業務とは違う業務を、会計年度任用職員で対応しているという認識でいいんでしょうか。先ほどの定義ではそう言っているわけですね。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 基本的に会計年度任用職員を充てるのは、年度ごとに必要な業務を洗い出して、正職員では対応できない部分で雇用すると。それで年度が替わった段階で、また新たな職務を洗い出しという形で、そういった職に会計年度任用職員を充てていくと。ただ、そうは言っても、同じ職が続いていってるといような実態が確かにあるかと思えます。それは全国的にもちょっと問題になっている部分だと思います。そこを笹岡議員は言われているのかとも思いますがけれども、あくまで年度ごとに新たな職に、新たに会計年度任用職員を雇って充てていくという考え方に基づいたものです。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

会計年度任用職員制度は、非正規職員の法的地位を明確にして、処遇を改善する趣旨で創設されたのではないのでしょうか、臨時職員の場合はそういう規定がなかった中、全国で一つの共通として。この点での認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 非正規職員の任用根拠明確化や適正化、また勤務条件の改善を図るために、会計年度任用職員制度が導入されたという認識です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 会計年度任用職員ができるまでは、臨時職員とか非正規で働いていた方々の法的地位を明確にして、処遇を改善するというのを目的としてつくられた制度じゃないですかという話です。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 先ほどお答えしたように、明確化、適正化は法的な位置づけだと考えていますし、また、勤務条件の改善というのは処遇改善に当たると思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ちょっと仮ですが、保育士の場合、今のその1級の号でい

ったら、正規職員の保育士は51人で、フルタイムの会計年度任用職員が85人なんです。その85人の方々は、この定義の関係で実態としてはやっぱり大きく矛盾している。職務内容や責任の程度を踏まえてという言葉からいったら、正規職員が本来は多くて、逆だったら分かりますが、正規職員が51人、フルタイム職員が85人ですので、大きな役割を果たしているわけです。

そこでちょっと③番目に移ります。

- 議長（山本芳男君） 暫時時間を延長します。
- 12番（笹岡 優君） 会計年度任用職員の果たしている役割を鑑み、計画的に処遇改善を進める必要性について、本市はどのような立場なのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） 処遇改善を進める必要性については認識しておりますので、今後も国や県、近隣市などの動向も注視しながら、必要に応じて処遇改善を進めていきたいと考えております。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 2020年12月23日に総務省から、最低賃金を含めた地域の民間企業における同一または類似の職種の労働者の給与水準の状況にも十分留意しつつ、最低賃金を含めた地域の実情に合わせ、財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給や給料や報酬について抑制を図ることは、法の趣旨に沿わないという通達が来ていることは、御存じでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） はい、存じ上げております。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 会計年度任用職員の多くの方々は女性です。この改善そのものがジェンダー平等、地位向上に結びつくのではないのでしょうか。明日、3月8日は国際女性デー、女性の権利を求める世界的な日です。フルタイムで最高の号級で働いても18万円で、手取りは保険等を取られたら15万円以下と、これはあまりにも本当に安いんじゃないのでしょうか。安いという認識はどうでしょうか。フルタイムで正職員と同じような仕事をしているわけでしょう、そこはどうでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） 責任の度合いもあると思いますし、この水準については近隣市とほぼ同じ水準であります。香美市の場合は、聞くところによると、配置についてはかなり他の市よりも多い人数で対応しているというようなこともありますので、金額が高いか安いかにいいますと、それは正職と比べると安いのかもかもしれませんが、責任の度合いは違うという認識です。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 確かに、香美市の場合は配置も含めて頑張ってほしい

ていますが、先ほど言った通達の中でも、やっぱり金額が本当に安いということをおっしゃっていただいたんですが、これはぜひ議論していただきたいと思います。

④です。雇用の継続性担保の問題について、お聞きします。

勤務実績によって、本人の意思を尊重した仕組みに改善すべきではないでしょうか。会計年度任用職員ですと、1年でただ終わっていくと。翌年度はもう一回継続になるのかどうか、今の少子化問題や女性ですので結婚の問題とか出産の問題、本当に不安を抱えています。また、市の公的な仕事の継続性が、本当にこの会計年度任用職員制度としていいかなと思うわけです。それで3年で1回再募集だから、3年間は継続性が担保されても4年後が分からないということだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

会計年度任用職員の募集に当たっては、できる限り広く募集することを原則としております。ただし、国の期間業務職員は、公募によらず再度の任用を行うことができるのは原則2回までとしていることから、本市においても同様に、公募によらず2回までは勤務実績により再度の任用ができる運用を行っております。制限なく公募によらない任用を可能にしますと、ほかの方が応募したくてもできないといったことになりかねず、公平性の観点からも現在の運用としておりますので、今のところ変更する予定はございません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 保育という問題を支えている職員の関係で、先ほど課長も知っていました通達の中に、前年度に同一の職務内容の職に任用されていた者について、前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能であると、こういっています。そして、複数回の任用が繰り返された後に、再度任用を行わないこととする場合には事前に十分な説明を行う、他に応募可能な求人を紹介する等配慮をすることが望ましいと。これはどうですか、この点。これも一緒にあったでしょう、先ほど言った民間企業との関係等とも同じ。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 募集する時にもそういう話はしますけれども、労働条件通知書には当然、更新あり・なしを明記して任用しておりますので、その辺は十分理解されているものと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑤に移ります。

人事院勧告の適応について、基準はどうなっているんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 会計年度任用職員につきましては、募集時や任用時の労働条件通知書に基本給を明示して任用しておりますので、令和4年度の人事院勧告の適

用に関しましては、翌年度の令和5年4月1日からの適用を当初は検討しておりました。しかしながら近隣市の対応なども考えた上で、令和5年1月1日からの適用ということにしまして、労働条件通知書も変更するといった対応を取りました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 確認ですが、下がったときは遡上し、上がったときも遡上するやり方ですか、正規職員と同じ扱いをしているという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 下がったときは不利益不遡及という考え方に基づいて遡及はいたしません。

正職と会計年度任用職員との考え方の違いがあるわけですがけれども、一応、給与改定の遡及適用につきましては、労働基本権が制約されていることの代償として認められた公務員独特の制度であり、正規職員のように長期にわたり公務員として勤務したとしても、民間において勤務した場合と比較して不利益にならないようにするための制度と考えられているようです。一方で、会計年度任用職員は任期を最大1年として任用される職員であり、長期にわたり勤務することを必ずしも想定されておらず、遡及適用しないことが会計年度任用職員に不利益を与えるとは必ずしも言えないと考えられています。

先ほど答弁させていただきましたが、労働条件通知書に任期期間内の基本給を明示し、それに基づいて任用しておりますので、遡及適用しないとしても会計年度任用職員の期待を裏切るものではないと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑥に行きます。

処遇改善として勤勉手当が閣議決定されて、再来年から行うようになっていますが、これを前倒しでやるという考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 勤勉手当の支給につきましては、地方自治法の規定及び総務省通知により前倒しで支給することができません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） (2)の①に移ります。

お手元の資料⑩にもありますが、フリーアドレス制度の導入について、ペーパーレスも含めて検討したらどうかと思います。資料も含めて提案しますが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） フリーアドレス制の導入につきまして御提案いただきました。香美市役所での実施を考えると、現状では難しいという結論ではありますが、将来的な働き方の多様性を生み出すための一つのアイデアであるとは思っております。香美

市で実施できない理由は、現在の業務が紙ベースで行われており、パソコン1台で完結するという形にはまだまだなっていないということが挙げられます。まずは在宅勤務が日常的にできる体制づくりを目指して、他の自治体の取組も参考にしながら研究してまいります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ここに紹介してありますが、（株）オカムラとの連携協定で岩手県庁の財政課がやっていますので、全てこれは提供してくれます。一回調査してみてください。

次に、②です。

総合案内の果たしている役割についての基本認識を問います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

総合案内は、来庁された方が最初に接する場でありまして、初期相談につながる声かけを行い、来庁された方をスムーズに目的の場所へ行けるよう案内するとともに、様々な問合せなどへの対応も行っており、対応次第で本市の印象が大きく変わるような重要な役割を担っていると思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 総合案内の果たしている役割は本当に大きいと思います。この間のコロナワクチンや定額給付金の関係等で、多くの役割を果たしてくれていますし、本市の機構と業務内容、配属職員などに精通し、正確で丁寧な案内がスムーズに行えることこそ大事だと思うんです。やっぱり対応する職員の継続性を担保するという点についてはどうでしょうか。令和6年度に向けて、新たな契約になるのではないですか、その辺はどういう方針でいくのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今契約してるところとは、債務負担行為で3年だったと思いますけれども、令和6年度をどうするかということですが、またそのときに検討することにはなりますが、今の段階では基本的に入札になると考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 契約に当たっては、安ければいいという立場なのでしょうか。この間も、新たな契約によってベテランでやってきた方々がかなり辞められています。本当にそういう方向でいいかなということも含めて、総合案内の役割をぜひもう一回議論していただいて。市民が来たときに、市の職員なのか外部の人間かは分かりません。その対応も含めて総合的な検討が要ると思います。安ければいいという立場じゃないという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

安ければいいというわけではなくて、最低限守っていただかなければいけない部分はあります。仮に同じ会社であっても、働かれる人はその都度交代していますので、同じ会社でも、必ずしも同じ方がずっと働いてくれるということはないと考えております。研修なり教育がその会社で十分行われることが重要だと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど言ったように、男性が総合案内をやるわけじゃなくて、大体は女性が多いです。ジェンダー平等も含めて、そこら辺の議論をしておかないとまずいんじゃないですか。公的な仕事が、どんどん官製ワーキングプアをつくっていくような方向となりますので、ぜひ検討いただきたいです。

最後の質問を行います。JR土佐山田駅の周辺整備についてお聞きします。

令和5年度には、待望の都市計画道路新町西町線が完成する。用地協力や不便をかけた地域の方々に、本当に感謝申し上げたいと思います。

県道前浜植野線、あけぼの街道と国道195号を連絡するこのルートは、土佐山田町の特に商店街などの活性化には絶対必要な路線で、今後のまちづくりの核として、商店街などを通過ではなく滞在にするなど、新たな展開が期待されています。

そこで、①で聞きます。

道路整備及びまちづくりとして、新町西町線の完成後にJR土佐山田駅の上に自由通路、あけぼの街道からの進入も視野に入れて、次のまちづくりの核として計画していきたいとのことでした。新町西町線の完成が見えてきましたが、今後の計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在、新町西町線完成に向け全力にて対応しており、特に取り合わせや安全面など注意しなければならないことがあることから、警察や地域などと再度の協議が必要と考えています。また、令和2年10月には、香美市都市計画マスタープランを制定しております。その中で土佐山田駅周辺整備事業についても、長期的な事業スケジュールを明記していることから、事業調整及び状況確認について、庁内幹事会や若手職員による調整会などにより、同じ方向に進んでいるかの確認をしていきたいと考えています。

あくまでも担当課としてですが、次年度から導入道路計画も含めた、駅北だけではなく駅南も踏まえた基本方針の検討を計画したいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 駅北だけではなく駅南も踏まえた基本計画を検討する。両方一体ということになるんですか、もうちょっと具体的に。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 駅北だけではなく駅南も含めた香美市の顔としての土佐山田駅をどうするか、また、北、南の広場も含めて道路計画をどうするのか、全体的に計画した基本計画を立てていきたいということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど言ったその北と南は、全部を市の責任でやるんですか、県も含めてか、ちょっとそこを。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも道路と広場計画になりますが、北につきましては市の都市計画決定となっております。当然、南については県道等のことから県の都市計画決定となっております。

ただし、県の都市計画決定がどのように進むのかにつきましては、県と今後も協議が必要ですが、あくまでも香美市の顔ですので、香美市としてどのような形のビジョンとするのか、目標を持っていないと進まない話ですので、基本的な考え方、計画を持ちたいということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

本市のまちづくりの視点として、駅北エリアの位置づけはどうなっているのでしょうか。面整備も含めた都市計画事業としてやると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 県道前浜植野線支線の俗称あけぼの街道の開通により、幹線道路沿線及び付近には商業施設、住宅の開発などによる立地が見られ、市街化区域の人口増加や生活利便性の向上が図られています。改めて、まちづくりの核は命の道と再確認しました。

その中で、幹線道路であるあけぼの街道と国道195号の連絡が重要と考え、補助幹線道路として、現在、新町西町線の完成に向けて全力で取り組んでいます。また、まちづくりのハード面整備の担当課として、先ほども答えておりますが、駅北エリアのみの位置づけではなく、香美市の顔である土佐山田駅を中心とし、駅北・駅南も含めた周辺整備計画を、今後検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 以前の質問で、国道195号の山田バイパスが完成するまでに、駅北も含めた整備や、自由通路の問題もJR四国と新町西町線が開通すればやるという答弁でしたが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然、今までと同じように、担当課とすれば、次のまちづくりの核として進んでいかなければならない案件だと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ③です。

国道195号の山田バイパス完成時期がどんどん遅れてきています。遅れている原因は何でしょうか。また、今後の見通しはどうなっていますか。

そして、都市計画マスタープランに産業地区計画と位置づけるエリアがありますが、供用開始に向けた沿道地域の振興策を協議していくことが必要と思います。その点はどうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 過去にも何回か答えておりますが、国道195号山田バイパスについては、令和4年度の進捗となりますが、用地補償等については約70%、測量等も含む工事として約16%となっています。

これも過去に説明しておりますが、用地等買収などについて、家屋などの立ち退き、移転などもあり、当初計画から遅れています。相手があることからデリケートな案件ですので、市としてもしっかりとフォローしていくようにしております。

また、振興対策ではないですが、県及び市において現道や家屋取り合わせ、雨水対策などもあることから、地域と十分な協議を行っています。また併せて、エリアとしての今後の計画ということになりますが、先ほども言いましたマスタープランの幹事会や若手の会などにより、計画、事業を進めていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 用地交渉の進捗状況というのは聞きましたが、今後、工事の優先で、線路下のトンネル工事というのはいつ頃やるのでしょうか。ここはJR四国との関係ができれば進められるわけですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも点ではなく道路ですので線、それに対する面ということになりますので、線路下のトンネルへ進むわけにはいきません。両サイドから道路が伸びていくものと考えています。

また今後、できる限り早い対応をとすることは、県に要望していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 最後に確認なんですけど、用地交渉等には本市も関わっているということでもいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。
○建設課長（井上雅之君） 過去にも答えておりますが、お金の話はできませんが、職員、特に私ですが、ついていって、地域関係者の中へ入るような形を取っております。以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 井上課長が頑張ってきてはいますが、市長、今後継続性がこれは要と思うんです。県との関係も担当が替わったりいろいろした結果がいろんな形で、地権者の方とは解決したと言っていたけど、それがまたいかざったという話もあって結構流動的になってますし、その辺も含めて継続性の担保という問題もあります。井上課長にまだ残ってやってもらうということでしょうか。その辺を含めて、ぜひ市長からも意見をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） どう答えていいか、なかなか難しい御質問をいただきましたが、継続性を担保することは非常に重要なことであると思っております、私自身はしばらくやらせていただきたいと思っておりますので、しっかり建設課をフォローするような立場でやっていきたいと思っております。

また、地権者との交渉経過については、県の中央東土木事務所からも聞いておりますので、そういった情報はしっかりとつかんで、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は3月8日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会とします。

（午後 4時26分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第3号）

令和5年3月8日 水曜日

令和5年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和5年2月27日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月8日水曜日（審議期間第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	健康介護支援課長	宗石こずゑ
企画財政課長	佐竹教人	建設課長	井上雅之
定住推進課長	中山繁美	商工観光課長	石元幸司
税務収納課長	猪野高廣	《物部支所》	
市民保険課長	萩野貴子	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	藤川典子
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会3月定例会議事日程

(審議期間第10日目 日程第3号)

令和5年3月8日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 4番 西村 剛 治
- ② 14番 山崎 龍太郎
- ③ 15番 利根 健 二
- ④ 8番 小松 孝
- ⑤ 3番 中平 麻衣
- ⑥ 6番 森田 雄介
- ⑦ 5番 西山 潤
- ⑧ 1番 有光 収 三
- ⑨ 17番 村田 珠 美
- ⑩ 9番 舟谷 千 幸
- ⑪ 13番 濱田 百合子
- ⑫ 2番 公文 直 樹

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 4番、子どもと町を明るくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問させていただきます。

私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つ町、若い世代が暮らしたくなる町にしていくために、コミュニケーションを大切に、真摯に取り組んでいく所存ですので、どうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしく申し上げます。

さて、早いもので真夏の市議選挙から6か月、年度納めの3月定例会議となります。2月の終わりに提出された分厚い新年度予算案、説明資料などの束を前にして、新人議員は初めての予算審議にどこから手をつけたものか頭を悩ませる日々です。とにかく自分の知識と経験不足を痛感するばかりで、12月定例会議閉会後は、とにかく現場で学ぶしかないと覚悟を決め、地域活動への参加に加え、様々な委員会、審議会などへ傍聴のお願いをし、勉強させていただいております。傍聴制度を利用しておりますが、半ば押しかけぎみになっていることもあり、それでも快くお迎えいただいている委員会の皆様方と担当各課に対し、この場でお礼を述べたいと思います。本当にありがとうございます。時間が幾らあっても足りない焦りを感じつつも、これまで以上の緊張感、使命感を持って今定例会議に臨んでおります。それはやはり様々な場面で寄せられる市民の皆さんの相談や困り事、意見や批判の声を直接聞き、悩み、そして一緒に考えた真摯な思いを行政に対し正面からぶつけられる場所こそが香美市議会であり、よりよい香美市、よりよいまちの未来を実現する目的を共有できる議論の場が、ここにあると信じているからであります。

今回、5つのテーマを取り上げます。全て市民の意見から取り上げたものになります。ぜひ市民からの声としてお聞きいただき、一緒に考えていただけると嬉しいです。

質問の1番目です。マスク着用の自由化（脱マスク）の取組について伺います。昨日、山崎晃子議員の質問でもマスク着用についてのやり取りがありましたので、その内容も考慮して質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、新しい生活様式の掛け声の下に、約3年間続いた政府によるマスク着用推奨の方針が、3月13日をもって終了すると正式に発表されました。これまで、屋外では原則不要、屋内では原則着用とされていたマスクが、個人の判断が基本であると、正常化に向けて大きく転換することになります。一方で、医療機関受診時や重症化リスクが高いとされる方、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦さんな

どは、より安心と身を守る行動として、マスクを継続される方もいらっしゃるでしょう。その周りの人の理解や配慮も当然必要となってまいります。また、混雑した乗り物やイベント、施設での対応は、その主催者、経営者の考えがどこまで政府の言う個人の判断に勝るものなのか、原則や基本、推奨とされてきた半ば強制に近い抑圧の流れの中で、新たに提示された自由という言葉の定義が持つ曖昧な認識が、自由という名前の新たな強制を生むのではないかと心配する声が聞かれます。実際にそのような場面に直面したときに初めて新たな不安や不満を認識し、不必要な意見の対立や大きな混乱を生むことになるのではないかと、私自身危惧しております。

質問通告後に、地域の回覧板で、3月13日以降のマスクについてと記載されたビラが挟まれており、そこには、職務中の香美市職員のマスク着脱についてという表題で、職務中の香美市職員についても、政府が決定した内容のとおり、職員個人の判断となりますと書き添えられておりますので、この問題に対して、香美市行政としてはしっかり議論され、一定の整理がなされているのかもしれませんが、しかし、なおしばらくは相当の混乱が予想される事案であります。この機会に、市民の皆さん及び行政職員に向けて、この場でより具体的な条件で認識の整理をさせていただきたいと思っております。

検討するに当たり、整理のポイントは2つあると考えています。まず一つはサービス・接客の問題、もう一つは個人と組織の問題です。1つ目はサービスを利用する側と提供する側の判断の違いがテーマになります。2つ目の組織と個人の問題に関しては、公共・公教育に属する公務員と個人の権利がテーマです。こういった課題をレイヤー分けして、判断が漏れずにできているかという確認になるかと思っております。

それでは、順番にお伺いいたします。①です。

行政施設、公民館、図書館、運動施設など、不特定多数が利用する公共施設の利用者及び市営バス、デマンドバス、通学タクシーなど公共交通機関での利用者に対するマスクのお願いはどのようになされるか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先月20日に香美市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応を決定いたしました。香美市における公共施設、市営バスなどでの対応は、国の方針に従って、マスクをつけるかどうかは個人の判断となります。その中で、混雑したバスではマスク着用が推奨されていることもあり、市営バスには香美市定住推進課の名前で、その旨の掲示を行うことを考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） しっかり検討されたということで、まずは安心いたしました。もう少し具体的に伺います。例えば、入り口にそういった表記の看板を立てるのか、また、乗り物であればアナウンスをするのかしないのか、こういったことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この件につきましては、本部会議でいろいろな課に集まっていたいて検討しました。その中で、当然、私の判断もありまして、政府の方針に従って自由にとということになったんですが、市役所に訪れる市民には御不安を持たれる方もいらっしゃるということで、パーティションをしています、そのパーティションの付近であるとかに掲示しております。各課によって対応は違うと思いますが、広報でお渡ししたような形で、市民の来られた方にもこういう方針でやっていますということをお伝えしております。それと、今、香美市役所の中でも掃除をかなりしっかりやっておるんですが、マスクを外すことによりまして、飛散の恐れもあることから、それは継続していこうというような形であります。

正直、市民の皆様からどういった御反応があるのか分からないところではあります、市としましては、先ほどお話もあった回覧板のような形で周知を今しているところであります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 同様に、幾つかのパターンも懸念されます。例えば、指定管理となっている外にある施設、アンパンマンミュージアム、健康センターセレネ、プラザ八王子、あと児童クラブなんかも含まれるかもしれませんが、こういったものや、業務委託で市の施設・設備を利用している場合、いなかみですね、移住定住交流センターだとかに対して、香美市で決めたルールが適用されるのか、または個別に判断するとなっているのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 個人の判断ということは、それぞれの職場で、指定管理者という話もありましたが、それぞれの場所で決めていただくということで、市としてこういう方針なのでつけなさいということではなくて、それぞれの課であったりとか組織の中で、適切に判断していただけるものと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 個人というのはあくまで人それぞれの判断という部分になると思うんですが、こういう行政という組織としての取組、組織、店舗、会社といったものの取組というのが、果たしてどこまでが個人の判断なのかなど。この言葉が出だしてからずっと考えてるところなんです、そこをもう少し掘り下げたいと思います。

②の質問です。

前提としては勤務時間中となりますが、行政職員のマスク対応についてどのように通達をされているか。具体的には、庁舎内及び庁舎外、施設や施設内、また業務内容によっても対応が変わってくると思いますが、現在どのように指示を出していらっしゃいますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 市職員の対応についても個人の判断とし、市として職員にどうするかは指示は行いません。なお、厚生労働省の通知によりまして、周囲の方に感染を広げないためということで、マスクを着用しましょうという例示がされております。受診時や医療機関、高齢者施設などを訪問するとき、通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するときというのがあります。例えば、健康介護支援課では、職員が高齢者宅を訪問する場合がございます。そういった場合にはつけると聞いております。

ちなみに、私は個人の判断によりまして、13日よりマスクを外して勤務します。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 大手コンビニ、店舗などのマスク対応を調べると、来店されるお客様には求めませんと、しかし、当面、移行期間を含めてでしょうけれども、店員には着用を義務づけますというふうに公表している企業もあります。

確認ですが、先ほども言われていましたが、行政職員に対するマスクの着脱に関しては個人の判断を優先し、職務ごと、施設ごとの判断は、個人に対しての要請はしませんが、各課内で例えばこうしましょうという指示が出せるのかというのは、また別の話になると思うんですけれども、いかがでしょうか。各課ごとの対応などで統一を求めてもいいのか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 各課がこういった形にするのか詳細に把握しているわけではございませんが、私の指示は個人の判断ということでありますので、課長が取りまとめの上、市民サービスも含めて、住民の方に不安を与えないような形で対応してくれるものだと思っております。苦情とか、正直どういった反応があるのかはまだ見えておりません。その中での軌道修正があるかもしれませんけれども、13日からは、先ほどお話ししたとおり、個人の判断ということで進めております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 具体的に考えていくと、非常に難しい部分が出てくると思います。やはり個人の判断、組織の対応、どちらが優先されるかというので、何かしら問題等が出てくる場合があると思います。そのときに、押しつけでないような議論をしていただきたいと思います。

マスクを自由化した3月13日以降に、窓口にマスクをつけている方がいらしたらどうするかといった、対応のパターン出しはされていますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今いろいろな形で想定していると思いますし、こう言うのであればなんですけれども、香美市以外の市町村がどういう対応をしているかも情報収集し

ているところであります。そういったことも含めまして、それぞれの課で判断いただくようになりますが、自分のところに詳細な情報として上がっているわけではないので、また13日以降見てもらいながらということになるかと思えます。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 確かに、いろんな自治体で先行してやっているところもありますし、失敗、トラブル等これからたくさん出てくるのではないかなと思いますので、そういう情報収集は積極的にやって、日々研究・調査を行っていただきたいと思えます。続いて、③です。教育現場についても同様に質問いたします。

基本的な考え方などにおいても、児童・生徒の間でマスク着用の有無による差別・偏見がないようにと指導・通達が出されております。公立保育園、認定こども園、小・中学校へ通う、乳幼児・児童・生徒に対して、今回の新しい方針について学校からはどのように説明・指導をされているのか、また行っていくつもりか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 西村議員の御質問にお答えいたします。

香美市立保育園の園児につきましては、これまでもマスク着用を一律に求めていません。引き続き、厚生労働省からの通知に従い、2歳未満では推奨せず、また、2歳から5歳児につきましても、マスク着用を一律には求めません。また、基礎疾患など様々な事情により感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する園児や保護者に対しましても配慮していく予定です。

小・中学校の児童・生徒につきましては、山崎晃子議員への答弁のとおり、本年度中の学校教育活動におけるマスク着用は従来どおり、文部科学省が作成した、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等に照らし合わせて判断し、着用を推奨するよう確認しております。

4月1日以降の新学期におけるマスク推奨の考え方につきましては、国から改めて出されるお知らせ等に基づき判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 新学期については、国から出されるものを待ち、検討するという事です。

こちらはちょっと私見になりますが、今回の脱マスクの転換、これは非常に面白いテーマだと思っております。一つのテーマとして、生徒・教師と一緒に個別の判断や自由についてディスカッションを行うなどして、人権や差別・偏見について学ぶ、人権教育の教材・テーマとして取り上げてみてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 西村議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃっていただいたように、授業の中でぜひ活用していきたいと考えておりますし、マスクを外しましょうと言っても、コロナ禍以前の気持ちと全く同じようにしていくことは、もう無理だと思うんですね。

ただ、マスク下の中で、子供たちだけでなく大人も、教員も含めてですけれども、たくさんの方のことを学んできたと思います。人は人を浴びて人になるという言葉がございますけれども、そういう中で、学校も子供たちを育てていく大切な教育機関だと認識してございますので、西村議員からおっしゃっていただいたように、丁寧に授業の中でしっかり取り上げて、様々な事情や状況を通して、みんなと一緒に、マスクを外してもこんなに安心して楽しく過ごせるんだというようなことを、一気にはいかないと思うんですけれども、少しずつ実感できるように取り組んでまいりたいと思っております。

このことにつきましては、校長会でも今までどおり回数を重ねて、こういう状況はどうするかといったようなことにつきまして、情報も共有し、丁寧に寄り添いながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 人権教育というのは意外と身近なものがテーマになります。

それを実際経験したからこそ言える言葉というのが絶対あると思いますし、子供と侮るなかれで、非常にたくさんの方を考えていると思いますので、それを引き出してもらって、また、それを校長会なりで共有するというのも面白いパターンなのではないかと思っております。

④に移ります。

保育士及び教職員に対するマスク対応・指示はどうなっているか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

香美市立保育園の保育士等職員につきましては、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されとの国の判断にのっとり、感染防止対策として、状況によってマスク着用をお願いすることも考えています。

また、小・中学校の教職員につきましては、先ほどの児童・生徒と同様のお答えとなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そうですね、つけなければならない場合は迷わずつけるというのが正しいと思いますが、一方で、そうではないこれから取り組む日常について、少し考えていただきたいと思っております。

幼・保については、もともとマスク着用は一律に求めないという通達が出ておりますので、変わらないと思うんですが、実際は乳幼児の心身発達への影響を考慮しての措置なわけです。教育現場では、表情や口の動きによるコミュニケーションの重要性が明らかです。より意識的に保育士の先生方にはマスクを外す取組を行っていただきたいというのが個人の意見ではありますが、例えば幼保支援班、もしくは園単位でもいいのですが、何かしらの方針づくり、また情報交換などの取組を進めていくお考えはありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほどから申しておりますように、基本的には個人に委ねられているものと思っておりますが、やはり保育園という施設の設定上、どうしても一律でつけないといけない場合も、たくさん出てくると思われます。園長会等できちんと各園の状況等を把握して、判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もう教育の現場にいらっしゃる方なので分かっていると思いますが、やはり子供の心の発達の非常に重要な時期に子供を預かっているので、多少の努力があってもいいのかなど。例えば、本日私がつけてますが、ただ、こういう口元が見えるもの、実際もう使われているかもしれませんが、こういったものを推奨するとか、個人の自由を尊重しつつ、なおかつ、より教育、子供の心に寄り添った取組に実現できるようなアイデアを出していくというのは、十分できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

⑤に移ります。

保護者に対する情報提供と学校方針の説明をどのように行っていくか、または行っているか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

保育園の保護者の皆様には、保育園でのマスクの着用と今後の感染対策についてのお知らせ文書を今週配布したところです。国からの通知等を注視し、今後とも保護者の皆様と情報の提供と共有を行ってまいりたいと考えております。

また、小・中学校におきましても、国からの通知等に照らし合わせて、保護者の皆様への文書及び配信メール等で、情報の提供と共有を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） マスクや学校運営（後に「学校対応」と訂正あり）のことについて意見や情報が寄せられた場合、どのように対応していく御予定でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

これまでも保護者の皆様等から寄せられた御意見等につきましては、真摯に協議して、お答えしてきたつもりでございます。今後とも国の方針等を確認をしながら、保護者等から寄せられた御意見につきましては、教育委員会内、現場の学校、保育園等とも協議をしながら、お答えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 先ほどマスクや「学校運営」のことについてと述べましたが、マスクや「学校対応」のことについて訂正させていただきます。

学校内で寄せられた情報を処理して終わりせず、この問題は情報共有が大事です。情報や意見の集約、そして共有をぜひ教育委員会がリーダーシップを取って進めていただきたいと思っております。

保護者へのコロナ、マスクの問題に関する連絡は、3密回避などの理由で、これまで決定通知を一方向的に家庭に出さざるを得なかった場面が多かったように思います。それだけに、今後はコロナの制限が緩和されていくわけですので、保護者の意見を聞く機会をしっかりと設けながら、丁寧に学校運営を行っていかねばならないと思っております。

関連で、卒業式の対応について伺います。今週末から市内公立中学校の卒業式が行われていきます。昨日の答弁でも、文部科学省より2月10日に出された、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてという通知に基づき、対応するとお話がありました。卒業式は子供たちの人生の節目となる重要な行事です。その門出を華やかに祝いたい気持ちは誰もが同じだと思います。今回の通知が出てから短期間での対応が求められ、教育委員会、担当課、そして各学校も大変な御苦勞をされたことと思っております。そういった中で、卒業式の開催について教育現場とどのような意見交換を行ってきたか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

学校現場との情報交換につきましては、丁寧にやってまいりました。校長、園長とも、今、西村議員おっしゃったように、思い出もしっかり受け止めながら送り出してあげたいという気持ちに、学校、それから保護者の皆様、教職員も変わりはありません。ただ、その中で、やはりコロナの感染予防を徹底しながら行う必要があるだろうと。そこで、国から示された通知を基に、みんなで協議したところです。

まず、今年度大きく変わった点は、これまでと違って来賓の方々を構わない範囲で数を増やして祝っていただくというところです。ただ、これも地域の状況によりますので、全ての小・中学校や保育園がこれまでどおり皆さんに来てくださいますようお願いしたかという、それは統一して決めているわけではございませんので、それぞれの園や学校

の判断にお任せしております。したがいまして、コロナ禍前と同じようにということではございませんけれども、少し来賓の方も増やしてお祝いしていただける学校も、園もあろうかと存じております。

あと、マスクの着用等につきましては、山崎晃子議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 基本はやはり小・中学校の判断がベースになるかと思えます。ただ、一方で、実はちょっと相談がありまして、教育委員会、行政としては、卒業式のマスクの取扱いに関する基本的な方針を遵守すると思うのですが、一方で、保護者に対して感染対策上参加人数の上限は必要ないと明記されているのにもかかわらず、一部中学校の卒業式では保護者は各家庭2人までと制限しているところがあります。これほどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

そのことにつきましては、詳しい実情まで状況把握できておりませんので、お答えできませんけれども、地域の特性といいますか、学校の判断によるものだとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 難しいところですね。遵守すると言いつつ、逆の意味で遵守できてない悪い部分が出ていますので、これはしっかり把握されたいかと思えますし、やはり先ほど言ったように、華やかに送り出したいのは保護者の気持ち、本心です。おじいちゃん、おばあちゃんも連れていきたい、見せてあげたいと思う。せっかく緩和される時代に入ったのに、しかも通達で制限は必要なしと明記されているにもかかわらず、制限をかけられた親の気持ちというのも、相当厳しいものがあると思うんですが、今後さらなる制限緩和の動きも進んでいくと期待しています。この先、入学式を終えて、新たな年度の取組へ進んでいくわけですので、教育行政としても、国の指針を待つばかりではなく、予測可能な近未来の予想を立て、国や県からの指示の前に、ほかに先んじた対応を進めていただきたいと考えております。

⑥です。

学校給食における黙食の解除、対面給食の再開はされますか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） 国の方針に基づき、学校でのマスク着用と同じく、給食についても今年度末までは同じ方法を取っていきます。来年度は、これから出される国の方針に基づき対処していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 給食の問題は、大分前に聞きたいなと思っていて今日に至ったわけですが、ちょっと確認です。国の方針で黙食推奨、また対面給食が禁止となっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） しゃべるところではマスクを着用するというのが基本だと思っております。給食についても、楽しくしゃべりながら給食をとることはなかなか難しいのではないかという判断の下、対面給食を今のところしていない状況になります。以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 全ての学校の状況を僕も把握していませんので、ちょっとあまり今は突っ込みませんが、黙食であるならば対面はオーケーというような選択肢も、もちろんあるのではないかなと、特に今後そういうふうに移行していくのがいいのではないかと思います。

学校の先生に話を伺うと、県や教育委員会などからオーケーの指示があれば、ぜひ対面給食に戻したいという話を聞きます。一方で、全てを一気にコロナ前に戻すとなると、学校にも、生徒・児童たちにも負担が大きいので、今言ったように、簡単に取り組める黙食の終了、または、黙食推奨しながら対面給食解禁といった、段階的、またアイデアを絞った取組を始めていただきたいなと思っておりますし、そういう時期なのだと思います。

言うまでもなく、食は子供の心を豊かに育てる大切な教育の一つです。その辺のアイデアについては、様々な手段、ヒアリングを行うなどして、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、何か具体的なものはされていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） 今のところ具体的な案を持ち合わせているわけではございませんが、議員のおっしゃるとおり、対面給食でも黙食なら大丈夫になっていこうかとは思っておりますけど、各学校の判断も重要ですので、校長会等で協議して決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） なかなか現場の先生方はそう思っているけども、学校の方針、学校というよりも上のと言いましたが、県や教育委員会の方針で、どうしても自由にできないところで苦慮されてる方もいらっしゃると思っておりますし、少しずつそういうところは変えていっていただきたいと思っております。

昨日の市長答弁で、今後は行事の開催や人数制限などをなくして、コロナ前の状態に戻していきたいという話もありました。また、イベントなどで市民提案型のアイデアを

実現していく取組を始めるということでしたので、市民の皆さんに明るく元気の出るメッセージとして、伝わっていくのではないかと考えております。

それを進めつつも、やはり気になるのが、マスク着用以外の制限がどうなるかです。検温、消毒、換気など、今後見直しはされていくのか。いろいろな通達を待ちながらだと思いますが、やがてこういったものはなくなっていくとお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ⑦のマスク着用以外の取組についてお聞きいただいたと思います。

13日から市役所における消毒、換気については、これまでどおりとしております。一方で、検温と行事開催については各課の判断となりますが、できるだけコロナ前の水準に戻したいと考えております。

これだけマスクを厳しくやっているのは、世界を見回してももう日本くらいになっている状況で、国も一定ウィズコロナというところにかじを切ってくると思っておりますし、議員が言われたように、国自体もそういう方針なので、香美市としてもそれに基づいて、できるだけ元に戻したいと考えています。ただ、冒頭にも申し上げましたが、消毒と換気をしっかりやっていこうという方針は変わりません。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） さて、私の正直なところを申し上げますと、混乱と今後の対応が一番危惧しているのが、保護者、子供、地域、行政と多面的に配慮が必要な、教育現場に対することです。これまで、マスク一つをとっても様々な意見がありました。この場でマスクのよしあしを取り上げるつもりはありません。ただ、3年前、新型コロナウイルスが急速に広まり始めたときのことを思い出してみれば、どうしてもマスクは混乱の象徴だったように思えてなりません。住民同士が監視し合うマスク警察などという言葉も生まれました。悲しい対立や差別を生んでしまったのも事実です。それだけに、今回の脱マスクの取組が始まることで、逆マスク警察のような、新しく悲しい対立を生むのではないかとというのが気がかりです。個人の判断、自由といった言葉にあまりとらわれず、慎重な取組を行政には望みます。

関連する問題もありますが、2番目、教育研究と教育支援の在り方に移ります。

先ほど、自由以上の配慮の必要性について少し触れました。この自由以上の配慮という言葉は私の考えた表現ではありますが、子供や教育現場において個人の判断や自由であることは、必ずしも本当の意味で子供の自由や権利を保障するものではないことが伝わればよいなと思い、使わせていただきました。教育行政に関わる方であれば、何となく御理解いただけるのではないかとと思います。

こういった危惧をする中で特に大きいのが、コロナ禍3年間で子供たちの心と体に起きたことです。これまで当たり前だった多くの行事や自由な行動は制限され、我々大人

以上に大きな心の負担、傷を負っている可能性があります。長引くコロナ禍による不安定な日々と学校生活、長期間のマスク着用習慣に起因して、子供の心身の発達に深刻な影響が出ているとする研究結果が、多くの機関から発表されております。これは、長期間の心理的抑圧によるトラウマ化でもあると言う方もいらっしゃいますし、発熱や頭痛などの心身の不調やコミュニケーション障害といった弊害を生み、今後さらなる不登校増加の可能性も指摘されています。

資料①-1を御覧ください。こちらは「こどもたちがみている景色」という冊子になります。市長と教育長には手渡ししております。ある作家さんが作成し、ネットでも広く公開され、自費で無料配布も行っています。一見すると、とてもかわいいイラストですが、内容としましては、コロナ禍2年目の段階で既に多くの子供たちの心身の発達に影響が出始めていること、大人が誰も想像できなかった社会の変化に対し、子供たちは大人の言うことを信じ、必死に我慢し、頑張ってきたこと、そして、その結果、自分の心身と体の中で起きている変化に気づけなくなってしまった子供たちがいること、大人たちには見えない世界を大人たちに見せる目的で作られたものです。

内容をかいつまんで紹介しますと、人の顔を見るのが恥ずかしくなってマスクを外せなくなってしまった子もいます。隣の子供の顔と名前が分からない子もいるそうです。子供たち同士の差別や監視、親の前と学校とでマスクをつけたり外したり、忖度をする子もいるようです。黙食、無言、パーティションの中での学校給食。さて、いよいよ脱マスクとなり、マスクを外しましょうと大人が呼びかけたとしても、子供たちはぼかんとするばかり。これが現実だと思います。

資料①-2になります。先日の高知新聞にも掲載されておりましたが、県下の高校の卒業式においても、入学から3年間マスク生活をしてきた生徒たちにとって、卒業式という記念日においても、マスクを外すことがいかに困難な行為になってしまっていたのかが読み取れます。今年、中学校、高校を卒業していく子供たちは、3年間の全てをコロナ禍で過ごした子供たちです。4月に入学してすぐ学校閉鎖になった子供たちです。個人の判断や自由だという表現で何かを変える、取り戻せるわけではないことを、私たちはしっかり理解しなければならないと思います。

前置きが長くなりましたが、複雑化、多様化、先鋭化していく教育・子育て環境の中で、教育支援と新たなテーマに対する教育研究の取組が、今後とても重要になってくると考えています。そこで、香美市の取組について伺います。

まず、①です。

市長冒頭の挨拶の中で、来年度、推進官というポストを新設するという話がありました。新たな役職である推進官の位置づけと、具体的な役割は何でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育委員会に新たに設ける推進官につきましては、香美市を学園都市とすべく、小・中学校と山田高校、高知工科大学の連携を深め、さらに、コ

コミュニティ・スクールにおいて地域との連携を担っていただくことを考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 学園都市実現に向け、横の連携をしていくための役割ということですが、これはもう人は決まっているのでしょうか。また、教育委員会のどの辺のポストに配置されるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今、選考を進めておるところであります。場所につきましては、生涯学習振興課がコミュニティ・スクールのところをやっておりまして、そちらへの配置を考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

私もこれをいろいろ調べていく中で気づいたというか、見つけたものではありませんが、香美市には教育委員会の中に香美市立教育研究所という組織があります。私自身の勉強不足なのかもしれませんが、この香美市立教育研究所の位置づけや役割及び体制はどのようになっているか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

香美市立教育研究所は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育公務員の研修及びその他教育の研究に関する施設として設置をし、その設置目的は、香美市立教育研究所の組織及び運営に関する規則において示されているとおり、香美市の教育の充実、振興に期するため、教育実践上必要な課題を調査研究並びに支援することを目的としております。

組織体制としましては、所長1人、研究員2人でございます。加えて、教育振興課の職員でございますICT支援員1人、親育ち・特別支援保育コーディネーター2人を研究所に配置し、連携して教育活動等を行っております。

役割は、香美市の目指す教育の実現に向け、教育実践上必要な調査研究や研修の実施、情報の収集、保・幼・小・中の取組支援、資料の収集・提供、情報発信などを行っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もう少しお伺いしたいんですが、この研究員が2人いらっしゃると思います。この方は教員なのでしょうか、また、県から出向している形になるわけでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） ③でお答えしようかと思っておりましたけれども、お答えいたします。

2人の研究員は香美市内の学校籍の教員でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 教育研究所の役割として、香美市の課題について調査研究を行うということが含まれておりました。

③の質問に移ります。

教育研究所にいる2人の研究員は、どういった研究をされているのか。

資料を提出していただいている、実際にこういう発表をされたという資料だったので長くなっておりますが、年度ごとにテーマを決めるのは個人が決めるのか、それとも研究所として決めるのか、そのあたりも併せて伺えたらと思います。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、研究員は2人配置してございます。研究期間は1人2年間となっております。現在、中学校籍の教員が1人、この者は本年度が1年目の研究員です。もう1人は小学校籍でございます。こちらは研究員2年目ということで、本年の3月31日をもって研究が終了し、別の方に替わっていただくことになってございます。

中学校籍の研究員につきましては、お示しさせていただきましたように、「小中9年間をつなぐ英語教育の充実をめざして」という研究テーマで、小中連携について調査研究を英語科を中心にしております。資料や文献研究はもとより、香美市内外の小・中学校で実施される英語科の授業に赴き、児童・生徒の学習状況と教員の指導の在り方に焦点を当て、学校とともに実践的に研究しております。

小学校籍の教員は、「共に学び、共に育つ授業づくり」を研究テーマに、多層指導モデルMIMを用いた特別支援教育の活用について、高知大学の是永先生の御指導、御助言をいただき、研究を進めております。全ての小学校1年生の教室において、MIMを用いた特別支援教育の活用を実施いたしております。これにつきましては、後ろに資料としてつけさせていただいております、プレゼン資料4枚目のシートに、多層指導モデルMIMにつきましてはの説明が載っておりますので、そちらを御覧いただくとありがたいと思います。読みがどの程度進んでいるか、あるいは定着しているのかということとは、小・中学校以降の子供の学びに大きく影響しますので、研究を進めておるところでございます。

研究の成果につきましては、毎年研究発表会を実施し、香美市内の保育所、小・中学校のみならず、山田高校、山田特別支援学校、高知工科大学、市議会の教育厚生常任委員の皆様にも御案内しております。御参加いただきましてありがとうございました。ま

た、他市町村の教育研究所からも参加できるようにし、普及に努めておるところでございます。資料としてお配りさせていただいておりますけれども、こういったものが本年度の香美市立教育研究所発表会の折の研究員発表資料でございます。

2つの研究テーマにつきましては、香美市の重要な教育課題でございます。近年では継続して研究に取り組んでございます。あわせて、情報教育、G I G Aスクールの推進等につきましてはの課題も、この2つと併せて、それぞれがどういったところで活用できるかといったことも含めて、研究を進めております。

研究テーマの方向性につきましては、私どもと共有してございます。研究員は研究したいものを持って来ておりますので、そこで研究所長と話を聞きながらすり合わせて、でも、香美市全体はこうなんだから、じゃあこのテーマではどうだろうか、こういう仮説でどうだろうかという協議を重ねた後に決定しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 私は、議員になりまして、ありがたいことに、非常に多くの方から教育の相談を受けることになりました。自分がつくづく勉強不足だったなと思うところもあるわけですが、実際そういう相談を受けたときに、具体的な課題、簡単には解決しない課題も多いんですけれども、やはりどこに頼るべきか、どこに情報があるのか、誰に相談すべきかということ、教育研究所の取組は素晴らしいですし、その存在をもう少しPRしてもらって、教育者の支援的な位置づけが一番強いかと思っておりますけれども、実際、子育てしている方たちとも何かしら接点があると思っておりますので、そこに対しての情報の提供・共有をお願いしたいと思っております。

④に移ります。

急激な物価高騰で家計負担が増す中、令和5年度香美市一般会計予算について、香美市高等学校等奨学金が縮小された内容で、現在、ホームページ上でも募集がかけられております。資料①-3になります。前年度までのものが縮小という形になっており、保護者の方々からたくさんの意見を聞いております。まずはこれを予算規模縮小に至った経緯をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この奨学金につきましては、旧土佐山田町時代に創設され、その当時の課題であった、経済的な理由により高校への進学を断念することを解決するための施策であったと思われまます。近年では、公立及び私立の高等学校については実質無償となり、住民税所得割非課税世帯では授業料以外の教育費負担についても給付が受けられるようになっております。このような状況の変化の中で、当時の課題は解決したと見え、制度としては終了の判断をいたしました。半年間の継続予算につきましては、周知期間のことも考え、経過措置として計上させていただいております。御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 制度終了の方向というのは、なかなか保護者の方たちには伝わっていない情報でして、教育や子育て環境の充実に強い意欲のある依光市長でしたので、1月開会会議の挨拶においても、未来に花を咲かせるために教育・子育て施策についてはしっかりと予算措置を行いたいと述べられておりました。ちょっと期待しておったのですが、確かに財政厳しい折です。そこにはちょっと届かなかったのかなと思います。

香美市の子育て家庭を底支えする役割が奨学金にあったと思います。これまでもたくさんの方が利用してきて、現在利用している方もいらっしゃると思います。現在、香美市でこの奨学金制度を利用されている方、また、それを利用できる対象者はどれくらいいるのか、分かりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

対象者につきましての全体的な把握はできておりませんが、高校、大学等を含めまして87の方が申請されまして、そのうち認定された方は83人となっております。こちらは令和4年度の数字となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 先ほど制度終了の方向性を示されましたが、現在利用している方は、例えば、大学1年生であれば4年生まで利用できるといった救済措置はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 経過措置として半年間給付させていただくということでありまして、当然、議員御指摘のように、今受けられている方がこれからももらえるであろうと想定しておられたということは、しっかり把握もしていかなんといかんとお思います。奨学金でございますので、当然、所得によって年度ごとによって変わってくることもあります。

先ほど子供政策にということもありましたが、自分自身の思いとしては、何が課題であって、それを解決するためにどうすればいいのかというような形で、政策を組んでいきたいと思っております。この奨学金自体は、先ほどお話ししたように、高校進学を断念するような時代のものであったと。そうして、今後こういった形で、子供たちのために香美市として制度をつくっていくかということは、また別の議論としてあると思っております。先ほど言われたように、例えばコロナ禍によって家計が急変して、いろいろな形で学校を辞めざるを得んというようなところでは、国の制度として、自分も県議会議員でありましたので、しっかりとサポートできる体制もつくったということもあります。これはまさに議員の皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

また、私自身がこの奨学金につきましているいろいろ調べていく中で、そもそもこの奨学金の存在を知らなかった御家庭もありますし、申請をしなければならないというところで、そもそも忙し過ぎて書類に目を通すことができなかつた御家庭もあるように聞いております。そういった意味では、やはり本当に困っている方にどういった支援ができるのかというようなことで、何らかの形の対応は取っていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 給付金や手当と、奨学金の意味は少し違うところにあるようにも思います。そういった意味で、香美市が奨学金をやっていることが、例えば移住してくる方に対してのPRポイントになるわけですね。奨学金というのは子育て家庭を底支えするものだと思っております。今回、この奨学金が減額されたことについて意見をいただきました。ちょっと時間がありませんので、一つ紹介いたします。

まず、香美市には奨学金があることもあって、子供の進路を決めたというのがあります。ですので、急になくなるとか半額になるというのは正直とても困ります。そして、香美市は進学先の選択肢がとても少ない。特に山間部においては、この奨学金のおかげで、親の収入が少ない世帯の子であっても、少しでも選択肢が広げられるきっかけになるものであって、ぜひ残してほしい制度です。また、減額、廃止とするタイミングとしても、現在、物価高で家計が苦しい時期になぜといった気持ちも強くあります。ぜひ子育てをしやすい豊かな香美市にしていくために、子供たちの選択肢を広げるためにも、今後も香美市高等学校等奨学金の制度は残していったほしいです。この方は移住者で、3人の子供を育てている方です。今回新たに県外の学校に子供が行きたいということで、それを後押しするために奨学金を利用する予定だったそうです。

ここにも出てきましたが、子供の選択肢を増やすというのが非常にキーポイントになってくると思います。この部分については、今後、国の子育て支援策等も変わって、様々なものが出てくるかもしれませんが、奨学金というものの役割についても、ぜひ忘れないでいただきたいと思っております。

先ほど言われてた存在を知らなかったというのは、ちょっと告知の問題だと思っておりますので、そこはあまりいい話ではないかと思っております。今後の見通しとしては、今年度半分になってしまいましたが、来年度とか数年は継続する、もしくは、もう本当に今年度で終わりか、最後にお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この奨学金としては、もう今年度で終わりということでもあります。ただ、半年間の猶予というのは、自分の中で考える時間も欲しいということですので。この半年についてもやめるかという議論もありましたが、さすがにとということもあって、半年は残させていただいた形で予算計上させていただいております。

今後、いろいろな御家庭のことも含めて、香美市にとってどういった奨学金がいいの

か、また、いろいろな奨学金が香美市にもあります。香美市奨学金返還支援補助金という形で定住推進課がやっているものもありますので、ちょっといろいろ整理する時間もいただきたいと考えております。この制度については今年度で終わりと考えております。以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤に移ります。

不登校児童・生徒の数は今後さらに増えていくことが予想されております。コロナの影響もありますし、また、多様化する時代の中で、子供たちの現状というのはなかなかつかみづらいところがあるかと思えます。そこで、一つ提案したいものがあります。新たに、専門的な不登校問題について調査検討を行う、不登校問題調査専門委員会の設置を提案したいと思います。この内容については、過去に設置され、条例もつくられている香美市いじめ問題対策連絡協議会、香美市いじめ問題専門委員会、香美市いじめ問題調査委員会と同様の仕組みが適切だと考えております。ぜひ検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） さきの12月定例議会で市長の挨拶にもありましたように、不登校対策は香美市の教育の重要課題と認識しております。

いじめ問題対策と同様の仕組みでの設置提案についてですが、現在、不登校対策を協議する組織としまして、クローバーの会があります。この会は、教育支援センター、教育研究所、スクールソーシャルワーカー、福祉事務所、少年育成センター、教育振興課が月に1回集まり、不登校傾向の児童・生徒や支援が必要な児童・生徒、家庭的な支援が必要な児童・生徒の情報共有や、具体的な支援対策を協議しております。また、緊急を要する場合などは、学校関係、医療関係、児童相談所等関係機関を集めて、必要に応じて開催しています。学校においても、校内支援会やケース会を各校毎週のように開催しております。その時々によって、保護者、医療、福祉など必要な機関が集まり、不登校の児童・生徒への支援、手だてを協議しています。

不登校は、学校生活が起因するもの、家庭に問題がある場合等、様々な要因があると考えております。いじめ問題のように深く掘り下げる仕組みは、個別の案件に即して対処しなければいけませんので、現在の仕組みでの対応を考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 大きな3番目、ふるさと納税についてに移ります。

資料②-1を御覧ください。香美市のふるさと納税は、高知県内の市では最下位と、実は苦戦しております。現状の課題と運営方法について問います。

①です。

令和4年度ふるさと納税の寄附金見込額は幾らになりますか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 西村議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度ふるさと納税見込額は、個人版ふるさと納税が1億4,000万円、企業版ふるさと納税が80万円の見込みとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 当初予算2億8,000万円、最終決算で1億4,080万円と丸半分になりました。途中、減額補正をしておりますので、そのことには触れませんが、この半分になるということに関して、もっと言えば、来年度予算においてもまた2億8,000万円を出されております。令和3年度2億7,000万円、令和4年度2億8,000万円、令和5年度2億8,000万円です。令和3年度もほぼ半額になっておりますし、令和4年度も恐らく見込みとして半分になります。あえてここで令和5年度2億8,000万円と出されるのには、何か意味があるのでしょうか。理由と根拠をお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 御質問にお答えいたします。

2億8,000万円ということでございますが、令和元年度に約2億6,000万円ぐらいの寄附金額がございました。今後、1,000万円ずつ目標として順番に上げていきたいということで掲げております。これは次の山崎龍太郎議員の御質問にもございますが、年々上げていきたいということで、また、企業誘致で株式会社スウィーツも来ていただきますし、JTBにも令和4年度から業務委託ということで増やしております。また、三越も増やしております。そういった関係で、返礼品の開拓、いろんなことを研究していきながら上げていきたいということで、目標額を設定しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 客観的に考えますと、そういうポータルサイト等を増やしていくと増えるのかというのは正直疑問です。なぜかといえば、どの自治体もやられてることだからです。

もう一方で、私が今回ちょっと確認したかったのが、当初予算で出されたものより毎年1億4,000万円減っております。こういう予算の出し方は果たしていいのか、そういうものだと言われれば、私の勉強不足かもしれませんが。1億4,000万円減りますと軽く言いますが、これってどれくらいかなと香美市の予算をばらばらとめくって調べてみたところ、議員の皆さんも聞いていただきたいんですが、議会費1億4,000万円と全く同じです。これぐらいの予算規模をかなり甘く見てるのではないかなと思うんですが、市長はいかがが思われますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 予算として計上しておりますので、私自身がしっかり過去に上げた実績という形で取り組みたいという思いでありまして、やはり過去これだけの成果があって、いけるだろうというところがありますので、私自身もしっかり努力してまいりたいと考えております。言ったからには、いろんな形でアイデアも出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ふるさと納税はノルマではありませんので、市長がおっしゃったとおりに実行していただいて、少しでも増えていただき、また、2億8,000万円以上になるのは一番喜ばしいことですので、正直、金額の多い少ないは、私はそれほど言いたいとは思っておりません。ただ、やはりその根拠の部分というのは非常に大事だと思います。

②です。

直近5年間の寄附額と、次の内容の推移をお伺いします。お聞きしたいのは、中間業者、ポータルサイト等への支払いがどれくらいあるのか、その内訳も含めて。あと、返礼品の調達費、送料、そして最終的に市の財政に残った金額、まちづくり応援基金に繰り入れられた金額です。よろしくお願ひします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成29年度から令和3年度の直近5年間の寄附金額と諸経費、また最終的に残った金額、積立金につきましては、タブレットの25ページの資料を御覧になっていただきたいと思ひます。ちなみに、令和3年度におきましては、寄附金額1億6,593万1,400円、ポータルサイト委託料・決済手数料等が2,872万143円、広告料につきましては145万2,000円、返礼品調達料は3,955万9,035円、送付料につきましては1,079万1,733円、そして最終的に残った金額、積立金額が8,540万8,489円（後日「9,339万4,489円」と訂正あり）となっております。

寄附金額は年々減少しておりますが、積立金に関しましては、委託業者を変更して送料を削減しましたり、また効率的に業務委託するなど工夫をいたしまして、寄附金額の中に占める割合につきましては年々増えている状態となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 令和3年度約1億6,500万円ですね。これ積立金に実際入った金額というのは実はもっと少ないはずなんです。というのも、決算報告書等を見ると、基金に繰り入れる前に使ってるような流れがあるので、実際、基金として決算書で入れられてるものはまた違います。この辺はちょっと予算決算常任委員会等でまたお

伺いさせていただきます。

③です。

直近5年間、返礼品事業者数及び返礼品数、商品の種類等の推移はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成29年度から令和3年度の直近5年間の返礼品事業者数と返礼品の推移もタブレット下段のほうに掲載しております。年々事業者数と返礼品数は増えておりまして、5年前と比較して23事業者、182%増加、また、114返礼品、170%ぐらいの増となっております。5年間で新規の人気商品といたしましては、果物やスイーツのロールケーキ、アイスブリュレ、また、季節の野菜の定期便やシイタケ、家具、おもちゃ、クラフトビールなどとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 返礼品事業者数が増えているということは非常に重要だと思っております。

ちなみに、この令和3年度47事業者、令和4年度はもう少し増えているのかもしれませんが、必ずしも全員が出品されているわけではないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。この事業者登録している人は、必ずその年度は何かしら出品している、返礼品の登録サイトに載せているということになりますか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和3年度であれば47事業者、3月1日現在では51事業者で277品となっておりますので、その51事業者については何らかを載せているということになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もう一回確認です。51なり47事業者は必ず出品されていると。ですので、登録はしているけど出品してない、いうたら休眠状態の事業者はないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 例えば果物のブドウとかですけれど、そういうものについては取れる時期が違いますので、売り切れという形で、品物はグレーみたいな形で載っている場合がございます。そのことですかね。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もう一度確認します。47事業者は登録制なのできちんと登

録されていると。ただ、実際それを出品せずに、例えば前年度には出品して登録がそのまま、今年度出品していない業者もいるのではないかと推測しているんですが、それはいらっしやらないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 基本的に登録しているところは出品となっておりますけれど、またその点につきまして詳しいことはちょっと確認しておきます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ちょっとその部分が今後の議論について重要な場所だったので、確認させていただきました。また、よろしくお願ひします。

④に移ります。

こういった香美市のふるさと納税事業に関して、例えば返礼品の選定、またふるさと納品額のチェック、また使用方法、管理等について、専門にチェックしている役割、組織というものはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現状といたしましては、市と委託事業者で総務省基準を確認しながら厳正にチェックを行っております。不明な点は、随時、県の市町村振興課に問合せをしております。今のところ問題はございません。また、県からも基準等が適正に執行されているか、定期的に調査、報告義務がございます。

そのほか、新規の登録事業者につきましては、香美市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領に基づきまして、協力事業者の要件、例えば市内の事業者であるか、市内の生産物や宿泊施設であるかとか、体験サービスであるかとか、滞納状況や暴力団の排除に関する規則に該当していないことなど、返礼品の要件をチェックいたしまして、合格となれば協力事業者の承認をしております。現在のところ、第三者のチェック体制を構築する予定は考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） やり取りのチェックというのはそれで賄えるかもしれませんが、香美市としてふるさと納税を戦略的にどのように取り組むかというのは、どの段階で、どういう組織体制で検討するのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 戦略ということがございますかね。市も頑張っておりますし、あと委託事業者には、さとふる、JTB、三越等がございますので、そちらとも一緒に考えていきながら、今後、返礼品の掘り起こし、またポータルサイトなどをうまく活用して、今後、寄附金を伸ばしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤に移ります。

今出たように、委託業者に話をしていくのが香美市のスタイルだということです。業務委託費、サービス利用料等、ポータルサイト、中間業者と言いますが、支払う金額の割合は大きいです。単純計算で、例えば1億6,000万円入っても、半額の50%がそこで消えていくと。ただ、そのうち返礼品の調達費というものがありますので、地元の業者等にお金が入って、間接的にまた地域に還元されるものです。ただ、こういった委託業者頼み、また委託業者のサービスをフルに活用したとしても、果たしてふるさと納税の趣旨、目指すべき姿が実現するのかが少し疑問です。例えば委託業者の一部をアウトソーシングすれば、地域に雇用が生まれ、お金も地域により多く残ることになります。

そういった点で、香南市などの取組を参考にするのがいいかと思い、見てまいりました。資料②-3です。香南市では香美市と同様の事業を行っており、また、ふるさと納税の収益金、寄附金自体は香美市よりも少し多いぐらいです。ただ、大きく違う点がありまして、香南市は香南日和という独自のポータルサイトを運営しております。ここで事業運営をし、生産者の紹介、また、カートを用意して売買もできるというものになっております。

興味がありましたので、香南市に話を聞きに行ってみりました。ただ、私のちょっと思惑と外れまして、香南日和を利用して買う人はやはり相当少ない10分の1以下です。やはり楽天ですとか、さとふるとかを利用するほうが、ポイントがつくとか様々な優遇があるので、あと、カード決済ができるとかも含めて利便性が高いので、どうしてもそっち側から買う人が多いのが実情です。それでもこのサイトを運営するのは、やはり香南市に興味を持っていただき、また、自分たちで一緒にまちを盛り上げている象徴であると。このサイトをふるさと納税を利用する人にも興味を持って見ていただいたら、喜んでもらえるように、知ってもらえるように作っているものであるということです。実際、非常にきれいなホームページで、動画もありますし、写真もきれいです。右上にあります、生産者の紹介なんかも取材を自分たちで行っていると。

これは、今はちょっと離れたそうですけれども、地域おこし協力隊の方がかなり動いてくださったし、現在のサイト運営などは、観光協会が地域を振興するという目的で業務内に、特別これ用に予算を組んでいるわけではなく、地域のPRという活動の中で観光協会も協力している状態があるそうです。こういった取組を研究されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） アウトソーシングのことについてお答えいたします。

地域へのアウトソーシングは、業務一括請負、返礼品の受注・配送・返礼品問合せ・

クレーム処理・返礼品業者への代金支払い・配送業者契約とポータルサイトへの掲載・新規返礼品のブランディング等が可能であれば、委託したいと考えております。以前、市内の各種団体、またNPOにも問合せいたしました。アウトソーシングは難しいとのごさございました。今回も問合せしましたが、現在の体制ではなかなか難しいということのごさございました。今後、他市町村のいろんな事業についても参考にしながら、検討していきたいと思ひます。

ちなみに、高知市と南国市は同じく株式会社JTBに業務委託してあります。香南市につきましては、観光協会と県外事業者に分割で委託してあるとお聞きしてあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑥です。

香美市にはふるさと納税専任のスタッフがいないと聞きます。役割としては、先ほど言ったように、地域の生産者とながり商品開発をし、またPRのお手伝いをするということ。委託業者に投げていくというのが香美市の方針ではあります。地域の産業を育てる、雇用を生む、また、お金を地域に多く残すといった意味では、こういった担当者を置く必要があると思ひます。現在は行ってありませんが、ふるさと納税という制度をよりよく利用するためには、担当者の配置を検討するべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おっしゃるとおり、専任の担当者はありませんので、現在、兼任職員2人と会計年度任用職員1人で対応してあります。時間の許す限り、委託事業者とともに、返礼品協力事業者の訪問や新規開拓を行ってあります。人事につきましては人事担当部署となりますので、現在、配置は難しくなっておりますが、積極的にアウトソーシングを進め、働き方改革も行い、業務改善を図ってあります。以前は、地域おこし協力隊という形で1人専任で来ていただいていたおりましたが、現在は会計年度任用職員1人で対応してあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 地域おこし協力隊がまさに適任だと私は思ひますが、また今後検討していただきたいと思ひます。とにかく財源はありますので、地域おこし協力隊の財源に加えて、ふるさと納税の財源を使えばいいわけ。専任を置くことによって、役場と地域をつなぐ役割を担う人がいたら、また面白いことがあるのではないかと思ひます。市長の言葉を借りれば、苦しい中でもチャレンジを続けていけば、未来に開く花もあるといった考え方のチェンジも必要かと思ひます。

⑦です。

寄附金の余剰金に当たるまちづくり応援基金を毎年積み立ててあります。現在、3億

円を超える額が残されております。ふるさと納税は4コース設定されている中で、それぞれ寄附者がコースを選び寄附しているわけですが、実際はまちづくり応援基金に落として管理しているわけです。一元管理で本来のコースごとの寄附金はしっかり管理されているか、また、管理方法はどのようなふうに行われているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

歳入に関しましては、基金への一括積立てをしておりますが、まず、寄附金は各コース集約システムで入金額が確認できますので、毎年度エクセルで管理しております。歳出に関しましても、各課の事業を4コースごとに、支出状況を同様にエクセル管理しております。また、香美市ホームページのふるさと納税寄附概況で、各5年間のコースごとの寄附件数、寄附金額を掲載しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 私が気になっている点は、どのコースに幾ら集まったかではなく、コースに集まったお金がそのコースの目的に沿ってしっかり使われているか、そういう体制があるかです。もう一度お答えください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） コースにつきましては、かがやきコースであったら教育・文化、やすらぎコースであれば福祉・環境、にぎわいコースであれば産業・まちづくり、そして市長おまかせコースというのがありますけれども、各課でもどのコースに当たるかを予算のときに十分に審議し、そしてまた予算査定でも十分にそのコースについては審議しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑧に移ります。

⑦と関連するわけですが、ふるさと納税について、今の香美市のお金の流れをいろいろ調べてみましたが、例えば100の寄附金があったときに、基金に入るまでに一応建前上は半分になってますと。50入りますと。そうすると、50は基金として翌年度以降また活用すればいいと思うんですが、その消えた50というのは寄附の目的で使われていないわけです。これってどういうふうに思いますか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お金の流れのことでございますかね。委託料とか、ポータルサイトとか、会計年度任用職員とかの諸経費ということになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そうではなくて、寄附の目的に使われてないんですが、大丈夫でしょうかということです。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 一旦寄附金額につきましては、例えば1億6,500万円であれば歳入として受け込んでおります。そして、歳出は委託料というふうに払っております。その差額につきまして積立てをしております。目的に合致しているかどうかということについては、ふるさと納税に関する諸経費で使っているということで、その分は差引きをしております。

ちなみに、土佐市とか須崎市のほうもそうですし、条例につきましても、積立ての目的に合った、それぞれのコース、事業に対しての積立てと書いておりますので、それぞれのコースに合った分について積立てをするというふうな形で解釈しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 委員会のほうでこちらはちょっとまたもう少しやりたいと思います。

これを僕が言う根拠になるわけですが、香南市の取組では100入ったら100全て基金に入れております。では、その足りない50の経費はどうしているかというと、一般予算から出しております。要するに、入れたものを100%基金、目的に使うため直に入れていくわけですね。それできちんと、今年度は寄附金幾らでした、今年度の寄附金活用は幾らでした、その内訳も全て公開されているわけです。香美市の場合は1億6,000万円、表では2億8,000万円目標でやっていますが、実際使えるお金は少ないわけですね。その少ないお金をさらに細かくして少額で使っている形になって、寄附の目的を損なっていないかというのはすごく気になるので、またお伺いしたいと思います。

そういった面も含めて、まちづくり応援基金の運用ルール、基準といったものをしっかり整える必要があるのではないかと思います。この辺はどのようにされていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市まちづくり応援基金は、香美市まちづくり応援基金条例によりまして、基金の設置、積立て、管理等について定めております。また、香美市まちづくり寄附金条例によりまして、目的を具体化するために、4つの事業区分、基金の設置、寄附を運用する事業の指定等について定めております。

運用する事業につきましては、4つの事業区分をコースとして名づけておりまして、1つ目はかがやきコース（教育・文化）、例として、未来を担う青少年の健全育成事業とか、伝統芸能とかがございます。2つ目のやすらぎコース（福祉・環境）につきまし

ては、例として、地域福祉向上のための事業等がございます。また、3つ目のにぎわいコース（産業・まちづくり）につきましては、例として、産業育成やイベント等への支援事業がございます。4つ目、市長おまかせコースにつきましては、分野を限定せず市政全般に活用できるような事業として運用しておりまして、この分については香美市ホームページで公表しております。流れとしましては、各課が実施したい事業を当初予算に計上いたしまして、予算査定で適正に各コースへ振り分けております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 一番大事なのは、ふるさと納税という仕組み、総務省の事業です。お金の話かと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、地域おこしにすごく効果のある制度です。地域の産業を育て、人を育て、それがさらに、ふるさと納税コースとはまた違う、所得税、法人税等の税収にもつながるわけです。また、地域雇用が生まれ、住民税等が増えていくと。何もふるさと納税の寄附金が入り口なわけではないんですね、この制度。そこをしっかりと認識していただきたいですし、しっかりと研究していく必要があると思います。

大きな4番目です。吉井勇記念館開館20周年についてです。

吉井勇記念館は開館20周年の記念の年です。吉井 勇の功績を顕彰した全国で唯一の文化施設です。これを行政、住民が協力して有効に活用していく、また、未来に残していく必要があると思います。令和4年度入館状況及び貸出し施設の利用状況はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

入館者数は令和4年度2月末現在で539人、貸出し施設の利用は、一般の貸出しがございません。溪鬼荘では、今回、資料の一番最後にもつけさせてもらいましたけれども、課内のイベントや審議会などで3回使用しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②に移ります。

現在の運営体制と人員配置、ローテーションなども含めて教えていただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 会計年度任用職員が3人と、館長は香北分室長が兼務しており、常時2人体制ができるようにシフトを組んでおります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③に移ります。

吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例施行規則を見ると、運営審議会というのが書かれております。この委員構成と開催状況、また、そこで喫緊の課題として上がって

いるものあれば、教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 委員構成は、学識経験者が4人、市の職員が4人、会は年に1回開催しております。喫緊の課題といたしまして、そこで特に話し合っているのは、施設の知名度を上げるためにはどういうことをすればいいかという内容などです。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 開催状況はどれくらい、年に何回とかありますか。あと、どこでやられているか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 溪鬼荘で前回を行いました。年に1回です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） メンバー構成は、学識経験者4人、行政職員4人ということで、意外なのは地域の方が入っていないとか、また、文化施設ですので、美術館とか図書館の方も入ってきたら面白いのかなと思ったのですが。

④に移ります。

イベントや企画展の検討というのは、その審議会で行われているのではないかと思うんですが、どのように行われているのか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 先ほどの審議会には、学識経験者の中に地域の代表の方も入っております。企画などは、記念館職員と生涯学習振興課の職員で考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 企画を職員で考えているということですね。例えば星祭等もありますので、地域の方と一緒に考える企画とかは、年間スケジュール等には含まれないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 星祭などはもう通年行事というか、毎回のことですので、地域の方との話し合いはしておりますけれども。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤の質問です。

地域住民が飾りつけをする星祭が有名です。猪野々地区住民との定期的な意見交換や話し合いは、現在、吉井勇記念館としてやられていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 星祭の時期には、猪野々地区班長会に毎年館長が出席しております。吉井勇記念館で行うイベントなどがありましたら、区長へ随時

連絡させてもらっております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 猪野々地区は非常に住民活動が盛んな地区だと思います。地域の活動等に顔を出すことはないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） そこまで館長に確認しておりませんので、ちょっとお答えは。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑥に移ります。

吉井 勇というのは歌人であります。文化的なものでありますので、教育としていかに生かすかも非常に大事だと思います。教育委員会の所管でありますので改めてお伺いしますが、学校教育の教材として吉井 勇はどのように取り上げられているか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 吉井 勇をとというわけではないですけれども、本年度も吉井勇顕彰短歌大会には、香美市内の小・中学校から237首の応募をいただいております。また、大栃中学校が総合的な学習の時間で施設を活用しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 土佐山田町に住んでいる子供たちには、吉井 勇が教材として出ることあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

香美市は、吉井勇記念館、かみーる、アンパンマンミュージアム、それから美術館といった施設が非常に豊かにそろっている市としては、高知市を除きまして県下で唯一ではないかと自負しております。

かみーるも開館いたしまして、新しく整ったというところもございますので、改めて校長会等におきまして、学校は指導計画というものを立てます。各学年が1年間、各教科でどういう学習をしていくのかという。その中に、それぞれの施設を活用する計画を必ず入れておいてもらいたい。子供の頃にそれぞれの施設に行ったという記憶や思い出は、大人になったときに必ずそこにもう一度行ってみようという記憶にも、思い出や心の安らぎにもつながると、私自身がそういう経験をしてございますので、そういうところで情報共有しておるところでございます。

また、教科書の採択というのは4年ごとに行われます。それに合わせまして、香美市では中学年を対象に社会科副読本という教材を作成しております。今回、私が見ましたところ、吉井勇記念館と吉井 勇のことにつきまして入ってございませんでしたので、今回の改定に当たり吉井 勇につきましての記述を入れる予定をしております。

それから、先ほどのお答えの中で少し述べさせていただきたいことなんですけれども、年間の企画イベント等について、年1回開催しておる運営審議会の中で、年間計画が館長からお示しされます。課題も当然寄せられました。じゃあこうしたらという話をその中で進めまして、4月1日から、宣伝になってあれですけども、吉井勇記念館において、棟方志功の版画に吉井 勇が寄せている短歌を印刷したすばらしい作品がございます。これを展示させていただくことになっておりまして、これにつきましても、どんなポスターにしようとか、みんながびっくりするようとか、どこにどこから発信しようかといった協議をしたところでございます。

また、あわせて、3月の時期になりますと梅の花がすごくきれいに咲き誇ります。そこで、ぜひおひな様を飾ったらどうだろうかという話をしまして、そうすると、委員の中から、うちで使ってないのがあるという話が起りまして、今ちょうど2つ置いてございます。その会の中でアイデアが出て、館長が企画いたしまして、3月の気候に合わせて飾ったものでございますけれども、非常にそのいおりに合っていると感じたところで、少しずつですけども、そういったことに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑦に移ります。

しかし、専門知識を持った学芸員が配置されておられません。文化施設であるので、一定のそういった知識、専門性を持ちつつ取り組まなければ、なかなか発展、またPRもうまくいかないのではないかというのが正直な感想です。

聞いたところではありますが、以前おられました山中館長が退官されてから、どうも資料収集及び調査、また資料の整理などが滞っているぞというような話もありました。現状はどうかという通告をさせていただきまして、書庫の写真なんですかね、これを提出いただきました。ちょっと最近の現状について、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今の館長が香北分室長と兼務の体制になった令和2年度には、生涯学習振興課と協力しまして、まず収蔵庫の整理を終わらせております。今後は資料収集や調査研究にも努めたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 資料収集というのは非常に重要で、全国唯一の吉井勇記念館ですので、寄附を申し出る方もいらっしゃるだろうし、調べてほしいという方もいらっしゃると思います。そういったものに対応するために、本来であれば専門性を持った学芸員、吉井勇の専門でなくてもいいと思うんです。そういう文化施設の運営にたけた方を入れるというのは必要かと思います。ちょっとこの点について、市長の見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘にありました、学芸員をどう配置するかということ
は検討課題とっておりますし、吉井勇記念館をさらなる高みにということも思っておりますので、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑧に移ります。

開館20周年にふさわしい企画を今年度どのように実施していくか、教えてください。
先ほど棟方志功展の話もありました。私自身、棟方志功大好きですので、とてもうれ
しいですが、PRも含めて、どのようにやっていくか教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 先ほど教育長から紹介がありました、吉井
勇と棟方志功展を4月1日から6月4日まで企画しております。これは前期になります
ので、後期は収集資料を使った記念館20年の歩みというのを企画しております。また、
吉井 勇の記念切手も作成する予定です。棟方志功等のPRに関しては、各施設にポス
ター等チラシを配布しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 棟方志功展が前期で、後期もまた別の取組をするということ
ですが、ぜひこれはやはり地元、香美市という単位でも構いません。香北町でも構いま
せん。できれば猪野々地区と話し合って、セレモニー的なものにしていただきたいと、
それをしっかり情報発信、PRしていただきたいと思っております。こちらはいかがでしょ
うか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 記念式典などもあれば、地元の方にも御協力
いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑨番です。

大切なのは、5年後、10年後の香美市のまちづくりにおいて、吉井勇記念館がどの
ように位置づけされ、どのように活用され、また認知を得ているかです。残念ながら、
今の時点ですと、非常に認知度が低い施設になっております。今後の取組についてお伺
いします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今後の取組は、いろいろ検証しながら、変え
るところは変えて、PRしないといけないことは重点的にPRしていきたいと考えてお
りますし、5年後、10年後を考えると、吉井 勇の功績を検証しつつ、短歌文化の振
興に寄与するような施設になったらいいなと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑩に移ります。

吉井 勇というのは、あくまでコンテンツだと思うんですね。このコンテンツを生かす手法、情報発信については、まだまだ相当改善の余地があると考えています。運営体制や施設の活用方法について、民間委託を含めた大胆な体制の見直しは検討されませんか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 慎重に検討したいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） こういった分野は地域おこし協力隊が非常に力を発揮すると思いますので、まちづくりでどのような位置づけにするかを決めてからになると思いますが、ぜひいろんなアイデアをここに投入する。香美市としてまだポテンシャルの高い部分が残っていると思います。

⑪です。

さて、文化というものは、新しい歴史が上乘せされなければ衰退していくもの、消えていくものです。それだけに、すばらしい市民憲章を掲げる香美市が、文化を大切にす
る取組にしっかり予算をつけていくことが大事だと思います。そういったことができる
まちになってほしいと思います。市長の見解、できれば10年後の吉井勇記念館はこう
なっていてほしいなということも含めて、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市にはいろんな文化がありますが、それを受け継いで
いくために、市長として、予算も含めてしっかりと取り組んでいきたいと思ってお
ります。文化財という形あるものだけではなくて、香美市独自の伝統的な生活文化、食文化
を継承すべく、中山間地域の人口減対策にも力を入れていきたいと考えております。

吉井 勇先生は、猪野々地域で再起を果たした、心を癒やしたということもあって、
やはり猪野々地域を残さなければ駄目だと思っておりますし、吉井勇記念館をどこに造
るかということでは、美良布ではなくて、あえて猪野々の地に置いたと聞きましたので、
そういったことも含めて、5年後、10年後はどういった形で地域とともに運営できる
か、しっかり検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） おっしゃるとおりだと思います。猪野々地区がなくなれば吉
井勇記念館も存在できないと思います。地域の方たちは非常に思いのある方たちです
ので、しっかりコミュニケーションを取っていただきたいですし、そういう場を積極的
に行政側から取らなければならないと。地域の方たちは、いろいろラブコールをしてい
るけれども、なかなかねというのが正直なところみたいですので、恐れずにどんどん突っ
込んで行っていただきたいと思います。

大きな5番目に移ります。かみーるの休館日見直しの検討をです。

2月の祝日でしたが、家族を連れて図書館かみーるに行きました。うっかり祝日が休館日だということを忘れておりましたが、その日にぞろぞろと何台も車が来て、あれ何で開いてない、事故があったかなみたいな話をしました。よくよく考えてみると、土曜日の祝日やったんですね。そうかそうかっていう話なんですけど、そういった表示がされていないことについて。

まず、①です。

祝日が休館日であることの周知、また、休館日などには、玄関前、駐車場の入り口、また実際の入り口の辺りに、本日祝日のため休館ですと入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） かみーる開館当初より、祝日のみならず、月曜日や館内整理日などの休館日には、必ず風除室前とか駐車場のゲート前に休館の看板を設置しています。そちらのほうには、祝日だからということは載せておりません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 自分が行ったときは、駐車場の入り口にもなかったですし、入り口の自動ドアのところにも特に何もなかったのも、みんな混乱していました。ちょっと検討してください。

②に移ります。

土日が祝日と重なった場合、今後、イベント等を開催することも含めて、市民ニーズに対応するためにも、開館日としてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） かみーるは、開館時間の延長をと市民の声が多く寄せられましたので、通勤・通学の利用者の状況を考慮し、全ての平日を1時間延長することといたしました。開館時間が1時間延長されることにより、かみーるをシフト制で運営しなくてはいけなくなりましたので、コストなどもかかるということになります。市の財政状況も鑑み、人員確保のためにも、比較的来館者の少ない祝日を代わりに休館することとしております。県下でも祝日に開館している図書館は少ない状況ですので、祝日勤務を行う職員数を増やすことは、ちょっと今のところ財政状況からも困難であると考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 少し認識してもらいたいのは、図書館を超越したとてもいい施設です。何かというと、観光施設になってるわけですね、県外からそこを目掛けて来る方が祝日にいるかもしれません。そういったこともちょっと視野に入れていただきたいと思います。

香美市は非常によくできてきていると思います。ただ、課題も多いです。非常に丁寧

にこういった議論ができるとうれしいですし、ぜひ地域に出て行って、皆さん議論していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 西村剛治君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 02 分 休憩）

（午前 11 時 18 分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、ふるさと納税についてお尋ねします。

市長は1月開会会議の挨拶におかれまして、ふるさと納税を原資としたまちづくり応援基金については、ふるさと香美市に御寄附いただいた方々への期待を裏切ることなく、積極的に活用していきたいと思っています。そして、御寄附いただいた方々に、どのように活用して、どういった成果が上がったかを知っていただけるよう、情報発信にも工夫をして、さらなる寄附を呼び込めるよう努力してまいりますとの発言でございました。

そこで、順次伺ってまいります。

①については西村議員がかなり聞きましたので、市長に伺いますが、過去の実績をベースにしてやっていくということでもあります。現予算立てを踏襲していくことではありましようが、実際、夢は夢で、希望的な部分で観測していくことはいいんでしょうが、我々が考えるに、今までの実績をベースにしてプラス要因を加味していくというところが、昨年やったら1億4,000万円に対して、これを3年間平均しても構いません。その実績にプラス要因を加味していくという予算立てが、私は正しい予算の立て方じゃないのかと。そういうふうにして積み上げていくべきではないかと思いますが、その点について、見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘いただきましたとおり、実績をベースにして予算を組んでいくことが、私も正確な予算になるかと思っています。ただ、担当課も、予算をこういった形で頑張りたいということで自分のところに来ました。そのことに対して、自分が実績ベースで、いや、それはできんだろうというよりは、むしろ一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

また、市の中でも最下位というお話もありました。私としましては、もっとやれるだろうという思いも持っております。実際に、過去にはそれなりの金額が出てきたこともあります。そういう意味では、しっかり分析して、ある意味競争の中で香美市が埋没し

てるのであれば、何に原因があるのかということをしっかり把握したいと思っておりますし、また、他市がどういった形で成功しているのかも、しっかり研究していきたいと思っております。

若手の市長会というものがあまして、泉佐野市の市長と最近仲よくなりましたので、また他県の事例も含めて何が足りないのかを分析して、そこに対してしっかりと対応し、そして目標となる数値を達成していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

議案細部説明書には、本市PRにおいて香美市のファンを増やしていきたい旨が書かれておりました。では、現状、ファンの人数をどう把握しているのか、その点について伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和2年度、また令和3年度におきまして、過去2回以上10回までの寄附をされた方をファンと捉えて、集約システムで把握しております。2,608人の寄附者がおられます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そのような把握をしていると。先ほど市長が分析も必要ということも言われましたので、こういうファンに対してのアプローチについては、また後の段階で聞いていきたいと思っております。2,608人ということですね。

③です。

あわせて、移住定住に結びつけたいということも書かれておりました。ふるさと納税をしつつ香美市に興味を持ち移住された方の実績、また、どのような戦略の下行ってきたか、また今後行うのか、その点についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ふるさと納税の寄附者から移住に結びついた実績につきましては、ちょっと残念ながら把握しておりませんが、今後、旅行クーポンや、本年3月下旬からはPay Pay商品券の導入も予定しております。実際に香美市に足を運んでもらって、宿泊施設で滞在したり、また飲食店で香美市の食材を堪能してもらい、その結果、移住定住に結びつければ一番理想的だと思います。また、課内でも連携し、今後、東京・大阪で開催しております移住相談会におきまして、ふるさと納税パンフレットを配布し、香美市のよさをPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 定住推進課は、ポータルサイトといなかみのほうも同じ所管でございますので。ただ、結びつきたいという思いは先走ってるけれども、実際は把握できていないということであるんやったら、移住された方から聞き取りを行うとか、やはり様々の部分で調査等も重要になってくると思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ふるさと納税をしたことがきっかけで移住したかという聞き取りは行っておりませんが、移住のきっかけは、子育てしやすい環境とか、ほどよい田舎で自然が素晴らしいとか、津波の心配がない、また、交通アクセスがよいなどの理由もたくさんありますので、今後も体験型の返礼品などを宣伝して、多くの方に香美市に足を運んでもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④の返礼品についての質問は基本的に削除しますが、少し御意見を賜っていますので紹介したいと思います。

返礼品に対し、参加企業の声として、一つは、ポータルサイトが変わるたびに返礼品の仕様書を提出しなければならないので、なかなか高齢である上、大変やというふうな声も伺っています。片や、ポータルサイト側から結構いろいろ企画もしてくれるきありがたいという、逆の声もいただいています。ただ、高齢事業者にとっては、結構いろいろ言うてこられるがはありがたいけど、やっぱりお任せになってしまうという現実の声があることを、紹介しておきたいと思います。いい部分も、それから参加企業が大変な側面もあるということは御承知おきください。

⑤です。

まちづくり応援基金の積極活用は、私もすべきと考えております。令和5年度予算で主なものについて、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 令和5年度につきましては、26事業で7,282万9,000円を活用する予定でございます。新規事業につきましては、提案型市民主役事業補助金、スポーツ大会選手派遣費補助金、香美市三大祭りへの補助金、星空観望会、クラブ活動用の備品などがございます。継続事業につきましては、バカロレア教育事業、地域活性化総合補助金、子育て世帯のリフォーム補助金、新築住宅取得支援事業費補助金、よってたかってスポーツ教室などに充当いたしまして、市民や寄附された方にも共感され、喜ばれる事業に活用したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 基金の使い方に対して、寄附者からの評価の声は入って

いるのか。今までバカロレアとか地域活性化総合補助金、祭り関係とかいろいろやっているんですけど、こういうふうに使ってもらってありがたいとか、メールなんかで評価の声をいただいたことはありますか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 宝町児童遊園地の遊具とかにつきましては、実際そういうふうに関金を活用したということであれば、ありがたいという声は聞いております。あと、地域活性化総合補助金はホームページとかで公表しておりますが、自治会の皆様には今後また周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 私が聞きたいのは、寄附者のほうからでね、遊具を使っている方がありがたいのは分かりますけど、寄附してこんなものに使ったとかいうことで、ホームページを見て評価の声はあるのかということ、今のところはないということでしょうか。

ちょっと関連して伺いますが、この基金の活用、新規で提案型市民主役事業補助金とかスポーツ大会選手派遣費補助金とか様々やられて、私はいいと思います。先ほど使い方の中で西村議員が聞いたときに、高等学校等の奨学金はやめると。かがやきコースで継続しようと思ったら私はできると思うんです。これは市長の判断だと思いますけど、そこをそういう考えに、逆に寄附者に高等学校等奨学金をやめますと伝わったときに、私が寄附者やったら、何でかがやきコースを使って制度継続せんろうかと思ったりもするんです。そういう検討をされた上で、高等学校奨学金は半年継続後の廃止ということになったのか、検討せずに市長の判断なのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどお話あったような形での継続を考えていなかったわけではありませんが、私としては、1回リセットして、新たにどういったことが必要なのか、時代に合わせた形で検討したいという思いでおります。新たな事業をする際には、またふるさと納税の教育目的で頂いた分を活用させていただくことが必要ではないかと思っておりますが、ちょっと検討する時間をいただきたいと思います。当然、子供たちの学びをしっかりと応援していくことは、ふるさと納税の趣旨に合うとも思っておりますので、今回予算を切らせていただいたことは、ある意味リセット、さらなるリニューアルというような形で御理解いただければと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 私は理解できません。一旦切るということは、やっぱりマイナスイメージになる。何とか縮小しながらも継続しちよって、また再度新しいメニューを加えてやるがやったら理解もできるんですけど、一旦切られるとなかなか。そ

れに関連するような、全体を網羅した奨学金をやる可能性があるのかもしれませんが、実際これからふるさと納税を財源として教育部分に対して予算措置をしようとするんやったら、マイナスイメージは避けてもらいたいということは一言申しておきます。

⑥です。寄附者への情報発信について、お尋ねします。

現在までの取組と今後に向けての課題ですが、市長の挨拶で、やっぱり情報発信を寄附者に密にしていくということは、すごく大事と思うんですわ。そのことによって、今ずっと2年とか10年とか継続してやってくれている方に継続してやってもらう、また、こういう取組やったらもっと寄附したいという気持ちにさせるとかいうことは、すごく大事と思うんです。市長は工夫が必要ということも言われていましたが、私は一つ、新たな寄附者を求めるとかいうこともありますけど、まず現存の寄附者のためにも、市長から直接お礼状を送るとかね、2,608人という数字も出ました。詳しいことはホームページを見ていただきたいとかいうふうな取組ができないものかなと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ポータルサイトでの広告掲載や寄附者に対しましては、令和4年9月と11月の2回、メールマガジンによって情報発信をしております。楽天の寄附者約1,000人に対して9月と10月にメルマガで情報発信し、かみーるオープンの記事とか、香美市の施設紹介など、香美市の記事を掲載して、香美市のよさをPRしております。また、ポータルサイトでのお勧め返礼品や、高知龍馬空港におきましてはフラフとともに返礼品やパンフレットの設置などを行っており、関東、関西からの帰省客や旅行される方へ、香美市の魅力あふれる返礼品を紹介しております。

なお、お礼状につきましては、市長のお名前で返礼品と一緒に事業者から全部送っていただくようになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 現在、お礼状等は出しているということですね。それはよろしいですが、そこにももっと工夫が要るのかもしれませんが、ちょっと中身を知らないんで、それ以上の具体は避けますけれども、市長はトップセールスを目指しているわけですので、様々な部分において市長の顔で、やっぱり情報発信を強めてもらいたいと申しておきたいと思います。

関連して、高知工科大学が開校してもう長きになります。多くの卒業生を輩出した大学でもあります。本市を第2のふるさとと考える方も多くおられるのではないかと思います。大学との関係、調整もあろうかと思っておりますけれども、本市から新たな寄附者を募るという側面も踏まえて情報発信ができないのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

大学を卒業されるそのときに、皆さんに資料をお配りすると思えますけど、ふるさと納税のパンフレット、またはQRコードの入ったチラシを入れてもらうことが可能かどうか、また御相談もしたいと思えます。また、県外で活躍しているOBや自分で会社を営んでいるOBの会社を紹介してもらえるかどうか、その辺につきましても、高知工科大学のほうに御相談したいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 現在、ふるさと納税の寄附者に高知工科大学のOBがおられる実態はつかんでいますよね、やっぱりそれも踏まえた分析も必要かと思えますし、新たに考えるときには、香美市に住んでよかったと言われる方がおるのに、卒業時にそういうことをやられるのはもちろんいいと思えますけれども、それから継続して、香美市を忘れてもらいたくないということを踏まえての取組を求めますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 実は高知工科大学校友会の副会長と、この話をしたことがありますして、具体的にやっていただくようにはまだ進んでいないですが、可能であろうというような感触はいただいております。また、高知工科大学のほうも、やはり卒業生との関わり合いを強めたいということをおっしゃっておりますし、学長が4月から替わりますので、新学長に替わられましたら話もしたいと思っております。

残念ながら、卒業式であったりとか、入学式であったりとか、令和5年度の入学式もちょっと来賓は御遠慮という話で、お伺いすることはできていないんですけども、機会を通じて、校友会会長とお会いすることもありますし、OB会の会長とも機会がありますので、そういった形で、先ほどの御提案についてはしっかり進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 2番目に移ります。中間管理住宅事業についてであります。

市長の移住定住に対する思い入れが伝わってくる本制度でありますけど、どのようなスケジュール、規模でお考えなのか。また、必要なら補正も考えている旨の発言もございました。そこで、順次伺ってまいります。

①です。

本制度は他市町も取り組み、多くの実績を残しています。調査等も重ねてきたところではありまじょうが、本市においては、まず香北町、物部町に各1軒の予定と聞きます。空き家所有者のニーズを把握されているのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 中間管理住宅事業につきましては、来年度事業であるということもあり、現時点での問合せ等は数件程度でございます。しかしながら、新規の空き家利活用の相談は月五、六件程度ございまして、所有者の方からは、第1希望は売買であるが、賃貸でも誰かに住んでもらいたいといった声が多い状況となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 月五、六件問合せがあるということは、トータル的にどれぐらいですか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 年間では多分60件ぐらいはあると思っております。
以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 空き家のランクづけは、AからDまであったと思いますが、どのランクの物件をこの事業では想定しているのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

主にBランクの物件が対象となります。現在347件ほどございます。Cランクが1,116件ございますが、Cランクでも一部状態のよい物件であれば対象となると思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この2件の申込み手順はどうなのか、また、審査とか優先順位はどうつけていくのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

主にBランクにはなっておりますが、優先順位ということでございますかね。香北町、物部町ということで、流れとしては、4月から広報で募集いたしまして、まずは皆さんに空き家バンク登録をしてもらうようになります。その中で状態のいいもの、Bランクであったらそちらが優先という形になろうかと思っております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 年間60件ぐらい、今までそういう話があっかけていると。その中から精査しますが、それはどういう決定を。そればあ申込み数があつて、もし殺到したときにね、抽せんというわけにはいきませんわね。何らかの基準を設けて、予算を900万円ぐらい組んでいますので、やっぱりそのときにどういう会議におい

て決定していくのか、それをお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 予定ではございますが、審査会等でちょっと基準を設けまして、そこで厳正に審議して、チェックしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

借り上げ期間を12年とした根拠について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

中間管理住宅事業では、国及び県の補助金を活用しておりまして、この補助金に10年間は移住者向け住宅として利用するという要件がございます。改修工事に1年、移住者募集に1年仮にかかった場合に、最長で12年間賃貸する必要があるため、12年間の賃貸契約を想定しております。移住希望者が早く見つかった場合につきましては、10年ないし11年ぐらいとかという形で賃貸になる可能性もございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

本事業はスピード感も一定重要と考えます。入居者募集の開始時期についてはいつ頃になるのか。また、賃料の設定は、改修費用の25%を120か月で割って、固定資産税及び想定される修繕費を加えると規定されておりますが、改修費用が900万円かかれば、最低でも1万8,750円という月割り計算になります。その他を加えれば幾らほどになるという認識なのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

入居者募集につきましては、まだ候補物件も選定されていないため時期は未定でございますが、改修工事が完成し、入居できる状態となり次第募集していく予定でございます。

賃料につきましては、家主側に支払う12年間分の固定資産税に加え、改修費用の4分の1である市の負担分、また10年間の修繕にかかる費用等を利用月数で割り戻した額となります。空き家バンクに掲載されているほかの物件に比べると、低価格になる想定でございます。家賃の積算根拠でございますが、先ほど山崎議員がおっしゃいましたように、900万円に4分の1を掛けまして120か月で割ったら、1万8,750円という数字が出てきます。それに固定資産税、香北町辺りのBランクぐらいの家でちょっと見たところ、大体相当分が5,000円、そして修繕費が退去時の清掃などで5,000円ぐらいとして、大体2万8,750円を根拠としております。約3万円程度になるのではないかと、ちょっと予測しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ということは、固定資産税が年間6万円ぐらいかかりゆう物件で、修繕費が大体10年間で60万円ぐらい要るであろうという格好ですかね。
④です。

本事業の先進自治体では、県内においても数十件規模の実績を上げています。本市は、その実績を参考にしつつ、本事業を成功させなければなりません。初年度は2棟整備で、また補正も考えているという話でしたが、今後の計画について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和5年度は当初2棟の整備予定でございますが、今後、中間管理住宅を募集した際の応募件数がどのくらいかはちょっとまだ未定でございますが、ニーズを掘り起こして、さらに補正予算を組んで増やすことも考えております。また、翌年度以降も引き続き中間管理住宅を整備していく予定です。あわせて、空き家改修補助金も大変人気となっておりますので、そちらの事業も引き続き実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 事業がいく中で、審査項目にも入ってくると思いますけど、900万円という部分で一応金額設定されていますわね。田舎の住宅は結構広がって、なかなか900万円では足らざったりする。それが最初の選定基準から言うたら、ちょっと後になっていくかもしれないけれども、実際問題進めていく中でね、地理的要件も踏まえていろいろあると思いますけれども、現状やったらもしかしたら、もしかしたらとは言われんけど、申込みが結構あると思うんですわ。やっぱり最終段階までいったときに何十件、他の自治体では四、五十件やってるところもあったと思います。どこまでを想定してるのかなという部分、それは移住者のニーズも踏まえてでしょうが、市長、そこら辺のお考えあったら、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 最終目標というような形で御質問いただきましたが、私自身は、集落でしっかりと住み続けていただくためにも、新しい移住者を呼び込みたいということでもあります。そういった意味では、モデルとしてずっと議会でもお話しさせてもらったように、梶原町をモデルにして自分自身はやりたいと思っております。その際に、これだけ造りたいという思いはあっても、現実、地元の大工とか工務店のキャパもありまして、言われるように、ニーズが物すごくあるのか、それともそうではないのかは、今のところ分かりませんが、大工自体が今、空き家の改修であったり耐震のところで結構忙しくなっております。狙うところ言えば、最終的には香美市で木の循環を生み出したいということもありますので、大工の育成にもつなげていきたいという

思いもあります。実際、移住者で大工に来てもらっている場合もあります。

お答えとしては、今これくらいの目標件数でというよりは、どれくらいのニーズがあって、どれくらいの大工のキャパがあるのか、そういったところも探り探りということで、当初は2軒からスタートさせていただきたいと考えております。集落を維持するために、やれるだけやりたいという思いでおります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 地元の大工にやってもらえたら、すごく地域経済の部分からいうてもいいことと思います。ただ、言われたように、確かに忙しい側面もございます。大工の育成、市長も言われておりましたけど、やっぱり地元大工との連携も結構必要と思うんですわ。現実、取れていますかね。極端に言うたら、これを900万円でやってもらおうと、設計も工事もやってもらおうというときに、そこら辺を決めていくのはどういう手順になるんですかね。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） まず、なるだけ900万円の予算の範囲内で、改修工事ができる物件を優先的に探すところが第一になってきます。その次に、その大工でございしますが、今、現に空き家改修補助金のほうにつきましても、地元の大工や空き家改修工事業業者の方に、優先的にいろいろやっていただいております。また、移住された猪野々にお住まいの方とかも大工で、いろいろな改修補助金もやっていただいておりますので、その点は十分連携が取れるんじゃないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

12年が経過すれば、公営住宅の役割は終わり、持ち主に返却されていくわけですが、その後も継続して借りるとか、売却の方向とかいうのは、民民の契約になっていくのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

中間管理住宅事業の終了後は、一旦所有者に返却することになりますが、所有者の要望次第で、そのまま個人的に賃貸を継続することも可能でございます。また、空き家バンク等へ登録して、売却していただくこともできます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） どこかのまちのホームページ見てみますと、途中での退去はできないみたいなことも書かれていましたが、本市の場合はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 途中での退去は可能でございます。もし退去になっ

たら、また空き家バンクに掲載して、再度新しく賃貸契約を結ぶ方を募集したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そういう場合には空白期間をかなり短くしないと、収入も入ってきませんのでね、そこら辺の手だては前もって考えておくべきと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 空白期間がなるべく少なくなるような形で、途中退去となれば、すぐにホームページの空き家バンクにも掲載したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3番目に移ります。プラザ八王子についてであります。

プラザ八王子は、美術館の側面と福祉サービスを担う、まれな複合施設であります。今回は、施設管理面について、地域住民や施設利用者の声を代弁させていただきます。①です。

令和5年度予算にて、以前、同僚議員が質問として取り上げていました、エントランスポーチ舗装改修工事が予算化されております。本施設では通所サービス等も行っており、多くの利用者が出入りしますが、施設利用者に配慮された工事計画でしょうか。その点、概要をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

令和5年度一般会計予算に計上しております、プラザ八王子エントランスポーチ改修工事の概要は、エントランスの床タイルを解体撤去した後、カラーアスファルト舗装に変更することを主な内容とするものでございます。タイル撤去後は仮設通路を設置し、正面玄関、美術館入り口階段への動線を確認いたします。通所サービスの利用者につきましては、東側通用口からの出入りを予定しております。工期は全工程でおよそ20日間、うち現地実働は7日間を見込んでおります。一部平日昼間の作業もありますが、おおむね土曜、日曜の作業を想定しており、施設利用者への影響を最小限に抑えるよう努めます。なお、館内照明のLED化工事のため、6月、7月には美術館の休館が予定されると聞いておりますので、できるだけこの期間に合わせて施工したいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

随分以前から屋外の照明が切れたままであります。現在、西北の1棟だけはついてお

りますけれども、地域の方々から申せば、防犯灯の役割も担っているわけで、また、中核施設といいながら、この間何ら対策を取っていないのはいかがなものでしょうか。見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

御指摘の該当設備は、平成29年に行った電気設備の点検で、電灯回路に絶縁不良が生じていることが判明いたしました。電気配線が地中に埋設されており、漏電箇所の調査、修繕には相当の費用を要することが見込まれるため、使用を中止したままとなっております。5か所の水銀灯のうち、現在点灯しているのは1か所のみでございます。老朽化も進み、現存設備での原状復旧は困難と見られることから、当面の修理は見合わせますが、設備の目的と必要性、経済合理性などの観点から、早急に対策の検討を行いたいと考えます。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 当初、目的があってつけているはずなんですね。最初できた当時は、私も身近にすばらしいなという部分も思ったんです。今、全然機能してないし、さび回ってる。美術館がある施設の外灯がさび回っていると。これというのはちょっといかがでしょうね。どうしてそんなの地下埋設設計をして、修繕に多額の予算がかかると。それで、何の機能も果たせない。モニュメントにもならない。実際そういう状況を放置しておくというが、私はやっぱり所管の福祉事務所として考えてもらいたいなと思います。早急に対策するということですが、修繕するのか、それとも撤去の方向なのか、そこら辺。それから、現施設を使っている美術館とか社会福祉協議会とかの御意見等を現時点で聞いているのか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

本施設は、建設から28年、四半世紀を超える時間が経過し、設計当時の考え方を確認するすべはございませんが、今後の施設利用を考えましても、該当設備の適切な在り方を検討することにつきましては、その必要性を十分認識しております。

当該施設の設置管理に関する条例施行規則では、利用時間が午前8時30分から午後5時までと規定されておまして、外灯の故障が実用上の問題として表面化してこなかったものと考えられますが、山崎議員から、施設本体の機能だけではなく、公共施設としてのランドマーク的な機能も期待されていると御教示いただきましたので、この点も十分考慮して考えたいと思っております。

なお、この施設に入っております社会福祉協議会からは、この設備の修繕につきまして特に要望は上がってきておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 前向きな取組を要求して、次の③です。

以前、仏像展等を行ったときに、多くの来場者でにぎわったことがございます。そのとき多くの方々から駐車場の不便さを耳にしました。現在、社会福祉協議会が職員駐車場を八王子宮の東に構えております。また、西に少し離れたところに駐車場がございません。プラザ内駐車場は身障者用を含めて20台であります。現在、健康診断のバス等が来て、市民がたくさん来られるときにも、同様の声を聞いたりします。何らか対策は考えているのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

現状では駐車可能台数が限られていることもあり、多くの駐車利用が見込まれる行事が重複しないよう日程調整し、西駐車場への誘導案内員も配置して対応しております。ただし、不特定多数を対象とした行事への対応や不便さの解消は、施設に近接した土地への駐車場拡張以外に抜本的な解決は困難でございます。日常的に駐車場不足が発生しているわけではありませんが、どの程度余裕を持たせるべきか、香美市公共施設個別施設計画との整合性も考慮し、中長期的な施設の管理計画に見合うような、駐車場確保策の検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そのとおりですね。この市役所なんかでも現在そうすわね。確定申告期、マイナンバーと様々な方が来られて、駐車場不足甚だしいし、また、上下水道局の前には倉庫もできたりして。

（サイレンにより中断）

続けます。

施設北側に利用されていない空き地、空き家がございます。あんまり身近で、今まであれもう何とかならんろうかと思いつつながら過ごしてきたわけですが、一つには収蔵庫的な発想も私自身にはあったんです、併せて、駐車場とかいう部分で。プラザ八王子という中核施設の横に、ああいう空き地、空き家が放置されたままで、たまに管理もされていきますけど、そういうところと交渉する気はないのか。一番身近でいいと思います。残されたところはそこら辺ぐらいしかないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

山崎議員御紹介の土地は、周辺の土地利用状況を考えた場合、現状では唯一利用可能な土地であると見込まれますが、これまで土地所有者の方の意向をお伺いしたことはございません。施設管理の所管部署といたしましては、手持ちの資源の徹底活用という当然の責務を果たすことが求められますので、施設内駐車場の整理など、実現可能性の高

い対策をまずは検討したいと考えております。同時に、施設の中長期的な管理計画に整合するような駐車場対策についても、併せて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 実際、将来的にもしあれが売却されたら、マンションが建つとかですわね。公共的な利用価値があって、もちろん個別施設計画等もあると思いますが、そういうのが必要であるんやったら、やっぱりその利用者とか施設を使っている職員の方々、様々な部分で喜ばれるということで、交渉から始めることについては、市長、市が駐車場用地を買うらいう発想は、今ないですか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘の駐車場問題につきまして、私も非常に課題意識を持っております。また後ほど美術館のところでもありますけれども、あその土地に関して、社会福祉協議会の福祉面のところと美術館のところがあり、あと、別の話ではありますけれども、ヤンマーの駐車場もあそこで探しているという状況もお聞きしています。そういった意味では、住民の方にもしっかり御意見も聞きながら、住民の方もお困りのことがあるようなお話もあれば、やはり新しい土地を構えることも含めて検討しなければならないと、私自身は思っております。議会からそういった御指摘をいただいたということで、令和5年度は検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ぜひ、中核施設としてふさわしい周辺環境、駐車場環境、それから中の設備環境であることを望んで、次に移ります。

4番目、税務相談停止命令制度についてであります。

政府は本年3月中に税理士法を改正し、納税者が行う税務相談を財務大臣が停止できる規定や、税務相談を行う者を調査する権限・質問検査権を、国税庁・税務署に与える税務相談停止命令制度を創設しようとしております。納税者の自主申告権や申告納税制度に重大な影響を与える内容であります。

この点に係る令和5年度税制大綱は、次のような中身であります。

財務大臣は、税理士資格のない者が税務相談を行った場合に、さらに反復して税務相談が行われることにより、不正に税の賦課徴収を免れさせ、納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するための緊急措置を取る必要があると認めるときは、その者に対し、停止に必要な措置を講ずることを命ずることができる。命令違反には1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

国税庁長官は、この命令をすべきかどうかを調査する必要があると認めるときは、その税務相談を行った者から報告を徴することができ、または当該職員をして税務相談を行った者に対し質問もしくはその業務に関する帳簿書類を検査することができる。この質問検査に対する検査拒否または虚偽答弁等については、税理士に対する場合と同様の

罰則を設ける。

財務大臣が税務相談の停止に必要な措置の命令をしたときは、財務大臣は遅滞なくその旨を3年間にわたり不特定多数が閲覧できる状態に置くとともに、官報で公告しなければならない。

というものです。

今日、所得税や消費税の確定申告に至るまで、事業者等は大変な事務を強いられています。税金について相談し合えることは自由でなければなりません。そこに国家権力が介入し、現場で停止させることは憲法違反とも言え、また、納付すべき税額は納税者のする申告により確定することを原則とすると定めた、国税通則法第16条をも踏みにじるものです。今回の提案を悪意に解釈すれば、税理士資格のない者が相談に乗ってあげたいという事実にて、1年以下の懲役、100万円以下の罰金、3年間ホームページ及び官報にてさらし者にするというものです。

現在、確定申告書を提出しているのは、全国で2,285万人であります。一方、税理士会の税務支援を受けた納税者は131万人、税理士関与の法人事業者数は58万人であり、申告者数の1割程度です。ほかの9割の方々は、誰に相談することもできず申告書を作成できるのでしょうか。多くの個人事業者は40万円から50万円かかるという税理士報酬を支払えるわけはございません。私は納税者同士の相談や学びを推進すべきと考えるところであります。

そこで伺います。①です。

今回の申告納税制度をそもそも否定しかねない、令和5年度税制大綱に基づいて改正される税理士法改正に対しての見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

税理士法第52条に、税理士または税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないと規定されております。現行法でも禁止されている事項であります。このたびの法改正でより強化した内容とするのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そうです、実際規定されてるんですね。偽税理士といわれる方々は実際に告発されたりして、処罰も受けている現実がございます。なぜこれを改めてこんな厳罰にしていくのか、1年以下の懲役とか100万円、私は納得いきません。それと、この税制大綱自体が、どうとでも取れるんじゃないかと思うんですわ、悪意に取る、善意に取るということによって。そこはちょっと我々納税者から言って、もし私が誰かの税務相談で、この工事はどうしますか、これについては何か添付書類要りますかと相談を反復して受けて、答えよったりしたら、何か怖いですわね。財務大臣が

来るわけないんですけど、国税庁から税務職員が来るとかいう状況が。人にも、税金のことなんかを教えたり教えられたりできないのかなと思います。

②に移ります。

税の相談をする相手がいなくなれば、税理士に頼みたいけれども費用が高くて頼めない。税務署は申告は郵送でとか、e-Taxでスマホでも可能とか、国税庁のホームページを見てもらえば分かりますとか言っているのが、日常であります。税務が日常でない業者、特に電子申告等に縁のない高齢事業者等は、途方に暮れるかもしれません。そもそも税に疎い方々は、何が控除できるのか、そのためにはどういう資料を必要とするのかも、現在までは他人の力を借りながらやっと確定申告書を仕上げてきた事情もごさいます。

そこで伺います。

税務署に聞くのは敷居が高い。この大変忙しい申告時期に、市税務当局にも様々な問合せ、税務相談等が寄せられる可能性も今後ごさいます。これは現在の国会で審議されておりますので、決まれば来年の6月、また再来年ぐらいからそういう状況になるかもしれません。現実問題、この時期に税務署から委嘱されて相談しているところも、今後こんな税務相談みたいなことは、委嘱されてもできないかもしれませんねと語っている方もおられました。そういうことを踏まえて、市の税務当局は本当に大変な申告時期を乗り切っているわけですけれども、この法案がもし可決されて成立した場合には、どんな状況が想定されるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

税務相談停止命令制度の創設によりまして、税務相談等の集まりに参加を控えることが考えられます。また、税理士に依頼する資金もないこともあり、一個人では申告書を作成できない市民の方々が、市役所に行ったら申告できるから、市役所での申告に切り替え、申告期間中に市役所を訪れる方が増えることが考えられるのではないかと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） インボイス制度しかり、税務相談停止命令制度もそうありますが、業者は地域に根差して頑張っております。そして、何とか商売を続けながら、地域の守り手でも担い手でもごさいます。そういう業者が、こういうことによってもう廃業の方向しかなくなることは、やはり逆行するんじゃないでしょうか。私どもが調べたら、香美市においてもどんどん零細事業者が減っているんですね。こんな状況にならないためにも、やっぱり中小、特に零細事業者を守るような施策が必要であるということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

(午後 0時13分 休憩)

(午後 1時13分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、15番、利根健二君。

○15番(利根健二君) 15番、利根健二でございます。まだ2分あるかと思っ
てちょっと油断をしておりました。心の準備が。市民クラブでございます。通告に従いま
して、一問一答方式で質問してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目、ヘルプマークについてでございます。

この質問は、平成29年12月、そして平成30年12月に同僚議員が質問したとこ
ろでございます。東京都がヘルプマークを作成・配布し始めてから10年が経過いたし
ました。このマークは、平成29年に日本工業規格(JIS)にも登録され、令和3年
には全ての都道府県で導入されたと聞いております。高知県内では、本市の福祉事務所
を含めまして57か所において配布中でございます。一定の認知度は上がっているよう
であります。実際には利用者の役に立っていないというような声も聞かれております。

そこで、①の質問に参ります。

ヘルプマーク・ヘルプカードに対します認識を、お願いいたします。

○議長(山本芳男君) 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

援助や配慮を必要としている方々が、その必要性を周囲の方に知らせ、援助が得られ
やすくなるように作成されたヘルプマークは、支援を必要としていることを知らせる効
果と、それを見た方に支援を促す効果があります。また、緊急連絡先や必要な支援内容
などが記載されたヘルプカードは、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困った
ときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めることができます。いずれも配慮を必
要とする方やその御家族、支援者の安心につながり、住民相互の助け合いの機運を高め、
必要な援助や配慮が得られやすい社会、地域共生社会の実現のために有効・有用な取組
であると認識しております。

以上でございます。

○議長(山本芳男君) 15番、利根健二君。

○15番(利根健二君) そしたら、②の質問に移ります。

本市におきます現在の対象人数と普及状況、窓口での配布枚数でございますが、それ
をお伺いいたします。

○議長(山本芳男君) 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長(中山泰仁君) お答え申し上げます。

ヘルプマークは、その対象者として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や

難病の方、認知症の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を想定しているものの、法定の基準ではございませんので、希望される方には身体機能等の障害の有無にかかわらず配布することが求められております。したがって、明確な対象人数の把握は困難でございますけれども、あくまで推計値、参考値としてお示しいたします。人数はそれぞれ確認可能な直近の集計日におけるもので、重複を含み、実人数とは異なることを御了承ください。

まず、内部障害のほか、肢体不自由以外の障害手帳所持者は746人でございます。療育手帳所持者が312人、精神障害者保健福祉手帳所持者が213人、自立支援医療（精神通院）受給者が472人でございます。それに難病患者213人、認知症高齢者が1,302人、妊婦61人で、合計3,319人となります。ヘルプマークの配布実績は2月末現在で84個でございます。

ヘルプカードにつきましては、その主な入手方法が高知県のホームページから様式をダウンロードする方式でございます。実数把握は困難でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 香美市の配布数としては、対象人数の割にちょっと少ないかなという気がしております。確かに県から結構ダウンロードしやすい状況になっていきますので、そちらの利用も多いかと思えます。そういう数字だということで、伺っております。

③へ行きます。

平成30年には、平成30年度第1回香美市障害者自立支援協議会での報告、そして広報香美などで告知が行われておりますが、その後の普及に向けての取組状況をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布窓口としての機能は果たしておりますが、普及促進を目的とした事業につきまして、特別な取組は行っておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 何かやるともうちょっと窓口での配布枚数も増えるのかなと思いますので、事あるごとにちょっと気に留めていただいて、可能な限り普及に向けての取組をお願いしたいと思います。

④へ行きます。

認知度と利用実態との乖離がある。利用者がどのような配慮を求めているのか、声かけするのが望ましいとは思いますが、なかなかそうはいかない。ヘルプマークを見かけた側が具体的にどのような行動を起こせばよいのかをまとめた、ガイドラインをつくっては

どうかという記事が昨年の産経新聞にありました。多分皆さんのお手元のタブレットに資料が送られたと思います。これが新聞記事でございます。この中に、いろんな記者が集めた情報とか聞き取った情報もありますので、これをぜひ御覧になって参考にさせていただきたいと思います。

そして、次に送りました資料が、先ほどお話がありました高知県のチラシで、こういうマークですね。そして、その次の資料が、先ほど言いました、どうしてほしいとか、こうしたらいよいよというようなガイドラインが載っております。こういった内容の告知が非常に重要だと思っております。定期的に告知とか啓発ができるようなことを考えたかどうかという、先ほどからの話でございます。

今まで行った過去2回の単発的な会議資料や紙ベースの広報だけではなく、ホームページの目立つ場所への常時掲載。目立つ場所です。中へ入っていかんと分からんような場所ではなくて、可能な限り目立つ場所での常時掲載。そして、LINE、フェイスブック等SNSでの定期的なアップなどは、経費もかからずに可能ではないかと私は思っております。特に、香美市公式LINEアカウントが、多分4月からできるようになると思いますので、その公式LINEアカウントにはプッシュ通知機能があります。わざわざ利用者がこちらへ来なくても、香美市がこれをお伝えしたいということを送っていただけますので、こういった機能は結構有効なツールと思いますが、いかがでしょうか。そういった手だてについて、御所見をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

ヘルプマークについて知っていただくことは、障害のある方がどのような支援を必要としているのかを知り、障害について理解するためのきっかけになることから、広く周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。議員御提案の発信手段につきましては、可能な限り対応いたしまして、情報発信に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ここでもデジタル技術が有効に機能すると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

⑤へ行きます。

福祉避難所へ行くほどではないですけれども、ヘルプマークの対象者が結構いるのではないかと思います。被災時ですね。山田小学校の避難所運営マニュアル2-5のところに、要配慮者の把握・応急対応の項目で詳しく書かれております。災害発生時の避難行動・避難所運営においても、ヘルプカードの利用は大変重要な位置を占めると思っております。効果的な運営には、避難所の皆が対象者を認識できるようにすることが重要となってまいります。マークの周知とともに、避難所でのマークを持った方への対応をシミュレーションした訓練も必要ではないでしょうか。

皆さんのタブレットに、また一つ、いろんな障害者に関するマークを送らせていただいたと思います。また、ヘルプマーク以外にも要配慮を示すマークが複数ありますので、これを併記したタグとかカードを作成しておりますと、より効果的になるのではないかなと思います。メインの一番目立つところにはヘルプマークがあって、小さいサブタイトルみたいところで、一目でどういった障害をお持ちなのか、どういったヘルプが必要なのかというやつが、裏面を見たら書いていますけれども、基本的にはもうそこまで行かなくても一定のことが分かるようなカードを作成して、啓発してはどうかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

ヘルプマークに附属的な情報を持たせた形にしていくことは、誠にこのマークの有効活用という面では理にかなったものだと考えますので、できる限りそういった活用ができるような方法を考えたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 自主防災組織によっては、QRコードの印刷なんかもいろいろ可能となりますので、そういったものも組み合わせ、できるだけ有効なものにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

コロナ感染症も大分収まりつつありますので、避難所の開設訓練なんかもまた再開すると思います。今後開催される避難所訓練では、こういった要配慮者的なこととか、カードを持った人に対応するような訓練も必要ではないかと思いますが、その辺の計画につきまして、よろしく願いしたいと思います。

そしたら、続きまして、2番目の質問に参ります。地域の医療体制ということで通告させていただきます。

昨年末に土佐山田町西本町2丁目の病院が1つ閉院いたしました。その折、閉院した病院からの紹介状を持参したお年寄りの患者さんが、一部の病院で受入れを拒否されているとの情報が広がりました。これにより、西本町、宝町周辺を中心に、そこへ通院されていたお年寄り、そしてその御家族に大きな動揺が広がったところでございます。

現在、後継者のいない病院も複数あると聞いております。患者個人では対応できない内容でございます。特に交通手段を持たないお年寄りにとりましては、大変な事態となります。地域の医療体制を守ることは市としても重要な仕事の一つだと思います。

弁護士が作成したホームページで検索してみますと、こういった場合、まず都道府県の医療課に相談とあります。高知県では健康政策部医療政策課になると思われれます。また、いきなり都道府県庁に相談することに抵抗がある方は、市町村役場の窓口にも医療を担当する課がありますので、その病院を所管している役場に相談してみましょ。相談の内容により病院に電話をし、事実確認や和解をするための対応などを行いますとも

記述されております。これは主に患者とのトラブルが原因での診療拒否がメインではございますが、なかなかまれなケースで、今回はお年寄りが診療拒否に近い形になったということでございます。

今後、同じような状況を繰り返さないためには、医療機関に対する直接的な権限はないといたしましても、庁舎内に相談窓口をつくるなど、何か行政ができることもあるのではないのでしょうか。今回は地域内の医療機関で受入れしていただき、その総合力で大事には至らなかったようでございますが、不安解消のためにもぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

閉院につきましては御連絡いただいておりますが、紹介された患者さんが受診拒否されていたことは、今回の質問で初めて知りました。医療にかかるということは、個人的な了解と受け入れる病院の了解があって初めて成立することですので、議員がおっしゃるとおり、個人で開業されている先生方に受入れを強制することも、患者さんにこの病院に行くようにと指示することも立場上はできません。しかしながら、患者さんが困ったときには、市役所で受診を拒否された状況についてや、病状によってほかにどんな病院があるかなどの相談に乗れたらと思います。具体的には、健康介護支援課や市民保険課の窓口でお受けできると考えております。今後、地域医師会にも状況を確認しつつ、市民の方が安心して受診できるよう努めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ相談窓口を開設して、それがあつたことをまた皆さんにお知らせすることも大事ですので、めったにない事案とは思いますが、一応起こつたときには対応できるよう、お願いしたいと思います。市長もね、昨日の答弁では医師会と席を共にしたという話もされておりますので、その辺とも通じて情報共有をしていただいて、ぜひ市民が困らないような段取りをよろしくお願いいたします。

続きまして、質問の3番目に行きます。交通安全対策でございます。

一昨日、商店街と新町西町線の交差点で優先道路が変わりました。事故防止の対策が必要ではないでしょうか。人間は時に感覚や習慣、そして思い込みによって目視を誤らせることがあります。鏡野中学校からバリューかがみのまでの南北道路が、商店街の東西道路より優先道路に変更されたときに起こつた事故は、以前、質問の中でお話しさせていただいたとおりでございます。市役所の職員が被害者となつた事故でございます。そして、新町西町線と山田小学校北側道路とのJR踏切の取付け部分では、少しカーブの取り方が変わっただけで、左側の縁石に乗り上げる車が複数ありました。これも一部その対応に行政として苦慮されたという話も伺っております。これらは全て思い込みによって判断を誤つたものによると思います。前方不注意と言つてしまえばそれまでですが、小学生やお年寄りが対象となつた場合は、取り返しのつかない事故となる可能性が

ございます。特に現在、国道195号が混む時間帯は、商店街をスピードを出して通り抜ける車があります。

①です。

この場所では事故防止対策が必要ではないでしょうか。例として、以前設置されていた点滅信号の再設置も求めるところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

新町西町線改良区間につきましては随時供用開始をしています。その中で、国道195号、商店街の交差点部通行規制が変更となりました。通行規制変更内容などについては、予告として昨年10月の広報に記載していました。また、この3月に県警から規制変更するとの報告を受け、急遽小学校などの関係各所にお知らせを行いました。また、市ホームページにも載せています。

御指摘の安全対策についてですが、県警などとの協議により、商店街交差点中央部分をカラー舗装化、また停止線付近に一部段差舗装、凸凹ですね、を計画しています。今週中にはできるのではないかと考えています。あわせ、短期間ですが、ガードマンの配置も計画しました。国道交差点については、信号による通行制御となります。4月の入学時期もあることから、小学校関係者や交通安全指導員にも、市担当課より十分な見守りをお願いしているところであります。

また、商店街の旧交差点に元ありました、俗に言う一つ目信号というものですが、有効性がないという県警の判断、併せて同箇所信号につきましては老朽化も見られることから、今回の改良工事により撤去となりました。そのため、新たな信号制御などについて県警などと十分な協議を行いました。信号機は車両の交通誘導をするものであり、国道から北進してきた車両が当該交差点で渋滞を起こしてしまうなどと併せて、横断歩道があるので歩行者がいれば車両は停止すべきであるとの理由で、今回実施に至りませんでした。なお、止まらない車両などがあれば、地元警察などで取締りを強化していくとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） まず、当該交差点では、工事期間中に多分2か月以上入院するような大きな交通事故も起こっております。それも含めまして、あそこでは数件事故がもう起こっております。交通量が増えるが安全対策が後退する、点滅信号のことでございますが、そういうことがあってはならないという気がしております。

既に一昨日、皆さんのタブレットにお送りしますが、こういった文書が地域の方に回覧されました。規制変更開始日は令和5年3月6日月曜日午後0時からで、前後したかもしれません。もしこのとおりでありましたら、切替え当日に自分の妻がこの交差点を大体午後0時20分に渡っております。交差点を渡った数秒後に衝突事故が起こって

おります。配慮されたガードマンがいたのかいなかったのかは妻も覚えておりませんが、ちょっとべこっとへこむぐらいでは済みましたが、当たった瞬間、ふっと車がそれだけで妻がはねられる可能性も十分あったというようなことも、現実的に起こっておりますので、やっぱり切替え時期には、通常は大丈夫やけど、それ以上の安全対策をもうちょっと考えるべきではないかなと思います。あと、恒久的にガードマンがいなくなっても、一つ目信号につきましては交通の流れを阻害するわけでもなく、どっちが優先ということを実際に伝えたほうが、現実的な交通安全につながるんじゃないかなと思います。

答弁にありましたように、県警が判断したそうですが、一つ目信号につきましてはどうやって有効性がないことを判断したのか。事故が起こらなかったことは、もしかしたら幾つもそれが事故を止めてたかもしれない。県警の判断ですので、課長に聞いても仕方ないことながですけども、その有効性がないという判断がそもそもどうなんだろうという気が私はしております。あと、歩行者がいれば車両は停止すべきであるという理由も聞きましたが、現実的に自分が普通に横断歩道で待っていても、止まってくれる車は2割、3割あればいいほうみたいな感じですので、現状を見たときには、一定これも交通安全の抑止効果というか、交通安全のためにはちょっとどうなのかなという気がしております。交通量調査とかも踏まえてのことになるろうかと思いますが、随時県警とは協議していただきまして、必要な手だては全て打っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 一つ目信号の有効性についての議論ということになれば、あってもなくても気をつけるべきだという大前提があるため、なかなかそこまでの現場管理といいますか、資料的なものは県警も作っていないようでした。併せて、今回、交差点が広がるため、一つ目信号は交差点のど真ん中に造らなければ意味がありませんので、構造上の問題もあったと、道が広がったためにアームが伸びる可能性があるとも聞いております。まだ新町西町線の一部の供用開始ですので、状況を見て今後も市担当課を通じ県警などと協議は随時続けていかなければなりませんし、香美市にも交通安全に関する協議会やプログラムがありますので、その中で十分検討していかなければならないと感じています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 交通量も大幅に変わってくると思いますので、南北道が優先になるのは一定仕方ないと思いますが、そのことによって事故が起こらないように、ぜひ今後も検討をよろしく願いいたします。

続きまして、交通安全の②へ行きます。

通告では「西本町・東本町等」となっております。実は、以前質問したときは「西本町・東本町エリア」でしたが、今回ちょっと「等」をつけさせていただきました。この

際、西本町、東本町、旭町、宝町、百石町、秦山町エリアの全部または一部において、ゾーン30の指定を検討してはという提案でございます。

10年ほど前の平成24年12月議会で質問した折、当時の今田課長からは、土佐山田地区はゾーン30を設定するには不向きな地域と位置づけられており、現在は自治会等からの要望等により警察署と連携し、交通規制や標識設置等の交通安全対策を実施している。しかし、土佐山田地区は新町西町線の整備工事や、国道195号バイパス新設工事が予定されており、完成後は車の流れが大きく変化することも予想される。そうなれば、現在取られている対策を大きく見直す必要も出てくるかもしれない。交通安全対策をゾーンの発想で地域住民と行政が一緒に考え、連携して実施していくといった取組は、まちづくりを進める上で最も重要な部分ではないかと考える。工事完了後の交通量や車の流れの状況、また、いずれかの理由により早急に全体的な見直しが必要となった場合は、交通対策を所管する警察署と連携し、ゾーン30設定の手法を用いるなど、見直しの手法等についても十分協議を行いたい。設定する上での留意点としては、地域住民の要望が高い箇所を優先して積極的に行い、地域住民、自治体、道路管理者、警察で構成される協議会を立ち上げるなど、住民の円滑な合意形成がなされるように努めることになっている。そういった形で、住民の意見が十分に反映できるような場を持っていければと思っているという答弁がありました。当時の課長が言った、今まさにその協議を始める、調査を始める時期ではないかと思いますが、どうでしょうか。

ちなみに、ゾーン30についても、皆様のお手元タブレットに、先ほどの次のページになりますが、こういったものかお示しした資料があります。ゾーン30の概要、Q&A、そして整備例がありまして、高知県におけるゾーン30の対策を行っているところですね。自分が質問した当時は、アのいの町だけがやったということでございます。それと比較すると、本市は不適合要素も多かったと思います、確かに。しかし、現在、県内での設置数も増えており、そこには香美市と似通った条件のエリアもあると思います。

現在では全国的にゾーン30プラスという、もう一歩進んだ取組も始まっております。もうかなり始まっているようでございます。ゾーン30プラスの主施策的な規制や仕様変更までは、なかなかハードルが高くなりますが、次のページの写真資料は香南市のみどり野団地エリア内ですが、このようなエリア指定と出入口のカラー舗装を行うだけであれば、そんなに費用もかからず、かなりの効果があると思います。自分が質問した段階では、進入路全部にハンプをつけるとか、何かそんなこともせんといかんのかなというのがありましたけれども、野市町なんかを見てもこういった形で色分けだけ、例えば現在30キロ規制のところへ入って、途中でここ何キロ規制やっつろうと思っても、全然規制速度が分かりませんが、このゾーン30に入ったら次のゾーン30を出るまでが30キロという面での規制、そういったことがかなり安全に寄与するんじゃないかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

これも香美市独自の事業ではないですので、取組を一緒にやったらどうかなというこ

とと、あと、西本町・東本町から増やしたのは、やっぱり宝町とか、新しく人口が増えている秦山町とか、そういった適応をされるべきエリアが増えてきているので、その辺の検討も一緒にしていただいたら、市民の交通安全のためにいいんじゃないかなという気がしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

ゾーン30の件になりますが、道路整備担当課としてはゾーン30プラスへの移行をやりたいとは思っています。生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」の推進について、国土交通省より通知あり、過去のゾーン30に物理的デバイス、狭窄やハンプ、凸凹やくねくねなどをプラスして整備し、交通安全向上を図り、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間整備に取り組むこととなっています。

香美市においては、通学路安全対策の場などにて協議を行っております。その中で、やはりもともと30キロ指定の道路であることや、車両数の減少や速度減速には、物理的デバイス、狭窄やハンプなどの設置や通行規制などが有効であり、地域の理解が得られれば、コミュニティ道路としての整備は可能と考えています。特に商店街などでもあることから、地域内住民の負担が増えることは確実となります。また、物理的デバイス整備費用などを含む問題もあって、ハードルが高いということになりました。ただし、道路整備担当課としてですが、有効的な施策であることから、今後も市内はもとより関係機関などと協議し、ゾーン30プラスの方向へ行けたらと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ゾーン30プラスの内容自体は、ゾーン30にもう既に書かれていたことにやっていないところがプラスされてというような、自分の捉え方としてはそういうことでございます。これの予算自体は県警が持っているのかな、主立った事業主体は高知県警か公安委員会かよく分からんけど、そっちのほうになるので、香美市独自の事業ではないですが、協議に入るのは行政も入るし、地域の子供たち、PTAも含めて、生活している方が入ってきますので、香美市としてもぜひ可能なところはやれたらなという気がしております。今言われたように予算が伴いますので、大きなハンプを造るとか、道を狭くするとか、規制も含めたやつだとちょっとなかなかできないので、まずマークを作る第一歩から進めればいいんじゃないかなという気が、今、課長がしきりに首を横へ振っておりますが、協議をよろしくお願いいたします。

多分、皆さんの協議の中で、グリーンベルトっていう交通安全のためのグリーンのラインも引いて、そこは実際、視覚上ちょっとスピード制限するような形にもなっております。それをもう一步進めた形での対応ができればよろしいかなと思いますので、また御検討ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の4番目、商店街側溝のグレーチングへ移ってまいります。

商店街の北側の側溝は水が流れておりまして、火災発生時にはその水が利用されます。現在設置のグレーチングのほとんどは、車が通行する場所にはめ込み式プラスボルト留め、そして、それ以外も、昔みたいに半分上へ乗っているものではなくて完全はめ込み式ですね。そのため、ボルトのないタイプの単なるはめ込み式でも、きっちりとはまっているので、こじ開けることが困難でございます。専用のフック金具がないと開けるのに苦労するようでございます。先日の東本町5丁目での火災発生時におきましても、消防分団が取水のためグレーチングを外すのに非常に苦労したという話を伺っております。資料に写真があります。これがそのとき取水したポンプでございます。グレーチングが横へもどっちへもねじれず真上に上げないと外れないということで、工具を持っていない消防分団の方は、こじ開けるのに非常に力が要ったと聞きました。何とかならないかという分団の方からの声でございます。その次の写真資料には、グレーチングが幾つか載っております。真ん中の奥のほうにあるのが、ちょうど車が通る道なのではめ込み式プラスボルトで、車が跳ね上げないような仕様でございます。一番手前に見えるのが、今回ちょっと後で提案させていただく開閉式です。これは多分、手前の側溝にスクリーンか何かがあって、管理が必要なために、開けられるようになってるグレーチングです。その後の写真資料が、同じような開閉式の大型のもので、県道にあるものです。その次が、先ほどの開閉式で、ちょっと自分でも持ってみましたけれども、大人が普通に開けて、そこへホースを突っ込んで、水止めをして、消防で使えるというようなグレーチングでございます。

そこで、①の質問へ参ります。

すぐできる対策として、消防車にフック金具などの専用金具を積んではどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えします。

この火災のときには、水路から3か所取水をしております。そのうちの2か所が、今回提案されています商店街の水路から取水をしております。その後に消防団のほうからもグレーチングについて相談がありまして、専用金具を消防署の車、そして消防団の車に積載するように現在進めております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 素早い対応をしていただきまして、ありがとうございます。なかなか苦労して大変やったと、団員の力持ちが非常にしんどかったという話と、あと、②のことにもなりますが、実は大変な苦労をして開けて、すぐ横見たら開くやつがあったと。今回、それをもうちょっと増やしたらという提案でございます。

②へ移ります。

大規模災害時には消防車が来られない事態も想定されます。自主防では、バケツリレ

一等の訓練をやっているところもあるようでございます。そういったことも併せまして、開閉しやすいグレーチングを増やし、消防団や周辺の市民に広報、告知をするとよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者としての回答となります。現在、地域にて管理等可能な箇所について、最低限ではありますが、開閉式グレーチングなど設置していますが、地域の高齢化や開閉等用途が不必要になったことなどから、十分な管理ができていない状況だと思われま。

商店街については、1車線の道路でもあり、人優先である側溝床版上を行き違いなどにより車両が通行しています。併せて、頻繁に駐停車車両もあり、跳ね上げなどによる事故等も考えられることから、現在のところ、跳ね上げ式をこれ以上増やす予定はありません。また、過去に消防などと協議も行っていますが、側溝内水については消火用水ではなく、あくまでも維持水であることなどから、必要ではないとの確認もしています。

ただし、火災などの緊急対応ということですので、消防車や自主防災組織などに専用金具等の整備をお願いしたいと考えます。また、グレーチングは重量などもあり開閉作業は大変ですが、今後、管理及び安全面などの確保ができれば、消防などと協議の上、個数は限られるかもしれませんが、開閉式グレーチングなどの一部設置は可能だと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） なかなか答弁の途中では難しいのかなと思ったら、最後の端には、協議の上、開閉式グレーチングなど設置可能と考えますということ、考えていただけるのかなという気がしております。

まさに先ほど答弁いただきましたように、消防団員からの声でございますので、消防のほうからもぜひお願いしていただければと思います。全部替えると大変な金額になりますので、例えば西本町1丁目に1か所か2か所、それぞれの町に1か所か2か所ずつやったら、そんなに大きな金額にもならないかなと。基本的には維持水であります、実際、事が起これば消防車が使う水ですので、やっぱりそれに対応した準備をしておけばいいかなという気がします。

現在、幸いにして、管理用に開閉式が幾つかあります。こういったところにつきまして、また、今後もしつけていただけるようなことになりましたら、自主防が作る防災マップに、開閉式グレーチングがありますよとか、そのグレーチングを赤色で塗ってすぐ分かるような、先ほど言いましたようになかなかよう見つけん、分団がすぐ横に開閉式があるのにそれに気がつかない状況も起こっていましたので、そういったことがないように、最低各町に1個ずつつけていただいて、それをぜひ防災マップ等に載せるような努力、そのグレーチングが非常に目立つような努力をしていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者としてとはなりますが、管理上はやはりあまり増やしたくない、やっぱり事故や跳ね上げなどがありますので。今後、町内に1か所はきついかなと思ったりもしますが、消防と協議し、消防である場所を把握していただいて、緊急時ですので、使えるものは使っていただいたらいいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 実際、半分ぐらい乗っちゅう昔のグレーチングと違って、なかなか現実的に今の完全はめ込み式を跳ね上げる事故は、あまり考えられないような構造というか、精度になっておりますので、それを心配する必要は基本的にはないのかなと。あれが狂うやったら、もう側溝がいかんなっちゅうみたいなところまでいかないと、跳ね上げ事故は起こらん構造と自分は思っております。建設課からは管理者側の答弁になってしまいましたが、ぜひ消防からも有効なことであるので、協議をよろしくお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 利根健二君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 8番、小松 孝です。通告に従い、議長の許可を得て、一問一答方式にて一般質問を行います。

市長は、選挙時のパンフレットなどで、若い力で香美市を変える、過去の年寄りも駄目だから、私が香美市のリーダーとして何とかするとの意気込みで、昨年4月の就任から1年がたちました。現状調査などにより問題点などは把握できたものと思われませんが、香美市のリーダーとして、今後の方向性などについて問います。

まず、1番目、当初予算についての①です。

今回、市長として初めての当初予算作成となったが、市長としてカラーを出すことはできたのか。定例会議初日の挨拶で意気込みや説明もあったが、継続事業も多くあることから、難しい部分もあり大変だと思われるが、率直な感想をよろしくお願ひします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和5年度に必ずやり遂げたい予算につきましては、しっかりと計上させていただきました。新たに始めます中間管理住宅や、サテライトオフィス開設に向けた調査費などを上程させていただいております。一方で、住民サービス向

上や未来に向けた新たな事業について、もっとチャレンジしたかったという思いもないわけではございません。このことにつきましては、マンパワーによるところが大きく、新たな仕事を増やすことで継続事業が疎かになってはいけないとの思いから、当初予算としては断念させていただきました。しかし、新年度の早い段階で体制を整えまして、予算化できるものは補正予算で上程させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 市長、議員の任期はたった4年間です。早く実行しなければ終わってしまうことから、何かこれだという若いパワーを期待しています。

②に移ります。

議会から令和5年度予算作成に向けて13項目の提言をしているが、具体策として、何か予算計上できるものがありますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 12月16日に市議会からいただきました提言につきまして、それぞれ個別に申し上げます。

まず、1番目の経常収支比率改善のための行財政改革につきましては、政策目的を果たしたものと事業効果が薄いものについては廃止としました。2番目の不用額の縮減についても取り組みました。3番目のホームページ更新については、申し訳ありませんが、リニューアルの予算計上は見送っております。今のホームページにおいて更新頻度を上げるなどで取り組みたいと思っております。4番目の地震災害対策は、計画どおり予算計上をさせていただいております。5番目のふるさと納税については、今日も何回か御答弁させていただいておりますが、成果を上げるべく取り組ませていただきます。6番目のエキスパート人材の採用については、令和5年度も専門職の採用に努めたいと思います。7番目の小児科誘致につきましては、情報収集を継続させていただきます。8番目のサテライトオフィス誘致・企業誘致につきましては、予算計上させていただきました。9番目の西庁舎については、建て直す方向で取り組みます。10番目の道の駅は、後ほどの御質問でお答えいたします。11番目の起業家支援策については、補助制度の見直しや新たな仕組みづくりなどを検討してまいります。12、13番目については、御提言のとおり決算時に提出いたします。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 今後継続しての検討課題かもしれませんが、早期に対応できることからお願いいたします。

提言の中から、私の気になることについて質問します。③です。

提言の中、私が過去に質問している道の駅について大変気になることがあるが、何か具体的な対策、進展などはあるのか、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 道の駅につきましては、先月、建設課、企画財政課、商工観光課、農林課の4課で協議と情報交換が行われました。私としましても、国土交通省が認定する正式な道の駅でなくとも、大きめの農産物直販所の新設でもよいのではとも思っております。地域農家の現金収入の場となり、地域外の方が訪れてくれる施設としての整備とも考えられるのではないかと思っております。香美市内の既存施設や道路延伸などによる将来の香美市の姿も見据えて、今後の課題として引き続き検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 非常に前向きにお答えいただきまして、ありがとうございます。今言われましたように、道路などの問題や場所選定などがなかなか決定できないこともあります。地域にとって少しであっても現金収入が得られ、活性が図られることから、早急な対応が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまでも議会のたびに御指摘いただいております。やはり雇用の場であるとか現金収入の場をつくることは、4年間しかない私の任期ではありますが、しっかりやり遂げないといけないと思っております。先ほどもありましたように、道の延伸も含めて、まちの形もだんだんと変わってきております。どこにするかに関しましても、将来を見据えた形で、将来にわたってしっかりと維持できる形で、時間をかけて検討させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 道の駅についても継続しての検討課題かもしれません。地域は待っていますので、早急にお願いします。

次の大きな2番目に移ります。

①です。

人事案件となり、この場で回答しにくいかもしれませんが、副市長人事は今後どのようになっていくのか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 副市長の人事につきましては、香美市市役所職員からの内部昇格を断念しまして、国家公務員を登用すべく、現在調整中であります。夏頃をめどに議会の皆様に御提案させていただけるのではと思っております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 仮に副市長が国などから来る場合、国へのパイプができ、大変有効とも考えられるが、通常、何か目的や特別な事業を進めるために来るものと思われる。香美市として何を中心にやってもらいたいのか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどの答弁で、国家公務員をという形で濁させていただ

いておるんですが、当然、こういったことをやっていただきたいということを念頭に、ある省庁にお話ししているところでもあります。そういった中で、香美市にとってしっかり進めたいこと、これまでも議会の中でお話しさせていただいておりますが、夏頃めどで今進んでおります。必ずや皆様に御納得いただける人材になるのではと思っております。現在しっかり調整させていただいております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 前段でも言いましたが、市長、議員の任期はたった4年間です。早く実行しなければ終わってしまいます。スピード感を持って早急に対応すべきと思います。よろしく願います。

②の質問に移ります。

副市長が1年も決まらないことは異常であると思われるが、その間、市役所内の協議事項の遅れなど、どこかで無理があったのではないかと考えるが、見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 副市長不在ということで、各課長には御迷惑をおかけしております。これまで、副市長が中心となって協議していた事項などについてでございます。一方で、副市長不在で市役所の行政が著しく停滞したことは、今のところなかったのではと思っております。副市長不在が続きますが、議員の皆様には御理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 市長からもいろいろお伺いしておりますが、事業を進めるためにはまとめ役が絶対必要です。市長が全てを取りまとめることは絶対無理であり、取りまとめ役の副市長を早く機能するようにしてください。そのことにより、市役所内協議がスムーズになり、懸案事項などもよりよい方向に進むものと考えます。市長は若いですので、何もかもスピード感を持って対応願います。

大きな3番目に移ります。奥物部ふるさと物産館運営についてです。

①です。

奥物部ふるさと物産館レストランが2月末をもって閉店となった。大変残念なことであるが、今後の運営などの予定は。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、竹崎澄人君。

○物部支所長（竹崎澄人君） お答えいたします。

奥物部ふるさと物産館は地域になくはならない重要な拠点であり、新たな指定管理者を募集するに当たり、広い視点で検討を行いたいと考えております。今後は支所内だけではなく、専門的な知識を有する方や地元の方、また地元の小・中学校にも協力いただき、進めたいと考えております。なお、新たな指定管理者が決まるまでの間、ふるさと市は別途テナント貸しで運営する予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） ②です。

今後の運営を考えると、経営が成り立っていないと思われる美術館などは、この際、閉館も考えての検討が必要であり、小回りのできる運営・経営ができるような、指定管理などの方法を考える時期ではないかと思われまます。市長、どう思われていますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 奥物部ふるさと物産館の運営については、令和5年度の非常に大事な課題であると思っております。先ほど支所長から御答弁させていただきましたが、物部支所を中心に、いろいろな観点から検討していただいております。美術館の話もありましたけれども、先ほど道の駅でもお話しさせていただきましたとおり、しっかりと地域の雇用の場となり、また現金収入の場となるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） もうそろそろ赤字的な施設運営などは見直す時期と考えますので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 小松 孝君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時17分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、市民クラブ、中平麻衣です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で質問いたします。

まずは1番目、子育て・教育関連ポータルサイトについての質問です。

香美市公式ホームページ上の子育てや教育に関する情報は、一元化されているとは言えず、必要な情報を適切に、かつ簡単には取得しづらくなっております。香美市に在住する市民はもちろん、移住を検討する香美市外の人にとっても、ここを見れば必要なことが分かるという形になっていれば、住んでいる人の利便性向上、そして移住政策をよりよく進める上での一助にもなるのではないのでしょうか。

①です。

現在の香美市のホームページからは、関連した情報が隣り合って掲載されていないなど、目的の情報を得ることが容易とは言えない状況になっております。資料2-2を見ていただきたいのですが、例として、香美市公式ホームページ上の妊娠・出産から子供・

子育てに関連した事柄に関するページを幾つか載せてあります。左上の妊娠・出産こんなときはというページを御覧ください。小さいですが、ページ上部の赤枠で囲ってある部分を見ていただくと、このページが香美市公式ホームページ内のどこにあるのかが分かります。この妊娠・出産に関するページは、香美市公式ホームページのトップページから、分類で探す、くらしの情報、ライフステージ、妊娠・出産の妊娠・出産こんなときはというふうに入っていった先にあるページです。

右上に載せてあるページは、保育園・幼稚園のページです。こちらはトップページから、分類で探す、くらしの情報の中の子どもに入って行って、保育園・幼稚園というところにあります。

左下の子育て相談は、同じく子どもというところから、支援・相談に入っていった先の子育て相談というページになります。

右下の乳幼児・児童医療費助成制度ですが、こちらは保育園・幼稚園、子育て相談などとは違って、子どもというくくりには入っておらず、トップページから、分類で探す、くらしの情報、医療・健康に入って行って、医療、乳幼児・児童医療費助成制度と入った先にあるページになっています。

はっきりと目的の情報のタイトルやキーワードが分かっている、検索することにも慣れている場合は、ホームページ上の検索窓に検索ワードを入れて、特定の情報にたどり着くこともそう難しくありません。ただ、例えば医療費助成制度についての情報をチェックした流れで、保育園のことも目に入るというようなことは、このホームページに期待できないわけです。

先ほど、市長からはホームページのリニューアルはしないということだったんですが、香美市公式ホームページにて、今後、妊娠・出産、子育て支援、入園・入学等、また医療や給付の情報といった、子供・子育てに関連した情報の整理は、どこまでされる予定でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、先ほど具体的に香美市ホームページの問題点を御指摘いただきまして、ありがとうございます。それと、重ねてになりますけれども、ホームページの全面リニューアルにつきましては、当初予算で計上しておりません。誠に申し訳なかったと思っております。

議会から12月に提言いただいておりましたが、来年度にしっかり準備させていただいて、スマートフォン対応も含めて、必要な情報をしっかりと届けられるホームページを作っていきたいと思っております。

また、御提案のありました子育て関連情報につきましては、他市町村の事例を参考にして、よりよいものを作り上げたいと思っております。なお、現状のホームページでもある程度は整理できると思っておりますので、御意見頂きました点につきまして、できる範囲でのバージョンアップに努めてまいりたいと思っております。

また、妊娠時であるとか出産時であるとか、香美市にお越しいただいた場合には、これからこういったことが起こりますよというようなことも含めて、分かりやすい案内、いろいろとパンフレットやチラシも作っておりますので、ホームページだけではなく、紙ベースでもしっかりと市民の皆様にお伝えしていけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②に移ります。

前後するんですけれども、資料の2-1は、香美市子育てガイドとして、印刷したものを配布、またホームページ上に掲載されているものを抜粋してあります。

香美市での子育てに関する情報がとてもよくまとまっていて、非常に有用なものにはなっているのですが、先ほど市長から紙ベースのものの配布と言われたんですけれども、紙媒体ですと、どうしてもそれが設置されているところで入手しなくてはいけない、配布しているところでもらわなくてはいけなくなるのと、また、情報に何らかの変更や追加があっても、即時更新ということにはなりにくいといった難点があるかと思えます。そして、ホームページ上にはこちらの香美市子育てガイドはPDFの形で掲載されています。つまり電話番号やホームページなどの記載があっても、そこにアクセスしようと思えば、コピペするか、手入力するか、改めて検索するかなど、何かしらの手間をかける必要があります。

市役所内の各課に関する情報だけではなく、医療機関や相談機関等の情報が利用者ですぐ分かり、また、それらの機関の連絡先や、より詳しい情報へのリンク先につながっているような仕組みになっていけば、窓口に来ていただく対面型の支援や、一方的に郵送等で文書によって案内するような関わりとはまた異なる、いつでもそこにあって、より詳しく、よりニーズに合った情報や支援の提供ができる、入り口としての支援そのものになると考えています。一つの形として、そういった情報がホームページ上に一元化された状態についてのお考えをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘の一元化した情報というところが、香美市は弱いんだと私も思っております。例えば、先ほどの事例とは違うんですけれども、香美市内病院の休日当番医がどこかという情報を、香美市公式ホームページで探す場合にも困難であると思っております。一方で、4月から運用します香美市の公式LINEアカウントでは、休日当番医について、AIチャットボット、AIで検索するものですが、にてお伝えすることもできるようになっております。

今後とも住民に必要な情報を伝えられるように、そして、ホームページの改正はしっかりやっていかないといけないと思っておりますので、その点は人事面も含めまして、しっかり対応できるような体制、そして、作るからには一番いいものをとということで、

ちょっといろいろな自治体の事例、また、最近ではA I チャットボットのような新しいブッシュ型の仕組みもありますので、そういったことも研究してみたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 公式LINEの活用ということが、子供とか子育てのほうにもしっかりできたらいいなと思っています。

そうしたら、③に行きます。

妊娠期から高校卒業までの子育て・教育に関しての情報を網羅的に見ることができて、必要な窓口や機関へのリンクも整備されたポータルサイトについてのお考えをお聞きます。

私自身がどこに居を構えるかを決める際に、そのときにはまだ子供はいなかったのですが、乳幼児の医療費助成制度などについて、幾つかの市の制度を比較して検討もしました。ほかにも、子育ての環境、お金に関してということもあるでしょうし、どんな支援があるのか、教育に対してどういうスタンスなのかといった内容が、香美市への転入を決める後押しになるということが十分に考えられます。

資料2-3を見ていただきたいですが、こちらは香南市の子育てポータルサイトです。香南市ホームページ上のトップにも、分かりやすくこのポータルサイトのリンクが貼ってあります。そして、次の資料2-4に、福島県福島市と島根県雲南市のポータルサイトも例として掲載しております。香南市も含めて、子供・子育てに関する情報が一つところに分かりやすく集められていて、かつ、かわいらしくまとまっています。このような子育てポータルサイトをぜひ作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 妊娠期から高校卒業までの、子育て・教育に関して必要な情報を保護者に届けるための情報集約ということにつきまして、ポータルサイトもホームページリニューアル時に盛り込んでいきたいと思っています。また、先ほどもお話ししたとおり、香美市公式LINEアカウントでも、子育て支援の情報についてしっかりとお届けしていく。また、A I チャットボットも、今、高知工科大学と研究を進めておりますので、そういった形でも新しいものを導入していきたいと思っています。

いろいろな市の特化したホームページがあるということで、転入される時、移住者の方がどこを選ぶかというときには、香美市のホームページがしっかり分かりやすいものになっているだけではなくて、香美市はどこが勝っていて、どこが弱いのかということも含めて、政策全般についてもしっかりと香美市が選ばれるまちになるように努力してまいります。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） このページにアクセスすれば、市役所を利用するにしても、どの課に行けばいいのか、子育てのステージが変わってきたときにどんな準備が要るのかといったことがすぐ分かるポータルサイトというのは、全ての子育て中の人にとって、

また、これから子育てをする人にとっても、まずはそこを見れば次にどうしたらいいのか分かるツールです。まずはここという単純明快なメッセージではありますが、行政が子育てにしっかり寄り添う姿勢を示すものにもなり得ます。

子育てをしていますと、専門機関に相談するほどのことではないけれども気になることや、逆に専門機関に相談したほうがいいのではないかと心配なことが多々あります。インターネット上にはあまたの情報がありますが、これは玉石混交であって、いたずらに不安をあおるものであったり、商業的な情報であったり、正しくはあっても地域的な特色を満たさないものである可能性もあります。きちんと精査された、ここに住まう人にとって有用で安心できる情報の提供をいつでも網羅的にしている、そんな香美市子育てポータルサイトを、子育て中の一人の親としても利用できればと思います。軽微な疑問等であれば、ポータルサイト上で情報をチェックして安心することもあるでしょうし、行政に相談ということであれば、ふさわしい窓口が案内できるでしょうし、より専門的な機関が必要なときにはその情報が取れる、そんなインターネット上のポータルサイトが、適切などころに利用者を案内する役割もしてくれます。香美市、子育てといったワードをグーグルなりヤフーなりで検索すれば、子供・子育て・教育に関する情報を全て見られる状況になればいいなと思っております。DX化の観点からも、ポータルサイトは必要なものではないかと考えております。公式LINEは、どうしても登録して初めて使えるものになりますので、外部の人、これから香美市を一つの選択肢として考える人が見られるようなものが、併せてあればいいなと思っております。

次に、2番目の市役所窓口でのキャッシュレス決済について質問いたします。

資料1-1に地元紙の記事を載せております。高知市では令和5年1月30日より窓口でのキャッシュレス決済がスタートしました。VISA、master cardなどのクレジットカード、楽天Edy、WAON、Suicaなどの電子マネー、PayPay、auPAYなどのコード決済が利用できます。安芸市でも令和4年にキャッシュレス決済が導入されています。キャッシュレスレジを活用することにより、利便性が高まるだけでなく、金銭を介した接触を避けられることもメリットとして挙げられます。

①です。

現在の窓口において、戸籍関連、住民票関連、印鑑登録関連、また税証明関連等の手数料が発生する証明書発行件数及びその金額を教えてください。最後のページの資料2-①に、答弁資料をつけてくださっています。忙しい中、作成していただきありがとうございます。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 先ほど中平議員から資料を紹介いただきましたけれども、答弁に入る前に、この事前に配付しました資料で集計ミス等が多々ありまして、本日、差し替えをさせていただいております。間際になってこのようなことになりました。大変申し訳なく思っております。

それでは、中平議員のキャッシュレス決済についての質問①にお答えします。

表を見ていただきまして、左側が令和3年度、右側が令和4年度の2月末現在の数字を集計しております。市民保険課と税務収納課に関連して発行しておる証明書の件数と、香北支所と物部支所に協力を依頼しまして集計したものです。

それから、表の下段の手数料欄につきましては、令和3年度は令和3年度決算書より数字を記載しております。令和4年度につきましては、2月末までの各課で集計しております手数料収入を、ここに記載しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 非常に詳細なものをありがとうございます。この数字を見ますと、令和3年度は件数にして3万4,000件以上、手数料の合計が1,400万円を超えています。今年度は2月末時点で3万件以上、手数料も1,200万円を上回っています。

②に移ります。

手数料について、1件当たり時間にして何分とは言えないと思いますし、窓口で現金を受け取り、確認し、お釣りを渡すということも、一件一件はさほど時間を要することではないかもしれませんが、場合によっては重なり待ち時間が生じてまいります。もちろん金銭のやり取りをすることが業務ですので、その作業にも人件費がかかっていることとなります。キャッシュレスレジの導入により、現金をやり取りすることを廃止できれば、業務の簡便化が図れることにはならないでしょうか。また、現金に限らない任意の支払い方法が選択できることにより、市民の利便性向上も見込めます。そういった複数のメリットがあると思いますが、導入について見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

現在、行政事務の様々な分野でデジタル化が推進されていますので、窓口での手数料等の支払いにつきましても、キャッシュレス化が導入されていくのではないかと予想されます。安芸市や高知市で運用もしておりますので、本市におきましても、これからの検討課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 検討ということで、ありがとうございます。

③です。

資料として初めに紹介いたしました新聞記事内に、高知市役所では3台のキャッシュレスレジを導入し、費用は544万円との記載があります。香美市で導入するとなった場合の費用と、その際の財源には何を充てるのかを教えてください。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

キャッシュレス決済を導入する際には、その機器や設備をどのようなものにするのか、また、その機器設置箇所の選定、各課に入れるのかとかいうようなことになってきます。また、それに伴う設置工事費用等を検討し、導入経費を試算することになると考えます。参考ですが、中平議員の資料にもありました高知市では、約550万円の予算で、プロポーザル方式により実施したようでございます。

財源につきましては、導入を検討する際に国や県の補助制度の有無を調査し、また、有利な起債の活用なども検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 香美市では、電子マネーであるk a m i c aが利用できます。利用できるというより、k a m i c aの利用を市が推奨していると言ってもいい状況かと思えます。行政からのポイントがこのカードに付与され、マイナポイントもk a m i c aに入れることができるのに、行政窓口での支払いに使えないというのは、正直、不十分な印象を受けてしまいます。現金を介した接触を避けることができるという利点を生かした手数料等の支払いに、k a m i c aが使えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

キャッシュレス決済を検討する際には、k a m i c aにつきましてもどのような活用ができるのか、一緒に検討していかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 5月には新型コロナウイルス感染症は5類に移行します。県の感染症対応の目安におけるステージも現在は黄色の注意ということで、いささか落ち着いている状況と言えるかと思えます。それでも、じゃあ怖くない、何の注意も要らないとはならず、市民の皆さんには心理的不安もあると思えます。できれば不要な接触は避けたい方も多いのではないかと思います。

過去の定例会議においても、キャッシュレス決済について、令和3年3月には商工観光課長が、キャッシュレス決済は現金に触れないため衛生的であり、従業員と顧客の接触機会を減らすという観点からも、新型コロナウイルス感染症等が流行しにくい環境の構築につながるといった答弁をされていますし、前市長も、k a m i c aはコロナ感染予防の観点からの導入であるということ、また、行政の中での活用というような答弁をされています。

市役所で住民票等発行手数料を支払う場面で、k a m i c aを利用できないかという質問も、令和3年6月にありました。今日は来られていないんですけども、石元商工

観光課長が答弁されています。当時は、キャッシュレス化に向けた具体的な手段が分からないといった諸問題があるために進んでいない。市としては、手順書、モニター自治体におけるキャッシュレス化のプロセスから生じるノウハウや課題を参考にしながら、窓口や公共施設においてk a m i c a決済による支払いができるよう、関係各課と協議していきたいということでした。

高知市とか安芸市といった近隣にも導入しているところがありますし、k a m i c aについては、凸版印刷に相談をしたらいいのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

令和4年6月にも、依光市長からk a m i c aについて、継続的に利用できる形にしていかなければならない段階に来ている。k a m i c aを使って市民と行政が一緒になって、いろいろなことができる使い方というような答弁がありました。継続的に利用できる形、市民と行政が一緒にとというのが、窓口での利用ということも含んでいるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） いろいろな市町村の事例も御説明いただきまして、ありがとうございました。ちょっと私自身の認識不足が今回の遅れにつながっている部分がありまして、そもそも現金とポイントは違うんだと自分自身は認識しておりました。というのは、今回のk a m i c aもポイントであって現金ではない。日本銀行が発行するのが現金であって、ポイントは違うという認識があったんですが、高知市の事例とかを見ると、QRコード決済ということなので、ポイントではなく現金でお支払いしているんだと思うんですけど、ポイントがそこで現金として流通できるのか。中国はデジタル人民元というような形で中央銀行が発行しているということもあって、その辺は自分も認識不足で答弁も用意していなかったのですが、ちょっと研究させていただきたいと思っております。当然、k a m i c aポイントで支払いできれば、それが一番いいんだと思っております。ちょっと勉強させていただければと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） キャッシュレス、いろいろなカード、クレジットカードとかという話もしたんですけども、正直なところ、私個人としましては、いろいろというよりもk a m i c aを窓口で使えるようにしていただけたらいいかなと、一番思うところであります。これから検討していただける、調べていただけるということですので、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（山本芳男君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時47分 休憩）

(午後 3時02分 再開)

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきまして、一問一答で質問させていただきたいと思います。今回は大きく4つの質問であります。

まず1点目、k a m i c a 3年目に向けてということで、先ほども同僚議員の質問にもありましたが、k a m i c aをやはり継続的な利用につなげていきたい、これは私も同じ思いであります。それに基づいてお聞きしていきます。

まず、昨年はお盆と年末に25%のポイントがつくチャージキャンペーンがありました。多くの市民の皆さんがポイントを利用する機会があり、スムーズにk a m i c aを使う下地ができたのではないかと思います。今回のキャンペーンで、使用目的をそこまで絞り切らずにチャージした、これは私のことなんですけれども、思いがけず財布の中に見えるお金が数万円あるというゆとりを感じました。その影響もあり、実際に必要なものを買うだけではなく、この際にと、初めてのお店で買物をしたことでした。改めて、今後の継続には、カードを使ったほうが得だと思ってくれたり、地域経済にプラスになると思ってくれたり、煩わしさよりも地域愛を形にするものの一つとして受け入れられることが大事だと思っております。

そこで、①です。

昨年10月定例会議で聞いた、電子マネーチャージ額、利用額、ポイント付与、ポイント利用件数の、その後の推移をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和4年4月から令和5年2月末日までのk a m i c a電子マネー及び期間限定ポイントの推移は、タブレット掲載の資料のとおりとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 資料を頂きましたので見せていただきました。これによりましたら、第2回目のチャージキャンペーンが10月から12月にかけてあったんですけども、下段のポイント発行額を見ますと、8月、9月をのけると、10月から12月で約1億2,500万円という合計になります。

②に移ります。

そこからしますと、実際に2回目のキャンペーンでは1億8,000万円の予算があつて、実際にチャージされたのは約1億2,500万円ということになるかと思いません。チャージされずに余った予算が5,400万円ぐらいあります。実際にポイントがどれぐらい利用されたかというのは、資料に利用率99.8%と出ております。ポイン

トが付与されたものに対してのポイント利用額は、合計約1億9,000万ポイントが発行されて、利用額も同じく1億9,000万ポイントで、差引きしまして、利用率99.8%ありますけれども、大体36万ポイントが使われなかったというようなことが分かりました。それは確認できましたが、この数字を課長はどのように受け止めているのか、1回お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c a 電子マネーのチャージに比べて、やはりポイント付与される目的を持って、皆さんが現金チャージされておりますので、利用率99.8%と出ているように、大分しっかり加盟店で使っていただいている。実際、無効となったポイントが、先ほど森田議員から紹介もありましたが、36万5,191ポイントということで、この規模からしたら本当に少ない数になっております。皆さん端数が残っていたりとかいうような状態でしたので、大分理解して使っていただいて、多くのお金が、この期間中ではございますが、香美市の中で動いたなという感想を持っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も改めてそう思いました。

それともう1点、この上段のチャージ額で、キャンペーン自体は12月で終わったと思います。当然、1月から金額は少なくなって2月も少ないんですけども、ただ、1月に比べると2月は少し増えておりますが、何か課長のほうで思い当たることがあるのか。また、子供に発行されているカードは、子供のために使いたいという親御さんのお話もあったとお聞きしたところです。入学準備のためにお使いになったのかなと感じたりもしました。そのほか、課長が何か感じたところありましたら、また、2月がなぜ多かったのか、ひょっと分かることがありましたら、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

12月26日からマイナポイント決済事業者として登録しておりますので、当初、2月末までにマイナポイントを申請すれば対象になるというふうな、今は5月末まで延びておりますが、そういう手続をされた方が現金チャージされたのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） なるほど、それも確かにあるんだろうなという気がしました。ありがとうございます。

それでは、③に移ります。

地域経済が上向くには需要が底上げされる必要があります。冒頭に申し上げたように、

自分のような買物をする人が一定いたのではないか、そのほかにも、消費が大きい子育て世帯にチャージの機会が多くあったことで、消費増につながった部分もあるのではと考えます。昨年10月以降に、協力店舗の増減やキャンペーン効果が見られた事例などはあったでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和4年10月以降、事業拡大による加入が1店舗、廃業による脱退が1店舗あり、現在の加盟店は105店舗となっております。キャンペーンにより増加した来客者に対応するため、端末機器を追加した加盟店もございます。

キャンペーンの効果としましては、令和4年8月から12月にかけて現金チャージ額が大きく増えたことや、市外ユーザーの現金チャージ額として、現金チャージ額全体の約4.7%に当たる3,800万円が、電子マネーとして獲得できたことなどが上げられると思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） アプリを全部市外からと仮定したということですか、そうじゃなくて、確実に市外からということが分かった形での3,800万円と。分かりました。

そういった効果が出ていることを確認しまして、④に移ります。

補正予算でキャッシュレス利用促進事業費補助金6,000万円計上されております。kamica関連ではないかなと思ったので、併せてどういった中身なのかお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

kamicaの促進事業になりまして、香美市商工会への補助事業によりkamicaの利用促進を図ります。事業費の内訳としましては、現金チャージ額に対し10%相当の期間限定ポイント付与や、ポイント10倍の日などを毎月設定するために必要なポイント付与経費の補助、また、利用者の利便性向上のためのQRコードリーダーの導入費、あと、システム改修費、のぼり、新聞掲載、タウンプラス等を活用し周知を図るための広告宣伝費などが含まれております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） のぼりとか宣伝にはすぐ使えるのかなと思います。10%付与や10倍の日とかというのは、この予算が通りましたら、4月以降なのか、どれぐらいの期間か、また、今計画されてることをもう少しお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

ちょっと期間はまだはっきりと決まっていらないんですが、システム改修等もありますので、予算がつかましたらシステム改修等を経て、早ければ5月からスタートしたいと思っております。ポイント10%還元につきましても、そんなに短い期間ではなくてできる限り長い期間で、ポイント10倍の日につきましても、一定の長い期間で毎月1日を設定して、ポイント10倍で還元していくことを考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 何がしかの形で、継続してk a m i c aを使っていただけるようにという取組かと思えます。またその効果も見ていきたいと思えます。

それでは、⑤に移りたいと思えます。

ふるさと納税の返礼品として、P a y P a y商品券というサービスがスタートしました。先ほどふるさと納税の質問の中にも少し出てきましたけれども、ポータルサイトのさとふるで選べる返礼品ということで、寄附した自治体の加盟店にてのみ使うことができるという説明を見ました。そのために、寄附先の自治体に訪れることを促す効果を期待されておるということでもありました。

こういった機能をk a m i c aにも取り入れることで、観光関連の加盟店にもメリットを感じてもらえるようになるのではないかと思います。同様のサービスをk a m i c aでも提供してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品として、P a y P a y商品券を3月下旬からサービス開始する予定となっております。基本的には総務省基準の地場産品が対象となりますので、主に飲食店、宿泊施設等においてサービス可能となります。k a m i c aは香美市の登録店舗で使用できますが、ふるさと納税で使用するとすると、総務省基準の地場産品でなければならぬ等の縛りがございますので、使用店舗が限られ、また、同一店舗でも地場産品でないものは使用不可になることがございます。k a m i c aのシステムでどの程度できるか、また商工観光課のほうとも協議、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ふるさと納税という仕組みを使う以上、総務省の何がしかの基準に当てはまらなければいけないということでありますが、k a m i c aは少なくとも香美市内で使うことが前提となっておりますので、大分親和性は高いのかなと思ったんですけれども、そこで扱う商品が確かに地場産品でなければ、逆に近隣の市町村にこのP a y P a y商品券で買物に行くということも、逆に言うたらできるのかなと少し思ったんですね。例えば、香美市の方が南国市に寄附して、P a y P a y商品券を手に入

れて、普通に地場産品以外の、商店でも加盟店が増えておれば、もう極端に言うと、スーパーで使えるならば、そのP a y P a y商品券を日常で使えるのかなという気もしました。総務省の規定どおりでいきますと、そう簡単にP a y P a y商品券は日常で使われるものでもないということになるんでしょうかね、少し教えていただければ。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

総務省の基準対象は地場産品でございますので、例えば、アンパンマンミュージアム、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、平家の茶屋、べふ峡温泉、また日ノ御子キャンプ場とかは、P a y P a y商品券の対象になっております。そういうところでは使えるようになっております。しかしながら、総務省の基準対象外となるのは、セイムスとか、マックといったところで、地場産品を扱ってございませんし、地元の商店でもないということで対象外になるようでございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一応、難しいところですがけれども、可能性があるならと思って提言させていただきました。

⑥に移りたいと思います。

今後も、ポイントがたまる仕組みの増強とか、利用店舗の拡充、利便性、情報発信の向上が要ると思っております。先ほどの6,000万円の予算も来年度にはつくということでありましたけれども、そのほかも含めて、今後の取組をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現金チャージ額に対するポイント還元や、利用額に対して付与するポイントの倍率を増やし、継続的な利用促進につなげていきたいと考えております。また、加盟店の情報発信機能を持たせたアプリの活用や、地元新聞への広告掲載等を行い、情報発信の強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一つ御紹介させていただきたいものがあります。宮城県気仙沼に気仙沼地域エネルギー開発株式会社というところがあるそうでして、ここは、2014年から木質ガス化バイオマス発熱電のプラントを稼働させておると。地域の間伐材で足りないところを補うために、林業研修を行って材の搬入登録者という形で自伐林業家を広げているということでもあります。その際の買取価格に、地元の商店で使える地域通貨を上乗せして支払っているという新聞記事を見かけたことでもあります。こういった取組も林業振興につながっていく。

少し前に、私が日高の木の駅について質問で取り上げたんですが、その地域の困り事とは言いませんが、これから林業に力を入れていく、森林環境税の創設なんかも

あって、何がしかで森林資源の利用を促進していこうといった機運の中で、そこに k a m i c a も絡めていくこともできるのではないかなと思って、提案させていただきました。今後の参考にさせていただけたらと思います。

そのことを申しまして、大きな 2 点目の外国人労働者の実態についてお聞きしてまいります。

国内ではもとより、国際間であったり、企業のサプライチェーン、供給体制の中で、人権侵害があるとしたら、私たちはそれを無視してはいけませんし、誰も取り残さないとの理念を根幹に据える S D G s の目標からも、お互いの人権を尊重していかなくてはならない時代となっております。

外国人技能実習制度は、開発途上国に日本の技能や知識を伝える国際貢献を目的として、1993年から始まり、コロナ前には25万人ほどが日本で働いているということでありました。しかしながら、国際貢献を建前に、安価な労働力を確保する手段として外国人技能実習制度を利用している実態を、構造的に許容してしまっている状況もあります。抜本的な改善ができればよかったです。優良事業者、監理団体であることを要件に、それまで3年だった実習期間が、2017年11月1日から5年に延長できるようになりました。さらに、2019年4月からは、これまでの在留資格に加えて特定技能が創設され、まずは最長で5年の延長、まだ事例はないようですけれども、試験に合格すれば在留期限制限なしになることも可能という制度が追加されております。

この間の高知県の外国人技能実習生の新聞記事を振り返ってみましたら、2020年11月に、土佐市で外国人実習生の素顔を知ろう交流事業が行われた記事がありました。きっかけになったのが、声をかけてきた実習生を不審者と思った児童からの情報で、警察が動く騒動に発展したことでした。この話を受けて、彼らがなぜ高知県で暮らしているのか、知ることから始めようと、県の国際交流協会のスタッフが学校と企画したとありました。また、2021年10月には、衆議院議員選挙に関連しまして、外国人実習生の諸課題を取り上げている記事がありました。その記事によりますと、2020年10月時点での外国人労働者が3,473人で、このうち64%の2,209人が技能実習生となっております。記事内には、高知県というわけではないかもしれませんが、妊娠トラブルや、独自の賞与を監理団体に止められたという経営者の声も出ておりました。

高知県中小企業団体中央会も、この間、日本語講習を中心に受入れ事業者支援を行っておりました。この中央会では、新たに作った高知県外国人材確保・活躍ガイドブックの説明会も開催するようです。その冒頭では、人口減少が進んでいる本県では、外国人材は欠かすことのできない貴重な存在になっていきますと紹介されております。今後、在留期間制限なしの特定技能2号で働く外国人労働者と、その家族が増えていくことも考えられます。それを念頭に、以下お聞きいたします。

まず、①でお聞きします。

外国人技能実習生の実態はどこまでつかめているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

外国人住民登録者のうち、中長期在留者の在留資格別の人数につきましては、市民保険課において把握しており、外国人技能実習生につきましても、地区別、男女別の人数は把握できております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、②でお伺いします。

本市において実習生を受け入れている事業者とのやり取り、ネットワークなどはありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

外国人技能実習生につきましては、監理団体がその責任と監理の下、受入れ事業者等を監理・指導する役割がございます。個人情報保護の関係もありまして、雇用事業者とのネットワークはございませんが、香美市内の監理団体に対しまして、外国人技能実習生への、例えばk a m i c a利活用などの情報提供については、職員が訪問や電話などで行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私ちょっと教えていただきたいのは、監理団体というのは、香美市で1つあるとか、高知県で1つあるとか、どういった規模であるのか、ちょっと課長が分かりましたら、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

専門ではないので分かりませんが、ちょっと確認したところ、香美市内には外国人技能実習生の監理団体が5つございまして、農業関係、繊維・衣服関係、介護関係という形で、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、中国というように、その監理団体によって、受け入れる職種や受け入れる国の種類が違っております。基本的に監理団体が、こういう実習生のお世話とか相談に乗って、受入先の事業者も監視するというような形になっているそうなので、商工観光課としましては、情報提供をこういう監理団体にすることによって、外国人技能実習生の方が不利にならないように、特にk a m i c aとか全員に付与するものについては、失効しないように情報提供を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）　　ちょっとイメージとして、その監理団体というのは、事務所は別に香美市にはないけれども、何ていうんですか、国別であれば全国的な規模でやるんじゃないかなと思いますし、農業とか分野別であればそういうふうにも思うんですけども、監理団体の方は香美市におけるわけではないのかなという気もしますが、ちょっと実際にk a m i c aのことなんかを働きかけするときは、電話のやり取りだけでしょうか、それとも、実際に会ったりとかいうことがあったんでしょうか。

○議長（山本芳男君）　　商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君）　　情報提供につきましては2回行っておりまして、まず1回目は団体全てに対して訪問しております。訪問したうちの2団体は不在のため、電話連絡で情報提供したと。2回目のときには、もう一度訪問させていただいているということで、電話連絡で情報をお伝えさせていただいたと、お聞きしております。

香美市にある監理団体だけにしてはおりますが、実際、香美市の事業所で働いている方には、例えば南国市の監理団体からあっせんというか、派遣されている方もいると、お伺いしておりますので、香美市の監理団体が、全ての市内事業所への外国人を把握しているということではないと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君）　　6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）　　それでは、次の③に移ります。

少しお話にも出てきましたけれども、実習生のk a m i c a利用について、住所登録があり、k a m i c aが届いた方は何人ぐらいいたのか。また、住所登録はなかったけれども、アプリを利用するため、実習生の方からの問合せなどがあったのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君）　　商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君）　　お答えします。

令和5年2月1日現在の外国人技能実習生の登録数は140人となっておりますので、その方にはk a m i c aカードを発行しております。また、外国人技能実習生からのアプリ利用の問合せということなんですが、外国人の方からはなかったと認識しております。あと、再発行につきまして、やっぱり外国人の方からあたりはするんですが、その方が技能実習生なのかどうか、在留資格は確認できませんので、実際に技能実習生からの問合せなのかどうかというのは、はっきりしない状況になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君）　　6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君）　　実情は分かりました。

それでは、④です。

外国から来た方と顔を合わせる機会はさらに増えていくと思われれます。これから先、人手不足を補ってくれる存在としてだけではなく、多様な文化の交流など地域を活性化

する存在として評価し、住民との交流や、相談サポートなどを通じた接点づくりが要るのではないかと思います。可能ならば、日本へ定着してくれる方の労働価値を高めていくサポートも必要ではないかと考えます。今後の取組をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から地域の活性化というお話がありました。香美市では、農業実習生として外国人労働者を雇用している農家も多く、外国人労働者なしでは香美市の農業が成り立たないという実態があります。高知県は、昨年3月に高知県外国人材確保・活躍戦略を策定し、賃金水準が都会よりも低いながらも、高知県が働く場として選ばれるよう取り組んでおります。香美市におきましても、外国人材にとって住みやすい香美市となるよう、県が設置する高知県外国人生活相談センターとも連携しながら、取組を進めてまいります。また、人権相談についても、外国語のリーフレットを配布するなどして取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 県の取組は本当にありがたいと思います。また、地域での接点、見かけはするんですけども、実際言葉を交わすとかいう意味では、接点がまだまだ少ないのかなという気もします。何かきっかけをつくるようなことができたかなということもあって、質問させてもらいました。また、団体を通じて何がしかの形で投げかけとかができて、1回でも、先ほどの新聞記事の土佐市のような交流、児童との交流でしたけれども、そういったことにもつながったかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

大きな3点目に移ります。自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に向けてということで、お伺いいたします。

2月17日に議員研修として、自治体を取り巻く状況とデジタルトランスフォーメーション推進についてと題し、県総務部デジタル政策課の本村課長に講演をいただきました。これまで、インフラ・ソフト両面でネットワーク環境の整備は相当進展したけれども、データの生成・流通・活用などの側面においては不十分との見解が示されました。また、ネットワーク環境が進展したと言っても、国と地方の情報システムの連携が取れていなかったせいもあって、情報システム更新に過重な投資が必要になっているとの指摘があり、合理化、効率化には課題があると改めて感じました。

政府は、昨年12月の2次補正予算で、デジタル田園都市国家構想交付金として800億円を確保するとともに、デジタル田園都市国家構想総合戦略を作成し、2027年に向けて東京圏への転入超過を解消する目標も掲げました。この中の転職なき移住などの言葉を見まして、これまでのサテライトオフィスやワーケーションは、引き続きのトレンドになるのだと思いました。本市をはじめ地方自治体が抱えている課題からしましたら、移住してくるデジタル技術を持った人材・企業に力を借りる機会も出てくるのかな、来たらいいかなと思います。

資料を見ておりましたら、デジタル化だけを進めたらいいものでもない指摘もありました。デジタル田園都市国家構想戦略は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に代わるものであることから、地方自治、そして脱炭素社会、ディーセントワークを基調とした、地方からのイノベーションも併せて生み出していかなければと思ったところであります。

まず、①でお聞きいたします。

公式LINEアカウントや、他自治体との共同導入で行政手続のオンライン化を進めると市長報告でお聞きしました。公式LINEアカウントにつきましては、事業者からの情報提供、これはLINEの元の会社がホームページで情報提供しておりますが、活用している自治体の事例も簡単に見ることもできました。

また、市長報告にもありました「来させない、書かせない、待たせない」のキーワードは、デジタル田園都市国家構想交付金の使い道として出されている優良モデルの中でも示されており、その優良モデルの横展開につながっていくのかなと感じました。

デジタル化は新たな公共インフラだと思いますので、必要な整備として進めていくことが基本だと思いますけれども、そこに加えて、業務プロセスを自動化、オンライン化することで、高い効率化が期待できるところはどこかとの見回しも、常に要るのではないかと思います。デジタル化だけが目的化しないよう、業務自体の見直しがどうしても要るということでありました。そしてまた、この取組に当たっては、先行事例にない目新しさがあれば、話題にもなるのではないかと思いますでしたが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

公式LINEアカウントにつきましては、来年度開設を予定しております。現在、試運転中ではありますけれども、情報の発信のほか、ごみ回収日の通知、AIチャットボットでの問合せ対応といった機能を有しております。市長からもありましたが、今後徐々に内容を拡充していくことも検討したいと考えております。

自治体DXは市民の利便性の向上に資するものであり、今後もさらに進めていく必要がありますが、費用対効果、セキュリティーの観点からも、十分実績のある技術やこなれたサービスを選択する必要があります。特に新規性を求めることは考えておりません。ただし、話題性の観点からは、高知工科大学との香美市ICT化推進プロジェクト等を通じて、学生の新しい取組を発信し、市民等との接点を深めることで、関連サービスの利用を促進していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 高知工科大学のあるまちとして、香美市にはアドバンテージがあると思います。AIチャットボットにしても、高知工科大学との取組が今につながっているということでもありました。殊さら目新しさだけを求めるというわけでもない

ですけれども、やはり本市だからこそ、こういうところを合理化した、効率化した、また利便性を高めたというようなことが出てくればいいのかと思います。市長として、この自治体デジタルトランスフォーメーションをどのように捉えていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘のように、香美市には高知工科大学があるということで、いろいろな分野でお話もできるのかなと思っております。このデジタル化は、やっぱり市民にとっていいものでなければならないということでありまして、市民もデジタル化、スマートフォンの使い方も含めて、実際にその便利さも感じてもらえるようなことも必要であると思います。まちを挙げてデジタル化に取り組んでいる、市民もそのことに誇りを持てるような形が一番いいのではないかなと思っております。中山間地域の課題もいろいろありますし、鳥獣対策の課題もあります。そういった課題を先進的に解決できるような方向性が出せればいいかなと思っておりますが、行政サービスの面では、先ほど課長から答弁させていただいたとおり、しっかり運用できる体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 香美市ならではの部分、その新しい技術を使って、ちょっとわくわくするような取組になってもらえたらなと思ったことです。

②に移ります。

公民館等公共施設の予約システムが始まっております。住民サービスのオンライン化事例として、変化を感じてもらえるものだと思います。今のところ、登録者のみが利用できますが、誰もが親しみやすく使いやすいものになってもらいたいとも思います。現場などから業務を見直し、そして住民サービスの利便性向上とともに、事務処理の合理化も伴うような取組の声は出ていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） この予約システムは、登録していない方でもネットを開いていただきましたら貸し館状況は分かるようになっております。スポーツのほうは登録が約60団体ほど増えておりますので、よく使われていると感じております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちょっと公民館で利用してみたんですけれども、この予約システムは、スポーツも公民館も同じシステムだとお聞きいたしました。今できるのは、予約状況が分かって、実際予約までできるけど、本予約の完成には使用料の振込も要るので、振込もできるけれども、基本的には窓口に来てもらって支払いしてもらったほうが早いということでした。また、公民館の場合、備品使用願はこのシステムには入っていないから、備品を使いたい場合は別途、やはり窓口に来て手続してもらいたいということになります。

じゃあそういった仕組みを入れてほしいとなったときに、このシステムは共通の会社に委託というか、入札で提供してもらっているということでありましてけれども、システムを独自のものに使いやすくすることに関しては、お金もかかるのでできないということでした。こういったことでは、利便性が高まるとか、独自の取組をしていたことが後退してしまったりといったことにはならないのかなと思うんですけれども、課長の今の受け止めはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） スポーツ施設は特別な理由がある場合には後払いができるという事項を付け加えておりますが、中央公民館などは前払いして初めて予約が完了するという制度になっておりますので、その辺りはちょっと、どうしても前払いに行かなくてはならないことが発生してしまいますので、スポーツ施設ほど利便性は高くない状況になります。今後も事務処理の合理化に努められるようなサービスができるように、ちょっと改善したいなどは考えてはいますが、条例を変えたりとかいろいろしないといけませんので、予約システムを使っているところも調査して、どのようにしているかをちょっと確認したいなと思っております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 課題を出し合うことによって改善されていくと思いますので、また検討をお願いいたします。

③に移ります。

国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民サービスに関わる情報システムは、国が定める標準仕様に適合させることを自治体に義務づけております。その対象は、住民基本台帳や戸籍、地方税、国保、介護、医療、子育て支援など20業務に及びます。本市における実施状況について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

本市のシステム標準化の実施状況につきましては、標準化対象20業務のうち、先行で着手しました国民健康保険業務は令和5年2月に標準化が完了しており、ほかの19業務のうち11業務につきましては、令和5年2月に着手し、現在、国が求める標準仕様と現行システムを比較し、機能の過不足を分析するフィット・アンド・ギャップ分析を実施しております。残る8業務につきましても、令和5年度中にフィット・アンド・ギャップ分析に着手する予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 令和5年2月から11業務がスタートしたところというお話でありました。国保以外は、まさに今から取り組むんだらうなということでありましてけれども、先ほどの公民館のシステムでもありましたように、実際に本市でフィット・ア

ンド・ギャップの調査をしたときに、そのまま当てはまらずに本市で独自にやっていたものなどが出てきたときにどうするのか、従来の仕組みを残す方法があるのかという検証をしていかなければならないと思うんですけれども、今、何かマニュアルの中でそれに対してどうするとか、また、課長の心づもりとかがありましたら、ちょっとお聞きしたいです。私の言いたいことは次に集約されますので、④に入ります。

その法律を実行する先行自治体では、複数の自治体で情報システムの共同利用を推進した結果、コストや手間を省くことを理由に、独自の住民サービスをやめている事例が出て、議論を呼んでおります。こういったことを起こさないためには、先行事例をただ上から入れ込むのではなく、独自にデジタル化に取り組んだり、カスタマイズしたりする経験・技量を自前で持つ必要があると思います。

イメージとしては、従来の本市のシステムと標準仕様のシステムを横に並べて、横刺しにデータを移しながら、必要な加工をして適合させていく作業であります。これを毎回人力でやると大変ですけれども、その作業の部分は、この間の研修でもありましたが、RPAという違うシステム同士のデータのやり取りを自動化できるソフトがあるということでした。このRPAソフトで合理化していく手だてがあると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 情報システムの標準化に当たりまして、最初にフィット・アンド・ギャップ分析を実施しておりますが、現行システムに備わっている機能が移行後の標準システムに備わっておらず、現在実施している業務ができなくなることが出てきた場合には、先ほど森田議員が言われました、RPAの導入も選択肢の一つにはなると考えますが、具体的には、分析結果の内容を確認した上で、別システムの導入や業務自体の見直しも含めて検討することになると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） その業務の見直しがいい方向に行けばいいんですけれども、既に先行自治体では独自のサービスをやめてしまって、やめてほしくない、また、やめるべきではないという議論が出ているということもありました。合理化や効率化を進めなければならない部分もありますけれども、独自のよかった施策が後退してしまっただけでは、元も子もないなと思うわけでありまして。そういったことが今後出てくる懸念もあるんですけれども、それに対する受け止めはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 先ほど言われました、先行自治体では、コストや手間を省くことを理由に独自住民サービスをやめている事例もあるということですが、詳細な内容が分かりませんし、当該自治体はあらゆることを検討した結果、そういう結論に至ったと考えております。その場合には、RPAの導入がベストな方法なのかも当然検討

されたと思いますので、そこの先行自治体についてはちょっとお答えできませんけれども、仮に香美市でギャップが出てきた場合にどういったことがベストなのかは、当然、住民サービスの影響も考慮しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、最後⑤に移ります。

先ほどの課長のお話も含めてなんですけれども、推進計画といいますか、このデジタル化を進める体制というのがまだ整っていない状況もあるかと思います。今、フィット・アンド・ギャップの調査もやっているということなんですけれども、今やっている業務を今の時点で、例えばこのRPAとか、AI-OCR、これは手書きで書いたものをスキャンしてそのまま文字起こしできるソフトだそうなんですけれども、こういったもので合理化するように現場でやっていけば、おのずとデジタル対応できる職員が育っていくのではないかなと考えます。まず、そういった今新しく出てきているソフトというか、デジタル技術を導入してみたいかかかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

RPAやAI-OCRが業務の効率化を図る上で有益であることや、職員をデジタルに慣れさせるためには、日常的に新しいデジタルツールに触れる機会をつくるのが大切なのは認識しております。

RPAにつきましては、令和2年度、令和3年度を中心に、県のほうから市町村へ導入の働きかけがあり、県主導で各種研修等が実施されましたが、運用に必要なシナリオの作成・改修に対する専門知識のハードルが高く、外部委託が必要不可欠との判断から、費用対効果を考えた結果、導入にまで至っておりません。今のところ導入の予定はありません。

AI-OCRにつきましては、導入の検討も必要であると思っておりますが、まずAI-OCRの研究と、業務で活用できる場面の洗い出しが必要なことから、今すぐの導入については難しいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 僕もまだ実際のソフトには触れていないんですけれども、新しいWindowsなんかには、標準装備で簡単なRPAソフトがついておるというネット記事なんかも見ました。普及し出したら早いんじゃないかなと思います。そういったところからすると、確かに自分もインターネットが普及してきた頃にはちょうど学生でもありまして、そういうものに触れる機会は多かったのかなと思いますけれども、仕事というよりもプライベートというか、面白がってつつくうちに身についたということが土台にあります。ちょっとハードルも高かった、最初の令和2年、令和3年頃には、まだそういった普及版ではなかったのかなという気がします。また、タイミングもある

かと思えますけれども、新しいソフトの導入も検討してはどうかなと思えますので、またよろしく願います。

大きな4点目に移ります。省エネ住宅の推進ということでお伺いたします。

昨年からの物価上昇は、食料・飼料・エネルギー関連での上昇が顕著で、家計に占める影響は大変大きいものがあります。コスト上昇分が小売価格に転嫁できていないものもまだ多くあると言われ、さらに物価上昇は続いていくと言われていています。そこに加えて、将来的な増税が議論されているといった情勢があります。暮らしを守るという方向での政治の役割がこれでよいのかという批判は当然かと思えます。

昨年の2次補正予算で、電気・都市ガスの料金値下げ措置を予算化をしており、今年2月請求分の1月使用分からは値引きされております。12月使用分の1月請求額で驚いた方も、一息つけたかとは思いますが、上限が既に撤廃されている自由電力はもとより、上限のある規制電力も、電力会社から値上げの要請が続いているというニュースは、皆さんもお聞きしたところだと思います。

こういったエネルギー情勢におきまして、使う電気量を節約したい思いと、地球温暖化対策に貢献する考えから、電気・ガスを効率的に使える省エネ住宅の有効性に注目が高まっています。そのことを踏まえて、以下お聞きいたします。

①です。

経済産業省、国土交通省、環境省の3省連携により行う、住宅の省エネリフォーム支援ができております。この制度は、登録事業者を通じて利用することになり、意識して工務店を探さなければ、使わずに終わってしまいかねないものではないかと感じております。

○議長（山本芳男君） 暫時、時間を延長します。

○6番（森田雄介君） もちろん地元に登録事業者がいなければ、地域外の事業者にお願いすることになりますけれども、地元事業者を使うことで上乘せする制度を市で検討することによって、支援制度を広く利用することにつながるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建築行政担当課としてお答えいたします。

経済産業省、国土交通省、環境省から、住宅リフォーム支援制度が令和4年10月より制度化され、各省より省エネ対策も含んだ補助金がたくさんあります。リフォームについてですが、いろいろな工法が用途に合わせ多種多様あり、その中で施主がハウスメーカーや設計事務所などと、予算や条件などを加味し、十分な協議を行い、実施しなくてはなりません。当然、施主様の選択肢が増えるわけですので、担当課として、今まで以上に、建築リフォーム相談などにより、施主とメーカーなどとの橋渡しを行わなければならないと考えています。

省エネ住宅となりますと、当然、リフォームも含めまして、建築のコストアップは仕

方ないものと考えますが、パフォーマンスコストも含んだ総合的な検討となりますので、施主はハウスメーカーや設計事務所などと、各種補助金制度も含め、十分な協議をする必要性も伝えていかなければならないと考えています。

現在、市において、子育て世代がリフォームする場合などには補助をしていますが、急激な人口減少や高齢化による空き家対策なども考慮すれば、親元などの相続した家屋に帰ってくる世代への補助、省エネリフォームに限らず総合的な補助などが今後検討できればと、担当課のほうでは考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 何がしかの補助制度をつくることによって、相談に訪れたときに、それに伴っていろいろなアドバイスもできるということだろうと思います。国の制度に合わせるということではなくても、そういった取組を検討しているということによろしいですか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

人口減というのがやはり香美市の課題、全体的な課題となっております。今回、12月末で人口の推移が出たこともあり、そのことについて香美市の担当課、建設課も含めまして協議をしなくてはならなくなったときに、やはり香美市におった方がUターンで帰ってくる、子供が帰ってくるとかいうことを検討するためには、地元にある家、親元にある家をリフォームしていくのが一番の制度ではないのかなというのが、建設課の議論で出てきました。今後、その議論を市の横のつながりの中で協議していかなければならないものだと、現在は建設課だけですが、考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも前向きに、よろしく願いいたします。

それでは、②になります。

電気代の削減には、省エネ性能の高い冷蔵庫やエアコンに買い換える方法が有効とも言われております。たまたまネットを見ておりましたら、静岡市などには省エネ家電購入補助金がありました。本市でも同様の制度を検討できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 静岡市の省エネ家電購入補助制度につきましては、先進的な取組として参考になると思います。一方で、本市での実施となりますと、財源の面から困難であると判断しております。国や県に同様の制度があり、上乘せという形で実施できるのなら、改めて検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 使える補助金制度や交付金がありましたら、ぜひともまた検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は3月9日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時05分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第4号）

令和5年3月9日 木曜日

令和5年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和5年2月27日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月9日木曜日（審議期間第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	ふれあい交流センター所長	植田佐智
市民保険課長	萩野貴子	《香北支所》	
福祉事務所長	中山泰仁	支所長	前田哲夫
建設課長	井上雅之	市民生活班長兼地域振興班長	中村祐介

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長兼学校給食センター所長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	藤川典子
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会3月定例会議事日程

(審議期間第11日目 日程第4号)

令和5年3月9日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 西 山 潤
- ② 1番 有 光 収 三
- ③ 17番 村 田 珠 美
- ④ 9番 舟 谷 千 幸
- ⑤ 13番 濱 田 百合子
- ⑥ 2番 公 文 直 樹

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、許可します。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おはようございます。昨日の西村議員の一般質問の中で、3番、ふるさと納税の体制強化についてでございますが、一部修正がございますので報告させていただきます。

2番の直近5年間の寄附額と以下の内訳推移の中で、令和3年度の基金の積立金のごとでございますが、「8,540万8,489円」と申しましたが、正しくは「9,339万4,489円」となっておりますので訂正させていただきます。資料につきましては訂正後の資料をアップしております。

理由といたしましては、令和2年度の取崩し額798万6,000円の分を多めに取崩していたため、令和3年度9月定例会議の補正予算で積み立てておりまして、その分の計上ばかりでございました。

なお、積立金だけが修正となりますので、必要経費は変更ございません。申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） ただいま、定住推進課長、中山繁美さんから、資料訂正の申出がありました。これを許可します。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 5番、住民の幸せのためダッシュ、日本共産党、西山 潤です。議長の許しを得ましたので、通告に従い、一問一答式で質問させていただきます。

大きな1番目、本市のを酪農を守る追加支援策をについて、お尋ねします。

この問題についての実態を調べるため、私は香美市内3件の酪農家を訪問し、現状を聞いてきました。ちょっとボードにまとめてきましたので、見てください。

香美市の酪農を守れということで、今何が起きているか、酪農のピンチは大きく3つあります。

1つ目、輸入配合飼料の値上げ。これは、ロシア、ウクライナ戦争の影響が大きいと思いますが、円安の影響もあります。トウモロコシ、大豆などを混ぜた配合飼料1トン当たり2021年度には7万4,000円だったものが、2022年12月、8万8,800円、1.2倍に値上がりしました。

そして、2つ目、雄の子牛の価格の下落。当たり前のことで皆さん意外と忘れてるのは、牛は、人間もそうですけれども、妊娠しないとお乳は出ないということです。牛

に乳を出させるためには、子牛を産ませる必要があります。生まれた子牛が雌やったらそのまま買ってもらえますが、雄は肥育農家、雄を育てる専門の農家を買ってもらって、主に肉用として育てられると。ところが餌代が高くなった影響で、この子牛価格がどんと下落したそうです。2021年には1頭11万円していたのに、現在は1頭2万円と5分の1以下です。中には1頭1,000円とか、一番安いのは110円という値段もあったそうです。それに対して、国は1頭を殺せば15万円の補助をしようと言っているそうですが、殺す補助金なんて私に言わせるととんでもない補助金だと思います。

そして、3つ目が乳価の低迷です。しぼった牛乳はひまわり牛乳とかに買ってもらわなければならないのですが、この買取価格が1リットル103円ぐらいのままで低迷している。コスト上昇分を考えれば、130円ぐらいにしてもらわないと割に合わないようですが、この点で、牛乳の価格補償制度があるアメリカやEUでは、乳価が1.4倍から1.7倍になっているそうで、上がってないのは日本だけです。

このような3つの大変な危機があるわけですが、さらに言えば、大本は国のミニマムアクセスです。日本から畜産の火が消えようとしているのに、米と乳製品の輸入を減らさないという政策を続けております。乳製品の輸入割合は、アメリカ2%、EU1%に対して日本は38%です。私の意見としては、直ちに米と乳製品の輸入中止を国に求めたいわけです。

質問へ戻ります。

ただでさえ減ってきている香美市の酪農農家がゼロになる危険さえある、まさに存亡の危機であると私は本気で思っております。今朝、牛乳を飲んでこられた方もこの中におられると思いますが、無頓着に飲んではいけないと思います。本市の自然の中で育まれる大切な牛乳、それを24時間体制で支えている酪農農家を守るため、以下質問します。

①です。

2月13日に県畜産振興課を交えて、南国・香南・香美の3市で酪農農家の現状について話合いを持たれたと聞いております。会で課題の共有はされましたか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） おはようございます。お答えいたします。

当日の意見交換会では、参加された酪農家から、県内酪農家戸数や生乳価格、乾牧草価格などの推移や飼料高騰に加え、光熱費の高騰や子牛取引価格の下落による経営への影響について話がございました。また、県が令和4年6月の補正で創設した、生乳出荷量に応じて粗収益が生産費を下回る差額の一部を支援する酪農経営安定緊急対策事業の継続や、安定した酪農経営の継続のための一定の所得を保障するようなセーフティネット制度の創設、乾牧草に対する補助制度の創設についての要望もあり、酪農家を取り巻く状況は出席者の間で共有されたものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ②へ移ります。

本市酪農農家数は、50年前の最盛期には土佐山田町だけで70戸あったと土佐山田町史に書かれておりました。その後、減り続けておるとは思いますが、本市酪農農家のこの10年の変化、現在の農家数、飼育頭数、種類、牛乳出荷量はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

市内の過去10年の酪農家戸数の推移は、平成25年度は6戸、平成28年度に1戸減りまして5戸になり、平成29年度に1戸減りまして4戸となり、さらに、令和2年度に1戸減りまして3戸で現在に至っております。

現在の酪農家数、品種、飼育頭数、生乳出荷量につきましては、令和5年家畜頭羽数調査によりまして、令和5年2月1日現在で、酪農家戸数は3戸、品種・飼育頭数については、ホルスタイン種が141頭、ジャージー種が110頭です。牛乳の出荷量につきましては、JA高知県香美地区の生乳生産実績及びメーカーへの聞き取りによりまして、令和4年4月から令和5年1月末の累計で約609トンとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ③へ移ります。

これまでに酪農農家に行ってきた支援策にはどのようなものがありますか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

飼料価格高騰により農家経営を圧迫している中、経営の安定化を図るため、令和4年4月から乳価改定前月の10月分までの乾牧草代実質負担増額分の4分の1となる、1頭1か月当たり2,700円を補助する、香美市飼料価格高騰緊急対策事業補助金を12月定例会議に補正予算を計上し、実施いたしました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） それは大変いいと思いますが、まだまだ足りないと思います。

④です。

今後の追加支援策の予定はありますか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 現在のところ予定しておりませんが、市独自の追加支援の実施を含めまして、南国・香美・香南3市の酪農関係団体で組織しております、南国・香美・香南酪農振興協議会におきまして、情報共有を図りながら県等の動向も踏まえ協議したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 本当に緊急な支援が必要ではないかと、最近のマスコミ報道によりますと、4分の1ぐらいの酪農農家がもう辞めたいと言っているというアンケート調査も聞きました。ぜひ情報共有を進めながら、追加支援策を早急をお願いしたいと思います。

⑤に移ります

本市学校給食の牛乳を地元産にすることで、やはり香美市でとれた牛乳を僕たち、私たちは飲んでいると、こういうことになるのではないかなと思います。この点で支援できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） お答えいたします。

香美市学校給食用牛乳の供給については、安全で品質の高い国内産牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給するため、国が定めた学校給食用牛乳供給対策要綱及び学校給食用牛乳供給対策要領に基づき、高知県が区域ごとに供給事業者を選定するとともに、競争原理に基づく適正な供給価格を決定しているため、本市が業者を選定することはできない仕組みとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ということは、どこどこにしてほしいとか、香美市にしてほしいとは言えないということですね、困りましたね。地産地消という点からも、わずかな乳価の違いに左右されずに、私はぜひ地元産に変えてほしいということをお願いして、次の質問に移ります。

大きい2番目です。小・中学校入学時の保護者負担軽減策をについて、お尋ねします。

諸物価高騰の中、子育て中の家庭の負担は大変なものがあります。その中でも、本市はこれまで様々なものを公費負担にして、保護者負担軽減に取り組んでこられました。昨日来、高等学校等奨学金のことが話題に上がっていますが、私は香美市教育委員会が取り組んできた保護者負担軽減の努力というものは、もっとアピールしていいことだと思います。むしろ意外と知られていないのではないかと思います。具体的に、香美市が公費で買っているものを挙げますと、画用紙、原稿用紙、硬筆用紙、版画板と版画用紙、折り紙、生活科フォルダー、小学1年生用お道具かご、ファイル、書道半紙、書道作品ハンガー、粘土板、中学1年生用万年筆、色画用紙、アサガオセットなどの生活科種苗、体育の副読本「私たちの体育」、国語の「ことばのきまり」、小学校全学年各教科テスト、中学校実力テスト、さらに言いますと、小学1、2年生でメロディオンというのを他の市町村は本体ごと買わされるわけですが、これが高いんです。3,000円とかするんですが、香美市の場合は数百円の吹き口だけを買って、本体は音楽教室備付けと、これもすばらしい工夫だと思います。香美市教育委員会と各校の事務職員が

中心となり、保護者負担が1円でも安くなるように努力されてきた結果と、私は評価いたします。

市町村によれば、これらを毎月集金袋を配りまして、保護者から集金しております。かつて私もやっておりましたが、今月は1,230円、来月は1,470円とか集めておりました。御家庭によってはここぞとばかり小銭で入れてくるおうちがありまして、前はクラスに40人とかおりましたので、私もこの小銭を数えるのに大変な苦勞していたことを思い出します。そういう点でも集金額が減るということは、すばらしい取組だと思っております。

その上で、質問①へ移ります。

私は、体操服と制服を公費負担で支給できないかという質問を考えたわけですが、実際に幾ら要るんだらうと各校へ調べに行きました。3月3日に鏡野中学校を訪問し、山田小学校はその前に訪問したわけですが、3月3日はちょうど新入生が、新入生というのは今度の入学予定者ですが、体操服、通学バッグなどを買いに来る日になっておって、多くの保護者の方が来られていたわけです。

これを見てください（以降、資料を示しながら説明）。まず、鏡野中学校入学生負担ということで、制服ですが、これは値段に非常にばらつきがあるんですが、やはり3年間使う物ということで、結構いいものが売れるとお店の方が言っておりました。一番売れ筋の服が上下でセットで3万7,000円します。ちなみにこれは男子用でして、女子用はなぜかこれよりももう少し高いですが、ほぼこれぐらいの価格です。あと、体操服の上下、いわゆるジャージが上と下で9,250円、夏用の体操服上下とキャップで7,000円、体育館シューズ3,100円、シューズ入れ580円、通学バック6,900円、上履き1,900円、以上で6万5,730円というお金が学校指定で要るわけです。学校指定ではないけれども、ヘルメットを買うと500円、雨合羽を買うと8,000円ということで、これも先ほどの分と合わせて買ったら7万4,230円になるわけでございます。

制服は事前にお店で採寸しているわけございまして別ですけど、当日この資料の体操服より下の物を買って来た私の知り合いの保護者とお話ししますと、お兄ちゃんときは1万円で足りたのに、今日は3万円でお釣りがちょっとしかなかったということで、非常に値上がりもしているようです。そこで、以下質問させていただきます。

①です。

先ほどの、特に体操服と制服の値段が高いと思いますので、これを公費負担で支給できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 西山議員の御質問にお答えいたします。

西山議員がおっしゃっていただきましたように、これまでも保護者負担軽減の観点に立った予算措置を行っているところです。また、就学援助等でも新入学の御家庭に対し

て、前倒しでの3月支給もやっております。ただ、制服や体操服の公費負担につきましては考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 高額な物で、なかなか公費負担は難しいということもよく分かりますが、ただ、体操服が非常に高い。いわゆるジャージが上下で9,250円というのは、もう非常に高いんじゃないかと。高知市内の中学校では、上だけは買ってもらうけれども下は自由だという学校もございます。ジャージに刺しゅうが入るんですね、私、自分の息子が山田高校ではいていたジャージを持っておりまして（資料を示しながら説明）、時々これ私のはいているんですが、西山と刺しゅうを入れています。刺しゅうをされると、そのときはいいけど、リサイクルするときに剥がすのが大変ですから、刺しゅうは要らんのやないかと思うんです。

②へ移ります。

これが3月19日に開催される「びらふマルシェ」のポスターです（資料を示しながら説明）。制服リユースプロジェクトをするということで、広報にも載っております。大変すばらしい取組だと思います。SDGsの観点からも、ぜひこのリサイクル事業というのを香美市全体に広げる取組はできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

先ほどお示しいただいた事業についても存じていますし、民間業者やNPO法人等のリサイクル、リユース事業があることは認識しておりますが、教育委員会が主体となつてのリサイクル事業は今のところ考えておりません。

ただ、香美市の小・中学校では、日頃から探究的な学びを進めておりますので、児童・生徒の提案によるリサイクル活動等の取組に対しては、応援していきたいと考えております。現在でも、先ほど御紹介の分など、制服だけではございませんが、リサイクルについて考え、活動に結びつけている学校もございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君、ちょっと待ってください。

教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） おはようございます。西山議員から答弁を求められているわけではございませんけれども、これまでの答弁の中で少し思うことがございましたので、発言をお許しいただきました。

まず、西山議員の探究の精神と申しましょうか、しっかりと調査していただけたことに敬服いたします。ありがとうございました。

併せて、制服の問題、それから体操服にネームを刺しゅうするといったことにつきましてでございます。特に制服につきましては、少し生徒会等での動きもございまして、

制服をどういうふうにしていくのかということについての議論も、今後進んでまいろうかと存じております。香北中学校におきましては、もう既に男子制服、女子制服という壁を越えた取扱いということに進んできております。そういった中で、今おっしゃったように、その刺しゅうのことも含めて少し負担軽減できるようなところがありはしないかと、常々考えておりましたので、また市長とも相談させていただきながら、少しでも軽減できるのであれば善処してまいりたいと思っております。現状ではまだ具体的なお答えはできませんけれども、今後前向きに研究してまいりたいと考えております。

途中、さえぎって申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ありがとうございます。ぜひ検討してください。言い抜かしておりましたが、ヘルメット500円というのは非常に安いと香南市の人に言われました。香南市は1,500円かかるそうです。その分でも補助をしっかりとしてくれているということも評価しておきます。さらに付け加えますと、体育館シューズとシューズ入れを指定しているわけです。私が考えるには、シューズ入れは家にある要らん袋で構わないかなど、これでなぜ580円要るのかなど。学校の先生方の考えがあるのかもしれませんが、学校指定にしなければ他市町村の親戚からももらえるとか、いろいろな方法があると思いますので、学校の教育内容に私がとやかく言うわけではありませんけれども、工夫していただきたいと思います。

事務職員は非常に努力しているのに、教師のほうが意外とお金に無頓着なんです。集金で集めればいいと、私もそうでしたのでよく分かるんですけども、1円でも本当に保護者負担を少なくする方向でぜひ努力していただきたい。それから、そういう意見が生徒の中から出てきたらさらにいいと思いますので、よろしくお願いします。

③に移ります。

就学援助支給費目にいろいろなものが入っているわけですが、現在香美市ではクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費が基本的に入っていないとお聞きしましたが、これを入れることはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

就学援助支給費目につきましては毎年検討を行っておりますが、御質問の項目を入れることには至っておりません。厳しい財政状況の中ではありますが、今後も検討、協議を行っていきたいと考えております。

なお、家庭でのオンライン学習につきまして、通信環境が整っていない御家庭の児童・生徒には、公費負担のSIMカードで対応しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 努力されておられることは非常によく分かります。驚いたの

は、高知市が、今度の4月から御家庭にインターネットがないおうちをつけてくださいというお願いのチラシを配ったことです。これこそまさに公費負担の放棄とを感じるわけですので、ぜひ香美市はSIMカードを続けてください。よろしくお願いします。

大きな3番目に移ります。「らんまん」効果を生かした観光振興策について、お尋ねします。

いよいよ4月3日からNHK連続テレビ小説「らんまん」の放送が始まり、高知県への観光客増加が期待されます。地元紙によりますと、かつて2013年に放送された「あまちゃん」の舞台の岩手県久慈市、ここは人口3万5,000人の港町だそうですので、香美市より少し大きいですがそれほど大きくない町が、ゴールデンウィーク以降、大変な数の観光客が押し寄せ、いまだにその余波が続く、関連グッズも売れているということで大変期待するところです。既に佐川町は朝ドラに向けてフォトスポット、デコレーション観光バス、バイカオウレンの郵便ポストなど、準備を着々と進めているということです。

既に県観光政策課内には、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会ができておりまして、このような立派なパンフレットもできております（資料を示しながら説明）。地図も出ているわけですが、残念ながら香美市についての記述がこれには全くないわけでございます。なかなか牧野富太郎さんと香美市を直接結びつけるのは難しいかもしれませんが、香美市には香美市にしかない魅力もあると思います。

そこで、ひょっとして執行部の方が御存じかどうか分かりませんので、一応御紹介します（資料を示しながら説明）、3月20日に一般の本屋で、NHK出版より「かみきこうち」が、高知の魅力紹介ガイドブックとして発売されるそうです。この中に、何と香北町のおすそわけ食堂「まど」を運営されている陶山さんという女性と、神木隆之介さんが対談をしたということです。SDGsの観点から、いろいろな食材を陶山さんが集めておくことに興味があって、対談に至ったということのようです。さらには、御存じの方もおと思いますが、プラスチックやごみの研究をされている同じく香北町の服部雄一郎さんも、このガイドブックで紹介されているということです。香美市と非常に結びついたと私は思っております。

そこで、来られた観光客について、①です。

市長も本定例会議冒頭で言われましたように、今年はやなせたかしさん没後10年、詩とメルヘン絵本館25周年の記念すべき年です。アンパンマンミュージアムとタイアップしての観光事業は計画しているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） らんまんに関しまして、いろいろな香美市における取組というお話がありました。

1つは、香北の自然公園を中心にいろいろと準備をしておるところですが、先ほど御紹介がありました陶山さんと神木さんの対談というのは、香美市民にも知っていただき

たいと思いますし、また、服部さんもいろいろな形で香美市で御活躍ということをお紹介したいと思います。特に、陶山さんは高知大学農学部で、大学生のときからいろいろとある意味探究をされて、そして香北町で開業されたということで、私自身も注目しておりますし、また応援していきたいなと思っております。

NHKの局長とはいろいろなことで話をすることがあるんですが、先日は大川上美良布神社の「おなばれ」取材していただいて、「とき金」という番組にさせていただきました。局長によりますと視聴率が13.5%であったということで、香美市のPRにもなったのではないかなと思っております。こういった形でNHKとは非常にいい関係をつくっておりますので、朝ドラにも香美市なりに乗っていきたいと思っております。

また、やなせ先生没後10年に合わせた特別な観光事業は現状では計画できておりませんが、没後10年に関しましては、観光誘客というより、やなせ先生にゆかりの方との絆づくりをメインに、私自身は取り組んでいきたいと思っております。観光事業ということでは、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団が、詩とメルヘン絵本館やミュージアムで年間計画を立てて運営しておりますので、香美市としましてもしっかり連携し、らんまんとも何らかの形で連携できたらなと思っておりますし、多くのお客さんに来ていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ進めて、PRもしていただきたいと思っております。

②に移ります。

本市の観光大使、宮地竹史さんには、この間観光協会に協力していただき、昨年9月30日に香北中学校グラウンドにおいて星を見る会、11月8日にはかみーるで皆既月食を見る会、さらに、本年1月28日にも舟入小学校グラウンドで冬の星座と地球の仲間を見る会の開催に協力していただきました。私、3回とも参加させていただき、宮地さんからも直接いろいろアドバイスをいただきましたが、香美市は非常に星を観測するのによい場所であるということです。海拔と言いますか、高いということが一つありまして、空気が澄んでいる、それから、邪魔になる観光施設や商業施設が余らないということで、逆にそれは星を見るためにはいい場所だということでございます。比較すると悪いかもかもしれませんが、香南市よりずっといいと、お褒めいただきました。

そこで、星の町、在所隕石もありますので、隕石に乗って星からメッセージが届いた町、それから、アンパンマンというのは、アニメを見た方は御存じと思いますが、星が煙突から飛び込んでくるんですね、星から生まれたアンパンマンの町、さらに、今月号のあけぼのを私が何気なく見ておりましたら、依光市長自ら、谷 秦山先生は、今から330年前の1694年に高知城の北緯を33度半と正確に観測しておりますと書いておりました。そこで、谷 秦山先生の北緯33度の町、さらに、星の王子様を翻訳した倉橋由美子さんの生家のある町というふうに、星に関連させて宣伝してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

やなせ先生の描いた香美市の星のキャラクターの名称を募集したところ、全国から1,858点の応募があり、またネットニュースを初め、多くのメディアに取り上げていただき、世界的に珍しい石鉄隕石が落下していることなど、香美市には多くの星に関する観光資源があることを全国に向けて発信することができました。

西山議員から御提案のキャッチフレーズを用いての宣伝につきましては、可能かどうかを確認するとともに、星に関するイベントの開催状況などを考慮して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） つけ足しますと、私、宮地竹史さんが大変気に入りましたので、石垣島まで同僚議員と一緒に、これは森田雄介議員ですけれども、別に言わなくてもえいか、石垣島まで一緒に行きました。そして、宮地竹史さんと会って、石垣島が星の島ということで、物すごい観光客を呼ぶようになったきっかけをお聞きしました。石垣島という場所はなんと南十字星が見えるんですね。こういう場所は日本でもほとんどないわけです。そこで、星を見る会を開催するが石垣市役所も協力してくれとを頼みに行ったところ、石垣市役所は、そんな星を見るので人が集まるかと、駐車場係ぐらいたら出しちゃおうと、非常に冷たい対応だったそうです。ところが、蓋を開けてみると、当日3,000人を超える人々が全国から石垣島に集まって、石垣市役所はころっと態度を変えまして、それ以来、星の島ということで売り出していると聞きました。このアイデアはまさに香美市にも通用するのではないかと思いましたが、ぜひこの星の町ということで宣伝していただきたいと思います。

③に移ります。

新しい星のキャラクターの活用方法は具体的に考えているのでしょうか。また、児童・生徒からもその方法を募集してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

香美市内で開催される星空観望会などの星に関するイベントや、在所隕石落下場所や星神社などを巡るツアーなどの広報物への掲載、イベント等のノベルティへの使用を想定しております。

星のキャラクターの活用につきましては、キャラクターに著作権がございまして、使用できる範囲が限られているため、児童・生徒から募集する際には募集要項などを慎重に協議するなど、募集についても検討していきたいと思っております。

なお、星のキャラクターの名称につきましては、3月10日にプレスリリースする予定になっておりまして、名称発表は同日の午後5時以降となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 今日名前が知れるかと思ったらまだ駄目なんですね。そして明日午後5時を楽しみにしておりますので、ぜひ活用して、そして、らんまんとも結びつけて観光客誘致に頑張っていたきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 西山 潤君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午前 9時49分 休憩）

（午前 9時51分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 市民クラブの有光収三です。通告に従い質問いたします。

依光市長にとって初めての当初予算が示されました。中間管理住宅事業や市民提案参加型イベント等の補助金創設といった新規事業、また、シェアオフィスの新設など、これまでとは違った新しい動きが感じられ、今後の取組に大いに期待したいところでございます。5つの基本政策と4つの横断的な施策について、初日に報告いただきました市長挨拶をしっかりと読み返し、香美市に住みたい、香美市に住んでよかったとすることができる、人に優しいまちづくりに私たちも貢献していきたいと思っております。

さて、中山間地域対策について、以下2点、本市の見解をお伺いいたします。

まず、①は、特定地域づくり事業協同組合制度についてです。

令和元年、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が制定されました。特定地域づくり事業協同組合制度とは、人口急減地域において、中小企業協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするというものです。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持、拡大を推進することができます。

本県においては、東洋町の事業所が令和3年12月に事業認定を受け、農業、観光業、水産加工などの仕事を組み合わせて事業を実施しています。集積、集約が困難な中山間地域の農地では、耕うんや収穫時において人手を要する小さな仕事が数多く存在しております。また、一次産業従事者の減少により、農道や水路の維持など、共同作業が困難になっている地区も多く、作付を諦める要因の一つになっています。

本事業は、こうした現状を打破する有益な手だての一つだと思われませんが、本市において本事業をどのようにお考えなのか、見解をお伺いたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御質問いただきました特定地域づくり事業協同組合制度につきましては、香美市でも導入すべく調査を進めているところです。昨年11月には、定住推進課、農林課、物部支所、香美市商工会のメンバーで東洋町を視察させていただきました。私としましては、物部地域で導入できないかと考えているところです。事業者としましては、べふ峡温泉、ユズ農家、森林組合、福祉事務所などが現状では候補となるのではと思っております。

先ほど、農業者の視点からもいろいろと御指摘がありました。まさに細かい仕事を組み合わせて1人分の仕事をつくっていくとか、また、いろいろな農家の手続関係のところも人を派遣できんかとか、いろいろなやり方があると思います。

また、一番最初にべふ峡温泉と申しましたが、馬路村の馬路温泉におきましてこの事業を使っておるという話を聞いております。その中で、なかなか宿泊施設の従業員が確保できないようなところで利用しているということもありましたので、馬路村も東洋町に加えて参考になるのかなと思っております。

今後とも情報収集に努めまして、早期に実現できるよう取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 物部町をまず土台といいますか、先行してやってみたいというところがあるんですが、香北町で私農業に従事しておりますので、それで言いますと、市長、今の段階で構いませんので、先ほど言いました点在する小さな仕事は、どの程度把握されていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 農業分野につきましては、これ自体が派遣ということになっておりまして、事業体が集まってきて、そこで誰をどういうふうにつけていくところなので、まずしなければならないのが、先ほどおっしゃられた、その細かい事業はどういったものがあるかということになると思います。

それと、物部地域でということになっても、香北町にも人は出せると思っておりますので、自分自身の思いで去年視察に行っていたときには、べふ峡温泉の人員確保が頭にあったのでこういう形になっておるんですが、これに固定するものではなくて、いろいろな地域のニーズを集めたいと考えています。その中で具体的になってくるのかなと思っておりますので、議員御指摘のとおり、いろんな可能性を探っていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 農業関係の仕事を寄せ集めるときにポイントになってくるのが、作る品目における繁忙期の把握と、年間通しての運営ということがすごい鍵にな

ってきて、またそれを実際に遂行していく事業者の手腕がやっぱりないとなかなか難しいと。ユズの繁忙期であったり、ショウガの繁忙期であったり、米もそうなんですけど、結局刈り取るときに物すごく人手が要るといような状況が発生しておりますので、そのところを寄せ集めるのは物すごい難しいところと、それプラス、実際それを遂行できる事業者がいるかどうかというところがあると思うんですが、そのあたりでちょっとお答えください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現実、東洋町や馬路村の事例でも、県外からのIターン者が来てやっている場合があります。そういった場合には、実際にその農業について経験がないこともあろうかと思えます。一定農業と言ってもユズの収穫時期、簡単にできるかということ、やはりとげの問題とかがあってスキルも要ということなので、地域としてニーズに合った方をしっかり雇用できるのかという問題があるかと思えます。

また、ユズであったりとか、ショウガであったりとか、人手不足、いろんな形でもう本当に困っているところを助けてほしい思いはありますので、どういった形で1年間のローテーションが組めるのか、JA高知県とも話をしながらやっていきたいと思えます。私自身は、他県からこの協同組合に来ていただくことも想定していきたいし、農業経験がある方が来てくれれば、もうすぐに即戦力として仕事をしていただけるんじゃないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 地域で一番問題になってるのが、実際に人手が足りないとか、体力がなくなってきたということで、生産意欲が衰えて生産力がぐっと落ちていくことをすごい危惧していますので、ぜひいろんなやり方があると思えますので研究していただいて、何とか導入して、今実際頑張っている人たちを何とか応援していきたいと思っておりますので、また御協力よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、②の質問に移りたいと思えます。特用林産物の進行についてです。

令和3年度に実施した高知県の集落実態調査結果から、人口減少や高齢化による集落機能の低下、飲料水、生活用品の確保や移動手段などの日常生活の不便さ、農林業などの基幹産業の衰退、地域の担い手不足など、厳しい現状が改めて明らかとなりました。高知県は、一人一人が暮らし続けられる生活環境づくりを進め、地域活動を生み出すため、3つの柱と8つの施策、山中八策で中山間地域対策に力を注ぐと表明しております。

その8つの施策の1つ、地域の特性を生かしたビジネス、産業づくりの中に、特用林産の振興が示されております。特用林産物とは、日本特用林産振興会の定義によれば、山林から生産される産物のうち、木材以外のキノコ類、木炭、竹、桐などの産物であるとされています。本市において、この特用林産の振興について、これまでの取組の成果や今後の方向性をどのようにお考えなのか、見解をお伺ひいたします。

○議長（山本芳男君） 香北支所市民生活班長兼地域振興班長、中村祐介君。

○香北支所市民生活班長兼地域振興班長（中村祐介君） お答えいたします。

香美市における特用林産業の振興につきまして、現在、香北地区の菌床シイタケが県下有数の産地となっております。これは、合併前の旧香北町の頃より、中山間地域の活性化を目的に、特用林産業の振興政策として公設の菌床生産センターの整備や、菌床シイタケの生産者組合の設立等により、産地化の形成を図ったことに一定の効果があったものと考えております。

香美市では、旧香北町の施策の一部を引き継いで、香北町内の菌床シイタケを中心として特用林産業の支援を行っています。特用林産業の業界全体では、働く人の高齢化や後継者不足などの問題が危惧されるところでありますが、働くところの少ない中山間部の集落では、地元の婦人たちがパートとして元気に働ける場所が確保され、地域に貢献されています。また、地元の企業に対して、スライサーや乾燥機などの整備費用や、新規就業者の研修費用についての補助事業を実施しております。将来の担い手となり得る若い人材の確保につながっております。現在でも研修生が2人雇用されています。1人が研修中となっております。

今後につきましては、香美市香北産の菌床シイタケの知名度について、よりPRできるような支援を考えております。

香北支所では、秋の紅葉シーズンに香北もみじ祭りとして、轟の滝、大荒の滝でイベントを毎年行っております。市内、市外からの観光客が非常に多くなる時期でありますので、そこで市内業者とタイアップすることで、香美市香北地区の菌床シイタケの知名度向上に貢献できるのではないかと考えられます。

その他、食育の一環で地元の小学校に、香北地区の特産物である菌床シイタケについて学習する機会もつくりたいと考えております。まだ具体的な形はございませんけれども、今後も官民連携を通じて特用林産業のさらなる振興を図りたいと考え、経営が向上することを願っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 小学校へのPRというのはすごくいいことだと思いますので、ぜひまた実現をお願いしたいと思います。

再質問はございませんが、一つ意見として申し上げたいと思います。

新しい取組等も大変大事なことだと思いますが、やっぱりこれまでの経過とか、実績がある取組についても、引き続き大事にしていきたいと思います。

肉厚でおいしい香美市香北町の特産品の菌床シイタケは、ふるさと納税の返礼品にも採用されています。また、香美市のイメージキャラクター、しいたけたけちゃんも菌床シイタケをモチーフにしていますので、ぜひまた大事にしていきたいと思います。

特用林産物は、需要を開拓できれば、室戸市の土佐備長炭とか、長崎県五島列島のツバキのように産地化を目指すこともできます。ぜひまた本市も研究していただきたいと

思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 有光収三君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で、今回は3点の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目、安全・安心な生活道についてです。

交通事故には誰もが遭いたくありません。地域の方の声を聞き、危険箇所対策をすることはとても重要でございます。危険箇所の改善、事故防止等をしていただき、本当にありがとうございます。香美市にはまだまだたくさんの危険箇所があり、道路の改修工事があると存じておりますが、今回は香北野市線について質問いたします。

令和3年9月定例会議で、国道195号の集中豪雨による道路冠水の一般質問をいたしました。素早い対応で工事をしていただき、おかげさまで地域の方々からも、これで通行止めになる心配はなくなったと喜びの声をたくさんいただきました。そのとき同時に伺った、県道438号香北野市線の拡幅工事の改良について、順番にお伺いいたします。

資料1の写真①、②を御覧ください。写真では分かりにくく、そんなに危険とは思わないのかもしれませんが、実際は本当に道も狭くて、厳しい道路となっております。

①の質問です。

岩改・萩野地区の方には生活道でもある大切な道は、道幅が狭く行き違いもできない。また、ガードレールのない危険で怖い場所なので改善してほしいと質問いたしました。香南・香美地区県道改良促進期成同盟会及び市単独要望などで、県議会及び土木部には改良、改修要望は行っている。今後、より迅速な改善を要望していかなくてはならないと考えていますと御答弁いただきました。その後、検討内容はどのようになったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

香南・香美地区県道改良促進期成同盟会を通じ、また県議会産業振興土木委員会への要望は随時行っています。併せ、市単独にて、県中央東土木事務所へ担当レベルとして

のより細部の改良要望は行いました。

当地区、この路線につきましては、現在、老朽化し冠水等も見られておりました萩野橋架け替えのほうやはりメインとなっております。今後について、やはり萩野橋架け替え完成を早期に目指さなければなりません、併せ、安全対策についても要望していきます。

また、当路線だけではありません、ほかの路線もありますが、来年度4月に担当レベルにて県土木事務所と現地確認を行い、限られた予算内ではありますが、より安全面も考慮した対策などについて、現地検討を行う予定をしております。

ただし、限られた予算ですので、ほかの県道も含め、市として何をメインとして要望していくのかも考慮して、対応していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 私もこの質問をするに当たって、ここ、ここというふうに御案内して下さった方がいらっしゃる、そこを見に行ったときに萩野橋改修工事を目にしました。この橋の工事期間は大体どれぐらいの目安で、完成はいつ頃なのでしょう。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

県に確認をとりましたが、予算の都合等がありまして、下部工を先に設置することになります。普通、工事は下部工が済んでから上部工、それから旧の橋という形になりますので、ちょっとどれぐらいかというのは、なかなかよう言わんところではありますが、あと数年はかかるものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 数年かかるということで、地域の方は早くできたらいいということもおっしゃってました。

資料の写真③、④は、突き当たりが三差路になっておりまして、左側が文代峠と佐敷へ行く道で、右側は龍河洞に行く道です。⑤の写真は反対方向から写したものになります。⑤の水色の横線が分かるでしょうか。ここの線から下がすごく高い崖となっております、道路も勾配の急な坂道となっております。案内して下さった方もこの道を時々通られるそうで、狭いから本当に上りも下りも怖いということをおっしゃってました。車同士が行き違いするのにも、迂回、退避場所までがちょっと遠いところもあると話されてました。

②の質問へ行きます。

文代峠、佐敷、龍河洞の三叉路から香北町のほうへは、勾配の急な坂道となっていて、ガードレールがなく道幅も狭いので怖いと聞きます。安全対策としてガードレールなど

を設置してほしいという声がございますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地形上の問題もあることから、ある程度は仕方ないものと思われていますが、減速の注意喚起などについて、道路管理者及び市担当課を通じ、警察などと協議できればと考えています。

また、前段での回答のとおり担当レベルで県土木事務所と現地確認を行いたいと考えています。今後その中で対策等について検討、協議をしていかなければならないと考えています。

先ほども言いましたが、限られた予算です。他の県道もあつたりするので、何をメインとするのかも考慮しての対応が重要だと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひその現地確認のときには、ここの場所も見てくださいと思います。課長のおっしゃりたいことはよく分かっておりますが、安全が第一でございますので、またそここのところもよろしくお願いします。

次の質問③へ行きます。

岩改から萩野へ行く道は一部が狭いため、通行が不安だと聞きます。先日も事故があり、車が落ちました。木があつて止まり、下まで落ちずに助かったという話を聞きました。生活道でもあるこの場所の拡幅とガードレールの要望として、車を落とした方ではなくて、車が落ちているところを見かけた数人の方から不安の声がございました。見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、現在、萩野橋架け替えをメインとして早期に要望しています。その前後にもやはり狭いところが多いところがあり、用地の問題とかが過去にあつたと聞いておりますが、前後改良区間について、併せこの際といえますか、施工要望は行っていかなければならないと考えています。

安全対策等につきましては、全体的な話としまして、前段の現地確認などにて検討、協議を今後行っていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 初めにも申しましたが、本当にここだけではなくてたくさん危険箇所があると思います。しかし、こういった事故も起きておりますので、4月以降にされるという現地確認等々ときには、優先順位を上げていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に大きな2番目の会計年度任用職員について質問させていただきます。

初日の日に同僚議員から様々な視点からの質問もございました。重複する部分もある

かもしれませんが、よろしく願いいたします。

総務省が、自治体で働く単年度契約の会計年度任用職員のボーナスを拡充する方針を固めたとの報道がございました。公務員のボーナスは期末手当と勤勉手当で構成されておりますが、会計年度任用職員には期末手当しか支給できませんでした。正規職員や国の非正規職員と同じく両方を支給できるようにするという事です。早ければ2024年度から適用と、関係者が明らかにされたとの報道がございました。新型コロナウイルス対応など、多岐にわたり自治体運営には欠かせない大切な方だと思います。

①です。

対象となる会計年度任用職員の人数をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

令和4年12月の期末手当を支給した人数と同数と考えた場合は、310人となります。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 同僚議員の人数のところでは、部署別の人数が333人ということだったんですが、適用にならない方というのはどういったところで条件に合わないのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 支給対象者は、1週間当たりの勤務時間の平均が15時間30分以上で6か月以上の任期がある者となっておりますので、それに当たらない方になります。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。

②の質問に参ります。

総務省は、格差是正をすれば業務への意欲が高まって、行政サービスが向上し、住民にもメリットがあると見ていると記事にありました。このことの見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 勤勉手当が支給可能となりますと、会計年度任用職員は処遇改善となり、それが最終的に住民のメリットにつながるのであれば有益であると思っておりますが、必要な財源が全額措置されなかった場合は、ほかの事業や経費に影響が出てくると思いますので、その場合は、住民にとってデメリットにもなり得るのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） その新聞記事を見てみますと、勤勉手当支給で自治体の人

件費が重くなるというところで、総務省は負担を軽減するための財政支援をする方針で調整をしてくれているとありますので、そここのところも考慮してまた決めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

③です。

早ければ、令和6年度から勤勉手当と期末手当の両方が支給される予定となります。総務省は法律と通知を改め、パートタイム、フルタイムの方にも支給できるようにする方針ですが、手当の水準は各自治体が決めると新聞には記載されています。これから協議していくことになると思いますが、香美市はどのような水準で検討していくのでしょうか、分かっている範囲内でお答え願います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

現時点では、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備を行うことしか、国からの情報がありません。先ほど報道でこういうことがありますと言われたことも、国からは示されておりませんので、勤勉手当を支給する際の考え方や評価の仕方などの詳細が示されてから検討することになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） これから国会で検討していく課題ではございますが、多分決まるとお思いますので、自治体で決めるということになっておりますし、そのときにはまた水準もいろいろ考慮していただいて、本当に物価高騰でなかなか生活が厳しいという声もたくさん聞いておりますので、よろしく願いいたします。市長、こここのところについてはいかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市におきまして、会計年度任用職員の皆様方には、業務に当たって献身的にやっていただいていることを、本当に感謝しております。

議員御指摘のとおり、国の法律も変わるというところではあります、予算のこととかもありまして、どういった形になるかは検討させていただきたいと思っております。

そして、業務への意欲という部分では、香美市の職員が会計年度任用職員の皆さん方とコミュニケーションをしっかりとって、職場環境をよくしていくことについては、しっかり私としても取り組んでいって、また給与面のところも何らかの形でとは思いますが、先ほど課長から答弁させていただいたとおりであります。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かに、ほかの財政にも響くということはよく分かります。しかし、やはり大切な部分でございますので、そここのところもしっかりよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。香北の自然公園について伺います。

香北の自然公園は、四季折々の花が咲き、あずまやからの眺めは、香北町の町並みや、はるか遠くにある数々の山々と大きな空が広がり、自然あふれる本当にいい公園でございます。こんな場所でゆったりと癒しの時間を皆さんに過ごしていただきたいと思いません。

今回、質問に当たりまして、つい先日公園に行ってきました。花の時期ではないので、牧野博士が命名した25種類の植物は分かりませんでした。西側の登り口は、以前は暗くて鬱蒼としていたので一人では寂しく感じたんですけども、墓地のあたりの木も伐採されていて、本当に明るくなり、開けたっていう感じがしました。今は登り口も寂しくないなと思いました。透水性舗装の登り道も整備され、とても登りやすくなっていて、これなら公園に来てくださった方々にも喜んでいただけたらと思います。

4月放送予定の牧野富太郎博士をモデルにしたNHK連続テレビ小説らんまんと、牧野先生にゆかりのある、この香北の自然公園の今後の展開に、市民の方々も大変関心があるようです。今回も様々な声を聞きました。香北の自然公園を今まで以上に市民を初めとするたくさんの方々に知っていただき、今後もずっと人々が集まる憩いの場所として香美市の一つの目玉にしたい、そんな思いで質問いたします。

①です。

香北の自然公園整備事業は完了したのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えいたします。

自然公園の整備については完了していますが、森林組合との細かい作業があり、②と③の質問の答弁と同じになりますが、QRコード付きの草花案内板は納品されていますので、不要看板の撤去や手直ししなければならない看板など、香美森林組合の牧野植物園元職員と一緒に、QRコード付の草花案内板の設置、改修作業をするようにしています。

また、つえについて③にもありますが、公園の入り口と、上と下の3か所へ3月中には設置するようにしています。また、ベンチも納入されていますので公園内に搬入予定です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 一通りは完了され、あと細かいことに向けて打合せしていく、整備していくということですね。

②の質問でございます。

昨年7月臨時会議では、博覧会受入れ環境等整備支援事業が新設され、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな打撃を受けた観光需要回復の起爆剤として、高知県出身の牧野富太郎博士ゆかりの地や、草花の群生地草花体験フィールドを生かした、

官民協働による博覧会を実施するとしている。会場の一つとして、香北の自然公園も名乗りを上げており、草花体験フィールドとして磨き上げを行うために改修整備が必要であると、補正理由の説明がございました。

先ほど答弁をいただきましたが、QRコード付き草花案内板は現在設置されていませんでした。現在されてないのは間に合わなかったというか、イベントに向けてこれからつけていくということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えいたします。

この看板につきましては、やはり素人では区別がつきにくい草花となっております。牧野植物園の元職員が公園を管理していますので、一緒にQRコード付きの案内板を設置していきたいと考えております。地面からまだ芽が出ていない草花もありますから、はっきり分からない部分もありますので、順次設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 大体、何枚ぐらいつける予定でしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

看板は98種類作っています。ただ、希少価値のある草花の看板も作りましたが、その分につきましては設置すると取られていくということもあります。現に今までも希少価値のある草花が引かれていって、なくなったということもありますし、今はそっとしておきたいと考えております。今、春の分は設置するように考えています。順次、夏、秋、冬と開花の時期に合わせての設置も考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 希少価値のある植物は、なかなか群生しにくい植物でもあると思うので、本当にみんなで大切にしていけたらと思います。

次の質問です。

香北自然公園の写真資料2を御覧ください。⑥は3枚になっておりまして、④は東側の登り口でございます。ここも本当に両方門柱というか、柱が立っておりまして、階段も整備をされてすごくよくなっておりまして、⑥の写真は西側の登り口です。ここは以前地道でしたので、なかなか足を取られたりで上がりにくかったんですけども、透水性舗装され、遊歩道の階段横はスロープにもなっておりまして、上りはすごく楽になっていました。ただ、下りがちょっと怖いかなと思います。足が弱っている方は、階段側にある手すりなどを利用して降りてくるようになると思いますが、少しこの手すりの汚れが気になるかなと思いました。コケが生えているというか、ちょっと緑がいっぱい生えているような感じに見えました。多分、これは手についたりするものではないとは思

うんですけれども、ちょっとまたよかったら確認していただけたらと思います。

つえのことで、③の質問でございます。

自然公園は安全が第一だと考えます。資料2の⑥は、上りも急ですが下りも急で、上りより下りが安全面で心配されます。つえの設置を先ほどしてくださるということでしたので、特にこれに対して付け加えがございましたら、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えいたします。

先ほど手すりのコケと言われましたけど、手すりは全部入れ替えましたので、どの部分を言われているのかが分かりませんが、新しく設置していますので、もしそれが分かれば教えてもらいたいです。

つえにつきましては、先ほど言ったように、ガイドツアー参加者にツバキのつえを10本用意していますので、それを利用させていただくと。そして、上部と入り口3か所につきましては、10本ずつ職員が手作業で竹づえを作っていますので、それを設置します。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 手すりは入れ替えてくださったということなんですね、失礼いたしました。そんなふうに見えてしまったのかもしれませんが。写真⑥に写ってる手すりでございます。反対の東側は手すりが金でできていましたので、そんなにはなかったです。

それと、このつえなんですけど、いつから設置していただける予定でしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えいたします。

今磨いている途中ですので、25日に全部オープンになりますので、来週中には置きたいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 来週の土曜日に、ある団体がここの公園に行かれるらしいので、つえがあったらいいなと思います。幾つか間に合う分がありましたらぜひ置いていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、④の質問でございます。

資料3の⑦の写真を御覧ください。これは宇宙を旅したひょうたん桜の木でございます。宇宙桜は公園の一つの目玉であると思います。木の看板が風化しております。修繕が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えいたします。

宇宙桜の2つの看板については、物部川こどもまつり実行委員会が苗木植樹時の立て看板として立てております。今現在は外しております。①の質問でもお答えしましたが、手直ししなければならない看板はある程度とってきております。今現在、それも職員が製作中となっております。税の申請とか、いろいろ窓口が忙しくて進んでいない部分もありますが、今現在進行中です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 最近のけてくださったということだと思います。

それでは、写真⑧を御覧いただけますでしょうか。これはあずまやでございます。あずまやも本当にすごくきれいになっていました。一緒に行った方たちも、いやすごいきれいになって座りやすいとおっしゃってました。写真⑬の水道設置でございますが、ちょっとしゃがんで座るといった感じになっておりましたけれども、ここに水道があると全然違うのでありがたいと思います。そして、旧のカメラスタンドは、スマホやカメラでの記念写真に御利用くださいと書かれてたと思うんですけども、これも一つのおもてなしかなと思って、いいなと思いました。写真⑩の案内板は新しく新設された部分だと思いますが、距離も分かっていいなと思いました。そして、写真⑩を御覧ください。これは、集落活動センターの中に設置されている香北の自然公園のスペースでございます。ここには植栽花リストがかかっております。その横には松ぼっくりがありました。今後、このスペースを生かすことを望みます。

⑤の質問をさせていただきます。

集落活動センターの中のコーナーはPRになりとてもよいと思います。しかし、現状のレイアウトでは寂しいし、分かりにくいと思います。レイアウトなどの工夫をして、休憩中の方が公園に行きたくなるような展示やポップを書いて、発信してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

今までは、道の駅の片隅にパンフレットと公園の花図鑑を置いていましたが、分かりづらいということで、4月から考えているのは、集落活動センターの交流スペースの一部に香北の自然公園コーナーを増設して、季節ごとに咲く花のパネルを入れ替えて展示し、今咲いている花などを発信できればと考えております。道の駅でもありますし、情報配信するにはもってこいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 一部を改修して、そういった配慮をして展示していただけるということで、ありがたいです。

ここで、ちょっと市長にお伺いいたします。

資料2の③の写真を御覧ください。西側の入り口にこの看板が新設されました。アサギマダラが2匹とまっているんですけども、すてきな出来上がりとなっております、目を引く効果がございます。その横にここのゆかりを書いてくださっております。この看板を新しくもう1セットつくりまして、構内に置くこともすごく効果があるのではないかなと思います。先ほど私が心配しておりました、香北の自然公園への誘導がこのコミュニティの中にはございませんでしたので、ぜひそういうところで進めていただきたいと思います。ちょっと目を引くタイトル等をつけていただきましたら、何やろうって県外の方にも見ていただけると思うんです。土佐弁で、知っちゅうかね、香北の自然公園とかちょっと考えていただいて、先ほど課長がおっしゃっていた、もちろん花ですよ、そういったものの写真を置いていただくと、すごくいいなと思います。

そして、もう一つ、香美市のかみーるのような通称名がございますよね、香北の自然公園には通称名がないです。親しみが持てるような通称名を募集してはどうかという声もございますが、いかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） いろいろな御提案いただきまして、せっかくのこうした整備でございますので、いろんな方に来ていただきたい。かみーるでもという話がありましたので、そちらも検討していきたいと思います。

また、通称名に関しましては、福留功男さんから御寄附いただいたものでもありますので、福留さんにも御相談してみて、これまで香美市民にも知られていなかったように私自身も感じます。そういったところも含めて、言いやすい名前ということは考え方としてあると思いますが、福留功男さんにも相談しなければならないと思います。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） この香北自然公園というのは、開園前に公募してつけた名前ですので、変えることはできません。中学生がつけてくれたので、もうこれ以上名前は多分変えられないと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今までの流れもあるということですが、つけてくださった方はもう卒業されて大人になっていらっしゃるのだと思います。もし行くのであれば、福留さんにももちろん相談もせんといかんでしょうけど、通称名があるとすごく親しみがわくのではないかなと。香北の自然公園っていうのは、場所的にもすぐ分かるんですけど、これプラス何かあればいいなって思いますので、早急ということにはならないと思いますが、また、ちょっと考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、⑥です。

今後、整理が必要と感じるところについて、見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 遊歩道の未舗装部分階段があります。それと、土どめについて老朽化が進んでおり、整備する必要があります。今回、転落防止柵の手すりを改修した際に出ました廃材を利用して、香美森林組合への委託業務の中で改修していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 公園内は安全が第一です。よろしくお伺いいたします。

この「ものべがわエリアの春めぐり」は御存じだと思いますが（資料を示しながら説明）、こちらのパンフレットを開けますと、左上の端に①香北の自然公園と出ております。そこには、「香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの裏山斜面に位置し、香北町出身のキャスター福留功男さんの、ふるさとに寄せる思いから生まれた公園。牧野博士ゆかりの植物を含め、約72科305種類が植樹され、四季折々の草花を楽しむことができます。遊歩道や休憩所もあり、のんびり山歩きもおすすめ！香北町の中心地を一望することができます。」と書かれております。下にQRコードが付いています。香北の自然公園と別に、②天空の菜の花畑と⑩平山親水公園の3つを検索してみたんですけども、地図と住所だけ出てきて、ほかに一切情報がございませんでした。⑧鏡野公園と⑨八王子宮もあるんですが、こちらのほうも香美市ですので検索してみましたら、数枚の写真とユーザーの方々の口コミ情報等が出ておまして、それを読んだ方がこの場所に行ってみたいという気持ちになるレイアウトになっておりました。このままではちょっと残念だなと思っておりますので、早急に写真等をアップしていただき、充実させていただきたいと思っております。

また、先ほど同僚議員からもございましたが、このパンフレット、こちらとか、あといろいろいっぱいあり過ぎてよう持ってきませんでした（資料を示しながら説明）、とさてらすとか、牧野植物園にあったパンフレットなんかにも出ておりません。香北の自然公園を出してくれているのは、こちらだけでございましたので、市民の方々からも香美市はどうするつもりなのかと心配する声を聞きます。近隣3市と一緒に県下全体への配布や、高速道路のサービスエリアなんかにも、また新しくパンフレット等を作ることがございましたら作っていただき設置し、らんまんのブームに乗りたいと思っております。

⑦の質問をさせていただきます。

牧野富太郎ゆかりの地めぐりマップ、新休日イベント情報などのパンフレットには、香北の自然公園は出ておりません。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 牧野富太郎ゆかりの地めぐりマップにつきまして、香北の自然公園が載っていないのではないのかという御指摘をいただいております、このパン

フレットを調べてみますと、牧野富太郎先生が実際に訪れたところを中心にということから、香北の自然公園には訪れていなかったことと、あと、いろんなイベントで、今回香北の自然公園ガイドツアーをやりたいんですが、まだ研修中ということもあって、その実施イベントが確定していないために掲載されていないということでもあります。

私自身は売り込むつもりでおりますので、去年8月に行われました第2回連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会では、発言の機会をいただきまして、香北の自然公園について御紹介させていただいております。普通いろんな公園ではチューリップとかパンジーとか、遠くから見ても目立つような花が多いですが、私が売りにしたいと思っているのは、香北の自然公園の草花は本物であるということです。これが何かと言いますと、やはり牧野富太郎先生が分類していたのは、ある意味普通では気づかないような本当に希少な植物であったりとか、普通に目立つようなものでないと。そして、もう一つ会の中で言わせてもらったのが、アサギマダラのことです。チョウの目立つ看板についても御紹介がありましたが、子供たちがいろいろな観察の中で、もう本当に渡り鳥のように飛来し、広く遠くまで飛んでいくチョウなので、地域外との交流も生まれるような形で、香北中学校、大宮小学校の児童・生徒も大事にしている。また、当然アサギマダラが飛び立つためには、フジバカマという植物を植えないといけないということで、関係者の御尽力もあって、これまで受け継いだ部分もあります。こういったことを私自身がしっかりPRすることによりまして、先ほどネットの話もありましたけれども、これからもやれる部分はやっていきますし、1回来て終わりではなくて、季節ごとに咲く花々を見にきていただけるよう、タイミングに応じた形でPRしていきたい。1回だけではなく、何回も訪れていただける公園にしたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 私が思っているようなことを市長がおっしゃってくださいました。ありがとうございます。

⑧の質問に行きます。

4月から計画している、香美市観光ガイドの会による牧野博士ゆかりの香北の自然公園植物ガイドは、これを作られるということでしたので、ツアーに参加しない方も手に入れることは可能なのでしょうか。また、発行部数をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

お手元にこれは届いていますかね（資料を示しながら説明）、パンフレットと開花だよりというのを配っていますが、これを今回新しく作りました。

一応、ガイドツアーについては、新しく作成した香北の自然公園のパンフレットと開花だよりのチラシを利用するようです。ほかに作ることは聞いていません。担当のガイドに聞きました。また、ポスターも作成しましたので、香美市内外の場所には置いても

らうようにしています。また、ポスターやパンフレットにはQRコードを付けていますので、ホームページの香北の自然公園の内容が見えるようにしてありますし、開花だよりも見えるようにしております（資料を示しながら説明）。

部数は、パンフレットが1万5,000部、開花だよりが3,000部となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 私の勘違いでございますね、ガイドの花だよりという冊子を作るということですか。さっき花だよりとおっしゃっていましたが、そのことです。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） この開花だよりは、四季で春、夏、秋、冬と分けています。これを、香北支所、道の駅、そして、あずまやにボックスがありますので、ボックスの中に入れておきます。それを見ていただけたらと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。ボックスの中にも入れてくださるので、こちらのほうも手に入るということですね。それはいつから入れてくださるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） もう仕上がっていますので、すぐ入れてもいいのかなと思っていますが、道の駅にはもう置いています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 道の駅というのは、香北町の道の駅のことですね。サービスエリアとか、高速にもまた置いていただけたらと思いますが。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） これはもう香北町だけにしか置くようにしていません。公園を散策する方ということで、もしこれを見たい場合はホームページ、このパンフレットの中にもQRコードがありますので、それをかざしてもらったら見えるようになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 香北町限定というところがちょっと残念でございますが、今回はそういうやり方でやるということですね。

それでは、⑨の質問へ移ります。

ある市民の方からメールをいただきました。その一部を御紹介させていただきます。

香北の自然公園へたくさんの方に来ていただくとすると、1つ目として、まずは地元の人に来てもらうこと。そして、2つ目として、次に香美市内外、県外から来ていただく施策が必要です。2つ目には、高知県観光政策課や高知県観光コンベンション協会等との連携が不可欠です。今回のパンフレットに、香北の自然公園は私が見たところほとんど出ていませんでした。物部川DMO一つだけでした。特に、今年は連続ドラマ関連と歩調を合わせるべきだと考えますという内容でございます。香美市を何とか変えたいと思っている方の1人でございます。この公園は、香北町の方はほとんど御存じだと思いますが、土佐山田町と物部町の方はどうでしょう。ある土佐山田町の方に伺うと、知らないと言われました。名前だけは聞いたことがあるけれども、行ったことはない。また、それは何？と言う方もおられました。

まずはこのチャンスを生かしまして、香北の自然公園を知っていただき、香美市のいいところの一つとして、御友人などに、7月の中旬から下旬にはイチハツやシャクナゲ、ウンゼンツツジが咲いたよとか、花の時期に来てくださいと、先ほど市長からもおっしゃっていただきましたが、オールシーズンに来ていただくよう声かけをしていただくことは、とてもPRになると思います。本当に地元香美市の方に知っていただき、そして一人一人にPRしていただくと、すごく違うと思います。

7月臨時会議で、博覧会を契機に、市内外に向けてPRして、らんまん効果により来園者を増やし、観光キャンペーンを開催すると、市長の御提言もございました。どのような計画をして市内外へ発信していくのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

まず、市民に向けてになります。広報香美に特集記事を掲載する予定になっております。次に、市外に向けてになります。新しく発行した香北の自然公園のパンフレットなどを各市町村の観光担当課や牧野植物園などの博物館や美術館、道の駅などへ設置することで、観光客誘致を図ってまいります。

時期は未定でございますが、福留功男さんの帰高に合わせて、公園のリニューアルを記念した行事を実施予定です。また、高知県観光コンベンション協会が3月16日に発行する季刊誌、高知県公式ガイドブックの春号に、草花スポットとして香北の自然公園が紹介される予定になっております。さらには、香美市観光ガイドの会が実施する牧野博士ゆかりの香北の自然公園草花ガイドツアーのガイドプランが、3月中旬に観光博覧会のホームページで紹介される予定になっております。このほか、香北の自然公園の旬の草花について、観光協会が発信した情報が牧野植物園やとさてらすなど、県内10か所に設置されている電子掲示板で発信されるほか、観光博覧会ホームページの花の見ごろにも掲載されるようになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ちよつと聞き漏らしたんですけれども、イベントの企画等はないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 今のところ、福留功男さんの帰高に合わせた記念行事をやる予定ですが、それ以外の大きなイベントは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 小さなイベントというのはありまして、今考えていますのは、スタンプラリーとかクイズラリー形式のものを作りまして、散策できるような形にしようかと考えております。

また、個人的な考えですけど、桜が咲いたときに下からライトアップしたいなというのがあるんですけど、すごいきれいに見えるかなと。そこのところはまだ自分だけの考えですのでいけませんが、スタンプラリーとかクイズラリー的なものは、定期的にしたいなと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 両方の担当課長から御答弁いただきまして、ありがとうございます。

福留功男さんは観光大使第1号でもございますので、以前もアサギマダラのサミットを行いたいとおっしゃって来ていました。きっと気にはしてくださっていると思いますので、ぜひそういったサミットをやっていたらと思います。香長小学校の子供たちも、フジバカマを植えてアサギマダラの観測をしたり、バスで見にいったりとかいうこともされていますので、香美市の子供たちみんなに喜んでいただけるようなイベントにしていけたらと思います。よろしくお願いします。

前田支所長のライトアップ、もうすごく私もいいなと思います。市長も何とかそのところでお力を貸してください。そして、クイズラリーを考えているというところで、まだ具体性はないと思いますが、またぜひそちらのほうも検討をよろしく願いいたします。

この場所なんですけれども、どこかの団体がイベントをしたいと言った場合にお借りすることはできるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

そういった話はないんですけれど、もしそういうふうな話になれば、香北支所で検討してどうするのか、管理のこととか、水道とか、電気代とか、いろいろありますので、そこのところもまた含めて検討したいなと。実際は、そんな形でにぎやかにしてもらったら本当はありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そうしたら、依頼があったら検討していただけるということでもよろしいですか、分かりました。そのイベント内容にもよるでしょうけれども、小規模であれば可能かなと思うので、またよろしくお願いします。

日頃から木の手入れ、草花の手入れなど、公園の手入れをしてきた地元有志の方々もたくさんいらっしゃいます。本当にこの香北の自然公園は心がほっこりするような公園でございます。維持管理は本当に大変でございます。持続可能な公園は、市民の方々の口コミでたくさんの交流人口が増え、香美市のイメージアップにもなります。各関係団体の方々の御協力もいただきながら、担当課だけではない、香美市民がみんなでつくる香美市の公園を盛り上げていけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答で質問させていただきます。

初めに、AEDの有用性の向上についてでございます。

以前にも質問させていただきましたが、AEDは日本語で自動体外式除細動と呼ばれ、音声ガイドに従って、一般人でも心臓がけいれんした状態を取り除くことができ、心肺蘇生を促すことができます。緊急の人命救助に大きな役割を果たす画期的な機器として各地で導入が進み、日本のAED設置台数は世界でもトップクラスとされています。

①の質問です。

本市においても、民間の病院や量販店などへの設置が進んでおります。公共施設は令和元年度が36台ということでございましたが、その後の香美市公共施設のAED設置状況をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

その後の設置状況につきましては、新たに9台増えていますが、双葉保育園の1台が減となっております。令和5年2月末日現在で44台となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 増えているということで44台、その増えた施設というのは

どこになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 増えた施設は、市民グラウンド倉庫内、香美市立図書館、それからあと7つは児童クラブになります。香長小学校児童クラブ、山田小学校児童クラブ、舟入小学校児童クラブ、楠目小学校児童クラブ、片地小学校児童クラブ、大宮小学校児童クラブ、大栃小学校児童クラブです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 重要なところが大分新しくなっております。

②の質問でございます。

日本では、毎年7万人を超える方が心臓突然死で亡くなっています。倒れてから何もしないと1分ごとに救命率は10%ずつ下がり、心臓が止まって5分で脳の後遺症が始まります。いかに早く救命、心肺蘇生を行うかが生死を分けることとなります。そのためにも、AED設置場所を明確にする必要があると考えます。ホームページの香美市公共施設AED設置場所一覧表はもとより、スマホアプリで分かる日本救急医療財団や日本全国AEDマップは、公共施設や民間施設を問わず公開していて、スマホで自分のいる場所のどこにAEDが設置されているのかが分かります。市民にAED設置情報を提供するよう、周知方法の工夫ができないか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

ホームページのデータが更新できておりませんでしたので、今後は定期的に最新のデータに更新していきます。

また、先ほど言われました、日本全国AEDマップのWebサイトは、自治体が公開している航空データのURLをメールで連絡すれば、定期的に確認して最新のものを掲載していただけるようですので、まずはそちらのサイトに掲載したいと思います。財団全国AEDマップに表示することにつきましては、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今もうデジタルの時代ということで、こういったAEDマップを、前回私が質問したときには、まだ設置が進んでおりませんでしたけど、ぜひとも進めていただきたいと思います。このAEDマップは次年度にはやっていたらいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 日本全国AEDマップは、オープンデータが確定した後、すぐにメールで連絡したいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③の質問です。

ホームページの香美市公共施設AED設置場所一覧表に、先ほど双葉保育園というお話もございましたけれども、確認でございます。現在の一覧表を見ますと、市役所本庁内2階のAED設置場所が幼保支援班となっているということで、私も2階のちょっとどこに設置しているのかなって見たところ、なかなか見当たらなかったの、設置場所の確認ですが、今、課長が言われましたけれども、この時点ではどのように設置されていたのでしょうか、その経緯をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 設置場所が幼保支援班になっていましたのは、先ほど申しました双葉保育園が休園になったことによって、リースしていたAEDを一時的に保管していたもので、現在はありません。ちょうど調査したタイミングにあったということで、間違っただけのことであります。設置場所に含めるものではありませんでした。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ちょうどそういったタイミングであったということで、致し方なかったかもしれません。ホームページを変える時期について、先ほど課長のほうからもありましたけれど、やはりAEDの一覧表というものは、マップもございますけれども、現在ホームページ上では令和2年2月時点のものです。本当に緊急の人命救助に使われるものですので、やはり設置場所の最新情報をその都度載せていただきたいと思っておりますけれども、それに関してもう一度確認いたしたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 定期的に確認して、最新のものを載せるようにいたします。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 定期的にとということでしたけれども、私が思うのには、やっぱり設置したときですね、児童クラブとか図書館とか、そういった設置したときにすぐさまきちんとインターネットを更新するということではいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 各課から情報を収集して、今、議員が言われたように、できるだけ努めたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ④です。

AED使用時のプライバシー保護について、興味深い統計があります。京都大学などの研究グループが、平成20年から平成27年に全国の学校構内で心停止になった子供

230人について、救急隊が到着する前にAEDパッドが装着されたかどうかを調べたところ、小学生と中学生では明快な男女差はなかったのに対し、高校生では、男子生徒83.2%に対し女子生徒55.6%と性差が見られました。女性の服を脱がせることへの抵抗感、特に男性が女性の服を脱がせることに強い抵抗感があることが判明したとありました。

資料の下段を御覧ください。AEDは2枚のパッドを素肌に貼りますけれども、下段のほうは服を全て脱がす必要はなく、下着をずらして適正な場所に貼ることもできます。その上から服をかけて肌を隠すようにしても、AED機能に影響はありません。しかし、倒れたときに服など覆うものがない場合もあると思います。資料の上を御覧ください。このように、女性のプライバシー保護への配慮として、胸を覆う三角巾を附属品として配備することを提案いたします。これについての考えをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 三角巾は、いざというときに倒れている方のプライバシーを守り、ちゅうちょせずにAEDを使用してもらえること、また、止血や固定などの必要に応じて使用することができることから、全国的にもAEDケースに三角巾と使い方のリーフレットを配置する市町村が増えてきているようです。

本市におきましても、既に44台中7台に配置されておりますので、今後増やしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 44台中7台は配置されているということで、全部に配置していただけるよう、よろしくお願いいたします。

御存じの方はあれかもしれませんけれども、今皆さんにお示ししました資料は埼玉県蓮田市のもので、これは1枚裏表にしたものでAEDの中に入るぐらいのサイズになっていまして、AEDを使う際のプライバシーに配慮した使い方パンフレットとして、三角巾とともに配備しているということですが、こういったパンフレットの作成についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） AEDにはリースと買取りがあるんですけれども、三角巾とパンフレットがセットになってリースしているかを確認して、恐らくそれもセットになっているんだろーと思いますので、こちらで独自に作るのではなくて、セットでリースできたらと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 併せて、やはり整備したとしても使う訓練というのが一番大事になってくると思います。本市においても、職員に対しては定期的に訓練をしていると思われましても、訓練はどのように行っているか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） A E Dの訓練につきましては、定期的に消防の力を借りまして訓練しております。この御質問をいただいた後、ちょっと消防にも、こういった三角巾を使った訓練も必要じゃないかという話もしておりますので、消防でも検討していただけるとお伺いしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ぜひそのようにお願いいたします。

今は市職員の訓練でございますけれども、一般市民でもA E Dを使える人を増やすということも、すごく重要になってくるかと思えます。防災士とかでしたら、免許を取るときに必要となってくるわけですけれども、一般市民に対してもそのきっかけが大事になってくるかと思えます。調べますと、毎月第3日曜日に救命講習を消防署で行っておりますけれども、A E Dを含む3時間の普通救命講習というのがあるようです。プライバシーの保護とともに、一般人へ救命講習の周知もぜひとも進めていただきたいとお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

大きな2番目の質問でございます。デジタル・ディバイド（情報格差）の解消でございます。

これに対しては、今まで同僚議員からもございましたように、議員研修がございました。私もこのデジタル・ディバイドという言葉も、恥ずかしながらこのときに初めて聞きまして、何だろうと思ったわけですけれども、本当に情報格差をなくそうということは、デジタルの時代にすごく重要な取組ではないかなと思ひまして、質問したいと思ひます。この研修会は、D X（デジタル・トランスフォーメーション）が今なぜ必要なのかなど、この背景とか、少子化による急速な人口減少と高齢化人口が最大となる2040年問題、自治体の抱える課題についても改めて確認いたしました。地方の社会課題を解決するために、どうしてもこのD Xを積極的に推進することが基本で、大事なんだということを強く感じたわけでございます。

市長は、今定例会議初日の話の中でも、国を挙げた行政のデジタル化の流れに香美市も乗り遅れないように、積極的に取り組むと、そして、窓口業務のデジタル化の検討も昨日来おっしゃっていましたが、進めているということで期待しています。

そこで、①の質問でございます。

このようにデジタル化が急速に進む中で、その恩恵を誰もが受けられる環境づくりが重要でございます。高齢者など、デジタル機器に不慣れな方への配慮について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） デジタル化の推進とともに、高齢者などのデジタル機器に不慣れな方への配慮について、御質問をいただきました。

世の中がデジタル化していく中で、高齢者などが取り残されないよう、香美市政としてもしっかりと取り組んでいくべきだと考えております。香美市におきましては、光ファイバー網の整備が進み、中山間地域でも光回線を活用できる基盤が整いました。私としましては、中山間地域の振興とも合わせて、高齢者などがスマートフォンなどの便利な機器を活用することで、その恩恵を受けられるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ②です。

デジタル・ディバイド解消の取組として、国はスマホの活用方法を学べる、利用者向けデジタル活用支援推進事業として、実施主体別に、全国展開型、地域連携型、講師派遣型の3つの類型を設けています。全国展開型は、携帯電話事業者が実施主体で、国の講師養成研修を修了した店員が、講師として携帯ショップで実施するスマホ教室です。そして、地域連携型というのは、公募で採択された地元のICT企業や社会福祉協議会などが、地方公共団体と連携して、公民館などの公共的な場所で行うものというものでした。そして、3つ目の講師派遣型は、これも公募で採択された法人や自治体に派遣して、スマホ教室などを実施するものとなっております。

この事業の令和4年12月1日時点の実績を見ますと、全国展開型には近隣市の南国市、香南市を含めた9市、そして、地域連携型には黒潮町、講師派遣型には高知市とありまして、その中に香美市は入っていませんでしたので、どうなっているのかなと思いましたが

全国展開型は、土佐山田町には1店ございますけれども、店舗のない物部町とか香北町の中山間地域の方には利用が困難だと思われまますので、実施主体である社会福祉協議会が地方公共団体と連携して公共的な場所で行う、地域連携型の活用はできないものかなと考えますけれども、それについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 本市では、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に基づき、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を推進するに当たり、限られた財源の中で、こういった国の補助金活用が有効と考えておりますと同時に、実施箇所については公民館などの公共的な場所を利用させていただいて、どんどん積極的に進めたいと考えております。

しかしながら、本事業の採択要件といたしまして、民間事業者が利用主体となっておりますことから、民間事業者等の理解と協力が不可欠となっております。本事業の活用について、デジタル化に関する住民のニーズとか、各種委員会からの意見などを踏まえまして、現在、同種の事業を実施しております、香美市社会福祉協議会との連携を模索することから始め、そのほかの民間事業者等へのアプローチも検討したいと考えております。

- 議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。
- 9番（舟谷千幸君） ぜひともこの地域連携型で、香美市もやっぱり乗り遅れないように検討していただきたいところですが、令和5年度にはそういった方向でいくということによろしいでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 民間事業者の御理解が得られれば、進めたいと考えております。
- 議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。
- 9番（舟谷千幸君） さきにありました全国展開型は、今香美市にも1社ございますけれども、現在はその事業者独自でスマホ教室を行っているようですが、全国展開型として香美市でも他市町村と同じようにやっていただくことはできないものでしょうか。全国展開型についてもお伺いいたします。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 実施主体となる大手携帯会社の各ショップでの判断があると思いますので、各ショップの業務状況などからそれぞれ判断して、その事業をしていただけたらとか、していただけないとか、いろいろな状況があると考えております。
- 議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。
- 9番（舟谷千幸君） 事業者、各ショップの人員配置とかでの体力面といいますか、そういうことが大きく影響する状況のようですが、ぜひともまた大きく視野を持って取り組んでいただきたいと思います。
- ③の質問でございます。
- 先ほどは国の支援でしたけれども、県の施策としましては、県が携帯キャリアに委託して実施するため市町村は予算不要という、スマートフォンの活用サポーター養成事業委託業務がございます。身近な場所で何度でも相談できるよう、スマホ操作や活用方法を教えられる人材を養成するものでございますが、この活用方法についての考えをお伺いいたします。
- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） 御指摘の高知県スマートフォン活用サポーター養成事業委託業務につきましては、対象が携帯ショップのない市町村となっております。香美市は対象となっておらず、事業を活用することはできません。県に確認をとりましたところ、予算が余れば対象が広がるということです。その際には検討していきたいと考えております。
- 以上であります。
- 議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。
- 9番（舟谷千幸君） 予算が余ればということですが、サポーターはどのよ

うな方を想定していらっしゃるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） こういった事業は今後も進んでいくと思いますし、来年度の国・県の事業をしっかりと確認して、やっていきたいと思います。先ほど課長から答弁させていただきましたが、やはりパートナーが重要でありまして、香美市の職員が教えていくマンパワーもなかなかございませんので、一緒にやれるところを探すことも含めて、来年度にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 取り組んでいただけるということでございます。

④の最後の質問でございます。

先日、社会福祉協議会でスマホ教室を行ったということを耳にしまして、ちょっと問合せをしてみました。これは、あったかサロン事業で行ったそうですけれども、香美市以外のある携帯会社の職員に講師料を払って、令和3年度に物部町、香北町、そして令和4年は物部町で、大体5人ぐらいで行って、とても好評だったということでございます。それも市民の方の声があったからということでして、最近新しくスマホを買う人が増えて、使い方が分からない、LINEを教えてもらいにスマホを買った会社に行くと高い料金が要るので、何とかそういった教室をやってもらえないだろうかということで、この教室を行ったようでございます。令和3年度、令和4年度と行って本当によかったけれども、残念ながらその事業は、いろんな角度からの事業を行うので、来年度は行わないということでございました。

そういう状況を踏まえた上で、内閣府の2021年1月の調査で、60代の約26%、70代以上の約58%が、スマホなどの情報機器を十分利用できずにいるとあります。高齢者などのデジタル・ディバイド解消を、香美市はどのように進めていくのか、改めて市長にお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 社会福祉協議会が事業をやってくださっていたことについては、私がちょっと存じ上げなかったもので、どういった評価であったのかをまた聞いてみたいと思います。

スマホを使いこなしていただくということは、香美市としてもぜひやっていきたいと思っておりますし、来年度から公式LINEアプリもスタートします。例えば、ごみの収集日に忘れず出していただけるように、プッシュ型で、今日のごみの日でこういう物の分別やっていますよというような情報もあります。まずは便利さを確かに感じてもらえる、ガラホでいいんだという方にも、スマホだったらこういうことができますよということをまずお伝えして、ニーズも高めたいと思っております。

また、例えばですけれども、大栃中学校の生徒はかなりITスキルが高いと思ってお

ります。学校の生徒と地域との交流の中で、今でも地域住民の皆さんとの交流もありますので、そういったときに中学生が高齢者と一緒にやるというようなことも、私自身の思いつきですが、考えました。そういった高齢者と地元の生徒が一緒になってやっていく取組というお話もさせていただきましたが、地域に合ったやり方があるんだと思っておりますので、まさにスマホを使いこなせている人と使いこなせてない人に格差が生まれないように、全ての市民の皆様方がデジタル化の恩恵に預かれるように、香美市としてもしっかりとフォローしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 国とか県の事業に乗ることも、もちろん財源的にはやっぱりいいわけですがけれども、こうやって社会福祉協議会も人数は少ないけれどもスマホ教室をやったということや、市長からも子供と一緒にやるというようなことがありました。何かそういったきっかけづくりというか、どこかの市町村では全員がスマホを使いこなすといったこともございますけれども、日高村でしたね、日高村はちょっと比べるにはあれかもしれませんけど、香美市もスマホを全部の人に使ってもらおうというような意気込みはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 日高村の事例は、私もすごくいい取組であるなと思っておりますし、参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 政府が掲げる、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会に向けて、デジタルの推進とともに、デジタル・ディバイドの取組も同時進行で進めていただくようにと申して、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（山本芳男君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前 11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、日本共産党の濱田百合子です。通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

最初に、1、パートナーシップ登録制度の創設をについて質問いたします。

2015年11月に、東京都渋谷区と世田谷区がパートナーシップ制度を開始しました。そして、パートナーシップ登録制度導入自治体は、今年1月10日時点で255自治体、人口カバー率は65.2%です。4,186組がパートナーシップ証明書を交付されています。

資料をおつけしております。①から③を御覧ください。県下においては、高知市が令和3年2月に導入し、初日に3組が申請に来られたそうです。令和4年6月に土佐清水市がパートナーシップ登録制度を導入する際には、カップルの子供を家族として認めるファミリーシップ登録制度も同時に導入いたしました。同年10月には、黒潮町がパートナーシップ宣誓制度として導入、黒潮町は同時に多様な性に関する職員ハンドブックも作成し、職員の町民の方などへの対応や、施設利用、災害時における対応、子供・学校教育に関すること、職場における対応、医療等の項目を盛り込んでいます。南国市は、令和4年11月からパートナーシップ登録制度を導入し、香南市も、この3月からパートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。

導入している自治体で登録した方々からは、市営住宅の入居申込みや、病院で家族として医師の説明を受けることができるようになったなど、喜ばれているということでした。

そこで、質問いたします。①です。

この制度についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、植田佐智さん。

○ふれあい交流センター所長（植田佐智君） 濱田百合子議員の御質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度は、濱田議員の資料で紹介されたとおりで、一部の自治体では異性間のパートナーにも利用が認められております。ただ、パートナーシップ制度には法律上の効力がないため、受けられるサービス等がごく一部に限られます。生まれたときの見た目で見分けられる性別の組合せにより、結婚に伴う法的効力があつたりなかったりするの、憲法第14条の法の下での平等に反すると思われまふ。したがいまして、パートナーシップ制度は、法律婚が認められない、また、法律婚を望まない方々への限定的な支援もさることながら、多くの地方自治体が同性カップルの存在を認めることによつて、国の法整備を促す手段とすることを狙つた制度だとも考へております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 課長が最後に言われましたが、自治体がこういうパートナーシップ制度を導入することによつて、国の同性婚に対する法律への後押しになるということは、私もそのとおりで思ふんですね。確認はしていませんけれども、多分ほかの自治体でも、やはり今うちの自治体にすることが、また国としても同性婚の法をつくる後押しになるという思ひもあつたのではないかと思ふところがございます。

それでは、②に移ります。

本市は2019年3月、第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画を策定しました（資料を示しながら説明）。この計画は、2080年までの10年間としていますが、計画の中間年度となる2023年度には、社会情勢や計画の取組状況等を踏

まえ、必要な見直しを行うものとする」と記載されています。基本理念は、一人一人の人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくりを掲げています。取組の11番目には、性的指向・性自認の項目も新たに掲げられております。施策の方向から見ましても、にじいろのまち宣言を行い、パートナーシップ制度の創設を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、植田佐智さん。

○ふれあい交流センター所長（植田佐智君） お答えいたします。

先進自治体に倣い、パートナーシップ制度の創設に向けて研究を進めてまいります。また、にじいろのまち宣言は、多様な性の在り方を尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指す旨を宣言するのですから、性的マイノリティーの方々だけではなく、全ての人々に暮らしやすいまちになると安心感を与えることができる点で、効果的な方法だと思っております。

ただ、香美市では、人権尊重のまちづくり条例も制定されていませんので、まずは市全体の機運を高めるような下準備をした上で、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） パートナーシップ制度について研究を進めるということでした。課長がおっしゃいました、まずは市全体の機運を高めるということですが、例えば課長のほうで何か計画があるとか、構想的なものがございましたら、お聞きいたしたいです。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、植田佐智さん。

○ふれあい交流センター所長（植田佐智君） 具体的な事業はまだないですけれども、先ほども申しましたが、人権尊重のまちづくり条例というものをきちんと掲げて、他の部署も人権に関係することはたくさんございますので、そういったところへの啓発もしながら、にじいろのまち宣言ができるような下準備ができましたならば、こちらのほうにも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。この冊子を作るに当たって（資料を示しながら説明）、市民意識調査をされているようです。先ほども申し上げました、性的指向・性自認の項目の中でアンケートをしましたら、性的少数者の人権を守るための法律制度の整備が不十分なことと答えられている方が31.1%と、結構たくさんいらっしゃいます。だから、割と市民の方はこういうことについての意識、法整備することは大事だと思っていると私自身は感じましたので、ぜひまた前向きに、にじいろのまち宣言も含めまして、制度の創設を啓発もしながら体制づくり、環境整備をしていただきたいと思います。いつ頃ということは言えないと思いますが、早い時期にと思っているんですが、研究して始めていくということ

で、隣の香南市とか南国市はもう既に立ち上がっておりまして、香南市の要綱を見ますと、自治体間の相互利用もしていくということが入っているわけです。そうしたら、香南市の方が香美市に来たときに、やはり同じ制度があれば同じような待遇が受けられることにもなりますので、早い時期の創設を求めたいと思っております。

それでは、次の大きな2番目の質問です。ごみ行政の可視化について質問いたします。

ごみ行政につきましては、一昨年6月に続き2回目の質問となります。前回は、リサイクルの推進というテーマで、雑がみ回収で燃やすごみを少なくし、リサイクル率を上げることを提案いたしました。子供たちや大学生の提案もあり、プロモーションビデオ制作にもつながり、過日の、よってたかって生涯学習フォーラム開催中でもアピールできたことは、非常によかったと思います。

国は、これまで循環型社会形成推進法に沿って、3R、ごみをつくらない、また、ごみを再利用する、そして再生利用をするということを推進してまいりました。また、プラごみの分別と再商品化を位置づけた、プラスチック資源循環促進法（プラ新法）が2022年4月に施行され、焼却中心からごみの減量・資源化優先への大きな転機が訪れたのではないかと思います。本市のごみ行政を、今以上に住民参加の取組としていくことが求められるのではないのでしょうか。そのために積極的な対策を推進していただきたいと思います。

資料をつけております。資料の④から⑥でございます。これは環境省の調査結果です。④は、日本のごみの総排出量と1人1日当たりの排出量です。⑤は、総資源量とリサイクル率です。集団回収量はだんだん少なくなっておりますが、リサイクル率は20%前後という感じです。⑥は、ごみ処理事業経費総額と1人当たりのごみ処理事業経費の推移でございます。増加傾向にあります。

そこで、①です。

本市の状況をお聞きいたします。ごみの総排出量、家庭系と事業系、1人当たりの排出量と、ごみの処理量、焼却量、資源化量、リサイクル率と、ごみの処理経費、収集・運搬、中間処理、最終処分、1人当たりの経費の推移をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

直近3年間の推移を図式化したものをタブレットに掲載しておりますので、御覧ください。

なお、⑦の年間収集運搬費用につきましては、一部の業務において収集運搬と中間処理を合算した契約内容となっているものがあることから、一部、中間処理の費用も含まれていることを御了承ください。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この本市の状況をちょっと私の全国の資料と比較してみ

ました。ごみの1日あたりの排出量ですが、全国が901グラムで、本市は795グラムということです。

ごみの焼却量が少しずつですけれども減少傾向にあるのかなど。その点は、市民の皆さんも気をつけてごみを分別して出しているんじゃないかなということ、非常にうれしいことです。しかしながら、資源化量、リサイクルに回せる部分ですね、全国も減少傾向で、本市も全国と同じような傾向があつて下がっております。全国的にはリサイクル率が20%前後いつているんですけど、本市は、前回の質問のときも同じだったんですけども、なかなか20%には届いていないようなことでございます。

ごみ処理経費がどれぐらいかかっているかということですが、全国は1人当たり1万6,800円で、本市は近いと思いますが、1万5,129円ということで、これはなかなかざっくりとですからあれなんですけれども、ごみの収集運搬費用の上昇は、年々少しいろんな面で人件費も含めて上がるとお思いますので上昇傾向であり、先ほど、資料の⑦でおっしゃっていただきましたけど、中間処理費用とか最終処分費用、令和3年度は少し本市は下がっておりますけれども、押しなべて全体的な総処理費用は約3億9,200万円になっているということで、令和2年、令和3年はちょっと上がっていることが分かりました。

このように全国と比べて、果たしてそれがどうかということもありますけれども、改めてこの3年間を見たときにどのような見解を課長はお持ちになりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 家庭系ごみにつきましては、やはり令和元年度コロナ禍の影響もあり、焼却類、また、粗大ごみの量もかなりの増加傾向が見られました。近年、若干、御家庭でのお片づけも落ち着いてきて、減少傾向にあるかともおと思いますが、これはやはり人口減少が多々影響している面もあるかと思われまふ。いま以上によりリサイクル率を向上させるためには、市民の皆様お一人お一人が、まず御家庭から排出されるごみの資源化に重点的に取り組んでいただく必要があります。市としても啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 私も課長がおっしゃるとおりだと思っております。3Rってよく言いますけれども、やはりごみを発生させない、燃えるごみを発生させない、購入するときにはそのことも考えて購入するというところもあると思うんですけども、それとあとちょっと分別する、資源ごみに回せるものは回すというような意識を、一人一人が持つことが大事だと思ふます。本当にそのとおりだと思ふます。

それでは、②にいきます。

ごみ分別の手引は有効活用されていますでしょうか。これより新しいものがひょっとできているかもしれないけれども（資料を示しながら説明）、私の手元にあるのは、

ちょっと香北町と物部町だけのもので、土佐山田町はまたあると思うんですけども、ごみ分別の手引という冊子になったものがあります。これは各家庭で、ある家庭、ない家庭、あってもどこかへ行って分からなくなったという例もあるかもしれませんが、これの有効活用についての見解を、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 市民の皆様には、常日頃からごみ分別の手引をもとに分別し、指定日にごみステーションへ排出していただいております。ごみの各種問合せに対しても、手引をもとに、ごみ出しのルールや収集日、分別方法などの案内を行っていることから、有効活用はできていると考えております。また、手引はホームページに掲載しており、転入してこられる方にはもちろんのこと、環境課、両支所の窓口などでも常時冊子を配布しておりますので、御活用いただければと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 今までの同僚議員への答弁にもありましたが、転入された方にもきちっと分かるようにお渡ししているということもお聞きいたしました。市長からも、AIチャットボットですぐごみの分別が分かるようにしていくと、前向きな構想をお聞きいたしました。とてもいいことだと思います。

それで、雑がみのことでプロモーションビデオとかもあるとお聞きしていますけれども、こういった香美市の皆様へというプリントも作っておられますが（資料を示しながら説明）、これは今どういうところで活用されているのでしょうか。QRコードもあって、すぐ見れるようにはなっていますけれども、この裏の面にはいろいろ詳しく書いているので、なかなか雑がみってどれが雑がみなんだろうかと分からない場合に、やはり見ないと分からないし、確かに小学生がプロモーションビデオでしているのを見たら、ああ、なるほどと思うし、それを見る方もこれから増えてほしいとは思いますが、子供を持つ親御さんなら見て分かるけれども、そのほかの方々にももう少し分かりやすく書いて、アピールするというような突っ込んだやり方で、せっかく作られたチラシを活用する方法を少し工夫されたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 現在、雑がみリサイクルのチラシにつきましては、公共施設等で掲示して配布もしておりますが、議員のおっしゃるように、今後より一層活用するためにも、環境学習であるとか、小学校や地域への出前講座に向けて、またより一層活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市民団体とかから要望があれば、出前講座も可能かどうかということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） おっしゃるとおりです。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 高知市では、環境課が呼ばれて、市民レベルの集まりのところに行って、1時間講座みたいな形でやっているようです。そうするとやっぱり意識もまた違ってきますので、例えば要望がなくてもちょっとしたミニ講座をされるとか、今環境問題はすごく大事で、温暖化がどんどん進んだときには自分たちの暮らしが大変なことになるという危機感を、それぞれの方は持っていると思うんですけども、じゃあ、日々どうしたらいいんだらうかっていう行動に移すのって、なかなか一人では何もできないよねみたいなところがあるので、毎日出すごみからそういうことができるよという部分で、アピールしていってもらったらと思います。

それで、資料⑦を御覧ください。ちょっとぼやけていて大変申し訳ないんですけども、南国市のごみリサイクル処理の流れを載せました。本市の資料の中にもこういったものがあるんですけども、南国市は、ちょっとぼやけていて分からないかもしれませんが、処理の形態が一番上にきていまして、その次に市民分別、それから収集の形態で、収集の形態のところはもうごみステーションになってるわけですね。ここへ持っていくとなっているんですけど、それから収集運搬、中間処理で再資源化・最終処分というふうに分かれてるんですよ。ごみの流れはこんなになっているんだっていうのが、分かりやすいかなと思ったんです。本市の場合も、同じようにごみステーションから出発しているんですけども、そのごみステーションの前に分別を先に持ってきて、それを市民がしてごみステーションに持っていくという、その辺の入替えをするだけでも違うんじゃないかなと、ちょっと提案させていただきたいです。なかなかすぐ作るというわけにはいかないかもしれませんが、次回作る時には、ぜひその辺もまた考えていただきまして、ちょっと南国市のこの処理の流れを参考にして、図式の少しの入替えで分かりやすく表示していただけたらと思います。できたらカラー表示ですね、今A3の大きなカラーで冷蔵庫に貼ったりできるものがありますけれども、そこに雑がみを明記したものはないので、新聞紙とか牛乳パックはありますけど、雑がみというコーナーを作って、できたら転入された方に、もちろん冊子もお渡しはしているんでしょうけど、そのときにカラーの1枚ものもお渡しして、冊子をその都度見なくても、カラーのものがあればそれを見て、そこにはその地域は何曜日に燃えるごみと書くようにもなっていると思うので、それも同時にお渡しして周知していったらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 排出ごみの流れにつきましては、議員の御提案のものをまた検討させていただきまして、ごみ分別の手引改定の折にはまた対応していけたらいいかなとは考えております。

また、A3の冷蔵庫に貼っていただけるようなカレンダーにつきましては、リニューアルして雑がみについても盛り込むような形で、今準備を進めているところです。分別辞典にも紙類が表示されている項目が結構何十項目かありましたので、そちらについても分別できる方向で修正していくように、今作業している途中です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の、③に移ります。

住民が自ら排出したごみの行方に関心を持つために、清掃事業は収集・運搬、中間処理、最終処分とあるわけですが、この事業を知る必要があるのではないのでしょうか。

広報香美で、ごみの減量やリサイクルについては時々取り上げられておりますけれども、最終処分を意識したごみの行方については、取り上げられてなかったのではないかと思います。私としましては、市民の方々が、自分が出したごみがどういうふうになって、どういうリサイクルで、最終的にはどうなるんだろうということを知る必要があるんじゃないかなと思います。やっぱり一人一人が地球環境をよくしていこうという意識を持たないと、なかなか解決に結びつかないので、まずできるところからやっつけける一つの方法として、その排出ごみの流れとごみ処理経費ですね、一体どれぐらいかかるんだろうかと、課長に提示していただきました質問①の全てじゃなくて、すごくコンパクトにしたものを、処理経費も含めて市民に知らせていく資料の作成なども考えたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 排出ごみの流れにつきましては、今手引の中にも入ってはおりますが、南国市の事例をもとに、また単独でページを作ることも可能かなとは考えております。

また、ごみの量と処分費という情報、ごみ処理経費につきましては、香美市のホームページに毎年度の状況を掲載しております。排出ごみの流れにつきましても、ごみの量と処分費の資料につきましても、地域や小学校で行った環境学習等でも利用しております。市民の皆様により関心を高めていただくための資料として、現在でも活用してはおりますが、また研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 見ている人は見ているんですけど、なかなか情報として、広報をよく見ている人、ホームページを見ている人、学校教育の中でももちろん環境学習をされる教材として使う身近な市のことですので、それぞれの立場で見る媒体は違っているかもしれませんが、またいろんな方法を模索していってほしいなと思います。今は何でも、何でもと言ったらいけませんけれども、ホームページに掲載してるって結構多いんですけども、わざわざホームページを見るというところまでいかない人もた

くさんいらっしゃいますので、やっぱり昔ながらの紙媒体が、すっと見れるとか、貼っておけるとか、いろいろありますので、そのあたりもちょっとお考えいただいたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 御提案いただきました内容等を、また課内でも研究していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

住民参加の地球温暖化対策地域協議会の協議状況をお聞きいたします。また、協議結果を住民に周知してはどうかと思つての質問ですが、そのことも併せてお願いします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） 令和4年度の香美市地球温暖化対策地域協議会は2月に開催し、令和3年度の活動報告や令和4年度の活動内容等について、報告・協議を行いました。委員の皆様方からは、可燃ごみの削減のためにも雑がみリサイクルの推進が大切なので、PRをもっと広く行ってほしいといった御意見や、ごみのリサイクルや収集方法など、幅広い御意見をいただき、活発な協議会となりました。

協議結果につきましては、香美市ホームページの審議会等のページにて、資料や会議録要旨を掲載したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、⑤に移ります。

冒頭に述べました、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、略してプラ新法と言うそうですけれども、これに対する対応策についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、地方公共団体の責務として、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとあり、その根底には、既に分別収集、リサイクル化が行われているプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として収集、処分されている状況があるようです。

現在、香美市ではプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、その他の不燃物として収集しており、おおむねリサイクル化されておりますことと、プラ新法に沿った取組を行うためには、現在の収集方法の見直しが必要となることや、県内には新プラ法の規格に対応できるリサイクル施設がないことなどの課題もあることから、既に取り組を始めている県外の市町村や近隣市町村の動向を見ながら、研究していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 国では、2030年に向けてプラ回収量の倍増計画を立てているみたいで、その一環としてプラ新法を提案してきたのではないかなと思いますけど、私自身も各市町村でなかなかそこまでの準備が、それと課長がおっしゃいました処理施設のことも含めて、なかなか大変なことかなと思っておりますが、ぜひこれは国の動向も見て、いいことはやっぱりしていったほうがいいけれども、収集運搬の業者もちょっとまだ分からないと思いますので、そのあたりも研究していただきたいなと思います。

それでは、大きな3番目の国民健康保険について質問いたします。

2018年度から、保険者は都道府県と市町村になり、国保財政を都道府県が握り、国保実務、賦課・給付・保険証発行等は、これまでどおり市町村が行うとなりました。国保財政への大きな収入は全て都道府県に入ることとなり、市町村には直接入りません。本市も、県が計算する事業費納付金を全額納付しなければなりません。国保運営協議会は、3年に一度、国保運営方針を策定し、県でどのような運営をしていくのか、市町村と相談して決定するようです。結果的に、市町村の国保運営はこの運営方針に沿って運営しなくてはなりません。

そこで質問①です。

本県は、県下で国保税率の統一を目指すのか、または統一を検討しているのか、またはしないのか、前回同僚議員の質問にもありましたので、ある程度方向は分かっているつもりですけれども、やはり運営方針に記載するというので、その方向が一致することになりますので、そのあたりの今の段階での方針をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

第2期高知県国民健康保険運営方針におきまして、現状を踏まえ、今後将来的に県内国保の保険料水準統一を目指した議論を行うとの方向性を明記しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この第2期で保険料水準統一を目指すとは明記するのは、この運営方針の中にも記載、策定するのは来年度になるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現在協議いたしておりますが、昨年8月に県と34市町村で、令和12年度の統一を目指すという合意を果たしております。

その後、また今後、今度は第3期の県の運営方針作成を、令和5年度にするようになっておりますが、そちらのほうにも当然内容等を記載するという、今後のスケジュールになっていくと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そういうことになりますと、令和5年度の保険税率は現状のままだと思うので、令和6年度から少しずつ、統一するために保険税が徐々に上がるのではないかと心配しますけれども、そういう見通しという理解でよろしいでしょうか。令和12年度に統一するまで、令和6年度から少しずつ上がっていくという見通しを持ったらいということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

協議は令和6年度から令和11年度で、その間に令和12年度の推計をまず行わなければならないと思います。令和12年度の推計に基づいて、今後どのように保険料が、当然現状であれば、被保険者が少なくなっている中、他の県に比べれば、医療費が高知県は非常に高い状況になっておりますので、今後、統一をしなくても保険料等は上がっていくと思います。まず一番大事なのは、今後の推計をどのように出していくのか、慎重に協議する必要があると思います。保険料が上がっていくのが前提ではなくて、その今後の動きによってどのように考えていくのか、これからまた検討が必要で重要なことだと認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

保険料水準を統一するということですので、その懸念事項についてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。少し重なる面もありますが、御了承ください。

被保険者の減少や、全国に比べて高い医療費など、人口減少や高齢化により保険料負担の増大、また市町村ごとの格差が生じやすいという構造の中で、現在、県と34の市町村が国保制度の持続、また、統一後の保険料負担の抑制を目指して協議を行っております。その中で心配される事項や問題点、また課題などの洗い出しも行っております。当然、安心して医療を受けることができる制度設計を目指し、ただいま慎重に協議を重ねており、一つ一つ解決していくように取り組んでいる途中でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） これから慎重に協議していくことになろうかと思いますが、統一になれば、県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険税になるということだと思います。本市の場合を見ましたら、やっぱり医療提供体制は各市町村で違うと思うんですね。本市の場合は、2次救急や入院の設備がない、

小児科もないし出産できる医療機関ありません。地域医療を支えてくれている地域の医療機関のこと、そして、在宅医療のことなんかも考えますと、なかなか他市と同じような形での受療権といいますか、病院へのアクセスがほかのところと比べたら弱いんじゃないかと、医療水準にも差が生まれてくるんじゃないかと思われまます。このあたりが懸念するところですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 医療体制につきましても、医療費の高い市町村、低い市町村、いろいろな課題が34市町村の中にはございます。現在、その全部の市町村への意見照会や、また現状についての確認をしながら進めております。香美市の現状というものは十分理解した上で、またその協議の中で現状を伝えていって、市としての意見をきちんと述べていくことが重要だと考えておりますので、またどういう状況かということもしっかり学びながら、それを協議の場できちんと協議していくような体制で現在もやっておりますので、また御意見がありましたら、その旨お伝えいただきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

先んじて国保統一となった事例を研究していくことも、この協議会の中でもしているかもしれませんが、必要ではないかと思っております。例えば、大阪府とか奈良県とかがもう先立ってやって、保険料率も決められて相当上がっている部分がありますので、そのあたりの研究もぜひ協議会の中でしていってもらう、声かけもしていってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 必要と考えます。先ほどおっしゃられた大阪府や奈良県ですが、奈良県が令和6年度の完全統一に向けて協議をしておると聞いております。令和4年10月に県が奈良県を視察訪問しまして、取組について非常に参考となる知識等の提供いただき、その情報につきまして県と34市町村で共有しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④です。

市町村国保特別会計は、単年度黒字が出た場合、通常は次年度繰越しをして、次年度の国保税を下げるために使うことができます。しかし、国保統一を目指していく場合、統一国保税に合わせるため、繰越しをせずに基金に積み上げていくしかありません。黒字なのに保険税が上がるという、矛盾した状況になるのではないのでしょうか。県全体で国保税を下げるためには、事業費納付金総額を圧縮するしかなく、これに市町村国保会計独自の基金を投入することは、市町村国保である限り不可能であり、県の一般会計法定外繰入れか、または県の基金を使うことになるのではないかと思います。このよう

なことについての見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 先ほどの答弁と重なる点がございしますが、現在県と市町村が問題点、課題を洗い出し、具体的な制度設計の議論を行っており、質問の内容についても理解、把握はしておりますが、県の一般会計法定外繰入れしかないとは考えておりません。事業費納付金は、保険給付費等の総額から収入として見込まれる公費等を除いた部分であり、被保険者の負担となる国保税を少しでも軽くするためには、事業費納付金の圧縮を目指す必要がもちろんあります。公費を有効に活用するための対策も含め、統一保険料増加の抑制に向けて、収納率の向上や医療費データの分析に基づく保険事業の実施等による、医療費適正化の取組も進めております。

今後の議論と市町村の取組がますます重要になると考えております。香美市の状況、意見をしっかりと伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ぜひ意見を言ってほしいと思います。

⑤に行きます。

神奈川県国保運営協議会では、医療の必要性がある、財産がない国保加入者の状況は、国保法の特別な事情があると判断し、短期被保険者証や資格証明書を交付せず、通常の保険証で対応可能と、運営方針に記載しているそうです。高知県においてもこのような議論にならないかと思えます。こういったことも提案していただきたいですが、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 国保税の適正な課税と被保険者負担の公平性を確保するためには、国保事業の健全運営のために非常に重要なことです。収納率の低下等により保険税額が引上げにならないためにも、適正な課税及び徴収に努め、必要な財源を確保する必要があります。

短期被保険者証や資格証明書の発行は、被保険者の負担の公平性を確保するための収納対策の一つであります。納付が困難な特別な事情がある被保険者には、減免制度や関係各課と連携し、事情に応じた対応に努めております。もちろん被保険者が医療を受けられないことなどで健康が阻害されてはならず、適切な医療を受けることができるようにしなければなりません。

住民と直接関わる窓口として、県に対して現状の課題を伝えていく必要はありますが、御提案の内容について市から提案するという事は、現状では考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） コロナ対応の中で、本市の場合、資格証明書の発行はこ

の間していないと思われま。昨年6月1日時点の資料では、滞納世帯188世帯全て短期被保険者証を交付されているようです。今後も受診が抑制されないように、資格証明書の世帯には短期被保険者証を発行するようにして、市民の受療権は保障すべきだと思っております。そして、その短期被保険者証も、受診する1日だけのものではなくて、何か月かの単位で使える保険者証を発行することを求めたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 短期証についてですが、せんだって、令和6年秋のマイナ保険証への切替えて、短期証の仕組みを廃止する方針が国から出されております。それに伴い、今後の国の方針、制度改正により仕組みや取扱いが変わってきます。担当課としては、制度改正にしっかりと対応するというお答えになりますが、心配される医療を受けることができないことにならないような制度であると思っておりますし、そのような対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市の責任はやっぱり住民福祉の増進だと思うので、短期被保険者証や資格証明書を発行することによって、収納率が向上していないと交付を取りやめた自治体も現にありますので、そのあたりもマイナ保険証になって変わっていくかもしれませんが、また動向を見て対応していただきたいと思います。

次の⑥に移ります。

18歳まで、医療費窓口負担の無料化や均等割無料化は、法定外繰入れとして一般会計からの繰入れは可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 令和3年12月と令和4年10月の定例会議一般質問におきまして、実施について同様の御質問があり、18歳までの医療費助成実施につきましては予定していないとお答えさせていただいています。また、国保における均等割無料化についても同様でございます。

なお、国保会計における地方単独事業実施による国庫金の減額相当分につきましては、現在も一般会計からの繰入れをしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 香美市はしないということでございますけれども、一般会計からの法定外繰入れの場合、赤字補填は駄目だけど、そうではない、決算補填等以外の目的で一般会計から法定外繰入れとして入れる分について、問題はないという認識は同じでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 同様でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑦に移ります。

今までの流れではなかなか難しいと思いますけれども、本県の医療機関は偏在化しています。国保運営は地域の事情を踏まえて行われるべきです。基礎自治体の主体性を尊重した運営を促し、国保被保険者が安心して医療を受けられるよう、国保統一については運営方針に記載しないよう再考できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現在統一の方向で動いており、先ほどから答弁の中でもそのように御説明させていただいております。次期運営方針において、こちらを記載しないよう再考することはないと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、次の大きな4番目に移ります。生活保護行政について質問いたします。

生活保護行政においては、ケースワーカーが日々保護受給者に対し、丁寧に関わり支援されていることと思っています。昨今のコロナ危機、物価高騰のもとで、生活保護は権利として市民に広く行き渡らなければなりません。苦難を抱えた住民の生活を守る観点から見て、必要な保護が行われているのか、自立を助長する手だてが行われているのか、窓口対応は適切なのか等について、その認識は新たにしていきたいと思うところでございます。そこで、母子家庭の実例も挙げながら質問いたします。

（1）です。

厚生労働省が5年ごとに実施している全国ひとり親世帯等調査によると、日本のひとり親家庭の貧困率は48.1%です。そしてひとり親世帯のうち、母子世帯で低収入に陥っています。2021年度の母子世帯数は119万5,000世帯、父子世帯の8倍です。母子世帯の86.3%は就業していますが、母親の平均年間就労収入は236万円にすぎません。父子世帯496万円に対し約半分です。就業している母子世帯のうち、正規職員・従業員は48.8%、パートやアルバイトなど非正規雇用労働者は38.8%に達しています。このような中で生活保護に踏み切った母子世帯がいらっしゃいます。本市の母子世帯のうち、生活保護受給世帯の割合をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

令和5年1月末現在で、児童扶養手当受給資格を認定した母子世帯数196世帯を分母とし、同時点の生活保護被保護世帯のうち、母子世帯の8世帯を分子とした割合は4.08%となっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この8人、4.08%の8人の方に真摯に向き合っていく姿勢が必要かと思われれます。

（2）自動車保有について伺います。

①です。

母子家庭の母親と、子供は保育園児2人の3人家族。離婚後、精神的に不安となり、適応障害と診断され、追い詰められ、6月1日にやむなく生活保護の申請に窓口を訪れました。その後、ケースワーカーが自宅を訪問し、求職活動するのであれば車の所有を認めると言いました。しかし、車使用の際に電話をすると駄目と言われた。申請直後からメーターを記録され、一切の車使用を禁止された。このことが生活保護を辞退する最大の原因ともなった。生活保護が決定したのは6月15日です。このケースの場合、住居は土佐山田町神母ノ木、子供の送迎や求職活動をするために、母子世帯への柔軟対応を行い、車の使用を認めるべきではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

昭和38年4月1日付、厚生労働省社会局保護課長通知では、保護開始時において、失業や傷病により就業を中断している場合の通勤用自動車の保有につきまして、おおむね6か月以内の就労により保護から脱却することが確実に見込まれるものであって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、処分指導を行わないものとして差し支えないとしており、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住しているものについては、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えないとされております。保護決定前の面接におきましては、調査も十分に実施できていない段階でありましたので、この規定を説明したものでございます。

その後、保護の決定に当たりまして、公共交通機関の利用環境について改めて確認したところ、当該被保護者の居住地区では、JR四国バスの路線バスが1時間に1本の割合で1日13本運行されていることに加えて、とさでん交通の路線バスが午前8時から午後5時の時間帯に5本運行されており、利用が著しく困難な地域には該当しないものと判断いたしました。

したがいまして、保護開始後は、公共交通機関を利用して求職活動を行っていただくこととしたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 神母ノ木にお住まいです。子供が2人いて、保育所に送り迎えをしているわけですね。自分の求職活動もする。著しく困難とは言えないかもしれませんが、昭和38年の通達ですよ、今どうなのかっていうところをお考えいただきたいと思います。

2つの点でおかしいなと思うんですが、まだ保護が決定していないのに、ケースワーカーの方が来られて、申請直後からメーターを記録され一切の車の使用を禁止されたことは、そういう権限が市にあるのか。そして、今コロナ禍の中で保育園の送迎に車を使う、そして求職活動をして一生懸命自立しようと思っている方に、寄り添うような姿勢ではないと私自身は思うのですが、そのところをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

まず、1点目の保護決定前の指導・指示についてでございます。生活保護法による保護の実施要領では、原則、被保護者の自動車の保有は認められておりません。しかしながら、保護の開始前においては被保護者に該当しておりませんので、この規定の適用対象ではございませんでした。この時点で自動車の使用禁止し、指導に従う義務を課すかのような言動があったことにつきましては、不適切な対応であったと考えております。

次に、保育所の送迎等につきましてでございます。令和2年4月7日付の厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡におきましては、独り親であること等の理由から求職活動を行うに当たって、保育所等に子供を預ける必要があり、送迎を行う場合も含めて保有を認めるよう取り扱うことについては差し支えないとされているのは、その前段で公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えないとしているところで、求職活動に必要な場合とは例えばという文脈において例示されたものでございます。したがって、独り親であることのみをもって自動車の使用を認めることはできないものと解しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②の質問も私ちょっと一緒に言ったような気もするんですけども、すみません。

先ほど答弁の中で、令和2年4月7日の事務連絡の項目は、新型コロナウイルス感染症拡大のもとでの通達ということですよ。その通達の中には、独り親家庭についての求職活動での保育所などへの送迎も含めると書かれていますよね。それよりも著しく交通状況が悪いほうを優先するということになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②の質問は令和3年4月の通達ですが、先ほど令和2年の通達のこともおっしゃってくれましたので、その分は終わりました。

再質問として私が言いたいのは、確かに判断は難しいと思うんですよ、その著しい交通の不便なところという部分の判断。これは各自治体に委ねられている部分かと思うん

ですけれども、高知県の自動車保有状況の資料があるんです。令和元年度末の状況で、本市の場合、6件の申請があったうち6件とも車の使用は否認されています。そして、令和2年度末の状況では15件申請があり、4件処分が保留、11件が否認です。そして、令和3年10月31日時点では、1件の申請で1件の処分保留となっています。要するに、本市は全く車の保有は認めていない状況なんですね。これは母子世帯に限ってはおりません。でも、ほかの10市の状況をデータで見ると、車の保有を認めていないのは本市だけなんですね。ケース・バイ・ケースではありますけれども、余りにも判断がきつ過ぎるといいますが、申請に来られた方の気持ちに寄り添っているのかなと私は思うんですけれども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

先ほど議員から、他市の自動車保有につきまして、状況説明いただいたところでございますけれども、議員がおっしゃられたとおり、やはりケース・バイ・ケースで対応した結果、こういった状況が生じておるといったことございまして、決して保護の理念を曲解して恣意的な運用はしていないといったことは明言できます。

保護の実施に当たりましては、やはり公正と公平の両立を考慮する必要があるものと考えます。母子世帯にはやはり特有の事情がございますけれども、それを理由としまして恣意的に対応することは、他の種類の世帯との公平の観点から、やはり制度を弱めることになりはしないかと懸念されます。あくまで制度にのっとりまして保護を実施せねばならないと考えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） （3）です。

8月31日に、失業保険の収入認定が入るので8月末までに来てくださいとのことで、書類を持参して行った。9月5日に、失業保険の金額を差し引かずに8月と同額が振り込まれていた。一切の説明はなかった。このまま車を規制されると自立への道が断たれると思い、失業保険が入るので、9月12日に生活保護を月半ばでやめることについて、不利益が生じるかを確認し、不利益はないと言ったにもかかわらず、生活扶助費の当月分全額と、家主に支払われている家賃1か月分のほとんどを返金せよと言われた。このことについて、厚生労働省の通知では、月途中の開始及び廃止の場合は、基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないとなっています。何とか自立を頑張っ目指そうとしている者に、なぜこういう冷たい対応が行われるのですか、理由をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

生活扶助のための保護金品は1か月分以内を限度として前渡しするもので、月の中途

で保護廃止となった場合は日割り計算により認定を行うこととなります。保護廃止後の生活保障を目的として返還を求めないことは、保護制度上不適切な取扱いとなります。住宅費につきましても、日割り計算によることが原則でございます。引用されている、局長通知で示された必要な額を認定して差し支えない場合とは、日割り計算による額を超えて必要とするときであり、無条件かつ全面的な適用は想定されておりません。

廃止当月の最低生活費は、保護基準額と収入認定額をそれぞれ日割り算定し、基準額と収入額の差額を支給すべき扶助費として認定しております。この金額と既に支給した30日分の扶助費との差額を、民法第703条に基づく返還金として決定しております。生活扶助費の当月分全額と家賃1か月分のほとんどが返還対象となったのは、それに相当する額の収入が当月にあったことを反映しております。当然ながら、制度上恣意的に返還金額を決定することはできません。

なお、被保護者本人の意思に基づく辞退届によってなされた保護の廃止は、行政の不利益処分には該当しないものとなっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 厚生労働省の社会・援護局からの通達で、平成27年4月14日付で住宅扶助の月額範囲が示されております。3級地で3人から5人の場合は、3万8,000円の限度額の範囲とすると書いているんですけども、これについてはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。この方は3人でしたよね、平成27年4月14日の通達については、3万8,000円という枠があるんですけど、これは活用されないということなのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

手元に本事例の住宅扶助額の資料はございませんけれども、その額を上限としまして、実費相当額を扶助費として支給しておるということでございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 福祉事務所からの通知に不当利得返還金と書かれていたことに愕然としたと、これが不当利得になるのかとびっくりされたということなんです。実際、失業保険が入ることをもう伝えていて、収入認定になるから心配で書類を持っていったときには、不利益はないとおっしゃったということなんです。不利益はないと答えておきながら、9月13日に9月分の支給額から生活扶助額、住宅扶助額を引いて、その差額6万8,980円を不当利得で返還せよという通知が来たということなんです。こういうふうに月途中で生活保護をやめる場合に、全て不当利得返還金という名前で返還せよという通知が来るんですか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

その不当利得でございますけれども、こちらは先ほどの答弁で申し上げました、民法第703条に記述されておる文言でございます。個人的に、この表現が適切あるかと問われますと、法的な文言でありながら、やはり直接使うべきではないだろうと思いますので、今後こういった事例が発生した場合には、民法第703条適用の場合でございますけれども、不当利得という語句については、適正なものに変えていくといったことで対処したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この方はもう香美市から転出されました。香美市の対応が余りにも意にそぐわないといえますか、思いがかなえられないという部分、車に乗ることを禁止されたことが一番大きかったとお聞きしております。やはりそういった母子家庭こそ、香美市は包み込むような態度をしないとイケないんじゃないかなと思います。（4）に移ります。

本市の生活保護対応には大きな弱点があるのではないのでしょうか。生活困窮者に対し、市民に寄り添うという姿勢が見えず、高圧的な対応が見受けられます。自立促進への手だてを後押しする市の姿勢が必要ではないかと思えます。住民の困窮状況にしっかり寄り添う姿勢、何度も繰り返しますが、それが求められるのではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

保護の実施機関は、生活保護制度の趣旨及び被保護者の権利、義務の内容について十分説明し、正しい理解を得られるように努めなくてはなりません。また、被保護者に対する保護の決定実施内容や援助方針につきましては、被保護者自身が理解できるような言葉、表現を使って丁寧に説明し、理解と同意を得る努力が必要でございます。生活保護は、最低生活の保障とともに、自立を助長することを目的とする制度ではございますが、自立はあくまでも被保護者本人の力によって図られるものでございます。保護の実施機関は、被保護者自らが進んで自立を果たすことができるよう、個々の性格や様々な事情を十分に把握理解し、積極的な援助を行うよう努めなければなりません。

本事例の対応におきまして、この基本的な態度が忘れられていたのではないかと、組織全体として真摯に反省すべきであると認識しております。これを機に、いま一度、生活保護法の基本理念は何かという原点に立ち返り、業務の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 課長は被保護者本人が自覚して自立することとおっしゃいましたが、本人が自立できないから生活保護を頼って窓口に来てるんですね。生活保護を受けることはどれだけハードルが高いのか。普通の生活が送れなくなった、子供たちに十分な御飯が渡せなくなった、だから仕方なく生活保護の窓口に行くんじゃない

ですか。本人が自立することを前提としてって、それこそ冷たいと私は思います。公的に生活保護制度があるわけです。できるだけ多くの人を救うために生活保護制度があるわけです。そのことを公的な部分で、よく自助、共助、公助と言いますが、私は公助で救うべき方だったと思うんです。そのことを申し上げたいと思います。すみません、声を荒げまして。市長の見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本件の事情につきましてはお聞きしましたし、また御本人にも面会させていただき、私のほうから市役所の対応として問題があった面もあると思ひまして、謝罪もさせていただきました。先ほど所長から説明があったとおりでありますして、この判断について、私自身は間違いはなかったと思っております。

ただ、先ほど議員が言われたように、もっと違う対応のやり方があったのではないかといいところはあります。例えば、一番最初の段階で、生活保護受給が決まっていない時点で、車に対してある意味注文をつけるような形になってしまったこと、また、先ほど所長からもありまして、不当利益という表現を使ってしまったことは反省すべきであると思ひます。また、不当利益に関しましても、やはりこういう形で保護をやめたらこうなりますよというような、このことによってこういうことが起こりますというところまで、しっかりと説明すべきだと思ひます。福祉事務所側の思いと実際の被保護者の思いがずれておったと、認識の違いがあったということになるかと思ひます。

先ほど言われたとおりで、子供がいらっしゃる中で、自分も子供がいらっしゃる中でお話ししましたので、大変さを感じたところではあります。ただ、福祉事務所も精いっぱいの中でやった対応であると思ひますし、転居した後ではありましたが、お電話でお話しさせていただきまして、改めて謝罪もしたところでもあります。こういった事例を、転出してしまった方には大変申し訳なかったと思っておりますが、反省すべきところは反省して、改善に努めてまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 最後の5番目の質問に移ります。美良布道の駅のトイレについて質問いたします。

道の駅のトイレは、観光客を初め多くの市民が使用しています。管轄は県ですが、その運営は市が委託されています。トイレの改善については、市民の方から再三指摘されていることから、ぜひ県に要望してほしいと思ひます。

①です。

清掃に関しまして、複数の方に依頼することを考えてはどうでしょうか。観光地は、土日祝日や夏休み期間など長期休暇の場合に人出も多くなります。1日1回出向いて掃除するだけでは、なかなか難しいと思ひますね。使用頻度が増えるにもかかわらず、現状では清掃が追いつかない状況ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

以前から、掃除の在り方は考えていました。365日の清掃と草引き、定期的の見回り等、すぐに対応できる近くの方、掃除をしてくれる方を探していました。蕪生の里や健康センターセレネにもお願いしましたが、毎日の掃除と見回りは厳しいと断られていました。今回、香北町に来てくれた方に気持ちよく利用してもらいたいと、近くに住んでいる婦人の方々が前向きに考えてくれ、複数でできるようメンバーを募っており、4月から行うことになっています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） よかったと思います。

②です。

全て洋式トイレとなっていますが、便座に座るととても冷たくて大変です。冬場は特に大変な状況です。高齢の方はとても座れないと言っていました。近くの健康センターセレネの隣にもありますけれども、和式でして、なかなか足腰の弱い方にとっては難しいと感じております。

ほかの地域の道の駅を3か所ぐらい回ってみましたが、全て保温機器が設置されておりました。設置すべきではないでしょうか、要望したいと思います。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

トイレの改修等は県が行っています。令和3年度に、県がコロナに関する交付金の利用により和式トイレを洋式に、また手洗いに自動せっけん液供給装置を設置する工事を行いました。その際に、ウォシュレットや温便座の導入、LEDの入替え、屋根の塗り替えなどもお願いしましたが、その交付金には該当しないということで、最低限の工事しか行われませんでした。しかしながら、冷たい便器に座るのは厳しいため、今後県にはLEDの入替えを含め、再度要望していきたいと考えております。また、県の意向では、不具合が生じないと緊急修繕はしないということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 県には再三要望してもらいたいと思いますけれども、軽微な費用でできると思うことがあります。汚物入れがトイレ内に設置されていますけれども、小さ過ぎてすぐあふれてしまいます。汚物入れが設置されていないところもあります。入り口には紙おむつ等を入れないよという表示もありますが、トイレの中にはもちろんその注意書きはないわけですが、やはり汚物入れがあふれるとそれだけで清潔感がなくなってしまいます。次に入る人もいい気持ちはしませんので、やはりその辺のことは市で何とか予算を立てて、それから、同僚議員が以前に質問されましたが、男性にもそういったところが要るのではないかなと思いますので、ぜひ実現に向け

てやっていってもらいたいと思います。そのあたりはできますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

以前、議会でも答弁があったように、男性トイレにも汚物入れを置くようにしています。今現在確かに小さいです。それも大きめのものを確保するようにしたいと思います。以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③です。

屋根の汚れが気になります。深緑のようですが、黒い部分が多くなっており清潔感がありません。ここが合併前のいつ頃にできたのかははっきり分かりませんが、恐らく道の駅になったときだったでしょうか、健康センターセレネが平成5年ぐらいだったと思うので、それぐらいだったかもしれません。洗浄や新たな塗装などはできないでしょうか。

LEDのことをちょっとお伝えしたかったんですが、それはまた県に要望されるということですので、トイレを洗浄してもらいたいなと思うところです。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

このことにつきましても、令和3年度に相談しています。雨漏り等の不具合がない限り、修繕はないという回答をいただきました。しかし、施設自体が汚れてきており、施設改善についても再度要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） これで私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時43分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、市民クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により、通告書に従い3点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項1つ目は、中山間地域等直接支払制度と特定地域づくり事業協同組合制度についてです。

昨今の燃料や農薬肥料等の価格高騰により、急傾斜地が多く、農地が点在する中山間

地域の農業はますます厳しさを増しており、この状況がいつまで続くのか見通しさえ立っていない現状にあります。今のままでは、農地保全がさらに困難となり、耕作放棄地の急速な拡大が見込まれることから、何としても現状を維持していかなければなりません。そこで、中山間地域等直接支払制度の現状と、同制度を補完することが可能と考えられる特定地域づくり事業協同組合制度についてお伺いします。

なお、タブレットには総務省のリーフレットを添付しておりますので、御参照ください。

①です。

中山間地域等直接支払制度は、現在第5期3年目にありますが、同制度の経過について、第1期、第3期、第5期の協定数と、併せて第5期の最終年度をもって解散意向がある協定数をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

第1期対策最終年度の平成16年度が116協定、第3期対策最終年度の平成26年度が102協定、第5期対策3年目の本年度は77協定となっています。第5期対策終了後に廃止の可能性があるのは、現時点で6協定と聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 第1期、第3期に比べると第5期では激減しているようであり、またさらに6協定が解散意向ということですのでけれども、まだ2年のうちにさらに減少する可能性もあるのではないかと思います。

このように協定数が減り続けている状況、今後も減少が見込まれる状況の中で、協定が減少する一つの要因として、同制度交付金の交付要件となる共同作業の準備や、写真撮影及び書類整理など、事務処理が大きな負担となっていると考えますが、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

制度の適切な執行のため、一定の事務処理を行っていただく必要はありますが、集落における事務負担軽減のために、農林課ではできる限り事務のお手伝いをさせていただいておりますので、負担となります場合は担当まで御相談いただけたらと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 農林課でお手伝いいただけるということですのでけれども、やっぱり一定負担になっているために、お手伝いが必要という現状であろうかと思います。

それでは、②です。耕作放棄地の現状を伺います。

中山間地域における耕作放棄地は、以前から高齢化や担い手不足により拡大してきた

現状から、当該地の所在や面積等調査は行っているか。また、過去の調査結果がある場合には、中山間地域等直接支払制度の第1期、第3期、第5期の同時期における推移も、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

耕作放棄地につきましては、5年ごとに実施される農林業センサスで面積調査を行っています。

先ほどの第1期、第3期のそれぞれ1年後になりますが、平成17年のデータでは152ヘクタール、平成27年のデータでは171ヘクタールになります。平成27年の農林業センサスをもって耕作放棄地調査が終了していますので、平成27年の5年後となります令和2年のデータはありませんが、増加傾向にあるのではないかと考えられます。

なお、農業委員会が実施する農地法に基づく遊休農地の調査は毎年実施しており、所在等については把握しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 調査は行われており、耕作放棄地については増加傾向にあることが確認できました。

③です。

私は、これまでに空き家調査や農地調査、道路パトロールなどを行うため、市内全域を踏査してきましたが、とりわけ中山間地域では耕作放棄地の拡大を目の当たりにしてきました。このような経験から、協定を解散した地域と耕作放棄地拡大が、数年程度の時差を伴って連動していると考えておりますが、この相関関係について見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

過去に協定を解散した地域を平成17年と平成27年とで調べましたところ、耕作放棄地が拡大した地域は幾つか確認できました。こうしたことから、協定数を維持することが耕作放棄地拡大抑制に一定効果があるものと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 協定解散と耕作放棄地拡大についての共通認識をもって、④に移ります。

中山間地域等直接支払制度第6期目への延長と協定数を維持していくことが、中山間地域の農業を継続していくために大変重要です。午前中の有光議員からの一般質問に対する回答において、特定地域づくり事業協同組合制度の導入をお考えとのことでしたが、協定代表者を組合員として体制を整えた場合には、各協定の事務負担軽減のみならず、集落戦略の設定や広域化の推進、有害鳥獣対策の防獣ネットやわなの見回り、水路や農

道の維持、消毒や草刈りなどの作業補助も可能と考えられることから、大変有効な制度と考えておりますが、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

特定地域づくり事業協同組合から集落協定等への職員を派遣することは、制度上は可能ですが、事業実施に当たっては、協同組合の設立から従業員の確保、事務局人員の確保、採算の取れる経営計画の策定など、多くの課題を有しております。その解決に時間を要することを踏まえ、慎重に検討を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 大変な作業になるとは存じますが、ぜひ前向きに御検討いただけたらと思います。

協定代表者の方々の制度利用に当たり、利用料というものも発生すると考えられますけれども、先ほど申し上げた集落戦略や広域化の推進といったことができれば、交付金に当たる10割単価、もしくは広域加算というものがありますので、一旦は協定に交付される交付金ではありますが、これを間接的に利用料へ充当するような仕組みも一定考えられると思いますので、大変だとは思いますが、ぜひ前向きに御検討いただけたらありがたいです。また加えて、特定地域づくり事業協同組合制度を必要とする状況は、中山間地域等直接支払制度の補完に限ったものではありません。

⑤です。

特定地域づくり事業協同組合制度が必要である事案として、物部町地域では高知県農協土佐香美地区物部支所の信用共済部門及び所長職が撤退する計画であることから、後に全員撤退の可能性を阻止するべく、同支所への派遣を検討されてはいかがでしょうか。べふ峡温泉につきましては、先ほど市長の御答弁の中で御検討いただいているということですので、引き続きよろしく願いいたします。

さて、本日の新聞報道にはJ A高知県精米工場閉鎖との記事もありました。そして、先日、山崎晃子議員の一般質問にもありましたが、J A高知県は経営基盤強化策として事業所の縮小を計画しており、今回は物部支所が対象となっておりますが、香北支所についても同じく撤退の検討を続けていくことが、経営基盤強化策の資料に明記されております。

さらに、令和6年頃には、子会社である株式会社J Aエナジーこうち大柝給油所も閉店予定であるとの説明を受けました。こうした状況から、J A高知県は事業縮小を今後も推進する方針であり、物部支所においては肥料や農薬を販売する購買部が残るものの、近い将来に委託販売や業者委託などとして、農協職員が全員撤退する可能性が高いと私は考えております。そこで、特定地域づくり事業協同組合制度により共同体制を構築することで、J A高知県を物部町にとどめておく、さらには、香北町においても共同体制

を早期に整えることで、拙速な香北支所撤退を阻止することができるのではないのでしょうか。

市長から御紹介もありましたが、私も先進地の事例はどうなっているかと思ひまして、馬路村にお伺いしたところ、組合の構成員は馬路村農協と馬路温泉、社会福祉協議会と木材加工組合の4社で組織し、派遣従業員は2人を雇用する予定であるとお聞きしました。

本市においても、JA高知県物部支所及び香北支所、べふ峡温泉、中山間地域等直接支払制度の協定代表者らを組合員として、体制を整えることは十分に可能と考えますが、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 早速、馬路村も御視察いただいたということで、ありがとうございました。特定地域づくり事業協同組合につきましては、御提案のJA高知県土佐香美地区物部支所、そして香北支所もメンバーとした、組織づくりについて検討していきたいと思っております。

私としましては物部地域での導入を念頭に、香美市物部支所職員に東洋町を視察していただきました。来年度早期に実現できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ、実現に向けて御尽力いただければと存じます。

それでは、⑥です。

中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金及び特定地域づくり事業協同組合制度以外に、当該地域を維持、支援できる具体策、または代替制度はあるのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

地域を維持支援できる代替制度としましては、地域おこし協力隊の活用などが考えられます。現在、本市での活動実績はありませんが、都市地域から地方へ生活の拠点を移した協力隊員が、一定期間地域に居住して、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 先ほどの御答弁で、農林課長から特定地域づくり事業協同組合制度の運用までにはたくさんのお手続、準備、調整など、運用開始までの工程が多いとお話しいただきましたが、この地域おこし協力隊により事業推進体制を整えるということも考えられますので、ぜひとも早期実現を期待いたします。

それでは、⑦です。

中山間地域の耕作放棄地拡大は、平野部耕作地への悪影響が大きいと考えます。有害鳥獣の被害拡大、病害虫の蔓延、水源や水路の荒廃、田畑の保水力の低下など、様々な問題が平野部にも及ぶと思われませんが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

隣接する耕作地への病害虫や鳥獣害のほか、豪雨時には雨水を一時的に貯留することで洪水被害を軽減させる機能低下などの影響が考えられ、中山間地域で発生する耕作放棄地拡大は、周辺の農業生産活動や生活環境のみならず、下流地域にも様々な影響を及ぼすことが想定されます。

このため、耕作放棄地拡大防止に向けて、今後も地域住民の皆様と力を合わせ、協定数の維持などに取り組んでいくことが重要であると考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 御存じとは思いますが、平野部においても条件の不利な田畑では遊休農地が広がっております。先ほどおっしゃっていただいたように、中山間地域と平野部を一体として農業支援策をさらに拡充していただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、質問事項2つ目の地域公共交通について、お伺いします。

（1）です。

香美市地域公共交通計画の策定に関して、2月27日に行われた全員協議会において概要は御説明いただきましたが、確認も含めて改めてお伺いいたします。

昨年12月に配布された、香美市における地域公共交通に関するアンケート調査は、無作為に抽出された市内2,000人を対象に行われており、私も対象として調査票をいただきました（資料を示しながら説明）。この調査票の1枚目にとじられていた御協力をお願い文書ですけれども、こちらには香美市地域公共交通計画策定についての記述がなく、調査結果が何に活用されるのか分からない状況でしたので、今後、調査やヒアリングを行われる際には、目的を明確にしていただけると幸いです。ちなみに、私はインターネットにより回答させていただきましたので、自身の原本をこちらに持っております。

それでは、①です。

今回のアンケート調査の回答件数は何件であったか、また、集計結果を速やかに公表すべきと考えますが、今後の対応をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 公文議員の御質問にお答えいたします。

香美市地域公共交通計画策定に向けまして、住民アンケート調査が完了したところでございます。2,000人に郵送を行い、速報での集計結果になりますが、郵送とイン

ターネットを合わせた回答数は776件で、回答率は38.8%となっております。

集計結果につきましては、3月14日に香美市地域公共交通活性化協議会で資料として委員の皆様にお示しする予定でございます。その後に、香美市公式ホームページで公表を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ①で、市長にお伺いしたいことが抜かっておりました。市長御自身がこのアンケート調査に回答するとした場合、アンケートの設問24、公共交通の公的負担に関する考えに対し、回答候補1番から6番のうち何番とお答えになりますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私が回答するならば、2番の市の公的負担は現状のままで、運行の効率化や見直しを行いサービスの向上を図るべきを選びます。当然気持ちとしましては、公費負担を増やし、今以上のサービス向上を図ることができればと思います。しかし、市長としては、長期的な財政の視点から、2番目となることを御理解いただければと思います。

参考までに、香美市の人口1人当たりの公費負担について、令和3年度で御説明しますと、香美市民は1人当たり5,099円負担しております。お隣の香南市は2,019円、南国市は2,526円となります。つまり、香美市民には、近隣市の2倍の公費を支出していることとなります。ちなみに、高知市は2,747円です。香美市と近い金額としましては、いの町の4,632円です。

引き続き香美市の公共交通をしっかりと守るべく努力してまいります。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 市長からは、市民1人当たりの公共交通に関する公費負担額、近隣市町村との比較も御紹介いただきました。香南市、南国市の2倍ということですが、当然、香美市域は非常に広いという地理的要素が大きく影響しておりますので、一概に2倍だから高い、安いということではないと思います。

ちなみに、私はこの設問24に対し、1番の市の公的負担を増やしてでも、今以上に公共交通サービスの向上を図るべきと回答いたしました。今後も、燃料や電気代等の経費負担は増加傾向にあり、さらに、土佐山田駅舎と周辺の整備や市営バス運行についても改善すべき点があると考えているからです。公的負担増加に関しては、市全体の歳出予算が増えないよう抑制しつつも、適正配分により対応すべきと考えます。

さて、さきにお伺いしましたアンケート調査につきまして、率直に回収率が少し低いように感じますが、予定していた回収率は何%であったか、また、計画策定の参考に至る回収率と回答内容であったか、その点をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

回収率でございますが、35%から40%を予定しておりましたので、まずまずの回収率であったのではないかと考えております。また、インターネット回答でも83通ございましたので、若い世代の方は回答しやすかったのではないかと考えております。

回答内容でございますが、運転免許返納の状況や日常生活の移動、通勤・通学、バス・タクシーの利用頻度、また、通院とか買い物などの移動手段についても、この調査でよく分かりました。公共交通に対する公的負担や公共交通全般のことを皆さんに回答していただきましたので、計画策定に当たりまして地域の実情もよく分かり、参考になったと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ、アンケートで御回答いただいた内容もしっかりと計画に反映していただきますよう、お願いいたします。

②です。

今後予定されている住民ヒアリングの、周知方法や実施方法及び調査件数や対象地区について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

公共交通計画策定に向けての住民ヒアリングにつきましては、土佐山田・香北・物部の3地区でそれぞれ数か所、地域の実情をよく知られます自治会長や、公共交通をふだんよく利用されている方への聞き取りを、順次行っていきたいと考えております。周知方法等の実施につきましてはの詳細は、今後検討を行っていく段階となっております。

また、県が昨年実施いたしました集落实態調査項目の中にも、移動手段の課題や状況についての回答がありましたので、そちらも参考にしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） お話しいただきましたが、公共交通を利用しているお客様から、直接できるだけ多くの御意見を聞き取っていただくようお願いいたします。

それでは、③です。

四国旅客鉄道株式会社のJR四国グループ中期経営計画2025には、地域等関係者との連携・協力と題して、(3)まちづくりとの連携という項目に、地元自治体と連携した駅舎の活用や整備という目標が列記されております。一方、本市地域公共交通計画策定において、JR土佐山田駅のバリアフリー化や北口整備など、これまで議論されてきた駅舎や周辺整備の位置づけはどうなりますか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者及びまちづくりハード面担当課としての回答

となります。

過去議会などを通じ、エレベーターを含んだ北口整備や、JR軌道上自由通路整備などについて議論しています。現状では、ハードルも高いこともあり、なかなか進んでいないような状況ですが、あくまでもこれからそれに向けて進んでいかなければならないと、担当課として考えています。

現在、幹線道路であるあけぼの街道と国道195号の連絡を重要と考え、補助幹線道路として新町西町線の完成に向けて全力で取り組んでいます。また、駅北エリアのみの位置づけではなく、香美市の顔である土佐山田駅を中心とした、駅北・駅南を含めた周辺整備の検討が今後重要になってくると考えています。

併せて、先日、国土交通省四国地方整備局から、バリアフリー新法の計画制度の説明もありました。その中で、バリアフリーまちづくり推進協議会の設置や、マスタープラン及び基本構想策定などを行い、重点整備地区を定めての計画とし、国からの補助はあるんですが、今までから言いますと、自治体負担が増えることから、実施は厳しいものかなと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 駅の利用者数や予算面などについて、ハードルが高いということは理解できますが、本計画策定及び実施に関して法定協議会を設置した場合、協議会構成員には協議結果の尊重義務が生じます。このことから、四国旅客鉄道株式会社を構成員として、駅舎や周辺整備の協議を積極的に行っていただき、尊重義務を果たすべく、改善に向けた議論を着実に進めていただきますようお願いいたします。

④です。

四国旅客鉄道株式会社の鉄道事業は、令和3年度において18線区全て赤字路線となり、大変厳しい運営状況であることから、沿線市町村の協力は不可欠です。

そこで、土讃線の維持活性化を図るために、沿線市町村で広域協議会を発足し、本計画の法定協議会構成員に加えてはどうでしょうか。さきに申し上げた、JR四国中期経営計画においても、アンパンマン列車の誘客促進、地域の魅力発信や広域観光周遊ルートの形成、商品化等を目標としています。このことから、本市が率先して土讃線沿線の県内外市町村との連携を図り、広域観光ルートを提案するなど、JR四国の鉄道事業や路線バス事業の支援を先導していくべきではないでしょうか。

併せて、四国横断新幹線を含む四国新幹線の位置づけは、どのようにお考えでしょうか。新幹線計画の具体的な整備計画等はまだ策定されておらず、今後の整備工程について不明ではあるものの、JR四国中期経営計画には、新幹線等による抜本的な高速化の必要性について理解を得るため、継続的な取組が明記されており、また、昨年6月8日には四国知事会において、四国における鉄道ネットワークの維持・活性化と四国の新幹線の早期実現に向けた緊急提言がまとめられています。さらに、本市は高知県鉄道高速

化促進期成同盟会の会員でもあることから、新幹線導入と土讃線の維持をどのように位置づけていくのかを伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

J R土讃線の利用促進と活性化につきましては、以前よりJ R四国や県、沿線市町村等でも議論が行われてきたところでございます。その枠組みとして、高知県鉄道ネットワークあり方懇談会が令和元年度より組織されております。この中の土讃線ワーキンググループでは、取りまとめとして土讃線の利用促進や活性化策が示されておりました、取組が現在進行形で行われております。

また、今年度から、県が事務局であります高知県地域公共交通活性化協議会が、全ての市町村や交通事業者、関係団体で組織されております。そこで策定される高知県公共交通計画におきましては、鉄道も含めた公共交通全体の活性化、維持に向けた目標や施策が盛り込まれる予定となっております、沿線市町村についても枠組みの中で行動を行っていくものとなりますので、別の枠組みとして広域協議会を発足することは現時点で考えておりません。

ただし、土讃線の維持・活性化、路線バス等の接続や利用促進、駅舎や周辺整備の協議をするためにも、四国旅客鉄道株式会社には法定協議会の一員として参加していただくよう、お願いしたいと考えております。

四国新幹線につきましては、県の計画素案でも言及がございませんので、香美市地域公共交通計画策定の中で議論を行うかについては、現時点で未定となっております。仮に、将来的に新幹線が導入されるとなった場合には、土讃線が存続できるように存在価値を一層高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 広域連携につきましては、経営既存団体であったり県の指揮のもと、それぞれ連携が図られているということですので、引き続き、先ほどおっしゃっていただいたように、土讃線の有用価値を高めていくような協議を続けていただきたいと思います。

土讃線も赤字路線となっている現状、広域観光振興などによる黒字化は喫緊の課題であると考えております。当然、地域公共交通計画策定においても、土讃線及び土佐山田駅舎と駅周辺の整備、そして、J R四国路線バスの維持は大変に重要な課題であることから、公共交通と観光振興のさらなる活性化に御尽力いただきますよう、お願いいたします。

それでは、（2）市営バスの運行に関して伺います。

①です。

市営バス美良布大栃線の土日祝日運行は、平日と比較して午前1便、午後2便が減便

されていますが、土日祝日も平日同様の運行を望む声があります。声を寄せていただいた方は、土曜日の市営バスを使って高知市内へ通院と買い物に行っているが、受診が終わるのはお昼過ぎ、午後は急いで昼食や買い物を済ませないと、市営バス最終便に間に合わない。また、別の方も、土日の朝、子供の部活動に間に合わないので学校まで送っていているなど、複数の方から改善してほしいとの意見を伺っております。

そこで、該当便の需要を調査するために、一定期間テスト運行の検討はできないか、伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

美良布大柵線につきましては、年間1万5,000人もの方々に御利用いただいております。香美市の市営バスの中では、全ての路線でも突出した乗降数となっております。もし、土日祝日の早朝1便と最終2便についてテスト運行を行った場合、その後、運行を続けていくか判断するためには、あらかじめ存続ラインとなる乗降者数等の設定を行う必要があると考えております。運行事業者との協議も必要でございますし、増便に伴い増大するコスト面も含めて、今後検討を行っていきたいと考えております。

また、公共交通計画策定におけます住民ヒアリングを実施する際にも、美良布大柵線についてお聞きしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） さきにも申し上げましたが、今後住民ヒアリングを行われる際には、市営バスを日常的に利用されているお客様からも、しっかりと聞き取り調査していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、テスト運行ですけれども、一旦始めると途中でやめづらい、先ほど利用人数を設定するというようなお話もありましたが、例えば、前提条件として、開始3か月間の乗客数が設定人数を超えない場合にはテスト運行を中断するなど、条件を事前にしっかりと周知した上で行う、あるいは、3便減便されておりますが、このうち午前、午後、各1便でテスト運行を行うなどは検討できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

テスト運行のことですが、3便にするのか、2便にするのか、今後運行事業者とも可能かどうか十分に協議しながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ、実現に向けて御検討いただければと思います。

②です。

あけぼの街道線は週3日の運行となっておりますが、これまでの乗客状況はどうなっ

いるか。また、週3日から全日運行に拡大して、一定期間テスト運行は検討できないか、伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

11月から実証運行を行っております、あけぼの街道線、通称ぐるりんバスの乗車状況につきまして、乗車人数は11月が13日間の運行で153人、12月が14日間の運行で145人、1月が13日間の運行で120人、2月が10日間の運行で203人となっております、1便当たり3か月の平均で1.6人の乗車となっております。また、2月18日に開催されました、よってたかって生涯学習フォーラム当日は全便無料とし、また、参加者につきましては2月末まで無料としておりました。2月だけ見ると1日43人乗車のときもございまして、1便当たり平均2.6人で増加傾向となりました。

全般的に、利用者からは、プラザ八王子やかみーる、量販店へ行けるバスができてうれしいとの御意見もいただいております。しかしながら、現時点でこのような乗車状況では週3回の運行日から拡大することは考えておらず、引き続きあけぼの街道線の利用促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2月には利用者が増えているということで、私も家族とともに先月利用させていただきましたので、この203人に入っております。11月から1月に関しては、毎月100人以上御利用されてるので一定利用があり、プラザ八王子やかみーる停車の御利用ということですのでけれども、買い物に行くのにも利用していて、大変便利なので毎日運行していただけたらうれしいという声もお伺いしましたので、ぜひこうした御利用者様の感想や利用状況などを周知することによりまして、さらなる公共交通の利用促進に努めていただきたいと思います。

それでは、質問事項3つ目の市職員の人材育成について、お伺いします。

①です。

市長は、職員のレベルアップや防災意識向上が必要とおっしゃられていましたが、今年度実施された職員研修の内容と、令和5年度実施予定の職員研修の内容をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田学君。

○総務課長（川田学君） お答えします。

今年度は特定個人情報取扱いに関する研修、障害者に関する人権研修、新個人情報保護制度に関する研修を実施しております。

令和5年度は、現時点では案の段階ですが、救急救命講習、人権研修、特定個人情報取扱いに関する研修、防災研修を実施予定としております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 研修後、職員の方々の意識変化や研修内容は実務に活かされているのか。また、職場の雰囲気が変わったという実感などがございますか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 雰囲気が変わったと実感するほどの変化は読み取れませんが、それぞれの場面で研修成果を生かしていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 昨年10月定例会議において、市長から、職員研修の重要性や人材育成のための研修及び視察を積極的に行いたい旨の御発言がありました。ぜひともこれまでの研修内容にとらわれず、しっかりと予算を立てて、職員の方々が希望される著名な講師の招聘や、受講したい、役立てたい、面白いと思っていただけるような研修を検討していただきますようお願いいたします。

それでは、②です。

事務職のうち、職歴の短い職員や若い職員の方々は、本市の大字地区や自治会の位置、また、高齢者等避難の発令により事前に開設される主な避難所の所在地、災害時に孤立しやすい集落、自助・共助が難しい限界集落などについて、現地の踏査をされているか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 地理や地域の実情等についての研修は行っておりません。また、業務に関係なく市内各地区に出向くのは難しいですが、各所属の業務におきまして、必要に応じて実際に現地に行ったりしておりますので、その際には、地理や地域の実情等の把握もできているものと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 現場に出向くことが多い部署と、市役所の中でお客様対応する部署と、配属された課によって現場に行く機会が違うということではありますけれども、本定例会議開会日の市長挨拶では、1月と2月に市役所において防災訓練を実施されたとのことですので、やはり現地を熟知した上で行う机上訓練とそうでない場合では、得られる経験値は全く違います。また、有事の際、避難所を運営していくためには、職員のみならず地域の方々の御協力は欠かせません。こうしたことから、担当課や担当事務にとらわれず、本市の地理や地勢及び各地域の実情を把握することは急務と考えますが、日頃の職務の間に市内全域を職員一人一人が踏査することは、相当の時間を要することから難しいと考えます。

そこで、必要となるのは地域担当職員制度であると考えます。12月定例会議において、西村議員より地域担当職員制度の必要性についての一般質問がございました。若手職員を中心に、積極的に担当地区へ足を運び地区の方々と面談することで、信頼関係を築いていくことが重要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 職員が地域へ足を運び市民の方々と直接話をする事で、信頼関係を築いていくことは非常に重要だと考えますが、業務上なかなか行けない場合もありますので、たとえ地域に出ていくことができなくても、窓口での応対や、各業務で市民の方々と直接接することも多々あると思いますので、そういった場面でも信頼関係を築いていくことは可能だと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 現場に赴く仕事が多い課へ配属にならないと、現場に行く機会を保つのは、やはり相当時間がかかると思いますので、できれば地域担当職員制度でそれぞれの地区に職員を配置していただいて、全員が香美市全域を把握する必要はないと考えますので、順番に担当地域を回していくとか、建設課であったり防災対策課といった、現場に精通している職員もあろうかと思いますが、そうではない課の職員を地域担当職員として活用するという事も考えられるのではないのでしょうか。

住民の皆様からは、市役所に知っちゅう職員は誰ちゃあおらんかった、また別の方は、気安く話しやすい職員がおらんかったといったようなお声をよく聞くようになりました。以前は、住民の方から信頼される職員が多かったが、現在は氏名すら認知されていない職員が増えているのではないのでしょうか。さきにも申し上げましたが、こうした場合に地域担当職員は有効であると考えますので、今後も御検討いただきますよう、よろしくお願いします。

③です。

窓口業務の適正処理や防災意識の向上、住民から信頼されることなどは、市職員として基本的なあるべき姿と考えます。

また、香美市振興計画後期基本計画を初めとする各種計画に沿って、日々の職務を遂行されていると存じますが、自分なりのやり方や工夫をしながら積極的に仕事に取り組んだり、地元住民として地域課題やまちづくりに積極的に参画するためには、やりがいが必要です。やりがいを高めるには、職員自身の自己肯定感や有用感を伴った熱意が必要と考えます。そして、熱意やモチベーションを保つためには、目標や達成感が重要と考えますが、職員一人一人が本市の将来について持論を持って、議論や実践ができているか、伺います。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

職員各自がそれぞれの意見を持って議論することで、各種計画は策定されていると考えておりますし、そうして策定された計画の基本的な施策を推進していくために各事業を実施することが、実践につながっていると考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） なかなか計画を策定するといひましても、全職員が一堂に会

して計画策定に向けて議論していく、私の全員が参加されているという認識は少ないんですけれども、基本計画であったり、それぞれの部署に置かれたアクションプランであったりというのは、当然職員が認識して職務を着実に進めていく。そうした中に、やりがいとか熱意というものを持っていけばいいんですが、ちょっと市役所の中を眺めてみましても、やっぱり目の前の日々の業務に忙殺されているという感じを受けるんです。

一点確認です。先ほど申し上げた、地元住民として地域課題やまちづくりに積極的に参画することについて、職員の方々に対して、居住地の自治会や自主防災組織への加入及び防災士の資格取得や消防団への入団、さらに地域行事や奉仕活動、交通安全啓発活動などへの積極的な参加は、推奨されているという認識で間違いございませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 間違いはありませんが、直接職員に呼びかけるというようなことは、最近できておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 呼びかけは直接できていないということですが、当然これは強制でもなければ義務でもなく、あくまでも職員自らが自発的に関心を持って関わっていくことに期待するとの姿勢であると理解します。そのためには、職員も地域住民の一人である自覚や、自分たちの町は自分たちで守り築いていくといった、気概が必要ではないでしょうか。また、このような役割を職員に期待するのであれば、殊さらにやりがいや郷土愛の醸成が必要ではないでしょうか。

日頃の職務を通して、やりがいや郷土愛を育むためには、上司や先輩職員の指導も重要ですが、職員研修などにより、本市の将来像について議論を行うことで、職員同士が互いに高め合うことも可能ではないでしょうか。職務の中で切磋琢磨し、それぞれが将来目標を確立できるよう促していくことも、重要ではないでしょうか。

そこで、市長にお伺いします。

職務における理想の職員像について、並びに地元地域における職員の在り方について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまで、私自身も議会の提案説明などにおきまして、職員の研修、あるいは組織としての能力アップということにも言及させていただきました。私が思っているのは、やはりそれぞれの職員が自発的に、こういう職員になりたい、目標とする今おる幹部の職員であったりとか、また自分が課長になったときにどういった姿を目指すのか、また、当然管理職というのは部下も育てるわけでありますので、もし自分が上司となって部下ができたときにどう対応するかなど、理想像を追い求めてもらいたいと思っています。

香美市役所の職員全部が香美市に住んでるわけではありませんけれども、できるだけ香美市職員には、香美市生まれでなくても香美市のことが好きになってもらって、家を建てる時に香美市に構えてもらいたいと思っています。そういった際には、やはりその地域で信頼される存在になってもらいたいと思います。市の職員で土日は休みたいというのものもあるのかもしれないですけども、やはり議員がおっしゃられるように、その地域の活動にも参加してもらおうと、住民目線でいろんなことも見えてくるのではないかなと思っています。地元との信頼関係をつくることによって、なかなか市役所に行っているだけでは分からない情報であったりとか、いろんなことを教えてもらえるのではないかなと思っています。私自身は、香美市を市役所の職員だけではなくて、地域も巻き込んだ形でよくしていきたいと思っていますので、地域からも信頼される職員になってもらいたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひとも、職場や地域においてしっかりと信頼を得て活躍できる、本市の将来をしっかりと担うことができる職員の育成に御尽力いただきたいと存じます。

④です。

本市公式ホームページに掲載された今年度の職員採用資格試験の合格者が、1回目4人、2回目9人、3回目12人の合計25人となっていることから推察すると、依然として早期退職者が多いと考えます。退職理由は、御家庭の事情やキャリアアップ、体調の変化や人生観の変化など様々であろうかとは思いますが、一方で、数年前に早期退職された方は、今のままでは早期退職者が後を絶たない。議員の立場から、職場環境の改善に取り組んでほしいとの思いを私に託されています。

現に早期退職者が多いことは、市長も御就任当初より重要視されてきたと存じます。また、1月開会会議では、経験豊かな県庁OBの招聘や女性職員の意見も取り入れて、改善策を検討するとのことでしたが、職員の方々に定年退職までしっかり勤めていただくための対策をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

早期退職というと、すぐにネガティブなイメージを持たれる方がいらっしゃいますが、先ほど議員も言われましたように、その理由は様々であって、必ずしもマイナスの要因ばかりではありません。そうした中で、早期退職を未然に防ぐ妙案はなかなか持ち合わせておりませんが、職場環境が理由で早期退職を選択せざるを得ない職員がいる場合もありますので、コミュニケーションを大切にしながら、よりよい職場づくりに努めていかなければならないと考えております。

以上です。

- 議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。
- 2番（公文直樹君） 本当に退職理由は様々であろうかとは存じますけれども、このたび退職願を提出された職員の方々に対しましては、市長も個々の理由を十分に把握されて、全力で慰留に努められたことと存じます。結果として、志半ばで市役所を去っていく方々の思いを無駄にせず、職場や就労環境のさらなる改善に努めていただくことをお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（山本芳男君） 公文直樹君の質問が終わりました。
- 以上で一般質問を終わります。
- 本日の日程は全て終わりました。
- 本日はこれで終了いたします。
- 次の会議は3月10日午前9時から開会します。
- （午後 3時39分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第5号）

令和5年3月10日 金曜日

令和5年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和5年2月27日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日金曜日（審議期間第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	上下水道局長	西村安史
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	猪野高廣	ふれあい交流センター所長	植田佐智
市民保険課長	萩野貴子	会計管理者兼会計課長	明石清美
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課長	宗石こずゑ	支所長	前田哲夫
建設課参事	近藤浩伸	《物部支所》	
建設課長	井上雅之	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局書記 横田 恵子 議会事務局書記 藤川 典子

市長提出議案の題目

- 議案第 2号 令和5年度香美市一般会計予算
- 議案第 3号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 4号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 5号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 6号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7号 令和5年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 8号 令和5年度香美市簡易水道事業会計予算
- 議案第 9号 令和5年度香美市下水道事業会計予算
- 議案第 10号 令和4年度香美市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第 11号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 12号 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 議案第 13号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 14号 香美市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 15号 香美市個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 16号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21号 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- 議案第 28号 香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 29号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 30号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 31号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 32号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスタイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第12日目 日程第5号)

令和5年3月10日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 2号 令和5年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 3号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第3 議案第 4号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第4 議案第 5号 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算
- 日程第5 議案第 6号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第 7号 令和5年度香美市水道事業会計予算
- 日程第7 議案第 8号 令和5年度香美市簡易水道事業会計予算
- 日程第8 議案第 9号 令和5年度香美市下水道事業会計予算
- 日程第9 議案第 10号 令和4年度香美市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第10 議案第 11号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第 12号 令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第 13号 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第 14号 香美市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第14 議案第 15号 香美市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第15 議案第 16号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第 17号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 18号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 19号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 20号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 21号 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 22号 香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 23号 香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 24号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 26号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第 27号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 28号 香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第27 議案第 29号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第28 議案第 30号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第 31号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第 32号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第 33号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第2号、令和5年度香美市一般会計予算から、日程第12、議案第13号、令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)まで、以上12件を一括議題とします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第14号、香美市個人情報保護法施行条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 6番、森田です。

今回、議案第14号で個人情報保護法施行条例の制定が出ておりますけれども、これまでも本市には個人情報保護条例がありました。本市のホームページなんかを見ておきますと、個人情報保護条例は、その前提として個人情報を集める、保管するときのルールということで、利用目的の特定や通知の公表、安全管理措置云々と、この運用に当たるルールが事細かに記され、個人情報を保護するための条例であったんですけれども、今回出ておる、議案第14号におきましては、そういった細かい規定が全くなくなっております。これによって本当に個人情報が保護されるのか不安になるところですけれども、その点についての見解を求めます。

○議長(山本芳男君) 総務課長、川田学君。

○総務課長(川田学君) お答えします。

今回、例えば国とか民間、独立行政法人なんかは独自の法律の下でやられていた個人情報保護に関して、また、地方自治体が条例に基づいてやっていたのが、法で統一されたことによって、結局、法施行後は法を根拠として運用という形になりますので、現行の条例と比べて条文数は少なくなっております。条例に規定されていたものは、もうほぼ法律で規定されているということです。

以上です。

○議長(山本芳男君) ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番(森田雄介君) 時代の流れが全部そうなっているということではありますけれども、統一することによって、今、匿名加工情報制度というのがあると聞いておりま

す。それによって、個人情報加工した状態であれば提供できるといった内容にもなっております。今回改正することによって、今までであれば個人情報は本人が同意しなければ提供できなかったんですけども、そういったこともないので、この匿名加工をして提供することが、本人の知らない間に行われるといったことも起こり得るんじゃないかという懸念があるんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 匿名加工情報というのは、個人を識別することができない情報になっていますので、特に問題ないと思っていますし、これまでと何ら大きく変わることはなくて、個人情報の取扱いに関して疑義がある場合は、審査会なりに諮って対応していたというところで、今回取扱いが大きく変わることはございません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もう1点、これまで条例の中に、いわゆるオンラインでの電子計算組織の結合の制限が第9条にありまして、基本的にはオンラインで提供してはならないとなっておったんですけども、当然この規定もないわけです。加工すれば簡単に、提供しても問題なければ、電子データで情報提供できることになるのではないかなと思うわけです。もし、そういった請求があった場合には、加工すればデータで提供できる、デジタルで提供できるということではないかと思うんですけど、その点の確認をお願いします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

電子計算機による提供の制限とかがあったと思いますけれども、法にはそういうものがございません。今まで、条例でそういう規定があっても、審査会に諮った上で公益上問題がなければ認められていたものでした。今後は法律に基づいてやるわけですけども、安全管理措置義務であるとか、提供を受ける者に対する措置要求とかを通じて安全性を担保しているということで、法律からは除かれています。安全ではなくなるということとは特にはないので、今までと取扱いが変わるわけではございません。規定の仕方が変わるということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第15号、香美市個人情報保護審査会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第16号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第17号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第18号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 改定内容についてお伺いします。

これまで、グラウンドであれば全面、半面、照明と3つに分けてやっていたものを、今回の見直しで、グラウンド全面、グラウンド半面となりまして、照明費込みの料金設定になったと思います。これは、例えば現在の電気代高騰を踏まえてされたのか、それとも利便性の上でされたのか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今までは、市民グラウンドの照明を全面・半面と2つに分けることができずに、全面でしかつけられなかったんですけれども、今回の改修で半面ずつ照明をつけることができるようになりました。照明をつける、つけないということが、ちょっと夕方は分からない時期もありますので、照明金額も一緒に入れて新しく改正させていただきました。電気料についてはLED化しておりますので、その辺りも考慮しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 設備の仕組みが変わったので、こういう料金体系になったと。こうなった場合に、今後電気料金が上がったときの反映の仕方は、以前であれば照明部分だけを修正すればよかったものが、全体的な修正を行わなければいけなくなるような気がするんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） そこまで考えてはいないんですけれども、やはりすごく電気料金が上がるようになりまして、審査会等にかけて変更していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第19号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第20号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第21号、香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第22号、香美市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第23号、香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第24号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第26号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第27号、香美市消防団員の定員、任命、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 第14条で、交付金を支給することができるとなっておりますが、この交付金の支給対象にはどういったものがございますか。

○議長（山本芳男君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） この交付金は、今度の4月から、今まで消防分団単位でお支払いしておった費用を、個人口座に振り込むように変わります。その中で、車両機械器具点検を行うときに、今まで1台車両があるところでしたら3人に出務していただいて、3人分に対して分団にお支払いしておりました。しかし、実情は多くの方がそこに携わり、機械の習熟や時間短縮も兼ねて出務していただいておりますので、今後個人口座に支払うとなると、3人分だけでは後の方がただ働きみたいな形になってしまいますので、分団に対して定額でお支払いすることを考えております。ちなみに、車両1台のところは月2万円で考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第28号、香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第29号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ちょっとお聞きしたいのですが、資料の損益計算書の中に、役員賞与と役員報酬が計上されていますけど、これは令和2年度決算と同じメンバーに出されているという認識でいいのでしょうか。それが第1点です。

もう1点は、以前の総務常任委員会所管事務調査報告書の中に、残存価格が四千数百万円あるということで、無償譲渡できないと判断したわけですけど、無償譲渡できるという根拠、法律は何に基づいているのでしょうか。それと同時に、こういう無償貸与、無償譲渡しているような公的施設は、ほかにも香美市にあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 役員賞与・報酬等ですが、代表取締役2人と取締役3人になっております。令和2年度と人は代わっていますけれど、同じ内容になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 令和2年度のときには組合長1人でしたが、今は会長組織になっていますわね、法人格をとって株式会社になりましたわね。以前は、組合長、理事2人と監事2人の全部で8人に報酬等を払われていたけれども、これは今も変わって

いないということでもいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

社長は、西本さんという方に代わっております。前社長は今顧問になっていまして、現在5人への支払いになっております。

無償譲渡につきましては調べていませんで、ちょっと今日資料を置いてきています。すみません。

○議長（山本芳男君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 無償貸付けについてですが、基本的に普通財産は御存じのとおり議会の議決を要するものでして、議会を通ったものに関しては無償貸付けを行っております。今ちょっとリストを持っていないので、どこを貸しているのか、今の時点ではお答えできません。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 残存価格があるためできなかったということですが、今の時点で残存価格はどれぐらいか。年々下がっていくかとは思いますが、それから、香美きのこセンターはどんな状態なのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

残存価格は、ざっと計算して1,300万円（後に「5,300万円」と訂正あり）ぐらいあります。

現状では、コロナの影響はなかったということで、タブレットの資料にもありますが、令和2年度の利益が約115万5,000円であり、令和3年度が約234万円ということで、120万円程度は上がっております。利益剰余金も令和3年度は約422万5,000円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 令和3年度の総務常任委員会所管事務調査報告書によると、その当時の残存価格は4,765万円であり、3,000万円以上の残存価格がある場合は無償譲渡できないとあるわけです。さきほど聞いた1,300万円の残存になっていることは、えらく急激に減っているからちょっとおかしいというか、そこはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 間違えました。令和2年度現在で約5,300万円ありまして、若干減っているとは思いますが、今回はまだ計算しておりません。令和2年

度ですので、そんなに下がっていないと思います。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第30号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第31号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の
指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第32号、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダ
イアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について、本案について質
疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートについ
ては、地域から非常にいろいろ疑問の声が上がっている施設であります。今回指定管理
者を新たに指定するに当たりまして、新たな事業者の募集を検討する、また検討した結
果等があれば、教えてください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

コロナの影響を受けて通常営業がただいまできていないこと、旅行サイト等で高い評
価を受けていること、令和5年度予定の大浴場改修に向けて、香北ふるさとみらいと協
議を行っている最中であること、また、県内外から多くの子育て世帯を中心に高い評価
を受けて利用者が多くいることから、一定指定管理者の運営について評価しておりまし
て、今回公募はしておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第33号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案に
ついて質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第34号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、本

案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第2号から日程第32、議案第34号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、3月20日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、3月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は3月22日午後1時30分に開きます。

本日はこれで終了します。

（午前 9時28分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録（第6号）

令和5年3月22日 水曜日

令和5年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和5年2月27日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月22日水曜日（審議期間第24日） 午後 1時28分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	上下水道局長	西村安史
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	猪野高廣	ふれあい交流センター所長	植田佐智
市民保険課長	萩野貴子	会計管理者兼会計課長	明石清美
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課長	宗石こずゑ	支所長	前田哲夫
建設課参事	近藤浩伸	《物部支所》	
建設課長	井上雅之	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 藤 川 典 子
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 2 号 令和 5 年度香美市一般会計予算
- 議案第 3 号 令和 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 4 号 令和 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 5 号 令和 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 6 号 令和 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度香美市簡易水道事業会計予算
- 議案第 9 号 令和 5 年度香美市下水道事業会計予算
- 議案第 10 号 令和 4 年度香美市一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 11 号 令和 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 令和 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 5 号）
- 議案第 13 号 令和 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 香美市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 15 号 香美市個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 16 号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 香美市立老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 27号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 28号 香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定につ
いて
- 議案第 29号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 30号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 31号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
- 議案第 32号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほ
くホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 発議第 2号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第 1号 医療提供体制確保が出来てからの5類移行を求める意見書の提出に
ついて
- 意見書案第 2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出
について
- 意見書案第 4号 増税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書の提出について
- 意見書案第 5号 反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書
の提出について

議事日程

令和5年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第24日目 日程第6号)

令和5年3月22日(水) 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第 2号 令和5年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 3号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第3 議案第 4号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 日程第4 議案第 5号 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘
定)予算
- 日程第5 議案第 6号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第 7号 令和5年度香美市水道事業会計予算
- 日程第7 議案第 8号 令和5年度香美市簡易水道事業会計予算
- 日程第8 議案第 9号 令和5年度香美市下水道事業会計予算
- 日程第9 議案第 10号 令和4年度香美市一般会計補正予算(第11号)

日程第10	議案第	11号	令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第11	議案第	12号	令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
日程第12	議案第	13号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第	14号	香美市個人情報保護法施行条例の制定について
日程第14	議案第	15号	香美市個人情報保護審査会条例の制定について
日程第15	議案第	16号	香美市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	17号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	19号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	20号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	21号	香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	22号	香美市立老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	23号	香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	24号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	26号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	27号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	28号	香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第27	議案第	29号	市有財産の無償貸付けについて
日程第28	議案第	30号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第29	議案第	31号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について
日程第30	議案第	32号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイ

アリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定
について

- 日程第31 議案第 33号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第 34号 奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 日程第33 発議第 1号 香美市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第34 発議第 2号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 意見書案第 1号 医療提供体制確保が出来てからの5類移行を求める意見書の提出について
- 日程第36 意見書案第 2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
- 日程第37 意見書案第 3号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 日程第38 意見書案第 4号 増税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第39 意見書案第 5号 反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書の提出について

日程第40 議員派遣の件

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午後 1時28分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、3月20日に議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君より協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

お諮りします。先ほどの議会運営委員会協議結果報告書のとおり、議案第2号は、本日他の案件と分離し、審議することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第1、議案第2号、令和5年度香美市一般会計予算を議題とします。

初めに、3月10日、20日に開催されました、予算決算常任委員会での、議案第2号に対する審査結果は、お手元に配付した委員長報告のとおりです。

本案に対しましては、笹岡 優君ほか2人から修正動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、発議者の説明を求めます。12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 12番、笹岡 優です。議案第2号、令和5年度香美市一般会計予算に対して、山崎晃子議員、西村剛治議員の賛成で、修正案を発議していますので、主旨および内容の説明を行います。

まず、修正案を発議する第1の理由として、本市で育ってきた高校生、大学生の学びを支えてきた優れた制度で、令和4年度には、山田高校16人を含む83人が利用する給付型の香美市高等学校等奨学金制度を、利用する高校生、大学生はもとより、保護者の皆さん、教育関係者などに何ら相談もなく突然に廃止を決め、来年度予算を半年間しか組まなかったことです。

第2に、人を育てる教育行政には継続性が必要です。本市の令和4年度の児童・生徒数に占める準要保護、要保護による支援率は23.51%と極めて高く、この給付型奨学金制度は大きな寄りどころとなっています。

教育委員会の教育委員は、昨年8月に本奨学金制度の重要性を鑑みて、その確保についてちゃんと審議しています。また、担当課は増額を要求していたものを、逆に廃止する行為は、教育委員会の独立性を侵し、教育委員会制度をないがしろにすることではないでしょうか。

第3に、通年議会を導入している本市において、全員協議会、諸般の報告、市長の施政方針、提案及び説明でも、この点は何ら説明もなく、記述もなかったことです。議会を軽視していると言わざるを得ません。

次に、皆さんのタブレットの資料等で中身を説明させていただきます。

まず、第1条の総額を189億2,600万円から、189億3,134万円に改正する、534万円の増額をする提案です。歳入のお金534万円は基金の繰入金を入れ、14億6,551万5,000円を14億7,085万5,000円に増額する。歳出を10款、教育費、1項、教育総務費は、3億6,749万3,000円を3億7,283万3,000円に増額する。

次に、事項別明細書の中で、歳出ですが、10款、教育費、1項、教育総務費の事務局費に節として扶助費がありますが、その中で高等学校等奨学金672万円を1,206万円に変えるという内容を入れてあります。この金額の根拠は、令和4年度と同額で計上していきまして、令和5年度も1年間の高校生、大学生の奨学金を担保する金額として計上しております。

タブレットにもありますが、その修正内容も含めて、子供たちの学びを保障するためにも、同僚議員の賛同をお願いして提案とさせていただきます。

【修正動議 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 修正案の説明が終わりました。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

なお、修正案に関しましては、発議者への質疑及び確認のため執行部への質問も許します。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 執行部にお伺いしたいと思います。

この高等学校等奨学金の来年度予算につきまして、どれだけの予算要望をしていたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 6か月分となっておりますので、要求額は1年分であつたかと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 要求額は1年分だったということですが、担当課にお伺いします。その予算要望の根拠としては、どんなことを考えていましたか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

根拠としましては、令和4年度に申請していただいたものに、新規で申し込まれることを見込んで、根拠としております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そういう根拠を持って担当課が予算要望したけれども、企画財政課、市長サイドで672万円にしたということですが、このことによって、今この制度を利用している方々が経済的に大変にはなると思うのですけれども、そのあた

りについては、どのような見解でしたでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 当然ながら、制度をやめるということに対して、そうした方への影響については考えたところです。市長もこれは苦渋の決断だと思っております。

先ほど来、修正動議の提案説明がありましたけれども、この奨学金については、西村議員の一般質問で市長がお答えになったとおりで基本的には思っております。要項をよく読んでいただくと、これは生活支援ではなくて教育の機会均等を図ることが目的になっております。市長からも説明がありましたように、昨今の国・県の支援制度が充実して、本市が独自に進めてきておった奨学金制度は、その役割を終えたものと判断しております。

本年度から、この考えを教育委員会に対して示していたわけではなくて、令和3年度予算のあたりから、この制度の改変を要求しておりました。そういったいきさつになっております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 先ほどの提案にもありましたが、今回の件を教育委員会の皆さんに諮ったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

臨時の教育委員会等はしておりませんで、今日、機会がございましたので、こういう経緯になっておりますという御説明はさせていただきました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） そもそも教育委員会制度の特性というものは、首長からの独立性にあります。文部科学省のホームページをちょっと持ってきておりますが（資料を示しながら説明）、これに教育委員会の特性ということで、「首長からの独立性、行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保」と書かれております。市長の見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘のとおり、教育委員会制度の成り立ちから、市長部局から独立した形でこれまでの運用がなされたと思っております。一方で、教育委員会の市長の権限がちょっと変わっておりまして、制度改正により、一定市長も教育委員会に対していろいろなことができるように、ちょっと詳細を持ってきておりませんが、私自身の政治姿勢としましては、私も自民党というところにおりましたので、政治的な

色がある政治家でございます。そういった政治のいろいろな色が、教育委員会に配慮されないような形、悪い影響を与えるような形ということは、私自身認識しておりますので、教育委員会の独立性にはしっかり思いをいたして、今後とも市長として仕事をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則から、今回の件についてちょっと検証していきたいと思えます。

規則自体は、この期間に変更されていないと認識しております。変更されているのであれば、香美市の公告式条例にのっとって掲示されていなければならないけど、それはありません。ということは、半分であってもこの規則によって、特に法律によって、今回の予算は運用されなければならないと思えます。

私どもは1,206万円の修正ということで提案されたわけですが、この規則の第6条、給付の期間によりますと「奨学金の給付の期間は、高等学校等の正規の修業年限を限度とする」と書いております。俗に言う3年ですね。ほかに定時制の場合とかがあるんですけど、受給者に資格とか要件が満たされていたならば、ずっと要件に合致すれば審査を経て給付されると。ただ、第2条の2に、予算の範囲内で支給するとなっております。600万円が原案のとおりであるやったら、結局受ける人を絞って600万円で給付していく、1年間通して給付していくというのが、この規則どおりの運用になると思えます。2月に広報等で知った場合、その時点ではこの生徒の受付は規則にのっとってやっていますので、現実問題それ以降に半年間で廃止する旨の規則変更とかがなければ法律違反という認識がないのか。これは法制部局も踏まえて聞きたいんですけど、その認識をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、第6条においては修学年限を限度とすると書いてありまして、一方で、第2条の2ではその予算の範囲内と書かれております。解釈はいろいろあるかと思えますけど、基本的に予算の範囲で行うというのが、こうした補助金、給付金のスタイルでありますので、第6条関係で示されている期間を限度とするのは、第2条によって制約されていると考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この第6条の規定は、行政の都合で半年で切るといふことなんじゃない。これはあくまでも、受給者、受けよる人が資格要件を外れたときには、3年間にならないとか、1年で終わるとかいうことであるけど、結局は基本的に申請が通ったら1年間は担保されたように私は見ているんです。

これ法律の専門家に聞いてもらわんといかんかもしれんけど、下手したら係争事にな

るかもしれんことを、私は危惧しているんですわ。だって受給者が、このある部分法律を盾にして、現実問題、1年間受けれるんちゃうかと、第6条で予算の範囲内だったら、先ほど言ったように、半分に絞ってでも1年間続けていかんという理屈が成り立つんじゃないかというのが、私の認識なんです。

そこらへんは顧問弁護士もおる本市において相談もされていますか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） はい、法制的な面から事前にこの制度をやめるということを段取っていたわけではなくて、あくまで財政的な観点からこの制度も修正する必要があるという要請から、廃止することに至ったわけでございます。従いまして、予算案が可決されましたら、速やかに規則の改正をするものと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） それは本末転倒な議論と私は思います。実際、2月にやめるという方向性を広報としてやるんやったら、その時点で将来展望したことであって、今は、ある部分、企画財政課長が言ったことは、私は方便でしかないと思うんです。そうならないために、3月末で予算が可決されたら、そういうふうにするということは、受給者、有資格者に対する裏切りじゃないですか。そのことを最後に問います。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 裏切りとかいうことではなくて、現実的な事務手順として、左様な工程になろうというお話をさせていただいたわけでございます。

規則というのは、行政が方針を変えるタイミングで変えるほうが、広報するものでありますので適切かとは思われます。その辺は教育委員会と協議してまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど質問もありましたが、教育の独立性に対して、今回市長部局が1年間会計年度で進めている地方自治体において、大学生、高校生の奨学金制度も1年間の授業で受け入れていくわけですね、授業料を含めて。そういう会計年度で動いている中で、半年間しか組まない、半年で打ち切るということを、市長部局がやったことは、教育への介入じゃないですか。こういうことをどんどんやり出したら、先ほど言った教育委員会の教育委員が知らなくて勝手にされたということが、これは本当に許しがたい介入じゃないですか。そういう認識があるかというのを聞いているわけです。なぜ拙速にこんなことをやる必要があるのか。今、大学や高校に行っている方々の将来に対して、なぜ応援する姿勢にならないのか。なぜこんな議論になったのか、お金ありきなんですか。そういうことも含めて、これは本当に許されない。権力側になることをちゃんと認識してるかどうかも含めて、お願いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 先ほども申し上げましたとおり、拙速な対応ではな

いと考えております。ずいぶん前から制度が重複する、いわゆる行政の二重化の状態が見られておるといふことですので、教育委員会の独立性以前に地方自治法第2条にある基本的な運用ですが、県とか国と事務が重複しないようにしなければならないというくだりがあるかと思えますけれども、そういうところに鑑み、予算査定においては重複を排除することを常々行っているわけですので。

もう一度言いますと、これは生活支援ではなくて、教育の機会均等を図る目的で設置されているものでございます。昨今の国・県の奨学給付等の制度は、教育費以外にも拡充されてきております。その意味から、教育の機会均等ということには十分他制度において測定され、給付がなされている現状に鑑み、香美市独自の制度を廃止することは、当然の成り行きではなかったかと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 機会均等の認識が間違っていると思いますよ。

先ほど言ったように、高校の授業料無償化というのは一定進んできました。ところが、この前山田高校の校長先生にも話を聞きましたけど、入学金、ホーム費、修学旅行費、教科書代、教材費、制服代等も含めて、多額のお金が要っているわけですよ。同時に、大学も調べました。大学も今、当初の授業料の減免制度と給付型の奨学金制度で、当時の政府は7,600億円の予算設定で議論を始めたんですが、令和3年度で4,800億円。7,600億円が4,800億円。令和4年度は4,800億円だから、給付を受けたい方々の1割しかまだ対応できていないんです。多くの方々はローン付きの奨学金を使わざるを得ない事態があるわけですから、なぜこれを1年間かけて議論もせずに、突然、教育委員会の委員にも諮らずに、まして、借りてる方々の保護者の意見も聞かずに、教育委員会はこの間、この方々にアンケートも取っているじゃないですか。それも踏まえて、1年間かけて議論することができなかったのかを聞いているわけです。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） もう一度申し上げますと、拙速な対応をしたわけではございませんで、2年前から、この給付に対しては、制度が半ば古くなっていることに対して、何らかの方向転換をするよう促してきたわけですので。

教育の機会均等という観点から、いろんな議論があろうかと思えますけれども、基本的には国及び県が行っている奨学金ないしは奨学給付制度というのは、十分にその教育費に係る経費を測定し、選定して制度設計されているものと考えておりまして、それに付随して独自に市がやることは、なかなか難しいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 拙速かどうかはね、財政当局の話じゃないんです。受ける方々が受けるんでしょ。市民、借りている方々、本当応援してくれる方々、学生たちの立場に寄り添う姿勢がどうしてない。1年遅らせてどうしていかないという判断をしたんですか。600万円近いお金、500万円の一般財源を削ることが、なぜそこまで拙

速になるんですか。そこの理由を聞かせてください。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 拙速ではないという話は、先ほど来させていただいています。この話は、教育委員会の中で当然協議していただく必要があったのではないかとはいえますが、行政側から見て普通に制度が古くなっていると分かったわけですので、当然十分期間はあったものと思っております。教育委員会サイドでどのような議論をされたかについては、承知しておりません。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで委員長報告及び修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 16番、小松紀夫でございます。議案第2号の原案に賛成、修正案に反対の立場で討論いたします。

修正案の対象となっております、香美市高等学校等奨学金につきましては、合併前の土佐山田町時代に、地域を限定して、経済的な理由によって高等学校への進学が困難な方に対し、この奨学金事業がスタートいたしました。その後、平成15年に対象地域を土佐山田町全域に拡大し、合併に伴い香美市全域が対象となった経過がございます。一方で、平成22年には高等学校授業料無償化、いわゆる国の高等学校等就学支援制度が開始されたことから、本市の奨学金事業はその役割を終え、この時点で事業を廃止する選択肢もあったのではないかと考えるところでございます。

また、本市におきましては、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童・生徒・入学予定者に対しまして、学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、学校給食費等の就学支援を行っております。さらに、給付型奨学金の現状としましては、日本学生支援機構や文部科学省の就学支援新制度をはじめ、数多くの給付型奨学金事業がございます。

以上のことから、香美市高等学校等奨学金が役割を終えたとし、廃止するとの市長の判断を尊重するものでございます。

しかしながら、唐突感があるのは事実でございます。議会においても、折に触れ、取り上げられてきた制度でございますので、廃止するのであれば、市長の提案理由の説明や、議案細部説明書にて説明があつてしかるべきと考えます。また、保護者の皆様に対しましては、よりよい奨学金制度のためのアンケート調査を行う一方で突然の廃止と、ちぐはぐ感とともに不満感があるのは当然のことだと思います。今回の執行部の対応に

つきましては、検証と反省を求めるところでございます。今後は、このようなことがないよう申し上げまして、討論といたします。

○議長（山本芳男君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 次に、修正案に賛成、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私は、日本共産党を代表しまして、議案第2号、令和5年度一般会計当初予算の修正案に賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の予算削減の手順に対して異議を述べます。最初に示されたのが、制度利用者へのお便りと2月広報でのお知らせでありました。ここで唐突に香美市高等学校等奨学金の半年支給での打切りが示されました。

市長は、1年前の選挙や議会の中で子育て支援への意欲を語っておったにもかかわらず、今回、議会に諮ることもせず、予算の打切りとは理解に苦しみます。さらなる子育て政策の充実を期待していた市民から、失望の声が聞かれるのは当然でしょう。

本市において、経済的な困難から就学援助制度を利用する生徒数は年々増加しており、令和4年の全児童・生徒数を分母とした援助率は23.51%にもなっております。中学生に限れば28%、137人とさらに増します。本市の高等学校等奨学金は、この就学援助制度が終わった後の高校進学を助ける大きな力になっています。令和4年の高校生の新規奨学金申込みは16人でした。継続を含めた認定者は83人で、年々増えています。この制度は、今後さらに必要とされるものであることは、こういった数字を見ても明らかです。さらに、大学に進学する場合、多くは地元を離れて一人暮らしをすることになります。生活費にかかる費用は飛躍的に増えます。返済が必要な貸与奨学金にはできるだけ頼らず、アルバイトなどで生活費を賄う学生が多いのが実態です。中には、学費の一部を自ら負担する学生もおり、家庭の負担能力によらず進学先を選べるために、少しでも支援する制度が必要と考えます。

こういった現状に鑑み、他市にはない本市の支援制度として、給付型奨学金はさらに充実すべきものであると考えます。縮小、廃止することはありません。この制度は、他市にはない本市の積み上げられた歴史そのものであります。こういった独自性こそ継承され、民主主義の発露として内外に誇るべきものではないでしょうか。

教育には、一人一人が先天的、後天的に持っている資質を生かし、その能力を高め、発展させることを助け、同時に人格的、社会的成長をも促し、実りの多い幸福な人生を送れるよう導く役割があります。この教育を受ける機会が経済的理由で左右されないように、様々な手立てに努めるのが政治と社会の役割ではないでしょうか。そういった現

実を少しでも是正するのが、本市の給付型奨学金ではなかったでしょうか。

市長は、予算打切りの理由に、国の制度で高等学校に対しての無償化が進められてきたこと、そして生活困窮の学生に対する奨学金の創設を挙げております。しかしながら、無償化の範囲は授業料に限られ、その他の学用品や課外教育費、交通費など、様々なものが必要となります。先ほど、学用品費への本市の支援制度についてもありましたけれども、高等学校、大学に対する整備はされておられません。そしてまた、私は過去に、高校への進学におきまして、通学定期代がかかるので高知市内への進学を諦めたという話も聞いたことがあります。こういったことに鑑み、市民の、物価高や親の収入格差、市民が置かれた経済状況への見識を広げてもらいたい、今やるべきではないといった声に同感するものであります。

今回の修正案は、財政調整基金を取り崩し、例年どおりの高等学校等奨学金を支給するための予算を確保するものであります。これまでの本市の取組と現在の経済状況とを併せて、至極妥当なものと考えます。よって、議案第2号、令和5年度一般会計当初予算の修正案に対する賛成の意を表し、討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成、修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、修正案に賛成、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 子どもと町を明るくする会の西村剛治です。修正案に賛同する立場から、賛成討論を行いたいと思います。

香美市奨学金制度は、香美市合併以前より、地域の子供たち、多くの御家庭の進路選択を力強く支え、地域の発展に、そして人材育成に大きく寄与してきたものであります。

香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則には、このように書かれています。目的、一部抜粋ですが、勉強する意欲と能力を持ちながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学金を支給することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とする。

価値観が多様化し、教育、子育て環境も大きく変化している現代で、令和4年度実績

での申請世帯は過去最多です。地元の山田高校への進学で、この奨学金を利用する世帯も増加しております。そして、近年にない急激な物価上昇に見舞われ、将来が見通せない不安が襲う中、来年度の奨学金申請は前年を上回るのではないかと見込まれております。それだけに、私達の暮らす香美市には奨学金があることが、大きな支えとなっているのは間違いありません。同時に、全国的にも珍しいとされる自治体の給付型奨学金制度であり、香美市の教育支援の取組を内外に胸を張ってPRできる、すばらしい独自事業の一つとも言えます。

市長は就任以来、様々な場面において、教育環境や子育て支援の充実を述べられてきたことは、市民にこれからのまちの将来像を明るく示し、実際に子育てをされている御家庭を勇気づけるものだったと思います。事実、保護者同士で話をするときには、市長の今後の取組、若く柔軟なアイデアに期待したい声が多くあります。私も同じ意見です。

しかし、市長が初めて作成した新年度予算案には、残念ながら香美市の奨学金の減額が盛り込まれました。市民から相談が寄せられ、3月定例会議の一般質問において取り上げさせてもらいましたが、市長の、国の制度が変わっていく中で、香美市の奨学金制度は一定の役割を終えたとした答弁は、先に述べたように、年々奨学金の申請者数が増加している実情と、急激に変化している経済情勢の中において、どうしても矛盾するものだと感じます。また、答弁の場において初めて、奨学金利用者などへの経過措置がないことを含め、令和5年度での香美市奨学金終了の方向性を突如示されたことは、とにかく驚きであるとともに、香美市の奨学金制度を信頼し、進路を実現させてきた多くの生徒、学生たち、そして奨学金制度を頼りにして子供たちを送り出した多くの御家庭の思いを軽んじているような姿勢がかいま見えて、悲しく感じます。

今後、厳しい財政状況の中で、制度の全体的な見直しは必要です。よりよい支援策、よりよい教育・子育て環境の実現に向け、依光市長を筆頭に、教育委員会、担当課が全力で市民に向け、新たな提案をしてくれることを信じています。それだけに、これまで長い期間、市民を支え、信頼され、子供たちの未来の希望を大きく膨らませてきた香美市奨学金の理念と継続性を断ち切ってまで、早急に半年支給で終わらせる形を実行しなければならなかった理由が、どうしても理解できません。

長くなりましたが、奨学金制度の縮小、終了は、市民の進路選択、子供たちの進路選択、人生設計を大きく左右しかねない大きな問題です。私の修正案の賛同理由は大きく4点です。1、現在の利用者、新規利用予定者への制度変更、次年度での終了、また経過措置の有無などの情報提供と説明が十分行われていない周知不足の問題。2、制度変更の重要性を軽視し、事前の教育委員会、議会等での協議、概要説明や議案細部説明書などへの記載、説明を行わなかった調整不足の問題。3、奨学金制度の見直しについて記載された、令和4年度分の利用者アンケートの集計がまだされていない状況にもかかわらず、十分なヒアリングや実情把握も行われていないままでの変更であり、市民ニーズを正確に把握できていない問題。4、令和3年度アンケートの回答においても、奨学

金の増額や継続を求める意見が大多数な中、加えて、近年例のない物価高騰により経済負担が大きく増すタイミングでの急な変更を実施する必要性が本当にあるかという実施時期の問題。

以上4点をもって、修正動議への賛同を求め、討論を終わります。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論がないようですから、これで修正案が提出されています
議案第2号についての討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

まず、本案に対する笹岡 優君ほか2人から提出されました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、議案第2号の修正案は、否決
されました。

次に、原案について採決いたします。

原案についての委員長報告は可決であります。原案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立多数であります。よって、議案第2号は、委員長報告の
とおり可決されました。

次に、日程第2、議案第3号、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算から、日程第32、議案第34号、奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定につ
いてまで、以上31件を一括議題とします。

初めに、3月10日、13日、14日、20日に開催されました、予算決算・総務・
教育厚生・産業建設の各常任委員会での審査結果は、お手元に配付しました委員長報告
のとおりです。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑
を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありま
せんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 議案第14号、香美市個人情報保護法施行条例の制定に

ついてに反対の立場で討論いたします。

今回提案されました香美市個人情報保護法施行条例は、国のデジタル関連法の一環として個人情報保護法が改定され、個人情報の保護制度が全国的に共通ルールとして適用されることになったため、本市条例の全部を改定しようとするものです。これまでの条例は、基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としていましたが、今回の改定にはありません。国の個人情報保護法第1条の目的では、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利履歴の保護は、個人情報の適正かつ効果的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行うものとなっております。

そこで、反対の理由の1点目は、この全部改定の条例は、個人情報を軽視してプライバシーを侵害するおそれがあるということです。新たに導入される匿名加工情報の仕組みは、個人を識別できないように加工したから個人情報でないと定義されています。加工されたことで非個人情報となる扱いです。そのため、本人同意を得ずに、第三者提供、目的外利用が可能としています。しかし、どんなに加工されたとしても、その基になる情報が個人のものであることには違いはありません。プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。肝心なことが抜けています。また、日本弁護士連合会は、地方自治と個人情報保護の観点から、個人情報保護条例の画一化に反対する意見書で、プライバシー侵害の危険性が増大すると、かえってデジタル社会の存立基盤が危うくなると警鐘を鳴らしています。

反対の理由の2点目は、地方自治権が侵害されているということです。これまで本市が定めていた個人情報保護に関する様々な仕組みが、国の制度改定の中で一方的になくされてしまう。または、これまでなかった仕組みを強制されるという内容になっています。このことは、その当時の担当大臣が、自治体既存の個人情報保護条例は一旦リセットしていただくと発言したことに象徴されています。自治体が条例で積み上げてきた仕組みを国がリセットするよう迫ることは、地方自治権を踏みにじるものです。

以上の理由から、基本的人権を守れない本条例の制定については、行政の持つ個人情報をデータの円滑な流通という目的の下、民間営利企業に開放しようとするもので、個人情報を保護から活用へと考え方を180度変えようとするものにほかなりません。

よって、本議案には反対の意を表明いたします。

○議長（山本芳男君） 　　ただいま、議案第14号について、原案に反対の討論がありました。

次に、議案第14号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 　　次に、議案第14号の原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 　　次に、議案第14号の原案に賛成の方の発言を許します。討

論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論がないようですから、これで、議案第14号についての討論を終わります。

次に、議案第14号以外に討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第3号から日程第12、議案第13号までの11件を一括して採決します。

以上、11議案に対する委員長の報告は可決であります。11議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第3号ほか10件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立多数であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号から日程第32、議案第34号までの19件を一括して採決します。

以上、19議案に対する委員長報告は可決であります。19議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第15号ほか18件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第33、発議第1号、香美市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてから、日程第39、意見書案5号、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書の提出についてまでの7件は、追加の案件であります。

会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、日程第33、発議第1号から日程第39、意見書案第5号までの7件の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 3 3、発議第 1 号、香美市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び、日程第 3 4、発議第 2 号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。16 番、小松紀夫君。

○16 番（小松紀夫君） 16 番、小松紀夫でございます。

まず、発議第 1 号について趣旨説明を行います。

本条例につきましては、個人情報保護法の改正に伴い、新たに制定する必要が生じたものであります。なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

次に、発議第 2 号について趣旨説明を行います。

本条例につきましては、香美市課等設置条例の一部改正に伴って、健康介護支援課が健康推進課と高齢介護課に分かれることから、香美市議会委員会条例のうち、常任委員会の所管を改正するものでございます。本条例につきましても、令和 5 年 4 月 1 から施行いたします。

御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

【発議第 1 号及び発議第 2 号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、発議第 1 号及び発議 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 5、意見書案第 1 号、医療提供体制確保が出来てからの 5 類移行を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。意見書案第 1 号、医療提供体制確保が出来てからの 5 類移行を求める意見書について、提出理由の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症がもたらした最大の教訓は、感染症に対する医療体制が不十分だと明らかになったこととあります。本意見書案は、5 類移行によって経済活動を優先するならば、医療体制の充実は不可分であると考え、医療現場の声を聞き、入院調整のシステム整備などを含め、財源を確保し、国の責任において医療提供体制確保ができてからの 5 類移行を求めるものであります。

同僚議員の賛同を、よろしくお願いいたします。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。意見書案第1号、医療提供体制確保が出来てからの5類移行を求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

政府方針により、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行します。それに先立ち、3月10日には、5類に移行した後の医療費の負担や医療提供体制についての方針が公表されました。

医療費負担への国の支援がなくなれば、例えば、経口薬5日間投与で9万4,000円、点滴治療では38万円かかり、国保の場合、3割の自己負担と市の負担も増えます。高額医療費の経過措置があるとはいえ、行く行くは医療費を心配して受診を控えることにつながるのではないのでしょうか。

また、これまで長年の医療費抑制政策によって、病院経営は、病床が埋まっていなければ経営が成り立たない状況になっています。コロナの医療提供体制特例措置がなくなれば、中核病院などでも通常診療体制への切替えが進むこととなります。加えて、国は急性期病棟の削減を進める地域医療構想の実現に固執しています。これには、南国市のJA高知病院も含まれています。

今後の感染症重症者受入れは都道府県の移行計画によりますが、受入れ体制を上回れば、重症化リスク患者を救えない事例が繰り返される懸念があります。さらに、医療現場の疲弊は深刻です。日本看護協会が2月に公表した資料では、看護職員からのメンタルヘルス相談件数が増加しており、2022年度の電話相談は前年度より1.7倍の伸びでした。気持ちの燃え尽き、過度のストレスによる精神疾患などが報告されています。22年上半期の医療・福祉分野の離職者は、前年同期比で約2割増の78万人に上り、主な産業別で最多になりました。5類移行後もウイルスの性質が変わるわけではなく、今後も感染拡大するおそれがあります。やはり行動制限せずに社会経済活動を回すなら、医療体制を拡充する方向が必要ではないのでしょうか。疲弊した医療現場を回復させ、新

型コロナ感染症を経験したからこそ、余裕のある体制を維持・拡充していくことが求められます。その体制確保ができないならば、安易に期限を区切った5類への移行はするべきではないと考えます。

以上を述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は、否決されました。

日程第36、意見書案第2号、介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 意見書案第2号、介護保険制度の改善を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

2000年に介護の社会化を目指してスタートした介護保険制度は、3年ごとの改定で国民負担増と利用抑制が繰り返されてきました。要介護認定率というのがございますが（資料を示しながら説明）、75歳から80歳にかけては14%なのに対し、80歳から84歳で30%に急増いたします。ここから考えますと、団塊の世代、現在72歳ぐらいの方が85歳になる2035年こそ、最も介護保険が必要とされるわけです。

今こそ、介護保険制度の重要性は増しております。そう考えて、この意見書提出いたしました。同僚議員の賛同を、よろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君）

1 1 番、山崎晃子です。私は、意見書案第 2 号、介護保険制度の改善を求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、介護の社会化、自己決定によるサービスの自由な選択が可能とされる理念の下、2000年にスタートいたしました。私は、そのスタート年からケアマネージャーとして介護現場で働いてきました。また、その後、介護サービスを利用しながら、両親と叔母の3人を自宅で10年余り介護してまいりました。介護の職場に従事していたときや、家族の介護をしていたときに強く感じたことは、経済的な格差がサービス利用の格差になり、低所得の人ほど必要なサービスを利用することができない現実があるということです。

3年ごとの見直しでは、給付を抑制することと、利用者負担を増加させることが繰り返される一方で、介護保険導入後の介護に関わる国の負担割合は半減し、公的責任は大幅に後退してしまいました。昨年は、介護保険制度の2024年度に向けた第9期改定案について、厚生労働省社会保障審議会で検討が行われました。その内容は、利用料2割負担の対象拡大、多床室の有料化、一定所得の65歳以上の人の保険料引上げなどです。第10期計画期間の開始までに結論を得る内容としては、ケアマネジメントの利用者負担の導入、要介護1、2の生活援助サービスを地域支援事業に移行、補助つえなどの福祉用具の貸与から購入への変更などです。また、現役並み所得の判断基準や、補足給付に関する給付の在り方、被保険者・受給者の範囲については、引き続き検討することになっており、今後も負担増と給付削減は続きます。

介護保険料（第1号被保険者の基準保険料）は、制度開始時全国平均で月額2,911円が、現在は6,014円と2倍以上になっています。本市においても、月額2,941円が、現在5,750円になっています。2025年度には全国平均月額8,000円を超える見込みと言われており、これ以上の負担はもはや限界であると言えます。また、物価が高騰しているのに、昨年6月からは年金が引き下げられ、10月からは、一定の収入のある方の後期高齢者医療保険の窓口負担が2割になりました。この上、介護保険の利用料が増えれば、サービスを減らしたり、やめざるを得なくなったりする状況にもなります。その結果、重度化が進み、家族の介護負担増を招くことになってしまいます。家族介護の限界による介護殺人や介護心中、家族の介護離職もさらに深刻になるのではないかと危惧します。一方、介護現場では慢性的な介護人材不足が続いています。団塊世代が全て75歳以上になる2025年度には、全国で介護職員が約32万人不足、また、高齢者人口がピークになる2040年度には、全国で介護職員が約69万人不足するとも指摘されており、深刻な状況です。

介護職員の処遇改善は待ったなしの状況ですが、現行の制度では、処遇改善を行えば行うほど、介護保険料や利用料にはね返る仕組みになっています。介護保険がスタートし、この間、保険料を払い続けてもサービスを利用できない状況がさらに広がり、介護を受ける人にも、介護の現場で働く人にも、介護事業者にも、さらなる混乱をもたらし

ています。このように、社会全体で介護を支えるという制度の理念から遠ざかっている介護保険制度の現状を真正面から捉え、早急に見直すことが大切だと思います。

以上述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

日程第37、意見書案第3号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、舟谷千幸です。意見書案第3号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

带状疱疹は、50歳から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。治療が長引くことや、後遺症として痛みなどの症状が続くこともあります。発症予防にワクチンが有効とされていますが、費用が高額であることが課題となっています。そのため、国に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性などを早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や、予防接種法に基づく定期接種化を強く求めます。

以上、御審議どうぞよろしく願いいたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、意見書案第4号、大増税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。意見書案第4号、大増税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

日本の安全保障政策を根本から大転換することを宣言したこの閣議決定、国会で審議をせず、国民の声も聞かず、まさに国民主権に反する手法で強行しようとしていることに対して、撤回を求めたいものです。

御賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第4号、大増税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

防衛省は、来年度予算案にトマホーク取得費として2,113億円、関連機材の取得費として1,104億円を計上し、2022年度当初比より1兆4,214億円増となる6兆8,219億円を計上しています。また、2026年度からトマホークのイージス艦への配備を開始し、2027年度の配備完了を目指しております。

来年度から、5年間で約43兆円もの防衛費財源確保のために、国民の暮らしを犠牲にすることは断じて許されません。復興特別税の軍拡財源への転用は、復興に協力している国民の思いをないがしろにするものであります。また、国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立金は、法律で医療や年金の財源とされております。財源がないからと年金を目減りさせながら、年金財源を横取りして防衛費増額に流用することは、国民の理解を得られません。

また、この間の国会質問で、歳出改革について、文教費や公共事業費を削減させる仕組みになっていることが明らかになりました。今、物価高で苦しみの中にいる事業者、

高い授業料で進学を断念した学生、奨学金返済で苦しむ市民がいます。少ない年金のため、無理をして働き体を壊す高齢者もおります。防衛費に充てる巨額の財源を市民生活の支援に回せば、どれだけの市民が助かるかを想像してみてください。市民が求めるのは、中小企業支援や、非正規労働者などへの賃上げ支援、介護、障害者福祉、子育て支援などの拡充で、誰もが安心して暮らせる社会にすることです。

税は国民生活を豊かにするために使うものであり、決して国民を危機にさらすために使うものではありません。第二次世界大戦中の日本の軍事費は、臨時軍事費特別会計で運用され、その主たる財源は国債でした。国債で軍事費を賄うという発想自体、戦争国家そのものです。岸田政権は、国債を発行して軍事費を捻出する案も検討しております。たとえ国債で軍事費を賄い増税を回避したとしても、将来的な財政負担、未来世代の生活破壊は避けられません。

今、ロシアによるウクライナ侵略や、東アジア諸国の軍拡競争の中、国民の間で、憲法第9条の平和主義に対する信頼と確信が揺らいでいることを大変危惧します。軍事力に依存した安全の追求は、際限のない軍拡に行き着きます。そのことは、まさに人間性を失った軍国主義に突き進むことになるのではないのでしょうか。世界の国は、日本が憲法第9条のある国として信頼を寄せてくれております。このことに確信を持つべきではないのでしょうか。

以上述べまして、本意見書案への賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

次に、日程第39、意見書案第5号、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。意見書案第5号、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書について、趣旨説明を行います。

日本国憲法第98条で、この憲法は国の最高法規であると明記しています。そして、地方公務員、私達特別公務員も含めて、憲法を遵守し、擁護する義務を負うとしております。日本の法治国家の土台となっています。この基本に立って、憲法の前文には、政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定すると書いています。このことに基

づいた立場で、本意見書案を作りました。

これまで政府は、専守防衛が基本原則としておりましたが、国権の最高機関である国会にも諮らず、政府の閣議決定で、日米融合での統合防空ミサイル防衛として、やられる前に相手国の中枢を攻撃する、敵基地攻撃能力を持つことをアメリカに約束してきました。この方向性は、ロシアのウクライナ侵略戦争にプーチン大統領が使った理屈と同じもので、相手国にも、逆に敵基地攻撃能力の強化が必要という最大の口実を与え、際限のない軍事対軍事の緊張感を高めることとなります。

政治の最大の仕事は、戦争を起こさせないために知恵と力を尽くすことです。憲法前文には、我々は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思うと書いています。1972年の日本と中国の日中平和友好条約、2002年の日本と北朝鮮との日朝平壤宣言の歴史的な到達点を踏まえた外交努力こそ、今、必要との考えで提案するものです。

世界で唯一の被爆国であり、すばらしい憲法を持つ国として、東アジアの平和に貢献する包容力を持った外交努力が必要です。市民の中で、日本が戦争に巻き込まれるんじゃないかという不安の声が広がっています。政府に少し立ち止まって冷静に考えてもらうため、また、地方自治権の行使としても、今意見書を上げることが本当に重要と考えています。

同僚議員の賛同をお願いしまして、趣旨説明とさせていただきます。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第5号、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

日本の現状は深刻な事態に直面してきています。その1つが、世界で一番食料危機の影響を受けやすい国になっていることでもあります。日本の食料自給率は、カロリーベースで38%。10人中4人も養うことができず、肥料や種子を外国に依存している点を

加味すれば10%台となり、人口1億人以上の国として異常な低さであります。エネルギーも同じ実態です。日本は島国であり、食料、エネルギーの供給は、船を使つての海路であり、ひとたび武力衝突が起これば即座に遮断されます。外国に胃袋を握られた国がいかに不幸な運命をたどるかは、歴史が証明しています。また、日本列島は4つのプレートの上であり、世界でも有数の地震国、津波、火山国であることを忘れてはなりません。さらには、3年以上に及ぶコロナウイルス感染症との闘いの教訓から、人類にとって最大の脅威はウイルス感染症との認識が広まっています。国民の安全・安心に向けて備えるべき方向は、軍事拡大ではないと思います。

急速に少子化と高齢化が進行する日本の現状からも考えることが必要です。昨年生まれた子供が80万人を切り、国立社会保障人口問題研究所の予想より11年前倒しで、人口減と逆三角形の人口年齢構成が急速に進行しています。今後も、東アジア地域とは、実習生などの労働力も含めて、経済が深くつながっていくことでしょう。行き違いがあっても、軍事衝突は絶対に避けなければなりません。

特に、今回の反撃能力（敵基地攻撃能力）保有は、相手国の中枢まで壊滅させるミサイル能力や、相手国からの報復に対応するとして、全国300か所の自衛隊施設について、核攻撃にも耐え得る強靱化計画を進めています。香南市の自衛隊駐屯地も含まれています。冷静さを失わせる極めて危険な動きと言わざるを得ません。

戦争には、それを仕掛ける勢力、そして多額の富を得る勢力がいることに注視する必要があります。今、私達が学ぶべきは、紛争の絶えなかった東南アジア諸国連合（ASEAN）の取組であります。お互いを尊重し、友好協力条約を結び、徹底した対話によって、敵対と分断から平和と協力の地域につくり変えました。東南アジア諸国連合は、今、米国も中国も日本も参加する東アジアサミットという平和の枠組み強化に向け、友好協力条約を東アジア規模に拡大しようとしています。今こそ日本は、この東南アジア諸国連合と協力し、東アジアを平和な地域にするための外交努力を図るときではないでしょうか。

その点を日本政府に強く求めて、賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論になしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第5号は、否決されました。

日程第40、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣すること

にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会議に付された事件を全て議了しました。

定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、依光晃一君。

○市長（依光晃一郎君） 令和5年香美市議会定例会3月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月27日に開会いたしました3月定例会議も、山本議長の円滑なる会議運営によりまして、本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を提案いたしました。その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本定例会議では、コロナ禍後の医療体制や経済活性化の観点からの御質問、さらにはデジタル化や人手不足解消への御提案、そして、教育・子育てへの課題などに関しまして、数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言、また本日御指摘いただきました、議会への説明が十分であったかということについても、十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて、今後の香美市の運営及び議会への丁寧な説明に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

桜の季節となり、来月からは新年度です。いろいろな行事もあり、慌ただしくなるろうかと思えます。議員の皆様方には、くれぐれも御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（山本芳男君） それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶申し上げます。

開会日は少し肌寒い季節でしたが、桜のつぼみも大きく膨らむなど開花の時期となり、暖かな日差しを感じる春らしい気候になってまいりました。去る2月27日の開会以来、本日までの24日間にわたり、令和5年度の各会計等当初予算案をはじめ予算関連、条例などの提案された全ての市政の諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な御審議、委員会付託などにより議了することができました。これもひとえに議員各位の協力によるも

のと深く感謝を申し上げます。また、市長をはじめ執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただき、御労苦に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

今定例会議を通じて16人の議員各位から述べられた質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後1年間の市政執行に際し十分反映されますよう、強く要望する次第でございます。

令和5年度も、市民ニーズに応えるため、執行機関と議会が一体となり、香美市の発展と福祉の向上を目指すよう使命感を持って行動していただきますように、お願いいたします。

終わりに、本定例会に寄せられました議員各位、執行機関の皆様の御協力に対しまして、重ねてお礼を申し上げ、議員各位におかれましては、健康に留意されまして、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

これをもちまして、3月定例会議を終了し、令和4年香美市定例会議を散会いたします。

(午後 3時05分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

3月定例会議会議録

巻末掲載文書

令和5年香美市議会定例会3月定例会議審議期間予定表

3月定例会議

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	2月22日(水)		AM9:30	議会運営委員会
	23日(木)			
	24日(金)			
	25日(土)			
	26日(日)			
第1日	27日(月)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	28日(火)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第3日	3月1日(水)	休 会		休日、議案精査のため ※山田高校卒業式
第4日	2日(木)	休 会		議案精査のため
第5日	3日(金)	休 会		〃
第6日	4日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第7日	5日(日)	休 会		〃
第8日	6日(月)	休 会		議案精査のため
第9日	7日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第10日	8日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第11日	9日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③、会派代表者会議
第12日	10日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会・分科会
第13日	11日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため ※香北中卒業式
第14日	12日(日)	休 会		〃
第15日	13日(月)	休 会	PM1:30	教育厚生常任委員会・分科会 ※鏡野中卒業式
第16日	14日(火)	休 会	PM1:30	産業建設常任委員会・分科会 ※大栃中卒業式
第17日	15日(水)	休 会		議案精査のため
第18日	16日(木)	休 会		〃
第19日	17日(金)	休 会		〃 ※工科大卒業式
第20日	18日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第21日	19日(日)	休 会		〃
第22日	20日(月)	休 会	AM9:00	予算決算常任委員会(議員のみ出席)
			AM9:30	議会運営委員会
第23日	21日(火)	休 会		休日、議案精査のため
第24日	22日(水)	本会議	PM1:30	議案採決(付託議案の報告～採決) ※龍河洞情報館落成式

補正予算・議案審査

3月10日(金)	予算決算常任委員会	議案第2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13号
	総務常任委員会	議案第14・15・27・28・29・33・34号
3月13日(月)	教育厚生常任委員会	議案第16・17・18・19・20・21・22・30・31号
3月14日(火)	産業建設常任委員会	議案第23・24・26・32号

当初予算審査

3月10日(金)	総務分科会	議案第2号
3月13日(月)	教育厚生分科会	議案第2・3・4・5・6号
3月14日(火)	産業建設分科会	議案第2・7・8・9号
3月20日(月)	予算決算常任委員会	議案第2・3・4・5・6・7・8・9号

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第2号	令和5年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第3号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第4号	令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第5号	令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	令和5年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	令和5年度香美市簡易水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	令和5年度香美市下水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	令和4年度香美市一般会計補正予算（第11号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	香美市個人情報保護法施行条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第15号	香美市個人情報保護審査会条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第20号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第23号	香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

令和5年3月22日

香美市議会議長 山本芳男 殿

発議者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 西村 剛治

議案第2号令和5年度香美市一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条第1項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第2号令和5年度香美市一般会計予算に対する修正案

議案第2号令和5年度香美市一般会計予算の一部を次のように修正する。
 第1条中「18,926,000千円」を「18,931,340千円」に改める。
 第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
19. 繰入金		1,470,855
		1,465,515
	1. 基金繰入金	1,470,855
		1,465,515

歳入合計	18,931,340
	18,926,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
10. 教育費		1,702,165
		1,696,825
	1. 教育総務費	372,833
		367,493

歳出合計	18,931,340
	18,926,000

発議第1号

香美市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規程により、次のとおり発議を提出します。

令和5年3月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 小松紀夫

香美市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止等
 - 第1節 開示(第18条—第30条)
 - 第2節 訂正(第31条—第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条—第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条—第46条)
- 第5章 雑則(第47条—第52条)
- 第6章 罰則(第53条—第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、香美市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別するこ

とができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)第2条第2号に規定する情報(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則

性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)

の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 5 条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第 6 条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 7 条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第 53 条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要これに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第 20 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第 2 条第 8 項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の係又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、そ

の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
 - 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2 以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- (匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは

法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2 以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第 2 号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第 31 条第 1 項ただし書又は第 38 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイ

ル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他

の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 24 条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。こ

の場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少

なくとも2週間は置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該

保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- 第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 35 条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 36 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 37 条 議長は、第 34 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第 48 条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければ

ばならない。

(利用停止請求の手續)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 40 条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 42 条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、香美市個人情報保護審査会条例(令和 年香美市条例第 号)第 1 条に規定する香美市個人情報保護審査会(第 50 条において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第 46 条 第 27 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第 5 章 雑則

(適用除外)

第 47 条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第 4 節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 49 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第 50 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行状況の公表)

第 51 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 52 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発議第2号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和5年3月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 小松紀夫

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号エ中「健康介護支援課」を「健康推進課」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 高齢介護課の所管に関する事務

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

意見書案第 1 号

医療提供体制確保が出来てからの 5 類移行を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 5 年 3 月 22 日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 森田雄介

賛成者 " 笹岡優

賛成者 " 山崎晃子

医療提供体制確保が出来てからの 5 類移行を求める意見書（案）

政府は 5 月の連休明けには新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」に移行すると決定しています。しかしながら、国民や全国知事会、医療・介護法人などから不安や支援を求める意見が出ています。

5 類移行に伴い、患者を診る医療機関が増えるという見通しを立てていますが、この間、無理をしてコロナ病床を確保してきた病院は、スタッフの疲弊や一般医療へのしわ寄せから、コロナ対応を縮小し通常の診療に切り替える方向を考えるとところも出て来ると予想されます。また、今までコロナ診療をしてこなかったクリニックなどの多くは、5 類になっても新型コロナの性質が変わるわけではないので、外来は簡単に増えないとも考えられます。具体的に 5 類移行後の診療方針を聞き取るなど、裏付けを持って判断する必要があります。

全国知事会と日本医師会の共同声明にもあるように、各都道府県内の医療機関で共有するための情報システム構築等を政府で進めるとともに、感染急拡大時など自治体

による入院調整を求める場合には、法的根拠を整理した上で具体的な対応方針を示すことも必要です。

よって、国におかれましては、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、医療提供体制確保が出来てからの5類移行を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	松野博一殿
内閣府特命担当大臣	後藤茂之殿

(新型コロナ対策・健康危機管理担当)

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第 2 号

介護保険制度の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 5 年 3 月 22 日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 西山潤

賛成者 〃 山崎晃子

賛成者 〃 西村剛治

介護保険制度の改善を求める意見書（案）

介護保険は施行 22 年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は次期計画（第 9 期 2024 年度～2026 年度）に向けて介護保険見直しの検討を進めています。「利用料 2 割負担の対象者拡大」、「高所得高齢者の保険料引き上げ」、「多床室室料負担の拡大」など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、ひいては「住み慣れた地域で安心してくらす」という住民の想いに寄り添う自治体の運営についても困難になることは明らかであり、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

よって、国におかれては、下記の事項について介護保険制度の改善を行うよう強く

求めます。

記

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、保険料の引き上げ、室料負担の拡大などの見直しを行わないこと。
2. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。
3. 介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
内閣官房長官	松野博一	殿
内閣府特命担当大臣	後藤茂之	殿

(新型コロナ対策・健康危機管理担当)

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第 3 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 5 年 3 月 22 日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 舟谷千幸

賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 山崎眞幹

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏している带状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものです。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされていますが、費用が高額であることが課題となっています。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われています。

よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性及び安全性等に係る評価を早急に行い、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第4号

大增税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年3月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 " 山崎晃子

賛成者 " 西村剛治

大增税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書（案）

政府は、2022年12月16日の閣議で2027年度には防衛費をGDP2%、11兆円に増額するとし、この5年間で総額約43兆円とすることを決定しました。その内実は、米国からの武器の大量購入であり、そのために歳出削減や建設国債の活用、法人税や所得税（復興特別所得税延長）、たばこ税の増税を打ち出しています。

この閣議決定は、日本の安全保障政策を根本から大転換することを宣言したものであり、今日まで国の防衛費の予算は専守防衛を限度とする自衛権の発動の範囲とするとしてきた政府及び国会の意思に明確に逸脱するものです。

このような決定は、日本の政治的進路の大幅な転換を伴うものであり、単に政府の独断によって唐突にもたらされるものではありません。

国際情勢の急激な変動が発生したとしても、この変化に対応する国の意思決定は、主権者である国民に十分説明し、その理解を得ることが前提であり、このことは民主主義国家として当然のことです。

今、日本の防衛費増額が差し迫ったものであるならば、政府はまずその根拠を明確に提示しなければなりません。岸田首相は、戦闘機やミサイルを購入する費用と断言しましたが、その武器等の増量が必要となる理由も全く説明されていません。

現在、日本の防衛費はすでに世界第9位の規模であり、GDP 2%に増額するとなれば、米国、中国に続く第3位にもなります。また、日本は米軍に国土の多くと費用を提供しており、さらなる防衛予算の倍額は全く必要がないと言えます。

よって、国におかれては、大増税を伴う防衛費増額の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
外務大臣	林芳正殿
防衛大臣	浜田靖一殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第 5 号

反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 5 年 3 月 22 日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 西山 潤

反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書（案）

憲法の前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し」とあります。

この理念に基づいて、政府のこれまでの方針では、相手から武力攻撃を受けた際、初めて防衛力の行使が可能となり、必要最低限の「専守防衛」が安全保障上の大前提となっていました。

しかし、岸田首相は、歴代の政権が持たないとしてきた敵基地攻撃能力を反撃能力と言い換えて保有を表明し、安保 3 文書（「国家安全保障戦略」「防衛計画大綱」「中期防衛力整備計画」）を改定しました。

この間の日米両政府による反撃能力（敵基地攻撃能力）運用で連携を確認した外務・防衛担当閣僚の安全保障協議委員会（2 プラス 2）共同文書に「同盟の役割と任務の進化」として日米「融合」での「統合防空ミサイル防衛」（I AMD）に日本が参加することになります。

また、反撃能力（敵基地攻撃能力）の中心が、「極超音速兵器」（極超音速誘導弾、極超音速滑空弾）であり、飛行速度はマッハ5を超え、射程距離3,000キロという隣国に巨大な脅威を与える事になります。

これは「軍事対軍事」の果てしない悪循環になり、戦争につながる一番危険な道に落ち込んでしまいます。

いまこそ、憲法前文に明記する「不戦の誓い」と世界の平和に貢献しようとするこの崇高な理念をいかし、隣国との関係で話し合う外交努力に軸足を置くべきです。

よって、国におかれては、国連憲章、憲法前文の基本理念を指針に、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有について撤回し、国際的な対話と外交努力を強めるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月22日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
外務大臣	林芳正殿
防衛大臣	浜田靖一殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

令和5年香美市議会定例会3月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第2号	令和5年度香美市一般会計予算 〔「議案第2号 令和5年度香美市一般会計予算に対する」修正動議〕を否決	原案可決	5. 3. 22
議案第3号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算	原案可決	5. 3. 22
議案第4号	令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 予算	原案可決	5. 3. 22
議案第5号	令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 予算	原案可決	5. 3. 22
議案第6号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	5. 3. 22
議案第7号	令和5年度香美市水道事業会計予算	原案可決	5. 3. 22
議案第8号	令和5年度香美市簡易水道事業会計予算	原案可決	5. 3. 22
議案第9号	令和5年度香美市下水道事業会計予算	原案可決	5. 3. 22
議案第10号	令和4年度香美市一般会計補正予算(第11号)	原案可決	5. 3. 22
議案第11号	令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第3号)	原案可決	5. 3. 22
議案第12号	令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 補正予算(第5号)	原案可決	5. 3. 22
議案第13号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決	5. 3. 22
議案第14号	香美市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案第15号	香美市個人情報保護審査会条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案第16号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案第17号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案第18号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 19 号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 20 号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 21 号	香美市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 22 号	香美市立老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 23 号	香美市森林環境保全条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 24 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 25 号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 2. 27
議案 第 26 号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 27 号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 28 号	香美市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 29 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	5. 3. 22
議案 第 30 号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 31 号	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 32 号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 33 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	5. 3. 22
議案 第 34 号	奥物部ふれあいプラザの指定管理者の指定について	原案可決	5. 3. 22
発議 第 1 号	香美市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
発議 第 2 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 3. 22
意見書案 第 1 号	医療提供体制確保が出来てからの5類移行を求める意見書の提出について	原案否決	5. 3. 22
意見書案 第 2 号	介護保険制度の改善を求める意見書の提出について	原案否決	5. 3. 22
意見書案 第 3 号	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について	原案可決	5. 3. 22
意見書案 第 4 号	大增税を伴う防衛費増額の撤回を求める意見書の提出について	原案否決	5. 3. 22
意見書案 第 5 号	反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の撤回と外交努力を求める意見書の提出について	原案否決	5. 3. 22